

第5次

八頭町

男女共同参画プラン

～「男女がともに輝くまちづくり」を目指して～



鳥取県八頭町

令和8年3月

目 次

| | |
|------------|---|
| はじめに | 1 |
|------------|---|

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 基本理念 | 4 |
| 5 これまでの取組の総括 | 5 |
| 6 計画策定の経過 | 7 |
| 7 計画の構成 | 8 |
| 8 第5次八頭町男女共同参画プラン体系図 | 8 |

第2章 施策の基本的方向と具体的展開

I 男女がともに参画する人づくり

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 男女共同参画に向けた教育の充実 | 10 |
| ① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進 | 11 |
| ② 家庭や地域における教育・学習の充実 | 12 |
| ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進 | 13 |
| 2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 | 14 |
| ① 暴力の防止に向けた意識啓発 | 15 |
| ② 情報提供と相談窓口の充実 | 17 |
| ③ 被害者の救済と支援 | 17 |
| 3 困難な問題を抱える女性への支援 | 18 |
| ① 理解促進と早期発見につながる啓発 | 18 |
| ② 相談体制の整備と相談機能の充実 | 19 |
| ③ 生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化 | 19 |

II 男女がともに担う暮らしづくり

| | |
|-------------------------|----|
| 4 職場における男女共同参画の推進 | 20 |
| ① 男女の雇用機会均等の定着促進 | 21 |
| ② 女性の積極的な登用 | 23 |
| ③ 女性の再就職などチャレンジ支援 | 24 |

| | | |
|--------------------------|---------------------------|-----|
| 5 | 家庭における男女共同参画の推進 | 25 |
| ① | 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消 | 26 |
| ② | 男性の家庭生活等への参画促進 | 27 |
| ③ | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 27 |
| 6 | 生涯を通じた男女の健康支援 | 28 |
| ① | 各年代に応じた男女の健康増進 | 30 |
| ② | 母性の保護と母子保健対策の推進 | 31 |
| ③ | 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進 | 31 |
| Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり | | |
| 7 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 32 |
| ① | 意思決定の場への女性の参画拡大 | 34 |
| ② | 女性の人材・リーダーの育成 | 35 |
| ③ | まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起 | 35 |
| 8 | 持続可能で包摂的なまちづくりの推進 | 36 |
| ① | 住民活動への女性の参画 | 37 |
| ② | 多様性を認め合う意識の啓発 | 37 |
| ③ | 人権を尊重した社会環境の醸成 | 38 |
| 9 | 地域における男女共同参画の推進 | 39 |
| ① | 地域活動団体などの育成・支援 | 40 |
| ② | 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進 | 40 |
| ③ | 子育て支援サービスの充実 | 41 |
| 第3章 計画の推進 | | |
| 1 | 八頭町男女共同参画審議会の設置 | 42 |
| 2 | 行政内部の推進体制の整備 | 42 |
| 3 | 関係機関、民間団体及び地域住民等との連携 | 42 |
| 4 | 八頭町男女共同参画センター「かがやき」 | 42 |
| 調査資料 | | 45 |
| 参考資料 | | 133 |

はじめに

少子高齢化の進展、社会環境の変化、価値観の多様化が進む中、誰もが性別にかかわらず尊重され、安心して暮らすことができる社会の実現は、本町にとって重要な課題です。また、地方創生や地域経済の発展においても、男女がともに力を発揮し、それぞれの個性や能力を最大限に活かせる環境作りが必要です。男女が互いに人権を尊重し、家庭、地域、職場などあらゆる分野で共に参画することは、持続可能で活力あるまちづくりの基盤となるものです。

本町では、平成17年3月の合併以来、4次にわたるプランを作成し、これまで男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、依然として固定的な性別役割分担意識や、就労や生活上の不安など、複合的な困難を抱える女性の問題が顕在化しているのが現状です。

このような状況を受け、国においては令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性が置かれている状況や背景に配慮しながら関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことが社会全体の責務として位置付けられました。

このたび策定した「第5次八頭町男女共同参画プラン」では、男女共同参画の一層の推進を基本としつつ、困難な問題を抱える女性への支援を重要な施策の柱の一つとしました。今後は、町民の皆様方一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、本プランの着実な推進をとおして、地域全体で意識改革に取り組むとともに、男女共同参画に向けた理解を深めてまいります。

また、本プランは、八頭町の未来を拓くための「行動指針」として、取り組んでまいります。推進にあたっては、町民の皆様方、関係団体、関係機関との協働が不可欠です。本プランの趣旨をご理解いただき、男女共同参画の推進と支え合いの地域づくりに、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、熱心にご審議をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様方に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

八頭町長 吉田英人

第1章 計画の基本的な考え方

01 計画策定の趣旨

近年、社会の多様化や少子高齢化の進展、生活様式の変化などにより、町民一人ひとりの生き方や働き方が大きく変化しています。

私たちが目指す男女共同参画社会とは、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』（男女共同参画社会基本法第2条）です。このような社会では、女性も男性もともに、家庭・職場・地域社会などで個性と能力を発揮し、一人ひとりの人権を尊重し、助け合いながら豊かな生き方を実現することができます。

国においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・賃金格差の拡大など、急速に変化する状況にあって、女性の自立と幅広い分野への参画を進めており、女性の個性と能力を男性とともに社会に活かしていくことは、持続可能な社会づくりを進める上で、ますます重要になっています。

こうした中、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」は、令和7年に有効期限が延長され、引き続き女性活躍の推進に取り組んでいます。

しかしながら、我が国のジェンダー・ギャップ指数（国ごとの男女格差を測るもの）は世界148か国中118位（「世界経済フォーラム Global Gender Gap Report 2025」）であり、先進国の中でも著しく低い状況が続いています。政治、経済、教育、健康の4つの分野のうち、特に政治、経済分野における数値が低く、日本政府は「政治・経済分野における女性の参画の拡大が喫緊の課題」とし、企業に対し「2030年までに女性役員比率を30%以上とする」ことや「男女間の賃金格差の開示義務化」の方針を示し改善に取り組んでいます。

令和7年6月には、男女共同参画基本法が一部改正され、男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための地域における推進拠点」として法的に位置づけられ、地方公共団体は、その機能を担う体制を確保するよう努めることとされました。（施行日：令和8年4月1日）

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、平成18年に策定した『第1次八頭町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」において、理念実現に向けた具体的な施策を設定しました。それ以降、平成23年に第2次プラン、平成28年に第3次プラン、令和3年に第4次プランを策定し、その間、男女共同参画センター〈かがやき〉を施策の実施拠点として位置づけ、積極的に各事業を展開してきました。

第4次プランでは、3つの基本目標と8つの重点目標、24の施策の方向性を設定し、

施策を推進しました。それにより、審議会などにおける女性の登用率や役場内部の管理職に占める女性の割合については、高い水準を維持し、ドメスティック・バイオレンス（※1）（以下「DV」という。）や出産・子育て後の再就職などの相談体制の拡充、障がい児保育・一時保育・特別保育の実施や第2子以降保育料無償化等子育て支援制度の充実においても一定の成果が見られます。

以上のような状況に加え、国の第6次男女共同参画計画が掲げる「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現」に向け、町民一人ひとりの生き方や価値観を尊重し誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを推進します。八頭町の第4次プランに沿って実施してきた取組の成果や課題、国や県の動向、社会情勢の変化なども踏まえ、男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、『第5次八頭町男女共同参画プラン』を策定します。

02 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び八頭町男女がともに輝くまちづくり条例第9条第1項の規定に基づいて、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「鳥取県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、これらの上位計画との整合を図り策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

また、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に規定する「市町村基本計画」を兼ねるものとします。

なお、現行の見直しにあたっては「第3次八頭町総合計画」、「第3期八頭町総合戦略」やその他男女共同参画に関わる各種計画との整合を図るものとします。

03 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

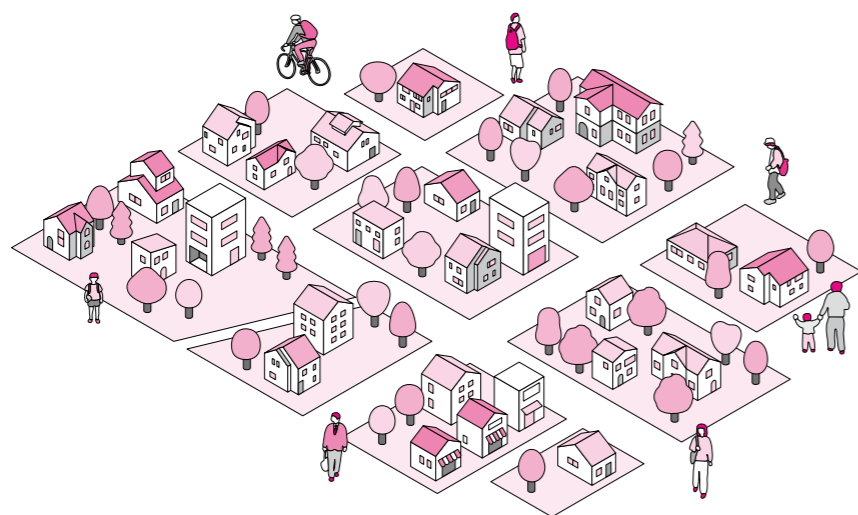
※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった人から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張るなど）のほか、精神的暴力（怒鳴る、無視、交友関係の監視など）、性的暴力（性行為の強要など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）がある。

04 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」に基づき、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。



平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された、「世界中の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、男女共同参画による持続可能な地域社会の形成に向けて、実効性のある取組を続けていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画の重点目標別に、SDGsの達成に資するものを、上記のアイコンで表示し目標とすることとします。

05 これまでの取組の総括

八頭町では、平成 17 年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画に関する基本計画の策定を義務付け、平成 18 年に第 1 次プランを策定し、平成 22 年には八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉を設置して施策の積極的な展開を図ってきました。平成 23 年、平成 28 年及び令和 3 年の計画改定においては、社会情勢だけでなく、[男女共同参画に関するアンケート調査]（以下 [アンケート調査] という。）の結果を勘案し、第 2 次、第 3 次及び第 4 次プランへと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成の進展へ向けた様々な施策に取り組んできました。

第 4 次プランでは、「男女がともに輝くまちづくり」を目標とし、目的別の大分類となる 3 つの基本目標“男女がともに参画する人づくり”、“男女がともに担う暮らしづくり”、“男女がともに支え合う地域づくり”に基づき、[男女共同参画にむけた教育の充実] や [あらゆる暴力の根絶] など 8 つの重点目標とそれぞれに施策の方向性を定め、「かがやき広場」などの各種啓発事業や保育サービスの充実、DV 等各種相談窓口の充実などの事業について、計画に沿って実施してきました。

しかしながら、PTA執行役員、集落役員への女性登用などが目標値を下回っており、性別にとられない登用の促進に対する意識啓発が必要であると同時に、農村地域において依然として固定的な性別役割分担意識（※2）が残っており、女性の参画促進を阻害する一因と考えられます。また、職場における男女間の賃金格差のある現状に加え、男性の育児休業取得率は目標値を下回り、男性は仕事中心になりがちで家事・育児負担が女性に偏る傾向もあることから、ワーク・ライフ・バランス（※3）をより一層推進することなど、達成できなかった施策から課題が見えてきました。

※2 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

※3 ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

さらに、令和6年9月に実施した〔アンケート調査〕の結果から、次の事項が明らかになりました。

- (1) これまでの調査結果と同様に、〔社会通念・習慣やしきたり〕〔社会全体〕〔法律や制度〕において、男女の地位に対する不平等感が強い状況が続いています。〔社会習慣・制度〕や〔性別による役割分担意識の存在〕の面で、女性の人権が尊重されていないと感じていることから、地域コミュニティや社会全体における固定的な性別役割分担意識の根深さがうかがえます。
- (2) 固定的な性別役割分担意識に対して否定的な考えが増加し、家事分担について女性の不満は少しずつ減少しつつあるものの、実際の家庭生活のあらゆる場面で女性への負担は改善されておらず、理想と現実の格差が解消されていないと言えます。
- (3) 女性の就労において、出産・子育て等で一時的に育児休業等を取得したり、仕事をやめたりするが、将来的に継続して仕事をすることを望む方が多く、そのためにはパートナーや家族の理解、家事育児への参加、休暇制度の充実、取得しやすい労働環境への改善、公的サービス等によるサポートや支援など働き方改革の推進が求められています。
- (4) 男女ともに、仕事優先の傾向が強いですが、家庭や趣味、地域活動等との調和のとれた生活の実現には、労働時間の短縮や休暇取得のしやすさなど働き方改革の推進が重要です。また女性にとっては、家庭生活での負担軽減や地域等への参画のために、男性の理解、協力、支援が重要であることがうかがえます。
- (5) 被害者の割合は減少していますが、男女ともにDVの実態がみられ、事態を軽視

や正当化し、恥ずかしいと考え、相談した方以上に相談しなかった方が多く見られました。セクシュアル・ハラスメント（※4）（以下「セクハラ」という。）については、女性は減少傾向、男性は増加傾向にあります。幼少期から家庭や学校での男女平等や暴力防止に関する教育、相談・救済事業の更なる充実が求められています。

- (6) 八頭町が男女共同参画社会を実現するために、〔病気や緊急時の家事・育児サポート事業の充実〕〔介護サービスの充実〕〔働く環境の改善〕〔保育事業の充実〕と併せて、〔教育における男女平等教育の推進〕〔ひとり親家庭の生活の安定〕がより強く求められていることから、『就労による女性の経済的自立』『子育てを男女がともに担い、地域社会全体で支える体制』『関係機関の緊密な連携による相談事業等支援体制の充実』を目指した取組が必要です。

以上の点を踏まえ、『第5次八頭町男女共同参画プラン』においては、基本目標を次の3点とし、継続して目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

- I) 男女がともに参画する **人づくり**
- II) 男女がともに担う **暮らしづくり**
- III) 男女がともに支え合う **地域づくり**

※4 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識による精神的な暴力や嫌がらせ。

06 計画策定の経過

- 令和6年 8月 …… 令和6年度第2回男女共同参画審議会開催
 - ・男女共同参画に関するアンケート調査の実施について内容などを審議
- 令和6年 9月 …… 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
- 令和7年 3月 …… 令和6年度第3回男女共同参画審議会開催
 - ・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果について審議
- 令和7年 7月 …… 令和7年度第1回男女共同参画審議会開催
 - ・令和3年3月に策定した『第4次八頭町男女共同参画プラン』の進捗状況及び総括について審議
 - ・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果及びアンケート調査結果分析について審議
- 令和7年 9月 …… 令和7年度第2回男女共同参画審議会開催
 - ・『第5次八頭町男女共同参画プランの骨子案』について審議

- 令和7年11月 …… 令和7年度第3回男女共同参画審議会開催
・『第5次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和7年11月 …… 議会説明
- 令和7年12月～令和8年1月 …… 町民意見募集（パブリックコメント）
- 令和8年1月 …… 令和7年度第4回男女共同参画審議会
・『第5次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和8年2月 …… 男女共同参画推進本部会議
- 令和8年3月 …… 令和7年度第5回男女共同参画審議会
- 令和8年3月 …… 『第5次八頭町男女共同参画プラン』策定

07 計画の構成

第1章は、「計画の基本的な考え方」として、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間などを記述しています。

第2章は、「施策の基本的方向と具体的展開」として、基本目標、重点目標、施策の方向を示し、それに向けての具体的施策を記述しています。

第3章は、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「推進体制」について記述しています。

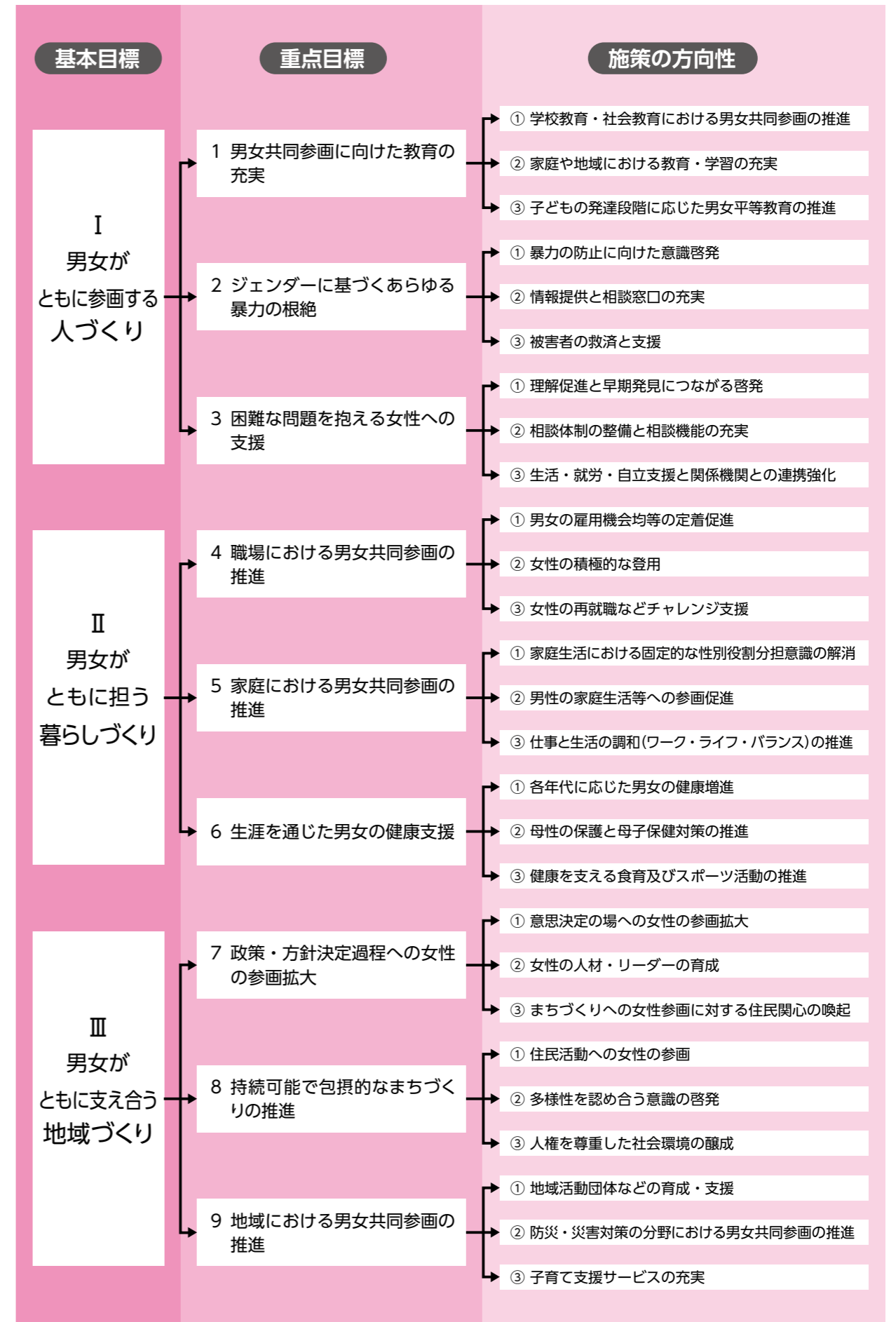
08 第5次八頭町男女共同参画プラン体系図

目 標

男女がともに輝くまちづくり

基本理念

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。



第2章 施策の基本的方向と具体的展開

I 男女がともに参画する人づくり

01 男女共同参画に向けた教育の充実

この取組がその達成に資するSDGs



【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つこと、また社会全体の意識改革が不可欠です。

今回(令和6年)行った[アンケート調査]では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、反対は6割以上でした。しかし、子育てに関する設問のうち〔女らしく、男らしく〕育てる方がよいという考え方は、約4割の方が賛成されています。固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善されていますが、まだ根強く残っていると言えます。

人権尊重に基づいた男女共同参画について理解を深め、ジェンダー意識(※5)にとらわれず、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場など、生涯を通じて様々な場面や機会教育・学習を進めることが重要です。

個人の意思や意見を無視し、「男だから」「女だから」といった性別による画一的な偏見や扱いは、子どもたちが固定的な性別役割分担意識(※2)を無意識のうちに内在させかねません。子どもの自由と自立が尊重されるよう、人権について理解を深める学習の機会を確保し、性別にとらわれず自分らしく生きる力を育むための教育の推進が必要です。

あわせて、人口減少、少子高齢化が進展する中で、今後も持続的に発展していくためには、性別、年齢、国籍の違いに関わらず、LGBTQ+(※6)のような性的少数者の人権についても、多様性が尊重され誰もが個性や能力を最大限発揮できる環境を整えることが必要です。

すべての人が性別に関わらず自己決定、自己選択ができる社会を実現するための啓発を推進します。

※5 ジェンダー意識

社会的、文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」などの画一的で多数派の規範意識。

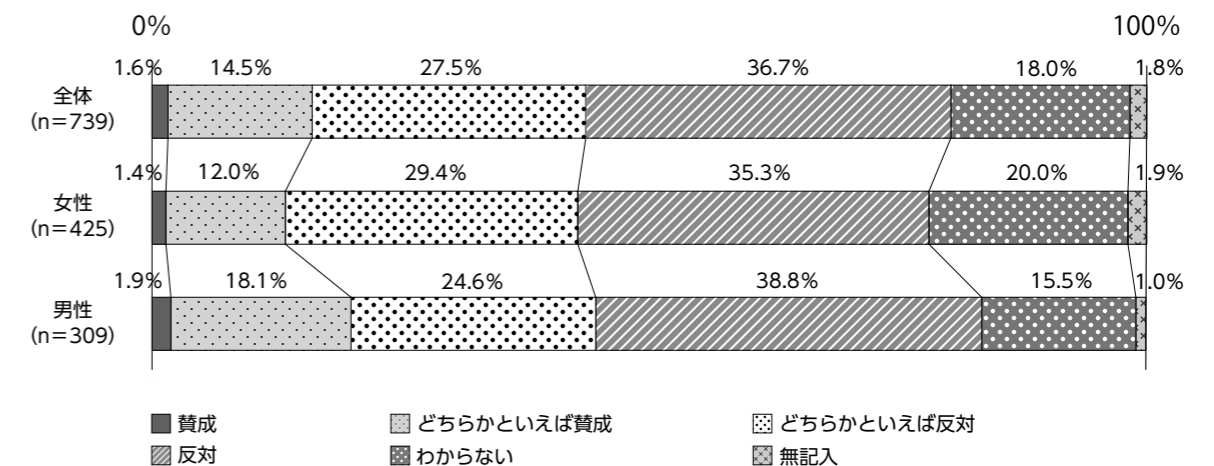
※2 固定的な性別役割分担意識(再掲)

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

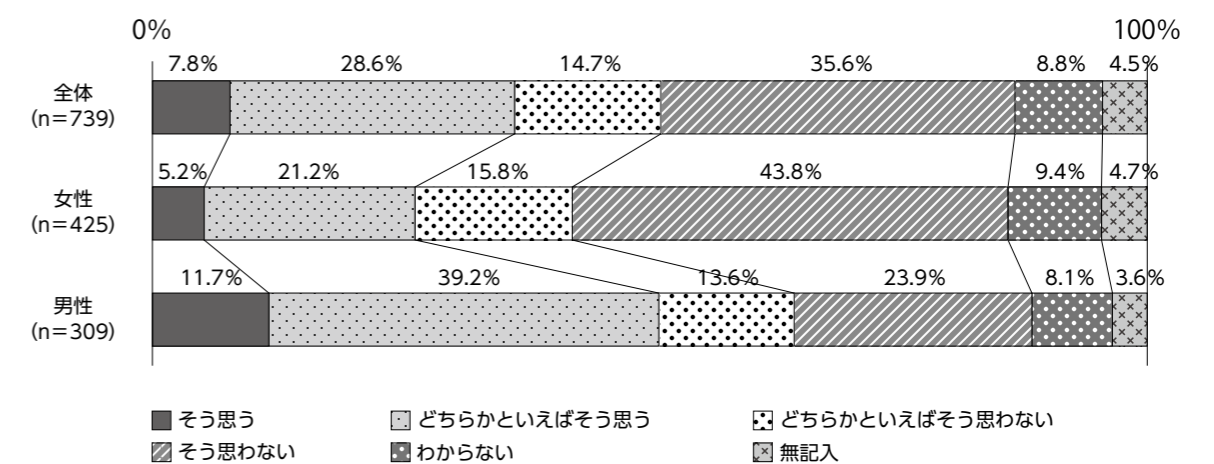
※6 LGBTQ+

「L」はレズビアン(女性同性愛者)、「G」はゲイ(男性同性愛者)、「B」はバイセクシュアル(両性愛者)、「T」はトランスジェンダー(出生時割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、または体の性と性自認が一致しない人)、「Q」はクィア(規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ)やクエスチョニング(自らの性のあり方について分からない人、決めたくない人等)、「+」はLGBTQ+に当てはまらない多様な性を表現したもの。

問11 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどのように思いますか。【あてはまる数字1つに○】



問14-① 女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい。【あてはまる数字1つに○】



【施策の方向性】

① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

未来を担う子どもたちの男女共同参画に対する理解の推進と併せて、子どもたちに大きな影響を及ぼす教職員自身や大人においても社会教育・生涯学習の場を通じて理解の推進を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 女性の登用促進・啓発 | ○PTA執行役員 R6年度 35.3%→R12年度目標 50% | 社会教育課 |
| 学校における適切な性に関する教育の推進 | 女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。 | 学校教育課 |

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------------|---|----------------|
| 誰もが参加しやすいPTA活動の推進 | PTA活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 学校における人権尊重教育の充実 | 学校教育やPTA研修などを通して、人権に関する教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 教育関係者の男女共同参画意識の向上 | 教育関係者の男女共同参画意識を高めるために啓発講座や研修の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 生涯学習への参加促進 | 誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、町民の学習参加を促進します。 | 中央公民館 |
| 女子児童・生徒の理工系分野の選択促進 | 理工系分野に関する女子児童・生徒の理解の促進に努めます。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を含め、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の意識改革を図り、女子生徒本人の希望に基づいた理工系進路選択を促進します。 | 学校教育課 |

②家庭や地域における教育・学習の充実

保護者・地域住民が男女共同参画に関する学習活動へ積極的に参加できる機会を提供することで、子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを尊重しながら自らの生き方を主体的に選択する能力を育ていける環境の整備・充実を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------------|---|---|
| 家事や育児・介護を体験する機会の創出 | 男女ともに必要な家事や育児、介護に対する関心を高めるための交流や学習に努めます。 | 学校教育課 社会教育課 子育て支援センター 男女共同参画センター |
| 女性のエンパワメント（※7） | 女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、教養講座及び育成講座などを開催し、学習活動の充実を図ります。 | 中央公民館 男女共同参画センター |

※7 女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

③子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育での子どもたちの発達に応じた男女平等に関する教育は、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、発達段階に応じて、人権尊重、男女平等についての指導の充実に努めます。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実 | 小学校・中学校で心身の発達段階や年代に応じた男女平等教育・学習を推進します。 | 学校教育課 |
| 男女共同参画の視点を踏まえた児童・生徒指導 | 児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。 | 学校教育課 |
| 職場体験事業の実施 | 中学生を対象に、職場体験を行い、性別にかかわらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。 | 学校教育課 |

02 ジェンダーに基づく あらゆる暴力の根絶

この取組がその達成に資するSDGs



【現状と課題】

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生においても深刻な影響を及ぼします。社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。

〔アンケート調査〕のDV被害の経験を尋ねた項目では、女性は約2割、男性は約1割の方が身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、性的な暴力を受けています。また、セクハラについては、女性の約2割が何らかの被害を受けてはいるものの以前より減少しています。男性は逆に増加しています。

配偶者からの暴力の被害者の多くは女性です。外部からその発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、加害者に加害意識が低いという傾向があります。このため周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特徴があり、早期に発見し被害を防止する取組が必要です。

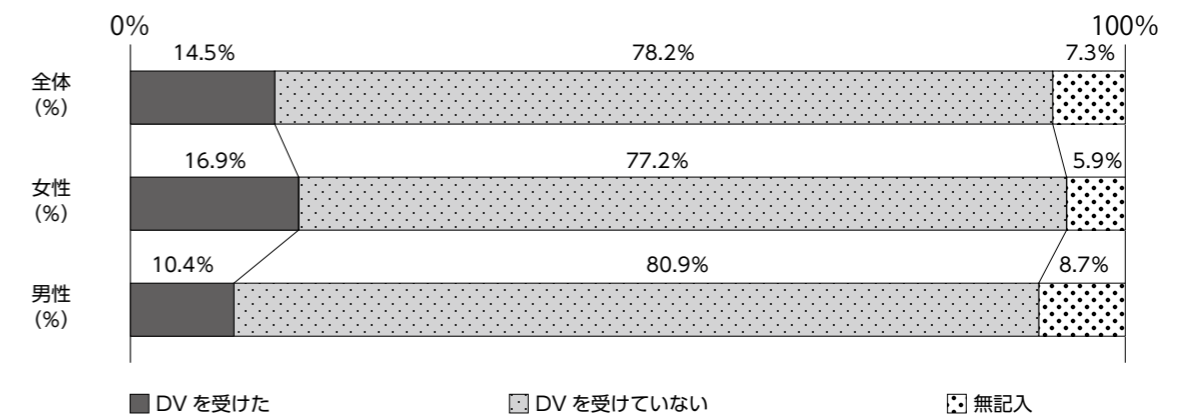
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号。以下「令和5年改正法」という。)が令和5年5月12日に成立し、同年5月19日に公布されました。令和5年改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されています。

また、女性や男性だけでなく、LGBTQ+といった性的マイノリティ等多様な被害者が存在している現状があります。

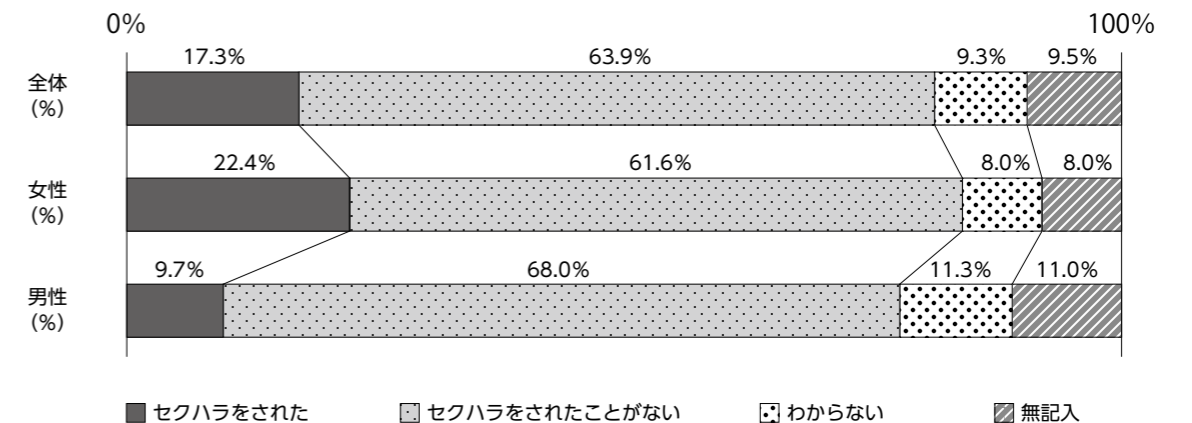
こうした状況を踏まえ、対象者の性別を問わずあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携しながら、子どもに対する学校や家庭での男女平等や暴力防止の教育、DVを根絶するための社会的認識の周知、また早期発見・早期対応のための相談・支援体制の充実を図ることが重要です。

◀DV防止法関連▶ ◀ストーカー行為等の規制等に関する法律関連▶

問24 「ドメスティック・バイオレンス (DV)」についておたずねします。
あなたは、これまでに(過去5年程度)、恋人・配偶者・パートナーとの間で、DVを受けたことがありますか。



問29 セクシュアル・ハラスメント (セクハラ) とは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題のひとつです。あなたは、これまでに(過去5年程度)、セクハラをされたことがありますか。



【施策の方向性】

①暴力の防止に向けた意識啓発

スクール・セクシュアル・ハラスメント (以下「スクール・セクハラ」という) (※8) やデートDV (※9) など、被害の低年齢化も社会的に大きな問題となっています。全世代でDVやセクハラに対する正しい知識と暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発や年齢に応じた学習機会の提供・充実を図ります。

※8 スクール・セクシュアル・ハラスメント (スクール・セクハラ)

学校におけるセクハラのこと。教師から生徒に対する場合がほとんどであるが、教師同士、生徒同士の場合もあり、相手に対して性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的な強要などを行い、相手を不快にさせること。

※9 デートDV

ドメスティック・バイオレンス (DV) の中で、交際中の相手から受ける様々な暴力のこと。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------|--|---|
| DV根絶への社会的認識の徹底、啓発 | 広報誌などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。 | 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター |
| セクハラ防止啓発 | 地域社会、教育の場などにおけるセクハラの防止のための啓発活動を行います。 | 全課 |
| スクール・セクハラ、デートDV防止啓発 | お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ(スクール・セクハラ)、恋人同士で起こる暴力(デートDV)などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。 | 学校教育課 男女共同参画センター |
| 児童虐待防止啓発 | 啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど防止啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会による個別支援会議(ケース検討会)での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。 | 保健課 |
| 高齢者虐待防止啓発 | 虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。 講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体を対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。 また、郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。 | 地域包括支援センター 保健課 |
| 性暴力の防止啓発及び被害者支援 | 性暴力等の根絶を目指して、性的暴力やDVによるフェミサイド(※10)防止啓発として、学校・地域・職場などで性暴力に関する防止啓発や教育の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応の体制の充実を図り、関連機関との連携を図ります。 | 男女共同参画センター 地域包括支援センター 福祉課 学校教育課 町民課 |

※10 フェミサイド

フェミサイドの定義は団体や国により様々であるが、例えば国連では「ジェンダーが関連した動機による故意の殺人」と定義され、WHO(世界保健機構)では「女性であることを理由にした意図的な殺人」と定義されている。

②情報提供と相談窓口の充実

「暴力は犯罪であり、決して許されるものではない」との認識を広く社会に徹底するとともに、女性支援法で掲げる困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知・啓発を行うことで、早期発見・早期対応につながる体制に努めます。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------|---|---|
| 相談窓口の充実 | 人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士による法律相談窓口などを開設し、相談しやすい体制の充実を図るとともに、被害の顕在化を防止し、効果的な相談業務に努めます。 | 企画課 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター |
| 被害者の早期発見・早期対応 | 医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように努めます。 | 町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター |

③被害者の救済と支援

公的相談機関、民間支援団体などと連携し、安全な生活が確保できるよう被害者の救済・支援につなげていくとともに、被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応・支援ができるよう、担当職員の研修の充実など継続的な資質の向上に努めます。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------|---|---|
| 公的相談機関、民間支援団体との連携促進 | 福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。 | 町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター |
| 研修の充実と職員の人材確保 | 二次被害(※11)を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。 | 全課 |

※11 二次被害

DVの被害者が支援される過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者や周りの人からの不適切な言動によって、さらに傷つけられてしまうこと。

03 困難な問題を抱える女性への支援



【現状と課題】

近年、貧困、ひとり親、DV・性暴力、虐待、障がい、病気、孤立、就労困難など、複合的な問題を抱える女性が顕在化しています。こうした問題は性別による役割分担意識や社会構造的な不平等とも深く関係しており、女性が一人で抱え込みやすい状況が生じています。また、困難な状況にある女性は、支援制度の情報にたどり着きにくく、相談すること自体に心理的なハードルを感じ、問題が深刻化するまで孤立する傾向があります。八頭町では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性の人権と尊厳を守り、安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら切れ目のない支援体制の充実に努めます。

＜困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連＞

【施策の方向性】

①理解促進と早期発見につながる啓発

困難な状況に置かれた女性への理解を深め、偏見や差別の解消に向けた啓発や情報発信を行います。また、地域や関係部署における気づきの力を高め、困難が深刻化する前の早期支援につなげるよう啓発を推進していきます。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|------------|
| 困難な問題を抱える女性に関する啓発の推進 | 困難な問題を抱える女性に関する理解の促進と意識啓発を図るため、啓発講座や資料配布による周知を図ります。 | 男女共同参画センター |
| 高齢者・障がい者・外国人等が暮らしやすい環境の整備 | 高齢者、性的マイノリティ、障がい者、外国人等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることを留意し、このような人々への正しい理解を深め、多様性を尊重する環境づくりに資するため、人権教育・啓発等を行っていきます。 | 人権推進課 |

②相談体制の整備と相談機能の充実

女性が安心して相談できる窓口の周知・強化を図り、相談内容に応じた適切な支援が図られるよう関係部署及び関係機関との連携を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-------------------|
| 困難な問題を抱える女性が安心して相談できる機会の確保 | 経済的困難、配偶者からの暴力や性暴力、子育てや介護等、さまざまな問題を抱える女性が安心して相談でき必要な支援を受けられるよう、関係部署及び関係機関との連携を図ります。 | 男女共同参画センター 福祉課 |

③生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化

困難な問題を抱える女性が安心して生活し、自立した人生を選択できるよう生活支援、就労支援及び自立支援を一体的に推進するとともに、関係部署及び関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の構築を推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|------------|
| 生理の貧困における生理用品の支援、提供体制の整備 | 経済的理由や家庭環境、社会的要因により生理用品が購入できない女性の生理の貧困対策として、特定の公共施設に生理用品を設置し、誰でも入手できる環境を確保する。 | 男女共同参画センター |
| 就労・自立に向けた包括的支援 | ひとり親世帯、若年女性、高齢女性等支援を必要とする方、世帯に対し、経済的支援や就労支援等、関係部署及び関係団体と連携を図り支援する。 | 福祉課 |

II 男女がともに担う暮らしづくり

04 職場における男女共同参画の推進

この取組がその達成に資するSDGs



【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が急速に進み、八頭町においても生産年齢人口が減少する中、女性も男性も働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、活力の向上の観点からも極めて重要な意義を持つと考えられます。

〔アンケート調査〕でも、望ましいと思う女性の働き方として、全体の約5割の方が〔子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする〕を選択されています。

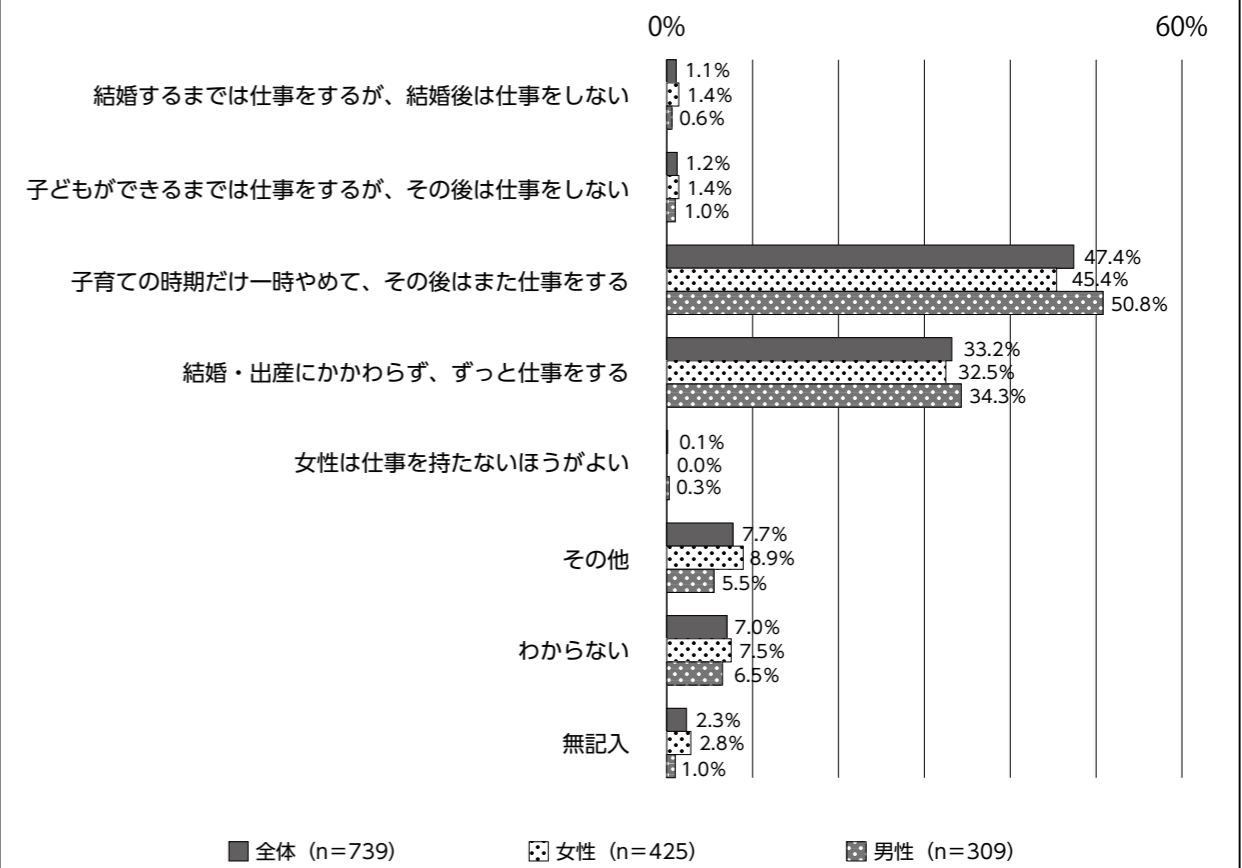
平成28年4月に「女性活躍推進法」、平成31年4月には「働き方改革関連法」が施行され、官民の積極的な取組が行われ、女性の就労に関する整備が進められてきました。

しかしながら、依然として家事、育児や介護等の多くを女性が担っている実態があります。本人の意思が尊重され、女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と生活との二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となるよう、共働き・共育での推進に向けた、社会的気運の醸成を図り、働く場における男女共同参画及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※3））の啓発活動を着実に推進することが重要です。

※3 ワーク・ライフ・バランス（再掲）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

問15 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。【あてはまる数字1つに○】



【施策の方向性】

①男女の雇用機会均等の定着促進

性別を理由とする差別的扱いや職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなどあらゆるハラスメント（※12）の根絶、男女間の賃金格差の是正など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を推進する上での啓発を行います。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 育児・介護休業法など制度の周知と利用啓発 | 町内事業者に対し、育児・介護休業制度など、多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。役場内においても、育児・介護に関わる制度が十分に利用されるよう取り組みます。 ○男性の育児休業取得率 （県内民間企業） R6年度 37.6%→R12年度目標 85% （八頭町役場） R6年度 25%→R12年度目標 100% | 総務課 産業観光課 男女共同参画センター |

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 男女間の賃金格差の是正啓発 | 男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。 | 産業観光課 総務課 男女共同参画センター |
| 男女雇用機会均等法などの関係法の周知啓発 | 男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報誌などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な処遇の確保に努めます。 | 産業観光課 総務課 男女共同参画センター |
| あらゆるハラスメント防止に向けての取組推進 | セクハラ、パワーハラスメント(※13)、モラルハラスメント(※14)、マタニティハラスメント(※15)、カスタマーハラスメント(※16)などあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。 | 総務課 人権推進課 男女共同参画センター |
| ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 | 妊娠・出産・育児等ライフステージに応じた子育てや介護支援の相談を充実させる取組を行います。 | 保健課 地域包括支援センター |

※12 ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ。

※13 パワーハラスメント

職場の上司などによる権力(パワー)を利用した嫌がらせ。

※14 モラルハラスメント

言葉や態度などによって心を傷付ける精神的嫌がらせ。

※15 マタニティハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱い。

※16 カスタマーハラスメント

顧客からのクレームや言動のうち、要求内容やその手段・態様が社会通念上不当で、労働者の就業環境が害されるもの。

②女性の積極的な登用

就業は生活の経済的基盤であり、安定した就労は経済的な自立につながります。また働くことは自己実現にもつながります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題であり、各分野における女性の参画・登用率の増加に向け、女性のキャリア形成における人材育成の推進を図ります。

◀女性活躍推進法関連▶

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--|--|----------------------------|
| 役場内部の女性の管理職への積極的登用 | ○R6年度 35.5%→R12年度目標 50% | 総務課 |
| 女性活躍推進法の啓発 | 女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発を推進するとともに、女性の活躍に関する情報提供を推進します。 | 産業観光課 総務課 男女共同参画センター |
| 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブアクション(※17))の推進啓発 | 町内企業における男女間の機会の不均衡を是正するため、女性登用に関する取組やキャリア形成支援を行います。 | 産業観光課 総務課 男女共同参画センター |
| 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画促進 | 広報誌や4コマ漫画などを通じて、性別にとられない職業分野への参画を促進します。 | 男女共同参画センター |
| 自営業における家族従事者の就労環境の改善促進 | 商工会や農業協同組合などとの連携により、就労環境の改善へ向けた啓発を推進します。 | 産業観光課 |
| 農業分野における女性の活躍促進 | ○鳥取県指導農業士の女性割合 R6年度 40%→R12年度目標 40% ○農業協同組合の女性正組合員加入割合 R6年度 16.4%→R12年度目標 20% ○家族経営協定(※18)の締結農家数 R6年度 16件→R12年度目標 18件 | 産業観光課 |

※17 ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている方に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

※18 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づきルールを文書で取り決めること。

③女性の再就職などチャレンジ支援

女性が就労を継続していくためには、「家事・育児・介護は女性が担うべき」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男性も家事・育児・介護に参画しやすい職場環境を推進するための啓発を行うなど、女性の再就職などに対する支援を行います。

<<女性活躍推進法関連>>

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------|---|---------------------|
| 再就職に向けた支援活動の推進 | 再就職支援講座など、再就職に関する相談・就業支援の情報提供を行います。 | 産業観光課 男女共同参画センター |
| 女性の起業の活動支援 | 多様な働き方と地域活性化を推進する観点から女性の起業の活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。 | 男女共同参画センター 産業観光課 |
| 保育所入所に関する情報提供 | 保育所の入所の手続きや第2子以降保育料無償化などの制度について周知を図ります。 | 町民課 |

05 家庭における男女共同参画の推進

この取組がその達成に資するSDGs



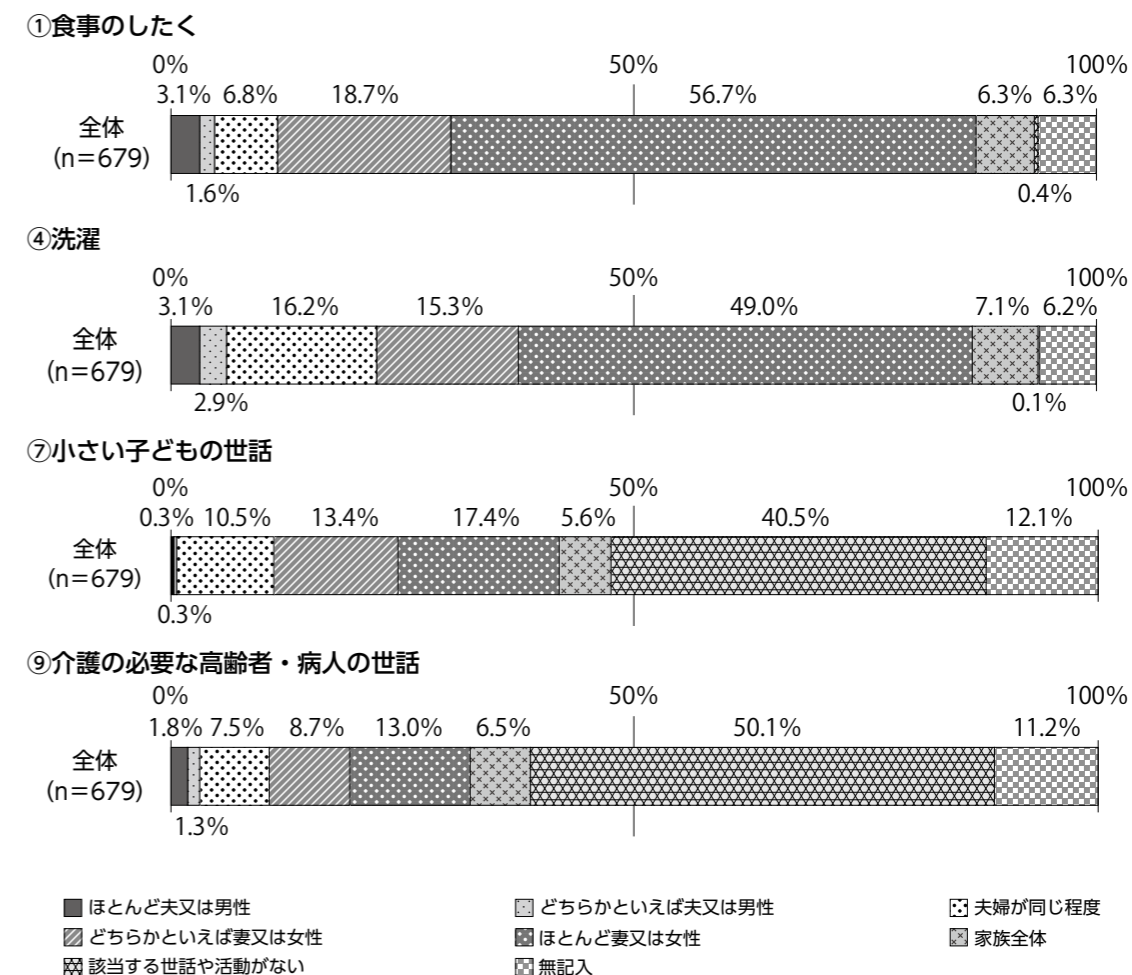
【現状と課題】

家庭において、女性と男性がともに家庭内の役割を分担することは、男女共同参画の基本的な考え方の一つです。しかし、[アンケート調査]では、家庭生活の分担について尋ねた項目において、家事や育児、介護については、女性に負担が偏っていることがわかりました。また、家庭生活の分担に対する満足度を聞いた設問では、『満足派』は女性は約4割だったのに対して、男性は6割以上でした。『満足派』と『不満派』の割合は男女間で差が大きく、その傾向は従来から変わっていません。

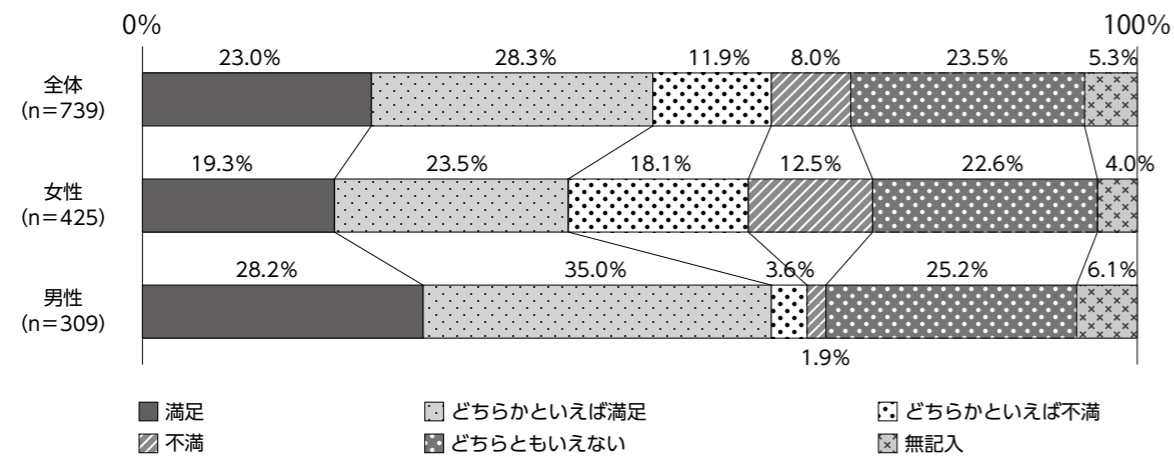
家庭は、生活の基盤となる場所であり、特に子どもの人格を形成する上で非常に大きな役割を担っており、家庭における男女共同参画の推進は重要です。

どちらか一方に責任と負担が偏ることがないように、男女がお互いを尊重し支え合う気持ちを持って、役割分担を行っていくことが大切です。

問12 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【あてはまる数字1つに○】



問 13 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。【あてはまる数字 1 つに○】



【施策の方向性】

①家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消

家庭において男女共同参画の考え方が根付き、実践されていけば、子どもは男女共同参画・男女平等を自然なこととして理解し身に付けることができます。このようなことから、男女がともに家事・育児・介護を担うことについて啓発を行います。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 子育て支援フェスタの開催 | 子育て支援フェスタを開催し、男女が共に関わる子育ての推進に向けた啓発を行います。 | 子育て支援センター |
| 子育て講座の開催 | 各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育て講座を開催し、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 各保育所 子育て支援センター 町民課 社会教育課 |

②男性の家庭生活等への参画促進

男女が互いに尊重し支え合いながら家庭生活を営むためには、男性が積極的に家庭生活等へ参画していくことは必要不可欠です。子育て等における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる、啓発講座を実施します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|-------------------|
| 父親の育児講座の開催 | 男性の子育て講座、育児講座、料理教室などを開催し、父親の育児参加への啓発を行います。 | 男女共同参画センター |
| 男性の家庭生活等への参画を可能とする働き方の啓発 | 男性が家庭生活等へ参画しやすい働き方の改善に向けた啓発を行います。 | 総務課 男女共同参画センター |
| 介護における参画意識の啓発 | 在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性の介護者も個別相談や研修に参加しやすいよう配慮に努めます。 | 保健課 |

③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が相互に協力し、家庭の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活が送れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

＜女性活躍推進法関連＞

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-------------------|
| 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発 | 「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業（鳥取県男女共同参画推進企業）」の認定に向け鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ○R 6年度 31 事業所→R 12年度目標 36 事業所 | 男女共同参画センター |
| 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業認定制度の普及啓発 | 「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」の認定に向け、鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ○R 6年度 11 事業所→R 12年度目標 16 事業所 | 男女共同参画センター |
| 職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発 | 仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などを行います。 | 総務課 男女共同参画センター |

06 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

八頭町が男女共同参画社会を実現するためには、アンケート結果より〔病気や緊急時の家事・育児サービス事業の充実〕、〔介護サービスの充実〕、〔働く環境の改善〕、〔保育事業の充実〕と併せて、〔教育における男女平等教育〕や〔ひとり親家庭の生活の安定〕がより強く求められています。

また、すべての人が心身ともに健康で自分らしく生きるためには、生涯を通じた健康支援とともに、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）（※19）の保障が重要です。女性は、生理、妊娠・出産、更年期などライフステージごとに特有の健康課題に直面しており、社会全体での理解と支援が求められています。特に経済的な理由などにより生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」が社会問題化しており、若年層を中心に心身の健康や学習・就労機会に影響を及ぼしています。また、産後うつなどの出産後の心身の不調に対する支援も必要とされています。

なお、男性においても更年期障害やメンタルヘルスの課題が顕在化していますが、支援につながりにくい現状があります。

性に関する正しい知識の不足、性暴力や望まない妊娠、避妊、出産、不妊治療への理解不足など、リプロダクティブ・ライツの視点からの課題も依然として残されています。

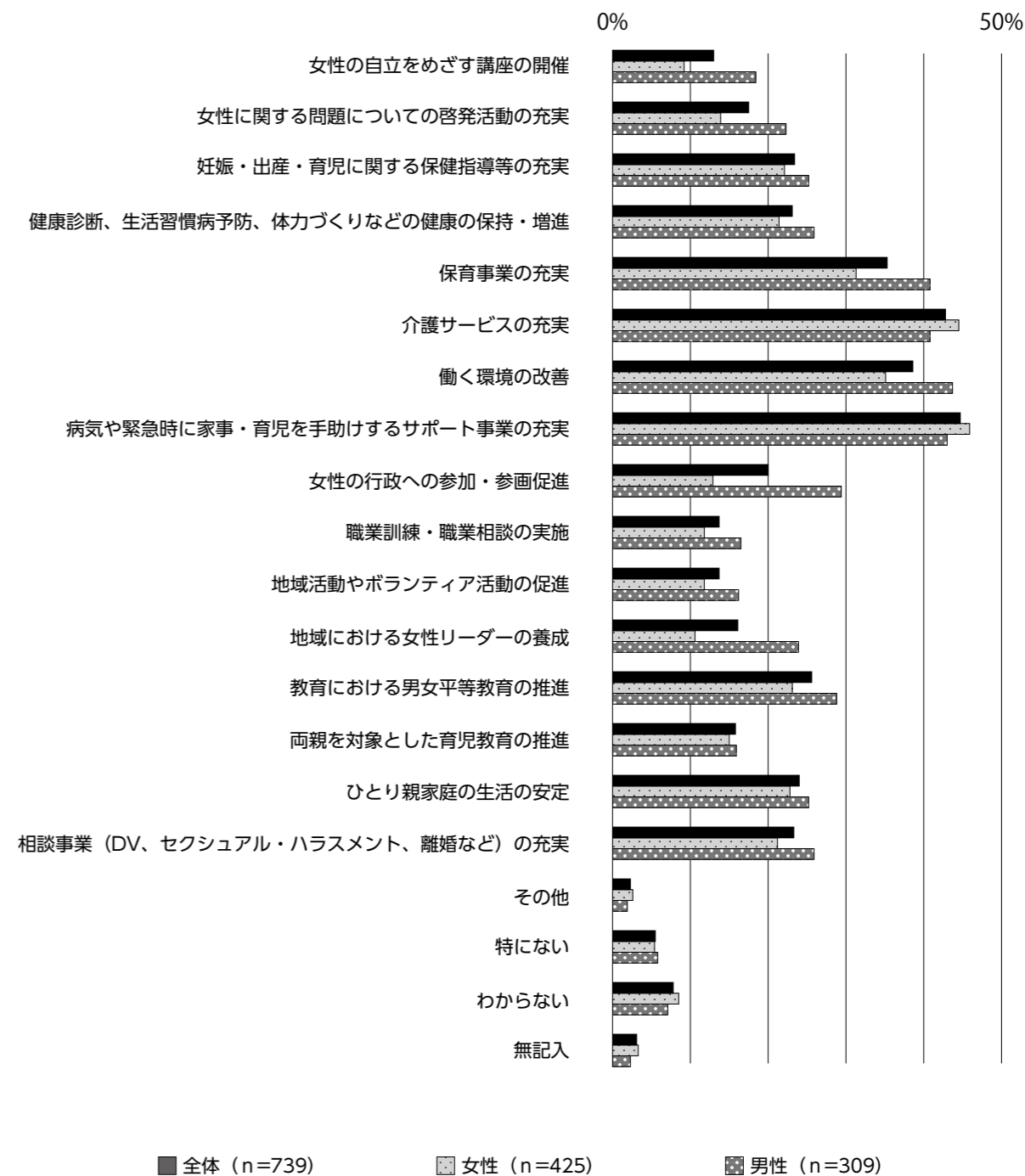
こうした状況を踏まえ、性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの身体と生き方について主体的に選択できる社会の実現を目指す必要があります。

よって、生涯を通じた男女の健康支援を推進し、性や年齢による健康格差の是正を図り、生理や更年期、産後うつ等の心身の変化に対する正しい知識の普及を進めるとともに、男女が互いに理解し支え合う地域社会の形成を目指します。

この取組がその達成に資するSDGs



問 31 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】



※19 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

自分の身体や人生は自分のものであり、妊娠や出産、性的指向や性自認などを含む、性と生殖に関するあらゆることにおいて、すべてに人々が自由に意思決定でき、生涯にわたって健康を享受できることを目指して提唱されたもので、4つの言葉が組み合わされています。

- ①セクシュアル・ヘルス：自分の性に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的にも認められていること。
- ②リプロダクティブ・ヘルス：妊娠したい人もしたくない人も、出産したい人も関心がない人も、他者に対して性的欲求・恋愛感情がない人も、心身ともに満たされて健康でいられること。
- ③セクシュアル・ライツ：セクシュアリティ（性）を自分で決められる権利。
- ④リプロダクティブ・ライツ：出産や子どもの人数などを自分で決める権利。

【施策の方向性】

①各年代に応じた男女の健康増進

男女が年代や健康状態に応じて適切に自己管理を行えるような健康教室・運動教室、相談体制の充実を図り、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進に向けた啓発を行います。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------------------------|
| 生涯を通じた健康の保持増進の支援 | ライフステージに応じた適切な生活習慣や生活習慣病に対する正しい知識の普及・啓発及び、休日検診の実施など、検診を受けやすい体制の整備を推進します。 | 保健課 保 健 課 町 民 課 |
| 介護予防対策の促進 | 介護予防、自立促進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を行うなど、予防についての周知・啓発を行います。 | 保健課 保 健 課 地域包括支援センター |
| 仕事と健康課題の両立の支援 | 町職員が、男女とも、治療や健康課題を抱えながらも働き続けることができる職場環境の整備を推進します。 | 総務課 総 務 課 |
| プレコンセプションケア(※20)の推進 | 思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)の推進に取り組みます。 | 学校教育課 学 校 教 育 課 保 健 課 |

※20 プレコンセプションケア

毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。コンセプション(Conception)とは、受胎や妊娠を指すが、プレコンセプションケア(Preconception care)は将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。

②母性の保護と母子保健対策の推進

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすため、心身及びその健康について正しい知識の習得・情報の提供や、男性を含め広く社会全体の認識が高まるよう啓発を行います。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|----------------------------|
| セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発 | 母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツがすべてのカップルと個人を対象としているとおり、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解し合い、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。 | 保健課 保 健 課 男女共同参画センター |
| 妊娠・出産・産後などにおける女性の健康づくり支援 | 妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、産後ケア(※21)、などを実施し、産前産後の女性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充実を図ります。また特定不妊治療費等の助成を行います。 | 保健課 保 健 課 |

※21 産後ケア

産後に育児不安、出産・育児の疲れによる体調不良、家族などの手助けが十分受けられなくてつらいなど支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、安心して子育てができるように行われる支援(ケア)。

③健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

バランスのとれた食生活、地域における日常的なスポーツ活動を推進することにより健康の保持増進を図り、一人ひとりが健康で充実した生活を送れるよう、生活習慣の見直しや健康づくりを支援します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------------|--|--------------------|
| 生涯を通じての食育の推進 | 広報誌などによる啓発を実施するなど、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育に取り組みます。 | 保健課 保 健 課 |
| スポーツ・レクリエーション活動の充実 | 各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。 | 社会教育課 社 会 教 育 課 |

Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

07 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



【現状と課題】

豊かで活力のある持続可能な社会を作り、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、政策・方針決定過程での女性の参画拡大を推進し、多様な視点を反映させることが必要です。

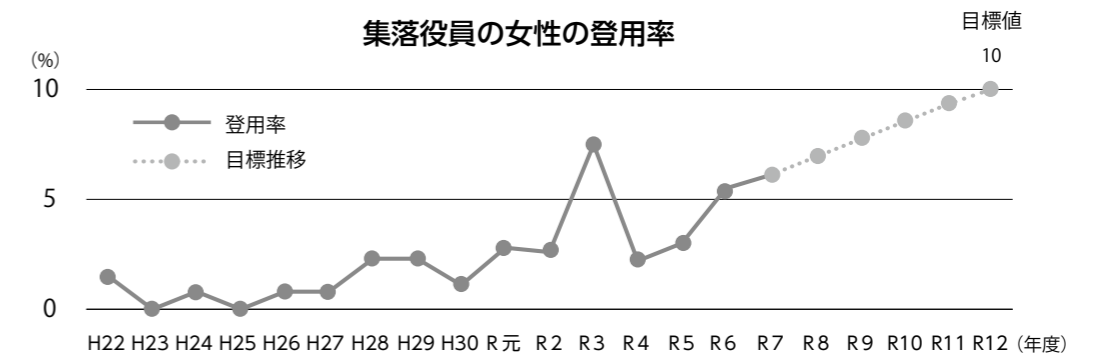
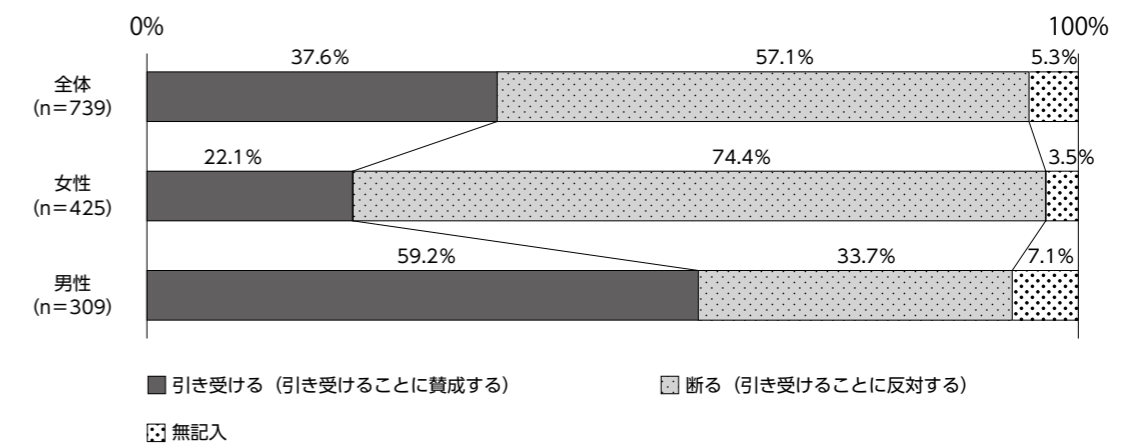
八頭町において、条例などにより設置されている各種審議会委員などへの女性の登用率は、令和6年度が39.7%で第4次プランの目標数値50%には達成していませんが、県内では高い水準を維持しています。

しかしながら、[アンケート調査]では、男性は約6割の方が身近な女性が区長等役職を引き受けることに〔賛成〕していますが、当事者の女性は7割以上の方が〔断る〕と回答しています。実際に女性の自治会役員の登用率は非常に低い数値となっています。

様々な視点や価値観を行政や政策に反映していくためには、女性自身が積極的に社会に関わっていく姿勢は当然必要ですが、家族や地域など周囲に存在する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、女性の参画に協力・支援していくことも重要です。

また、女性が地域で活躍し、能力を十分に発揮できる社会を目指し、策定された女性活躍推進法も踏まえ、今現在、女性の活躍を妨げている要因を明確化し、女性活躍の更なる推進に取り組むことが必要です。

問 21 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役職について伺います。女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることに賛成しますか。【あてはまる数字1つに○】



【施策の方向性】

①意思決定の場への女性の参画拡大

町の政策・方針決定過程に関わる審議会などへの女性の登用を推進するとともに政策立案において、多様な町民ニーズの把握に努めます。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------|---|------------|
| 審議会等委員などへの女性の登用促進 | 性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・方針決定に反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。 ○審議会委員等への女性の登用率 R 6年度 39.7%→R 12年度目標 40%以上、60%以下 ○農業委員への女性登用率 R 6年度 7%→R 12年度目標 36% ○老人クラブにおける女性役員の登用率 R 6年度 15%→R 12年度目標 20% | 全 課 |
| 各種団体などへ女性の登用拡大に向けて協力要請 | 各種団体に向けて女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請します。 | 男女共同参画センター |
| 男女共同参画の意識啓発 | 意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。 | 男女共同参画センター |

②女性の人材・リーダーの育成

女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画する上で必要な知識などを身につけられるよう、学習機会や情報の提供、交流の推進などを行い、地域活動などにおいてリーダーとなる人材の育成を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------|---|------------|
| 女性の活躍促進のための取組 | 女性の能力が十分発揮できる環境や意識づくりに努め、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。 | 男女共同参画センター |
| 男女共同参画リーダー養成 | 日本女性会議など、県内外で開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。 | 男女共同参画センター |
| 女性デジタル人材の育成 | 女性のデジタル人材の育成を推進し、関係機関及び関係部署と連携し、地域産業のデジタル化や新たな雇用機会の創出を図り、女性のキャリア形成及び経済的自立の支援を図ります。 | 男女共同参画センター |

③まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

町民の半数以上を女性が占めており、まちづくりを推進していく上で女性の声を各種施策や地域活動へ反映させていくことは必要不可欠です。集落役員への女性登用促進を図り、男女共同参画のまちづくりを推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------------|
| 女性が参画しやすい環境づくりの啓発 | 地域において女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。 | 全 課 |
| 集落役員（自治会役員）の女性の登用促進 | 積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行います。 ○集落役員の女性登用率 R 6年度 5.5%→R 12年度目標 10% | 総務課 男女共同参画センター |

08 持続可能で包摂的なまちづくりの推進



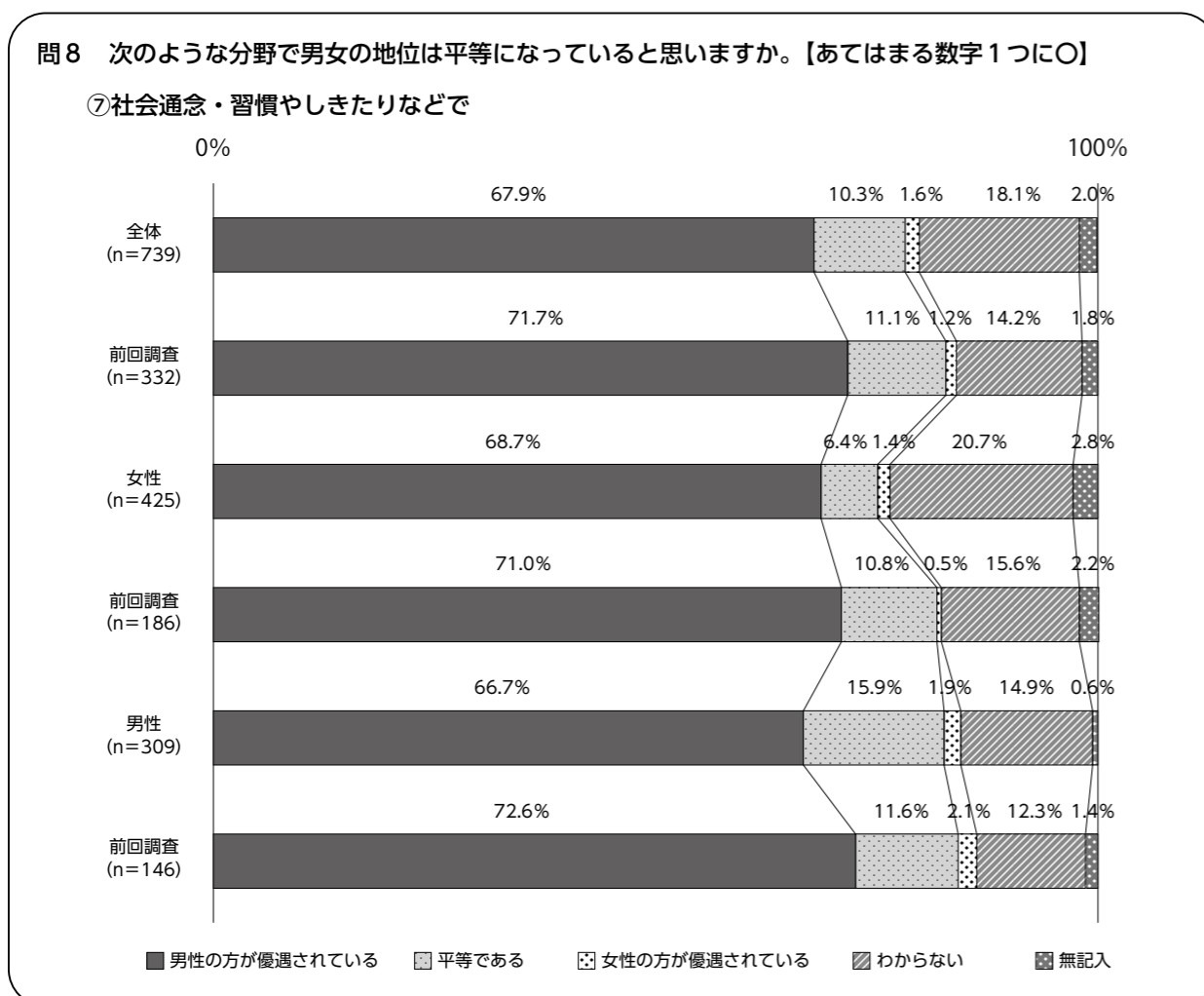
【現状と課題】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、法律や制度の整備が進められ、様々な分野で男女の平等感も改善方向にあります。しかし、現実には固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などの影響により、女性と男性のどちらに対しても中立的に機能していない場合があります。

また、[アンケート調査]でも、社会通念・習慣やしきたりなどの面において、男女ともに約7割の方が〔男性優遇〕と回答しており、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

女性も男性も社会のあらゆる分野で、性別による差別的取り扱いを受けず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保される社会づくりは、国が掲げる重要政策の一つでもあり、その理解について啓発を促進し、意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で極めて重要です。

誰もが互いを尊重し、支え合いながら暮らせる環境を整えることで、持続可能で包摂的なまちづくりを進めます。



【施策の方向性】

①住民活動への女性の参画

地域社会において、〔男性が中心的な役割、女性は補助的な役割〕などの男性中心の習慣やしきたりが未だ見受けられるなか、男女共同参画に関する集落研修などを通じて意識啓発を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------|--|------------|
| 男女共同参画センターの事業の充実 | 男女共同参画に関する理解の促進と意識啓発を図るため、集落や各種団体等を対象とした学習・啓発講座、人材育成研修、出前講座等を実施するほか、図書やDVDの貸出による情報提供を行います。 | 男女共同参画センター |

②多様性を認め合う意識の啓発

社会活動の選択において、性別により不便さを感じることなく、中立的に機能するよう慣習を見直すとともに、性別に関わりなく同等に仕事と家庭、地域活動などの責任を担える社会環境の整備や多様性を受け入れる意識啓発を推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|------------|
| アンコンシャス・バイアスへの気づきによる固定的な性別役割分担意識の解消 | 性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。 | 男女共同参画センター |
| 男女共同参画フェスティバルの開催 | 実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。 | 男女共同参画センター |
| 男女共同参画かるた・子育てかるたの活用 | 男女共同参画かるたや子育てかるたについて、時代に合った内容への更新を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会などでの利用啓発を行います。 | 男女共同参画センター |

③人権を尊重した社会環境の醸成

一人ひとりの考え方や行動、人権が尊重され、男女が対等な立場で社会活動や地域活動に参画できる環境づくりや男女共同参画社会の形成についての効果的な広報・啓発活動などを推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------------------|
| 男女共同参画に関する相談窓口の充実 | 弁護士によるなんでも相談、DVをはじめ、様々な問題を抱える女性の相談事業を行います。 | 男女共同参画センター |
| 図書・資料の収集と情報提供 | 男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。 | 男女共同参画センター |
| 男女共同参画に関する広報 | 4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止（パープルリボン）週間など時期や社会情勢に合わせて広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。 | 男女共同参画センター 企画課 |



09 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

“地域”は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、町民がいきいきと暮らす“まちづくり”を推進するためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、多様な視点や意見を取り入れることが必要です。

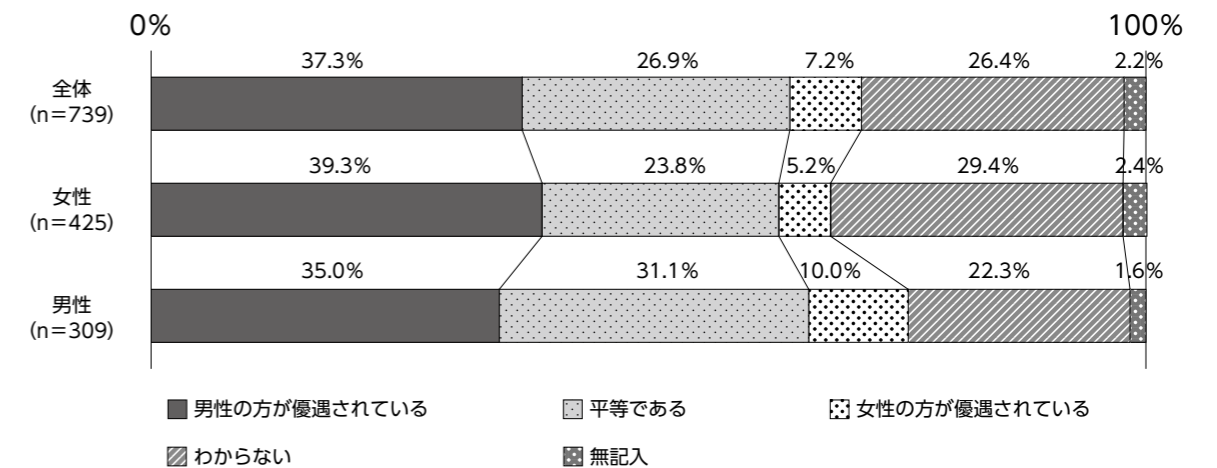
しかし、[アンケート調査]では、町内会・地域における男女の地位について、依然として3割以上の方が[男性優遇]と回答しており、[平等である]と回答した人の割合は、男女とも前回調査よりわずかに減少し、男性よりも女性の方が低くなっています。地域活動や自治会への参加も5割以上が男性で、女性の参加が少ないことから、女性が発言する機会が少なく、意見が反映されにくい状況であると言えます。

活力あふれる地域を維持し発展させていくためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保が必要です。そのためには、性別や年齢などによって役割が固定化されないことが重要です。



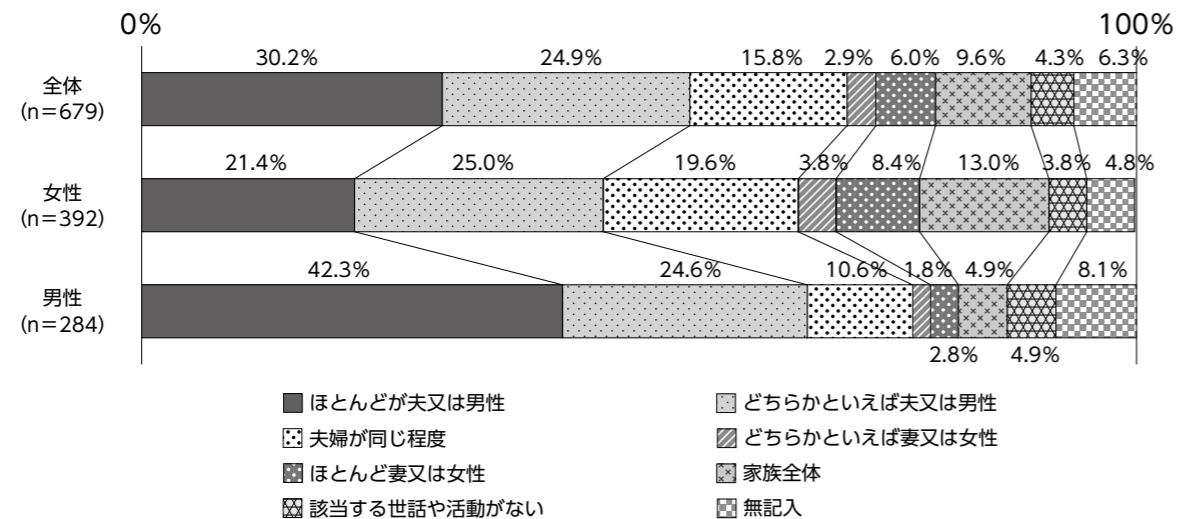
問8 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。【あてはまる数字1つに○】

④町内会や地域で



問 12 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【あてはまる数字 1 つに○】

⑩地域の活動、自治会・町内会



【施策の方向性】

①地域活動団体などの育成・支援

男女共同参画センター登録団体との連携や支援を行うとともに、登録団体制度の普及啓発を行い、地域活動団体における男女共同参画を推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|---------------|---|------------|
| シルバー人材センターの充実 | 男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。 | 福祉課 |
| 地域活動団体との連携 | 地域でさまざまな活動を行う団体に対して、男女共同参画登録団体制度の周知を図り、町と団体、団体相互の連携促進に取り組みます。 | 男女共同参画センター |

②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災分野においては、事前の備え、避難所運営、被災者支援などの面で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点から災害対応を行うことが重要であり、被災時における男女のニーズの違いを考慮した各種対応マニュアルの作成、防災分野における女性リーダーの育成などを推進します。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------|--|--------------------------|
| 地域防災・災害における男女共同参画の推進 | 被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進します。 防災会議委員の女性の登用率 R 6年度 30.4%→R 12年度 34% | 総務課 防災室 男女共同参画センター |
| 地域防災の女性リーダーの育成 | 性別にかかわらず、町内の防災士取得者に防災研修会及び防災活動等へ積極的に参加してもらい女性の地域リーダーを育成します。 | 防災室 |
| 男女共同参画の視点による災害対応研修等の実施 | 男女共同参画の視点を包含した災害対応研修等を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。 | 防災室 男女共同参画センター |

③子育て支援サービスの充実

子育て分野における相互援助活動を通じて、安心して子育てができる環境づくりや女性の地域活動への参加を促進するとともに、様々な地域活動に年齢・性別にかかわらず参画できる基盤づくりを推進することで、多様化・複雑化する地域の課題解決に向けた地域住民の結びつき強化を図ります。

| 具体的施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------|--|------------------------------------|
| 保育サービスなどの充実 | 乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜午後保育、一時保育、病後児保育、病児保育、特別利用保育や第2子以降保育料・給食費の無償化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。 | 町民課 各保育所 子育て支援センター |
| 地域における子育て支援の充実 | ファミリーサポートセンター(※24)事業、子育て支援センター事業、放課後児童クラブなどの充実に努め、地域における子育てを支援することで保護者の就労や社会参加を推進します。 | 町民課 子育て支援センター 学校教育課 社会教育課 |

※ 24 ファミリーサポートセンター

地域において育児を応援してほしい方(依頼会員)と育児を支援したい方(支援会員)が一時的に子どもの世話を有料で行う相互援助活動事業。

第3章 計画の推進

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、次のとおり推進体制を整備します。

01 八頭町男女共同参画審議会の設置

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

02 行政内部の推進体制の整備

役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に施策に取り組みます。

03 関係機関、民間団体及び地域住民等との連携

鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」や麒麟のまち圏域の自治体等、行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を図りながら取組を進めます。

04 八頭町男女共同参画センター「かがやき」

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。

八頭町男女共同参画審議会委員

| 所 属 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------------|---------|-------|
| 八頭町女性団体連絡協議会 | 岡 田 真美子 | |
| 八頭町女性団体連絡協議会 | 山 本 恵 子 | |
| 八頭町女性団体連絡協議会 | 淀 瀬 秀 子 | |
| 八頭町女性団体連絡協議会 | 中 村 恵 子 | |
| 八頭町女性団体連絡協議会 | 本 田 享 代 | |
| 八頭町社会福祉協議会 | 前 田 美奈子 | |
| 鳥取いなば農業協同組合 | 井 上 正 平 | |
| 八頭町商工会 | 関 口 健 二 | |
| 八頭町小・中学校 PTA 連絡協議会 | 山 元 真 雅 | |
| 八頭町男女共同参画推進会議 | 山 崎 かおる | 会 長 |
| 一般 | 佐々木 宏 | 副 会 長 |
| 一般 | 小 林 かやみ | |
| 父親の育児講座実行委員会 | 竹 内 啓 治 | |
| 父親の育児講座実行委員会 | 林 泰 孝 | |
| 父親の育児講座実行委員会 | 宮 田 実 | |

八頭町男女共同参画に 関するアンケート

調査資料

調査概要／結果分析

八頭町男女共同参画に関するアンケート調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、男女共同参画についての町民の意識・実態等を把握し、今後の男女共同参画推進の基礎資料を得るために実施しました。

2. 調査の方法

- (1) 調査対象 八頭町に居住する満18歳以上89歳以下の男女
- (2) 調査客体 2,500人 → 死亡者・転出者29人(男性17人・女性12人) → 2,471人
(10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代の各男女)

| 性別/年代 | 10~20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 合計(人) |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 男性 | 229 | 224 | 225 | 223 | 222 | 73 | 37 | 1,233 |
| 女性 | 229 | 224 | 225 | 224 | 224 | 75 | 37 | 1,238 |
| 合計 | 458 | 448 | 450 | 447 | 446 | 148 | 74 | 2,471 |

- (3) 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送配布 - 郵送回収、電子申請
- (5) 調査期間 令和6年9月24日～令和6年10月10日
- (6) 実施主体 八頭町男女共同参画センター

3. 調査の内容

- (1) 男女平等について
- (2) 家庭生活について
- (3) 男女の就労について
- (4) 地域・職場・家庭・防災における意識・考え方について
- (5) 男女間における暴力について
- (6) 今後の課題と取り組みについて

4. 回収結果

配布数 : 2,471人
無効数¹⁾ : 7人
有効回収数 : 739人
有効回収率²⁾ : 30.0%

1) 無効数は、宛先不明のため返却された件数と、本人が記入不可のため家族より返却された件数

2) 有効回収率 = 有効回収数 ÷ (配布数 - 無効数) × 100

《アンケート調査結果の分析》

| | 女性 | 男性 | どちらにもあてはまらない | 無回答 | 性別不明 | 全体 |
|-------|-------|-------|--------------|-----|------|-------|
| 対象者数 | 1,250 | 1,250 | | | | 2,500 |
| 配布数 | 1,238 | 1,233 | | | | 2,471 |
| 無効数 | 4 | 2 | | | 1 | 7 |
| 有効回収数 | 425 | 309 | 3 | 2 | | 739 |
| 有効回収率 | 34.4% | 25.1% | | | | 30.0% |

5. 報告書の見方

- (1) 集計分析結果は、属性（性別・年齢）不明を含めたアンケート回収総数 740 人、うち無効数 1 人、以降の設問では有効回収数である 739 人、または設問ごとの実回答者数（n）を分母として回答比率を計算した百分率（%）で表示しています。属性不明の方については全体人数のみに含めていますので、男性と女性の合計が合わない場合があります。
- (2) 百分率は少数第二位を四捨五入してあるため、比率の合計が 100%にならない場合があります。
- (3) 複数回答の設問では回答比率の合計が 100%を超える場合があります。
- (4) 作図・表の都合上、設問や回答の選択肢及び数値を省略している場合があります。
- (5) 図表中において「無記入」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものを表示しています。また、今回の調査ではシステム上集計できなかつたものは「-」と表示しています。

はじめに

あなたは、次の言葉について知っていますか。

【①～⑩について、それぞれあてはまる数字 1 つに○】

継続して調査している言葉では、【①男女共同参画社会】は、「内容を知っている」と回答された方の割合は 48.6%で、前回調査（R2）より 4.0 ポイント増加しました。【②ワーク・ライフ・バランス】は 49.5%で 7.0 ポイント増加し、【⑩デートDV】は 47.8%で 11.1 ポイント増加しました。いずれの言葉も前回より増加していますが、半数には達しておらず、十分に浸透しているとは言えない状況にあります。また、【⑥LGBT/LGBTs】は、58.1%で 10.8 ポイント増加し、約 6 割が「内容を知っている」と回答しています。一方、【⑧鳥取県男女共同参画推進企業】は、「言葉のみ知っている」と「全く知らない」を合わせると約 7 割を占め、十分に認知されているとは言えない状況です。

今回の調査で新たに追加した言葉のうち、【③固定的な性別役割分担意識】は、「内容を知っている」が約 4 割にとどまりました。また、【④アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）】、【⑤SOGI（性的指向・性自認）】、【⑦とっとり安心ファミリーシップ制度】、【⑨家族経営協定】は、「内容を知っている」が 1～2 割程度にとどまっています。

全体として、前回より認知度が高まっている言葉も見られる一方で、多くの言葉は十分に認知されているとは言えず、より分かりやすく身近な言葉として浸透するよう、引き続き啓発を進めていく必要があります。

男女平等について

問8 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

【①～⑧の項目それぞれについて、あてはまる数字 1 つに○】

【①学校教育で】は、「平等である」が 66.6%で、前回調査とほぼ同様の割合でした。他の分野と比べて「平等である」の割合が高い結果となっています。

【②職場で】は、「男性の方が優遇されている」が 38.8%で 17.4 ポイント増加し、「平等である」は 37.5%で 5.0 ポイント減少しました。男女別でも同様に「男性の方が優遇されている」が増加し、「平等である」が減少しており、職場における男女の地位について、男性が優遇されているという認識が強まっている結果となっています。

【③家庭で】は、「男性のほうに優遇されている」が 32.6%で 3.7 ポイント増加し、「平等である」は 44.4%で 11.3 ポイント減少しており、男女別でも同様に「男性のほうに優遇されている」が増加、「平等である」が減少していることから、家庭における男女の地位に関する認識に変化が見られる結果となっています。

アンケート
結果分析

【④町内会や地域で】は、「男性の方が優遇されている」が37.3%で2.4ポイント増加し、「平等である」は26.9%で4.7ポイント減少しました。前回と比べて「男性の方が優遇されている」と「平等である」の差は広がっており、男性が優遇されているという認識は引き続き一定の割合で見られる結果となっています。

【⑤政治や行政の施策・方針決定の場で】は、「男性の方が優遇されている」が55.2%と、前回より8.5ポイント増加しました。男女ともに5割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しており、引き続き男性優遇と感じている割合が高い結果となっています。

【⑥法律や制度の上で】は、「男性の方が優遇されている」が35.5%、「平等である」が33.7%で、前回とほぼ同様の結果となりました。

【⑦社会通念・習慣やしきたりなどで】は、「男性の方が優遇されている」が67.9%で、前回より3.8ポイント減少しましたが、依然として高い割合を占めています。

【⑧社会全体として】は、「男性の方が優遇されている」が57.9%で、前回より2.6ポイント減少しました。割合はやや低下しているものの、社会全体として男性が優遇されていると感じている割合が高い結果となっています。

全体として、分野によって増減は見られるものの、依然として多くの分野で「男性の方が優遇されている」とする回答割合が高く、改善には至っていないことがうかがえます。

問9 男女が社会のあらゆる分野においてもっと平等になるために、重要だと思われるものは何ですか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「社会的慣習・風潮を改める」の73.1%で、次に「男性が意識を改める」46.4%、「法律、制度及び運用を改善する」31.5%、「女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する」及び「女性が意識を改める」29.6%、「女性の能力開発の機会を設ける」23.1%でした。

「社会的慣習・風潮を改める」は男女ともに前回調査より割合が高くなっており、男女が平等になるためには慣習や意識の見直しが重要であるとの認識が広がっていることがうかがえます。

また、女性の参画や能力開発に関する項目についても、重要であると考えられていることがうかがえます。

問10 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「固定的な性別役割分担意識の存在」の57.2%で、前回調査より8.1ポイント減少しました。次に「社会慣習・制度」が53.0%で、前回より5.5ポイント減少しました。

そのほか、「職場における待遇（採用・昇格など）・人事などの格差」40.1%、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」27.9%、「配偶者や恋人からの暴力・暴言」19.1%となっています。

前回より割合が低下している項目が見られるものの、「固定的な性別役割分担意識の存在」や「社会慣習・制度」をはじめ、さまざまな場面で女性の人権が十分に尊重されていないとの認識が見られます。

家庭生活について

問11 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどのように思いますか。【あてはまる数字1つに○】

「賛成」及び「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成派』と、「反対」及び「どちらかといえば反対」を合わせた『反対派』の割合について、今回調査では『賛成派』が16.1%で前回調査より5.0ポイント減少し、『反対派』が64.2%で5.5ポイント増加しており、男女別でも同様の傾向が見られる結果となっています。また、H22調査、H27調査、R2調査、今回調査の推移を見ると、『賛成派』は段階的に減少し、『反対派』は増加していることから意識が変化していることがうかがえます。

問12 **単身世帯以外の方**におたずねします。次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【①～⑪の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに○】

「ほとんど妻又は女性」が最も多く担当している項目は、【①食事のしたく】56.7%、【②食事の片付け】41.1%、【③ゴミ出し】30.5%、【④洗濯】49.0%、【⑤掃除】41.1%、【⑥日常の買い物】37.3%となっており、前回調査と同様の結果となっています。

また、【⑦小さい子どもの世話】17.4%、【⑧保育所・幼稚園等への送迎】16.6%、【⑨介護の必要な高齢者・病人の世話】13.0%についても「ほとんど妻又は女性」とする回答が高く、家事や育児、介護において女性が主に担っている状況がうかがえる結果となっています。

【⑩子どもの学校の活動・行事】は、「夫婦が同じ程度」が16.8%で3.9ポイント増加しており、夫婦で分担している割合が高まっていることが分かります。

【⑪地域の活動、自治会・町内会】は、「ほとんど夫又は男性」と「どちらかといえば夫又は男性」を合わせて5割以上を占めており、前回調査と同様の結果となっています。

以上のことから、子どもの学校活動では夫婦の分担割合が高まっている一方、依然として、

家事や育児、介護は女性が主に担っており、地域活動は男性に偏っている傾向が見られる結果となっています。

問 13 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。【あてはまる数字 1 つに○】

「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた『満足派』は 51.3%で、前回調査から 9.4 ポイント増加しました。一方、「不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた『不満派』は 19.9%で 5.1 ポイント減少しています。

『不満派』は、男性が前回とほとんど差がないのに対し、女性は 30.6%で 9.2 ポイント減少しており、家事分担に対する不満が軽減されつつあることがうかがえます。しかし、『満足派』は、女性が 42.8%、男性は 63.2%で、男女間に約 2 割の差が見られ、女性の家事分担に対する不満が依然として解消されていないことがうかがえます。

これは、【問 12】の結果を踏まえると、男性が家事を担う割合は相対的に低い状況にあり、その結果、家事に対する負担感にも男女差が生じている可能性が考えられます。

問 14 次にあげる子育てに対する考え方について、あなたはごどう思いますか。

【①～⑥の項目それぞれについて、あてはまる数字 1 つに○】

【①女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい】については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『賛成派』が 36.4%で 8.8 ポイント減少し、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『反対派』は 50.3%で 6.3 ポイント増加しています。男女別では、女性の『賛成派』が 26.4%、男性の『賛成派』が 50.9%で、性別による意識の差が見られます。

【②女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい】及び【③男の子も、家事ができるように育てるのがよい】は、9 割の方が賛成しており、これらの考え方が肯定的に捉えられていることがうかがえます。しかし、【問 12】の結果からも分かるように、家事の多くは妻又は女性が担っており、将来的に家事ができる男性を増加させるための啓発活動が必要であると言えます。

【④母親は、子どもが 3 歳になるまでは育児に専念するのがよい】については、『賛成派』が 34.7%で 8.4 ポイント減少し、『反対派』は 47.9%で 10.2 ポイント増加しています。『賛成派』が約 1 割減少し、『反対派』が約 1 割増加していることから、母親が育児に専念するべきだという意識に変化が見られる結果となっています。

【⑤父親はもっと子育てに関わるのがよい】及び【⑥子育ては地域社会の支援も必要である】は、9 割近くの方が賛成しており、男性の育児参加や地域の支援が必要であると考えている割合が高い結果となっています。

男女の就労について

問 15 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。

【あてはまる数字 1 つに○】

「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする」が 47.4%で最も高く、次に「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする」が 33.2%でした。男女別でも同様の傾向が見られ、特に子育て後の再就職を望む意見が多い一方で、結婚・出産にかかわらず仕事を続けたいという意見も一定の割合を占めています。

(前回までは複数回答でしたが、今回は 1 つを選択する回答に変更しました。)

問 16 女性が結婚・出産、育児や介護によって退職をせずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「(育児休業等の取得を含む)パートナーの理解や家事・育児などへの参加」の 77.9%で、次に「保育施設など子育て支援サービスの充実」70.0%、「企業経営者や職場の理解」66.6%、「育児・介護休業など休暇制度の充実」66.0%、「パートナー以外の家族の理解や家事・育児などへの参加」61.4%、「短時間正社員制度、フレックスタイム制度の導入」56.0%でした。いずれも 5 割以上の支持を集めています。

全体として、女性が継続して働き続けるためには、パートナーを中心とした職場や家族などの周囲の理解と協力、また、子育て支援サービスや育児・介護休業制度などの社会支援・制度の充実が求められることが分かります。

特に「パートナー以外の家族の理解や家事・育児などへの参加」については、女性は 65.4%、男性は 56.3%で、9.1 ポイントの差が見られました。このことから、女性は男性よりも家事や育児に対して、パートナーだけでなく家族全体からの協力をより強く求めている傾向がうかがえます。

問 17 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場作りを進める」の 72.5%で、次に「男女ともに育児・介護休業を取りやすいようにする」67.7%、「男女ともに、能力を発揮できる配置を行う」66.4%、「給料や仕事内容、昇給などの男女差を解消する」62.4%で、いずれも 6 割以上が必要だと考えられている結果となっています。これにより、男女が対等に働くためには、結婚や出産、介護などライフスタイルの変化に関わらず働き続けられる職場環境が求められていることがうかがえます。

また、「男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める」については 39.4%で、一定の割合で必要であると考えられている結果となっています。

さらに、「令和6年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の結果によると、女性の賃金は男性の75.8%となっており、実際に男女間の賃金格差が存在しています。これにより、男女ともに格差解消に対する強い意識が高まっていることがうかがえます。

問18 現在、「**職業をお持ちでない方**」におたずねします。あなたが職業をお持ちでないのは、どのような理由からですか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「高齢(定年退職した後)だから」で69.6%、次に「健康や体力に自信がないから」が18.3%でした。

また、女性の7.8%が「家事の負担が大きいから」、4.7%が「育児に専念したいから」という理由を挙げており、男性はいずれも0%でした。

「家族の介護や世話をする必要があるから」の10.4%について、男女別で見ると、女性が12.5%であるのに対し男性は7.8%で4.7ポイントの差が見られます。

これらの結果から、【問12】のとおり、女性の職業選択には家事・育児・介護分担が大きく影響していることがうかがえます。

地域・職場・家庭・防災における意識・考え方について

問19 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」の優先度についておたずねします。【あてはまる数字1つに○】

希望する優先度は、「家庭を優先したい」が49.9%で最も高く、次に「個人の生活を優先したい」が28.3%でした。これに対して現実の優先度は、「仕事を優先している」が45.1%で最も高く、「家庭を優先している」は34.4%にとどまっています。

この傾向は性別にかかわらず、希望としては「家庭を優先したい」と考えつつ、現実には「仕事を優先」している状況であり、個人の時間もなかなか取れていないことが分かります。したがって、希望と現実の間にギャップがあることがうかがえます。

問20 「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」の調和のとれた生活をするためには、どのような条件整備が必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「短時間勤務制度や時間単位の有給休暇等の柔軟な勤務制度の導入」の60.2%で、次に「育児休業や介護・看護休暇などの制度の充実」が46.1%でした。その他には、「家事、育児、介護、地域活動等に男女がともに参加しやすい職場づくり」43.3%、「育児休業や介護休業中の各種手当制度の充実」41.7%、「男性の育児休業や看護・介護休暇などの取得を促進する職場づくり」41.1%、「男性が、家事、育児、介護などに積極的に取り組む環境づくり」40.1%が続いています。

これらの結果から、仕事と生活の調和をとるために、各種制度の充実や職場・生活環境の整備が必要であると考えていることがうかがえます。

問21 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役職について伺います。女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることに賛成しますか。【あてはまる数字1つに○】

「引き受ける(引き受けることに賛成する)」は、女性が22.1%、男性が59.2%となり、「断る(反対する)」は、女性が74.4%、男性が33.7%でした。これらの結果から、男女間で大きな差が見られ、男性よりも女性のほうが自治会長などの地域の役職に就くことに対して抵抗感が強いことがうかがえます。

問22 問21で「**2 断る(引き受けることに反対する)**」を選択された方におたずねします。その理由は何ですか。最も近いものを選んでください。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「役職につく知識や経験がないから」の44.3%で、次に「家事・育児や介護に支障が出るから」39.6%、「健康や体力に自信がないから」25.8%でした。

男女別で見ると、「役職につく知識や経験がないから」は女性が48.4%、男性が31.7%で16.7ポイントの差がありました。「家事・育児や介護に支障が出るから」は、女性が38.6%、男性が43.3%で4.7ポイントの差がありました。また、新たに設けた項目「健康や体力に自信がないから」は、女性が26.6%、男性が22.1%となっています。

「家事・育児や介護に支障が出るから」とする割合は男性の方が高く、女性が役職を引き受けることによって家庭生活への影響を懸念している可能性が考えられます。女性は、これまで地域活動に参加する機会が少なかったことから、役職につくことへの不安や健康に対する不安を感じていることがうかがえます。また、家事・育児や介護等は女性が担うべきだという意識が根強いことが示唆されます。

問23 近年、大規模災害が全国で発生しています。東日本大震災では、災害直後の避難所運営に女性が参加していないことや、日ごろの防災や震災対応に女性の視点が足りないことなどの問題が指摘され、現在、地域防災・災害における男女共同参画推進施策を行っているところです。男女の多様な視点を取り入れて災害に備えるため、これからどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」の68.2%で、次に「避難所運営の基準などをつくり女性や子どもが安全に過ごせるようにする」54.9%、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」54.4%、「避難所の運営に女性も参加できるようにする」53.3%、「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切に」52.4%でした。これらの結果から、防災活動や防災訓練、避難所運営において、

女性や障がい者を含む様々な視点を取り入れる必要があり、そのためには積極的な参加が重要であるという意識が高まっていることが分かります。

一方で、「日ごろからの男女平等、男女共同参画意識を高める」26.4%、「防災や災害現場で活躍する女性のリーダーを育成する」25.8%は他の項目と比べて回答割合が低く、前回調査よりも低下しています。これらは防災対策に多様な視点を取り入れるための基盤となる取組であり、引き続き意識啓発や人材育成が必要であると言えます。

男女間における暴力について

問 24 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」についておたずねします。DVは家族間、とりわけ恋人・配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的な暴力をさすものです。あなたは、これまでに（過去5年程度）、恋人・配偶者・パートナーとの間で、次のようなことをされたことがありますか。【あてはまる数字すべてに○】

配偶者やパートナー等からの身体的、精神的、性的な暴力（以下「DV」）について、女性は16.9%、男性は10.4%が何らかの暴力を受けた経験があると回答しています。

その中で、最も回答割合が高かったのは「大声で怒鳴ったり、命令されたりした」の6.4%で、次に「何を言っても長期間無視された」3.7%、「物を投げたり、物で殴られたりした」3.4%などとなっています。これらの結果から、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力なども受けていることが分かります。今後もDV防止に向けた継続的な取組が重要であると考えられます。

問 25 問 24 で「12 何もされていない」以外を選択された方におたずねします。あなたは、**問 24 であげたような経験をしたことを誰かに相談したり、打ち明けたりしましたか。【あてはまる数字1つに○】**

「相談したかったが、相談しなかった」と「相談しようと思わなかった」の回答割合を合わせると47.7%で、前回調査より12.3ポイント減少しています。一方、「相談した」と回答された方は34.6%で5.5ポイント増加しています。

男女別で見ると、女性は39.7%で概ね前回と同様であるのに対し、男性は24.2%で前回より18.6ポイント増加しており、男性が相談しようと思える環境に改善されてきていると言えます。しかし、男女とも約5割の方が相談に至っていないことから、DV被害は表面化しづらく、当事者が意思表示しないと解決が難しい現状が浮き彫りになっています。引き続き、相談につながる啓発活動の継続が必要であると言えます。

問 26 問 25 で「1 相談した」を選択された方におたずねします。あなたが相談した相手はどなたですか。【あてはまる数字すべてに○】

前回調査では、「家族・親族」81.3%と「友人・知人」56.3%のみでしたが、今回は「家族・親族」と「友人・知人」がいずれも62.2%に加え、身近な相手以外に「弁護士、家庭裁判所など」10.8%、「鳥取県の相談窓口」と「警察」がいずれも8.1%、「町の相談窓口」と「医師、カウンセラーなど」がいずれも5.4%となっています。これらの結果から、専門機関へ相談する方が増えてきていることがうかがえます。引き続き、各種相談窓口の周知徹底が重要であると考えられます。

問 27 問 25 で「1 相談した」以外を選択された方におたずねします。その理由は次のうちどれですか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「相談しても無駄だと思ったから」の39.2%で、次に「相談するほどのものではないと思ったから」が35.3%でした。

男女別で見ると、女性では、「相談しても無駄だと思ったから」が45.5%で最も高く、次に「相談するほどのものではないと思ったから」30.3%、「人に打ち明けることに抵抗があったから」21.2%、「相談できる人がいなかったから」15.2%でした。

男性では、「相談するほどのことでもないと思ったから」が44.4%で最も高く、次に「人に打ち明けることに抵抗があったから」及び「相談しても無駄だと思ったから」がいずれも27.8%、その後「相談できる人がいなかったから」、「どこに相談してよいのかわからなかったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」がいずれも22.2%でした。

深刻な事態となる前に、DVに対する正しい理解と、積極的に相談することの重要性を啓発することが必要であると言えます。

問 28 問 26、問 27 に回答したすべての方におたずねします。あなたは、そのときどのような助けがあればよいと思いましたか。【あてはまる数字すべてに○】

「わからない」が最も高く23.9%で、次に、「身近な人や同じような体験をした人からの助言、援助」22.7%、「カウンセリングや日常的な相談などの精神的援助」20.5%、「緊急時の相談体制」18.2%でした。特に男性は「わからない」が26.9%で、前回調査より27.6ポイント減少しており、DVに対する相談や支援への意識が変化していることがうかがえます。

これらの結果から、今後も様々な支援や相談体制の充実が求められていることが分かります。

問 29 セクシュアル・ハラスメントとは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題のひとつです。あなたは、これまでに（過去5年程度）、次のようなことがありましたか。
【あてはまる数字すべてに○】

何かしらの性的な言動によって不快な経験がある方は17.3%で、前回調査より6.5ポイント減少しています。男女別で見ると、女性は22.4%で13.4ポイント減少、男性は9.7%で2ポイント増加しています。

女性では「容姿や年齢、身体的特徴について、不快感を覚える形で話題にされた」が10.4%で最も高く、次に「性的な冗談を言われたり、質問をされたりした」が8.0%でした。

男性では「容姿や年齢、身体的特徴について、不快感を覚える形で話題にされた」が6.5%で最も高く、次に『「男のくせに」、「女には仕事を任せられない」などと言われた』が3.4%でした。男性の回答割合は女性より低いものの、男性もセクシュアル・ハラスメントの被害を受けていることが分かります。

DV同様、セクシュアル・ハラスメントも性別に関係なく誰もが被害に遭う可能性があることを認識できるよう、啓発活動が重要であると言えます。

問 30 DV、セクシュアル・ハラスメントなどをなくすために何が重要であると思いますか。
【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「学校で児童・生徒に対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う」で59.1%、次に「家庭で保護者が子どもに対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う」が49.5%でした。これらは前回調査でも高かった回答であり、学校や家庭での教育の重要性が引き続き認識されています。DVやセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組を強化するためには、幼少期からの教育が重要であると考えられていることがうかがえます。

また、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」は42.9%で、女性は前回調査より減少したものの、男性は45.3%で4.7ポイント増加し、男性も専門的な相談機関や保護施設の整備が必要であるという認識が高まっていることが分かります。

今後の課題と取り組みについて

問 31 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

最も回答割合が高かったのは「病気や緊急時に家事・育児を手助けするサポート事業の充実」の44.7%で、次に「働く環境の改善」が38.6%、「保育事業の充実」が35.3%で、前回調査と同様にこれらの項目が高い関心を集めていることが分かります。その中で「働く環境の改善」

は前回より11.9ポイント低くなっており、職場環境の改善が進められていることがうかがえます。

また、今回新たに設けた「介護サービスの充実」は42.8%と高い回答割合を示しており、介護サービスの充実が求められていることが分かります。

その他には、「教育における男女平等教育の推進」、「ひとり親家庭の生活の安定」や「相談事業（DV、セクシュアル・ハラスメント・離婚など）の充実」など、教育、ひとり親家庭への支援や相談サポートの充実が求められています。また、「妊娠・出産・育児に関する保健指導等の充実」や「健康診断、生活習慣病予防、体力づくりなどの健康の保持・増進」などの健康支援が一定割合で求められていることが分かります。

さらに、「女性の行政への参加・参画促進」20.0%（女性12.9%、男性29.4%）、「地域における女性のリーダーの養成」16.1%（女性10.6%、男性23.9%）、「女性に関する問題についての啓発活動の充実」17.5%（女性13.9%、男性22.3%）など、男女間で回答割合に差が見られる項目もあります。これらを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、“女性だけ”“男性だけ”の意見ではなく、様々な視点を取り入れる必要があると言えます。

八頭町男女共同参画に
関するアンケート調査

調査資料

集計結果

はじめに

あなたは、次の言葉について知っていますか。

【①～⑩について、それぞれあてはまる数字1つに○】

| | | ① 男女共同参画社会 | | | | |
|-----------|----------|------------|--------|-----|-------|--|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 | |
| 全体人数 | 359 | 314 | 44 | 22 | 739 | |
| 全体 (%) | 48.6 | 42.5 | 6.0 | 3.0 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 44.6 | 44.3 | 6.9 | 4.2 | | |
| 女性人数 | 207 | 179 | 25 | 14 | 425 | |
| 女性 (%) | 48.7 | 42.1 | 5.9 | 3.3 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 43.5 | 46.2 | 7.5 | 2.7 | | |
| 男性人数 | 148 | 135 | 19 | 7 | 309 | |
| 男性 (%) | 47.9 | 43.7 | 6.1 | 2.3 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 45.9 | 41.8 | 6.2 | 6.2 | | |
| 女性 18・19歳 | 3 | 7 | 1 | 1 | 12 | |
| 20代 | 14 | 17 | 1 | 2 | 34 | |
| 30代 | 29 | 28 | 3 | 2 | 62 | |
| 40代 | 32 | 35 | 11 | 1 | 79 | |
| 50代 | 50 | 23 | 5 | 2 | 80 | |
| 60代 | 58 | 41 | 4 | 3 | 106 | |
| 70代 | 15 | 21 | 0 | 1 | 37 | |
| 80歳以上 | 6 | 7 | 0 | 2 | 15 | |
| 男性 18・19歳 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 | |
| 20代 | 9 | 12 | 2 | 0 | 23 | |
| 30代 | 18 | 18 | 5 | 1 | 42 | |
| 40代 | 24 | 22 | 2 | 1 | 49 | |
| 50代 | 27 | 23 | 5 | 4 | 59 | |
| 60代 | 49 | 31 | 4 | 0 | 84 | |
| 70代 | 15 | 19 | 1 | 0 | 35 | |
| 80歳以上 | 5 | 6 | 0 | 1 | 12 | |

| | | ② ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) | | | | |
|-----------|----------|------------------------------|--------|-----|-------|--|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 | |
| 全体人数 | 366 | 211 | 137 | 25 | 739 | |
| 全体 (%) | 49.5 | 28.6 | 18.5 | 3.4 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 42.5 | 35.5 | 17.5 | 4.5 | | |
| 女性人数 | 216 | 118 | 74 | 17 | 425 | |
| 女性 (%) | 50.8 | 27.8 | 17.4 | 4.0 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 43.0 | 36.0 | 17.7 | 3.2 | | |
| 男性人数 | 147 | 93 | 62 | 7 | 309 | |
| 男性 (%) | 47.6 | 30.1 | 20.1 | 2.3 | 100.0 | |
| 前回 (%) | 41.8 | 34.9 | 17.1 | 6.2 | | |
| 女性 18・19歳 | 8 | 1 | 2 | 1 | 12 | |
| 20代 | 19 | 8 | 5 | 2 | 34 | |
| 30代 | 37 | 15 | 8 | 2 | 62 | |
| 40代 | 46 | 16 | 16 | 1 | 79 | |
| 50代 | 49 | 19 | 10 | 2 | 80 | |
| 60代 | 47 | 39 | 16 | 4 | 106 | |
| 70代 | 8 | 17 | 9 | 3 | 37 | |
| 80歳以上 | 2 | 3 | 8 | 2 | 15 | |
| 男性 18・19歳 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 | |
| 20代 | 10 | 11 | 2 | 0 | 23 | |
| 30代 | 23 | 9 | 9 | 1 | 42 | |
| 40代 | 25 | 18 | 5 | 1 | 49 | |
| 50代 | 29 | 16 | 10 | 4 | 59 | |
| 60代 | 42 | 23 | 19 | 0 | 84 | |
| 70代 | 9 | 14 | 12 | 0 | 35 | |
| 80歳以上 | 5 | 2 | 4 | 1 | 12 | |

| | | ③ 固定的な性別役割分担意識 | | | | |
|-----------|----------|----------------|--------|-----|-------|--|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 | |
| 全体人数 | 307 | 192 | 211 | 29 | 739 | |
| 全体 (%) | 41.5 | 26.0 | 28.6 | 3.9 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 女性人数 | 181 | 104 | 121 | 19 | 425 | |
| 女性 (%) | 42.6 | 24.5 | 28.5 | 4.5 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 男性人数 | 122 | 88 | 90 | 9 | 309 | |
| 男性 (%) | 39.5 | 28.5 | 29.1 | 2.9 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 1 | 5 | 1 | 12 | |
| 20代 | 11 | 8 | 13 | 2 | 34 | |
| 30代 | 27 | 14 | 19 | 2 | 62 | |
| 40代 | 30 | 20 | 26 | 3 | 79 | |
| 50代 | 41 | 17 | 20 | 2 | 80 | |
| 60代 | 46 | 31 | 24 | 5 | 106 | |
| 70代 | 15 | 8 | 12 | 2 | 37 | |
| 80歳以上 | 6 | 5 | 2 | 2 | 15 | |
| 男性 18・19歳 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 | |
| 20代 | 7 | 4 | 12 | 0 | 23 | |
| 30代 | 18 | 12 | 11 | 1 | 42 | |
| 40代 | 21 | 15 | 12 | 1 | 49 | |
| 50代 | 25 | 17 | 13 | 4 | 59 | |
| 60代 | 35 | 22 | 27 | 0 | 84 | |
| 70代 | 12 | 10 | 12 | 1 | 35 | |
| 80歳以上 | 3 | 7 | 1 | 1 | 12 | |

| | | ④ アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) | | | | |
|-----------|----------|------------------------------|--------|-----|-------|--|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 | |
| 全体人数 | 153 | 142 | 419 | 25 | 739 | |
| 全体 (%) | 20.7 | 19.2 | 56.7 | 3.4 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 女性人数 | 88 | 77 | 244 | 16 | 425 | |
| 女性 (%) | 20.7 | 18.1 | 57.4 | 3.8 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 男性人数 | 62 | 65 | 174 | 8 | 309 | |
| 男性 (%) | 20.1 | 21.0 | 56.3 | 2.6 | 100.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | | |
| 女性 18・19歳 | 4 | 0 | 7 | 1 | 12 | |
| 20代 | 9 | 5 | 18 | 2 | 34 | |
| 30代 | 13 | 10 | 37 | 2 | 62 | |
| 40代 | 18 | 13 | 47 | 1 | 79 | |
| 50代 | 20 | 14 | 44 | 2 | 80 | |
| 60代 | 18 | 27 | 58 | 3 | 106 | |
| 70代 | 4 | 7 | 23 | 3 | 37 | |
| 80歳以上 | 2 | 1 | 10 | 2 | 15 | |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 4 | 0 | 5 | |
| 20代 | 8 | 5 | 9 | 1 | 23 | |
| 30代 | 12 | 3 | 26 | 1 | 42 | |
| 40代 | 16 | 13 | 19 | 1 | 49 | |
| 50代 | 13 | 14 | 28 | 4 | 59 | |
| 60代 | 9 | 18 | 57 | 0 | 84 | |
| 70代 | 3 | 8 | 24 | 0 | 35 | |
| 80歳以上 | 1 | 3 | 7 | 1 | 12 | |

| ⑤ SOGI (性的指向・性自認) | | | | | |
|-------------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 113 | 176 | 427 | 23 | 739 |
| 全体 (%) | 15.3 | 23.8 | 57.8 | 3.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性人数 | 65 | 93 | 252 | 15 | 425 |
| 女性 (%) | 15.3 | 21.9 | 59.3 | 3.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 男性人数 | 45 | 83 | 174 | 7 | 309 |
| 男性 (%) | 14.6 | 26.9 | 56.3 | 2.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性 18・19 歳 | 1 | 2 | 8 | 1 | 12 |
| 20 代 | 7 | 5 | 20 | 2 | 34 |
| 30 代 | 10 | 12 | 38 | 2 | 62 |
| 40 代 | 13 | 19 | 46 | 1 | 79 |
| 50 代 | 16 | 14 | 48 | 2 | 80 |
| 60 代 | 15 | 30 | 58 | 3 | 106 |
| 70 代 | 3 | 10 | 22 | 2 | 37 |
| 80 歳以上 | 0 | 1 | 12 | 2 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 0 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 20 代 | 4 | 7 | 12 | 0 | 23 |
| 30 代 | 9 | 7 | 25 | 1 | 42 |
| 40 代 | 11 | 12 | 25 | 1 | 49 |
| 50 代 | 8 | 17 | 30 | 4 | 59 |
| 60 代 | 9 | 23 | 52 | 0 | 84 |
| 70 代 | 4 | 10 | 21 | 0 | 35 |
| 80 歳以上 | 0 | 4 | 7 | 1 | 12 |

| ⑥ LGBT/LGBTs | | | | | |
|--------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 429 | 205 | 82 | 23 | 739 |
| 全体 (%) | 58.1 | 27.7 | 11.1 | 3.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 47.3 | 36.7 | 12.0 | 3.9 | - |
| 女性人数 | 253 | 110 | 47 | 15 | 425 |
| 女性 (%) | 59.5 | 25.9 | 11.1 | 3.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | 47.8 | 37.6 | 11.8 | 2.7 | - |
| 男性人数 | 172 | 95 | 35 | 7 | 309 |
| 男性 (%) | 55.7 | 30.7 | 11.3 | 2.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 46.6 | 35.6 | 12.3 | 5.5 | - |
| 女性 18・19 歳 | 11 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 20 代 | 23 | 6 | 3 | 2 | 34 |
| 30 代 | 44 | 10 | 6 | 2 | 62 |
| 40 代 | 56 | 16 | 6 | 1 | 79 |
| 50 代 | 54 | 18 | 6 | 2 | 80 |
| 60 代 | 52 | 39 | 12 | 3 | 106 |
| 70 代 | 11 | 16 | 8 | 2 | 37 |
| 80 歳以上 | 2 | 5 | 6 | 2 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 4 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 20 代 | 13 | 9 | 1 | 0 | 23 |
| 30 代 | 27 | 11 | 3 | 1 | 42 |
| 40 代 | 33 | 11 | 4 | 1 | 49 |
| 50 代 | 32 | 19 | 4 | 4 | 59 |
| 60 代 | 48 | 26 | 10 | 0 | 84 |
| 70 代 | 10 | 17 | 8 | 0 | 35 |
| 80 歳以上 | 5 | 1 | 5 | 1 | 12 |

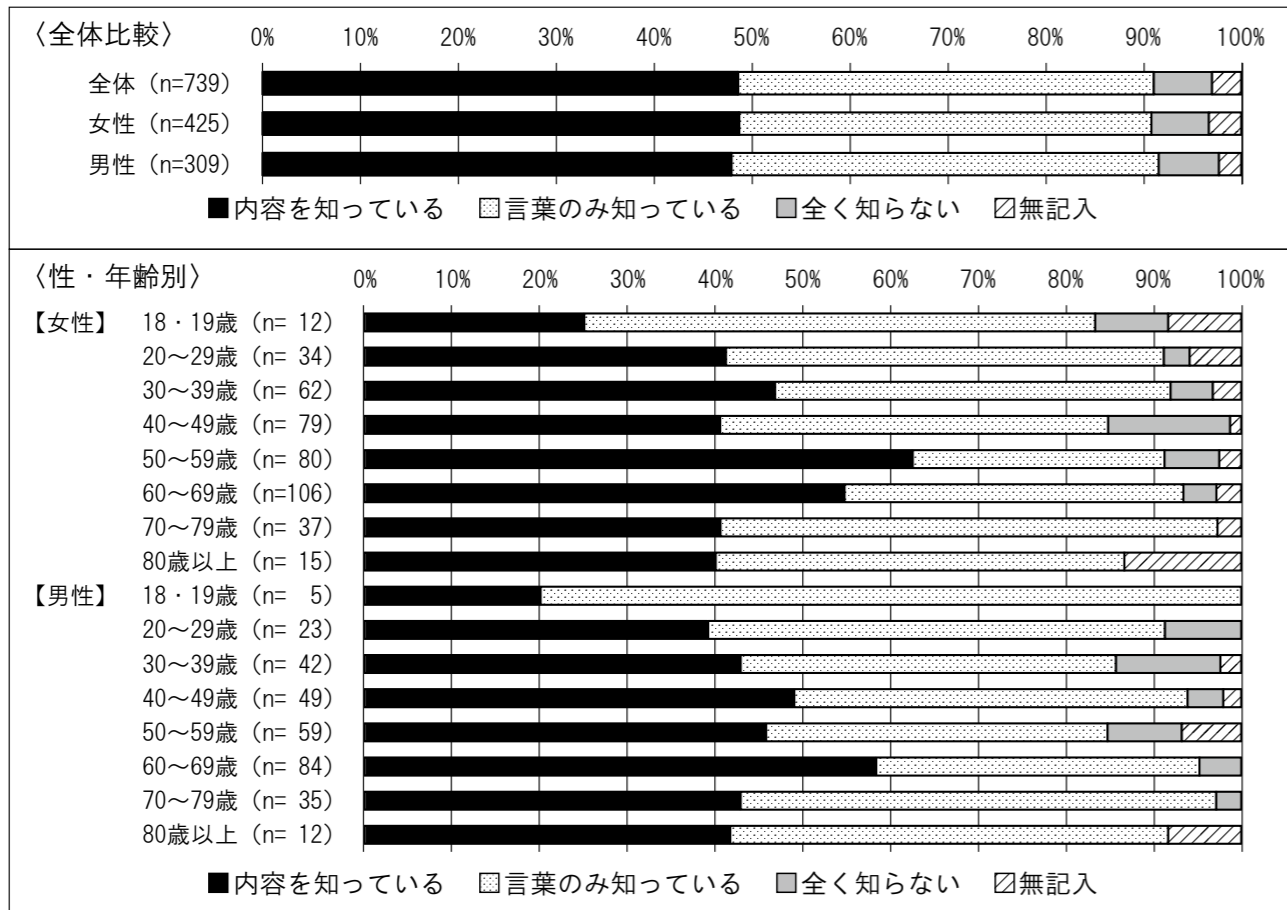
| ⑨ 家族経営協定 | | | | | |
|------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 51 | 127 | 531 | 30 | 739 |
| 全体 (%) | 6.9 | 17.2 | 71.9 | 4.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性人数 | 31 | 69 | 304 | 21 | 425 |
| 女性 (%) | 7.3 | 16.2 | 71.5 | 4.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 男性人数 | 20 | 58 | 223 | 8 | 309 |
| 男性 (%) | 6.5 | 18.8 | 72.2 | 2.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性 18・19 歳 | 0 | 1 | 10 | 1 | 12 |
| 20 代 | 1 | 3 | 28 | 2 | 34 |
| 30 代 | 4 | 6 | 48 | 4 | 62 |
| 40 代 | 3 | 10 | 64 | 2 | 79 |
| 50 代 | 6 | 8 | 64 | 2 | 80 |
| 60 代 | 12 | 23 | 67 | 4 | 106 |
| 70 代 | 4 | 13 | 17 | 3 | 37 |
| 80 歳以上 | 1 | 5 | 6 | 3 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| 20 代 | 0 | 6 | 17 | 0 | 23 |
| 30 代 | 3 | 5 | 33 | 1 | 42 |
| 40 代 | 2 | 11 | 35 | 1 | 49 |
| 50 代 | 1 | 12 | 42 | 4 | 59 |
| 60 代 | 8 | 16 | 60 | 0 | 84 |
| 70 代 | 4 | 5 | 25 | 1 | 35 |
| 80 歳以上 | 2 | 3 | 6 | 1 | 12 |

| ⑩ デートDV | | | | | |
|------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 353 | 173 | 189 | 24 | 739 |
| 全体 (%) | 47.8 | 23.4 | 25.6 | 3.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 36.7 | 27.4 | 31.6 | 4.2 | - |
| 女性人数 | 229 | 90 | 90 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 53.9 | 21.2 | 21.2 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 39.8 | 28.0 | 29.6 | 2.7 | - |
| 男性人数 | 120 | 83 | 99 | 7 | 309 |
| 男性 (%) | 38.8 | 26.9 | 32.0 | 2.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 32.9 | 26.7 | 34.2 | 6.2 | - |
| 女性 18・19 歳 | 7 | 1 | 3 | 1 | 12 |
| 20 代 | 25 | 4 | 3 | 2 | 34 |
| 30 代 | 36 | 13 | 11 | 2 | 62 |
| 40 代 | 50 | 14 | 14 | 1 | 79 |
| 50 代 | 49 | 18 | 11 | 2 | 80 |
| 60 代 | 52 | 23 | 27 | 4 | 106 |
| 70 代 | 7 | 12 | 16 | 2 | 37 |
| 80 歳以上 | 3 | 5 | 5 | 2 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 20 代 | 10 | 7 | 6 | 0 | 23 |
| 30 代 | 17 | 13 | 11 | 1 | 42 |
| 40 代 | 27 | 12 | 9 | 1 | 49 |
| 50 代 | 21 | 13 | 21 | 4 | 59 |
| 60 代 | 32 | 19 | 33 | 0 | 84 |
| 70 代 | 6 | 15 | 14 | 0 | 35 |
| 80 歳以上 | 3 | 4 | 4 | 1 | 12 |

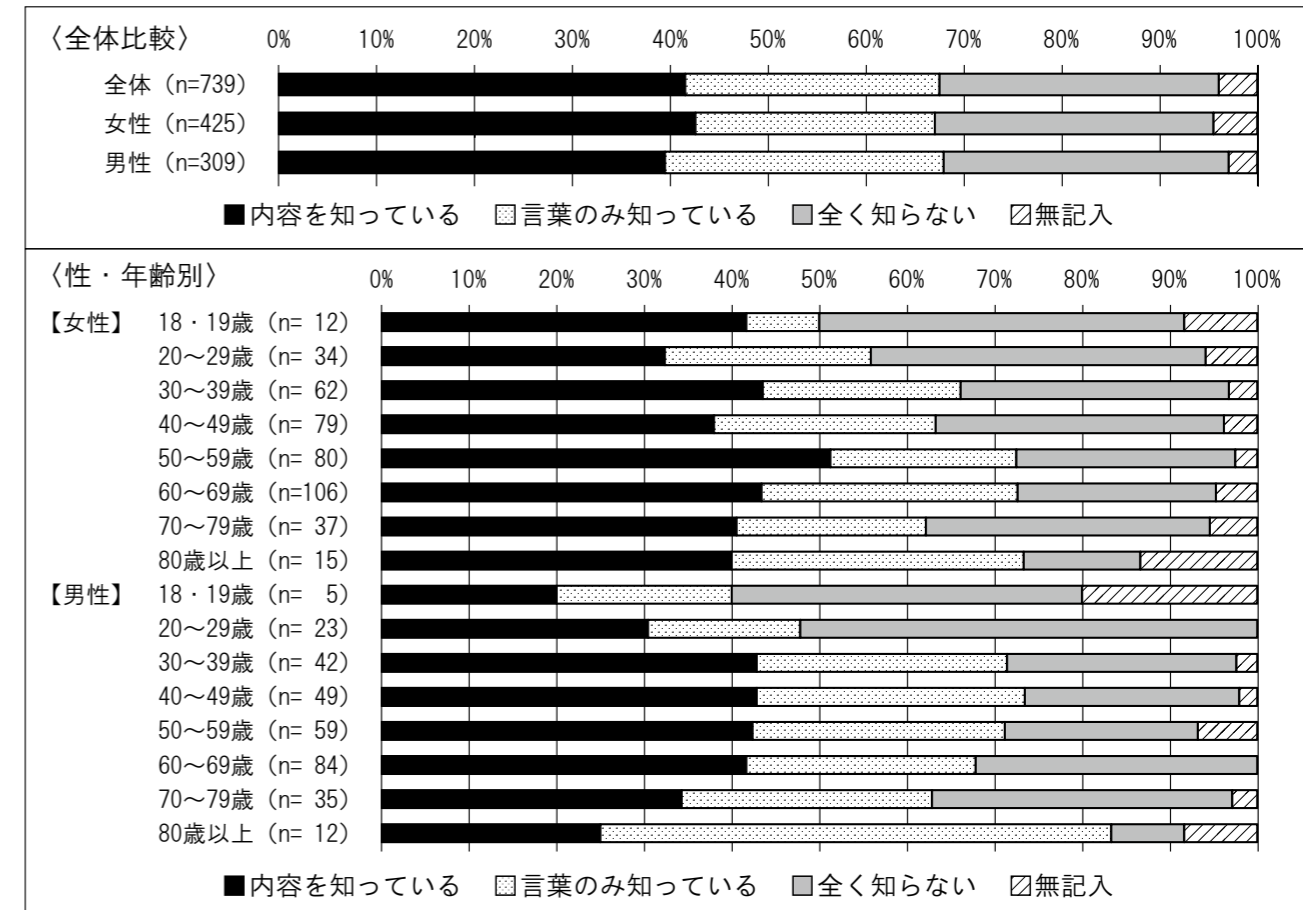
| ⑦ とっとり安心ファミリーシップ制度 | | | | | |
|--------------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 56 | 130 | 528 | 25 | 739 |
| 全体 (%) | 7.6 | 17.6 | 71.4 | 3.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性人数 | 30 | 81 | 298 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 7.1 | 19.1 | 70.1 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 男性人数 | 24 | 49 | 228 | 8 | 309.0 |
| 男性 (%) | 7.8 | 15.9 | 73.8 | 2.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - |
| 女性 18・19 歳 | 0 | 1 | 10 | 1 | 12 |
| 20 代 | 1 | 5 | 26 | 2 | 34 |
| 30 代 | 2 | 10 | 48 | 2 | 62 |
| 40 代 | 4 | 14 | 60 | 1 | 79 |
| 50 代 | 14 | 8 | 56 | 2 | 80 |
| 60 代 | 6 | 30 | 66 | 4 | 106 |
| 70 代 | 3 | 12 | 20 | 2 | 37 |
| 80 歳以上 | 0 | 1 | 12 | 2 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| 20 代 | 2 | 2 | 19 | 0 | 23 |
| 30 代 | 3 | 7 | 31 | 1 | 42 |
| 40 代 | 5 | 8 | 35 | 1 | 49 |
| 50 代 | 5 | 7 | 43 | 4 | 59 |
| 60 代 | 6 | 16 | 62 | 0 | 84 |
| 70 代 | 2 | 7 | 25 | 1 | 35 |
| 80 歳以上 | 1 | 2 | 8 | 1 | 12 |

| ⑧ 鳥取県男女共同参画推進企業 | | | | | |
|-----------------|----------|-----------|--------|-----|-------|
| | 内容を知っている | 言葉のみ知っている | 全く知らない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 196 | 274 | 245 | 24 | 739 |
| 全体 (%) | 26.5 | 37.1 | 33.2 | 3.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 21.7 | 44.3 | 29.8 | 4.2 | - |
| 女性人数 | 117 | 156 | 136 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 27.5 | 36.7 | 32.0 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 22.6 | 46.2 | 28.0 | 3.2 | - |
| 男性人数 | 78 | 117 | 107 | 7 | 309 |
| 男性 (%) | 25.2 | 37.9 | 34.6 | 2.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 20.5 | 41.8 | 32.2 | 5.5 | - |
| 女性 18・19 歳 | 2 | 0 | 9 | 1 | 12 |
| 20 代 | 4 | 13 | 15 | 2 | 34 |
| 30 代 | 12 | 20 | 28 | 2 | 62 |
| 40 代 | 16 | 32 | 30 | 1 | 79 |
| 50 代 | 37 | 20 | 21 | 2 | 80 |
| 60 代 | 28 | 49 | 25 | 4 | 106 |
| 70 代 | 13 | 16 | 6 | 2 | 37 |
| 80 歳以上 | 5 | 6 | 2 | 2 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 0 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| 20 代 | 5 | 7 | 11 | 0 | 23 |
| 30 代 | 7 | 11 | 23 | 1 | 42 |
| 40 代 | 16 | 14 | 18 | 1 | 49 |
| 50 代 | 14 | 30 | 11 | 4 | 59 |
| 60 代 | 26 | 29 | 29 | 0 | 84 |
| 70 代 | 7 | 19 | 9 | 0 | 35 |
| 80 歳以上 | 3 | 6 | 2 | 1 | 12 |

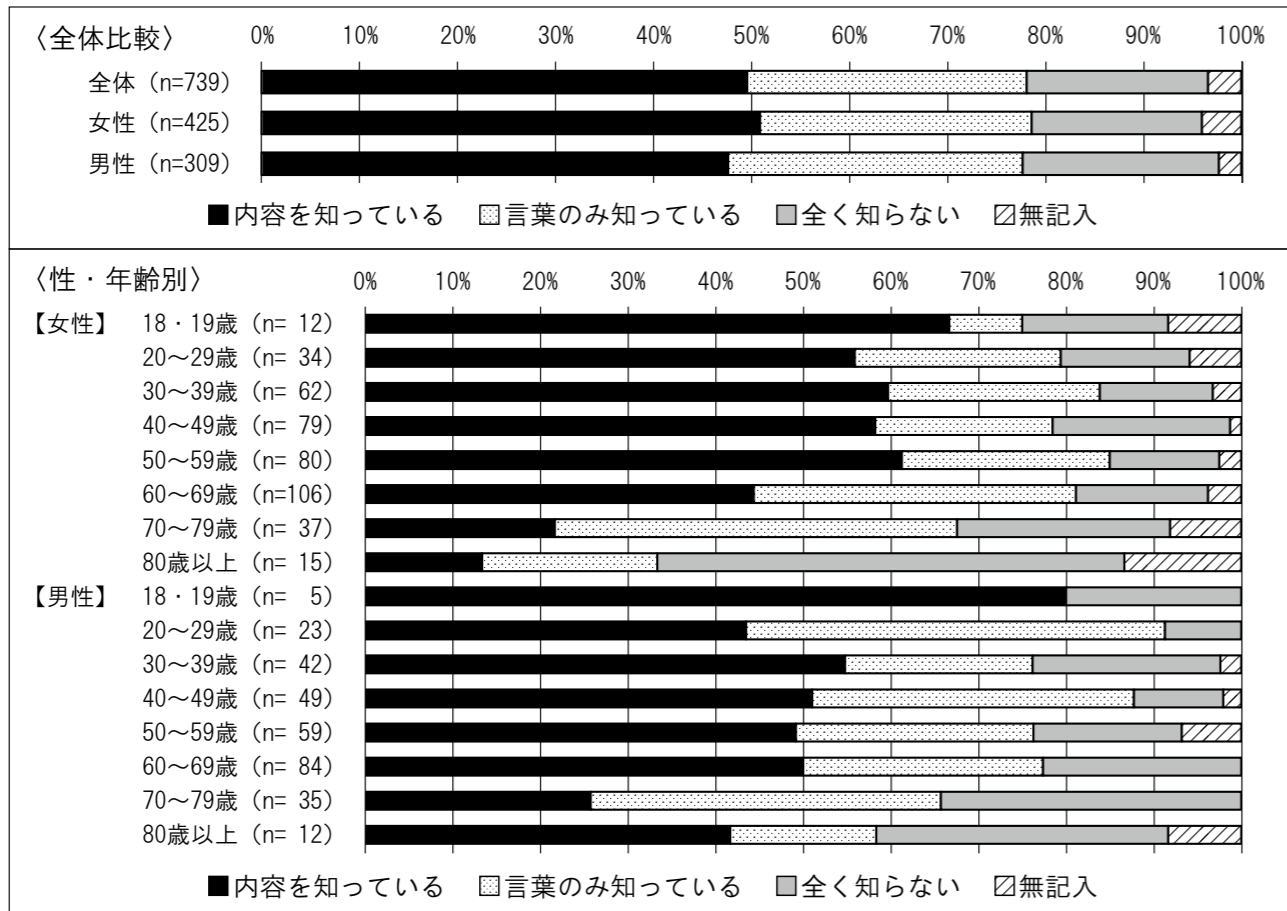
【①男女共同参画社会】



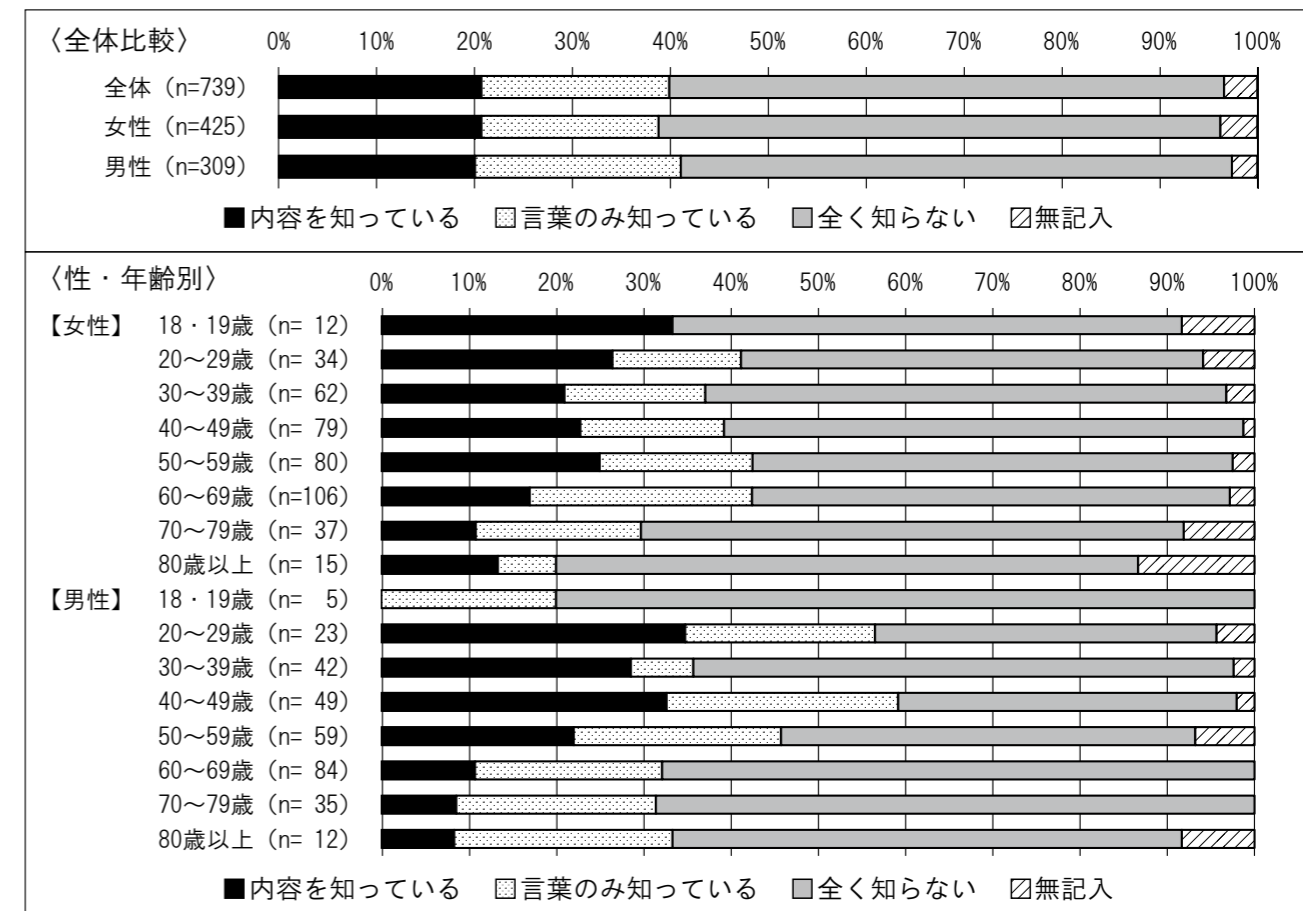
【③固定的な性別役割分担意識】



【②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

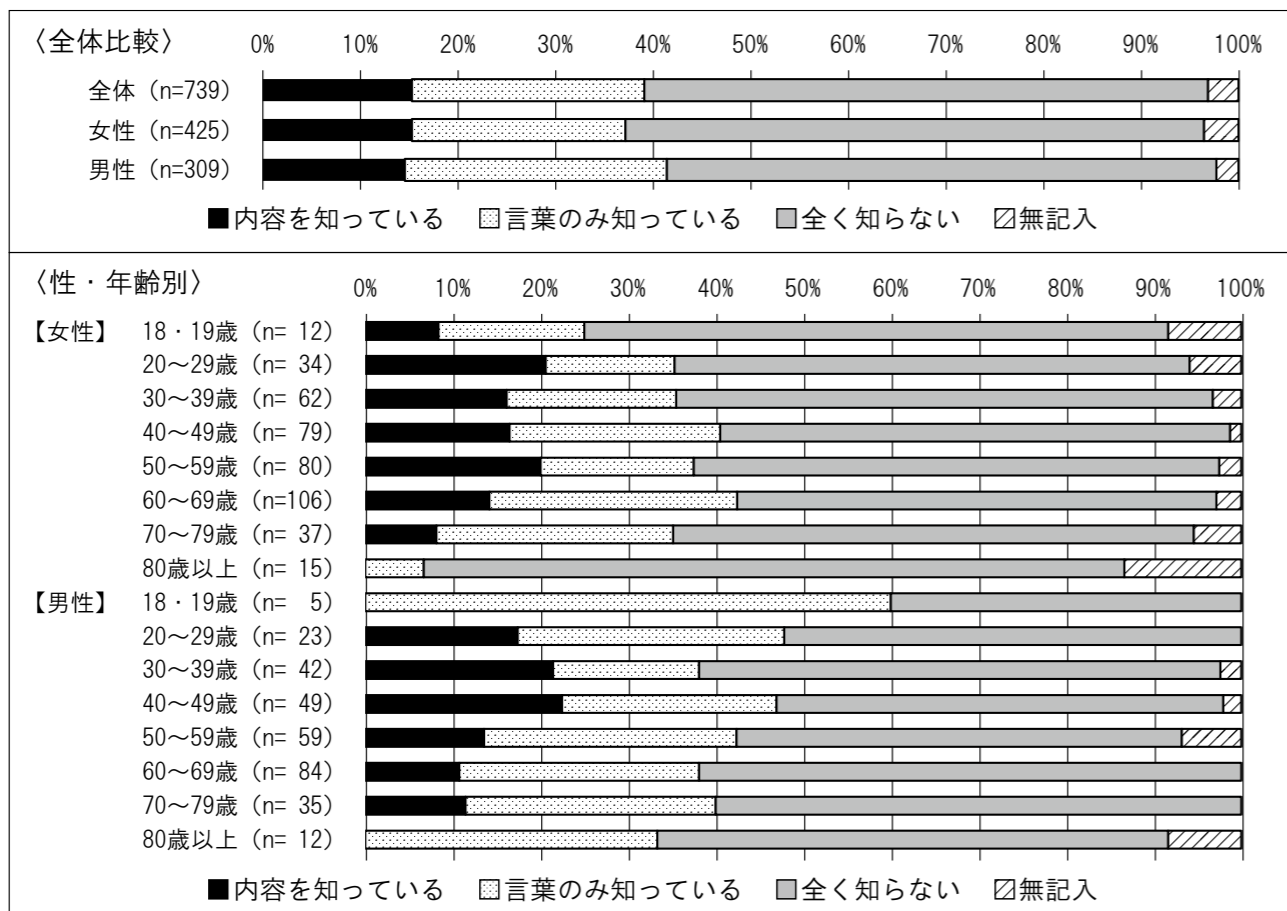


【④アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）】

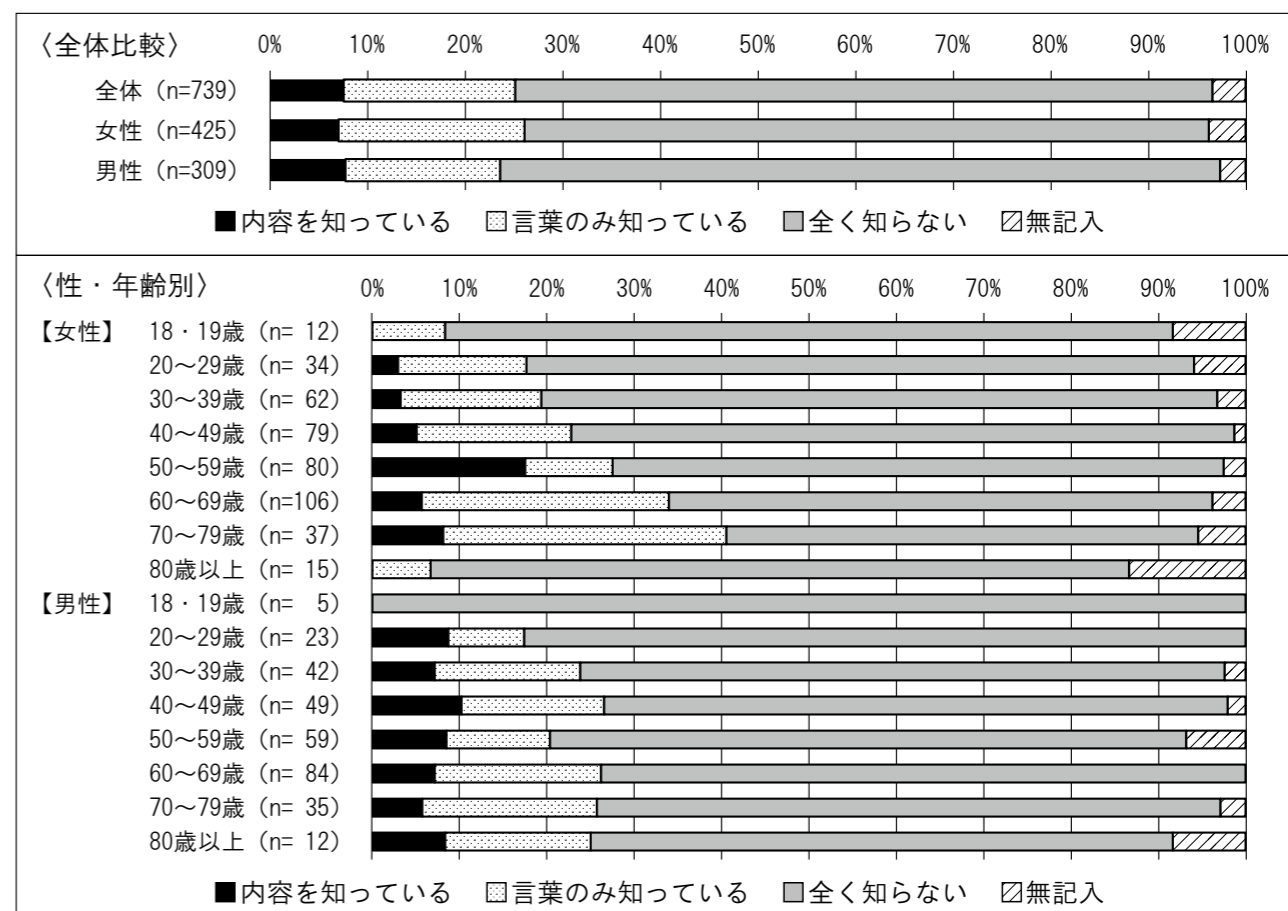


アンケート
集計結果

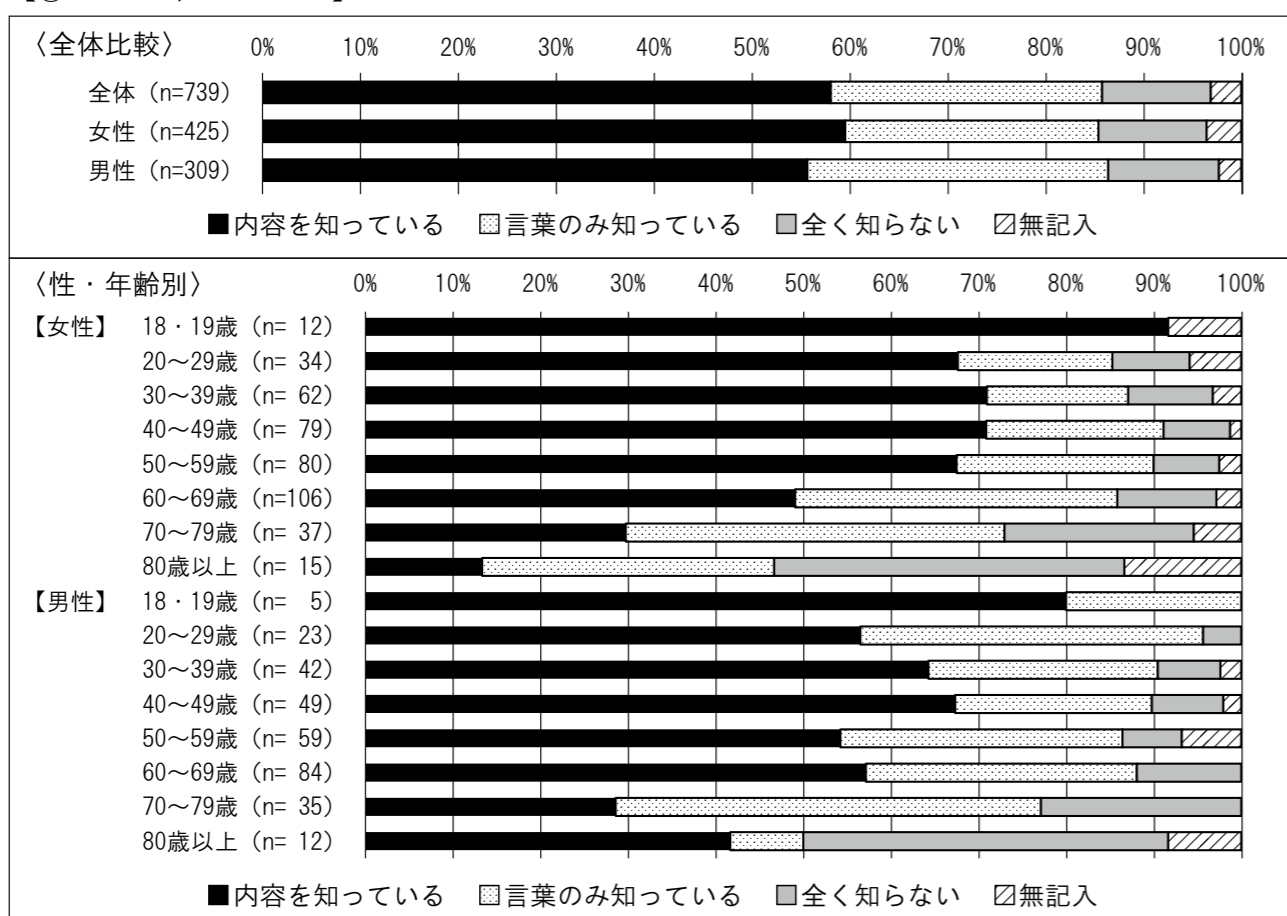
【⑤SOGI（性的指向・性自認）】



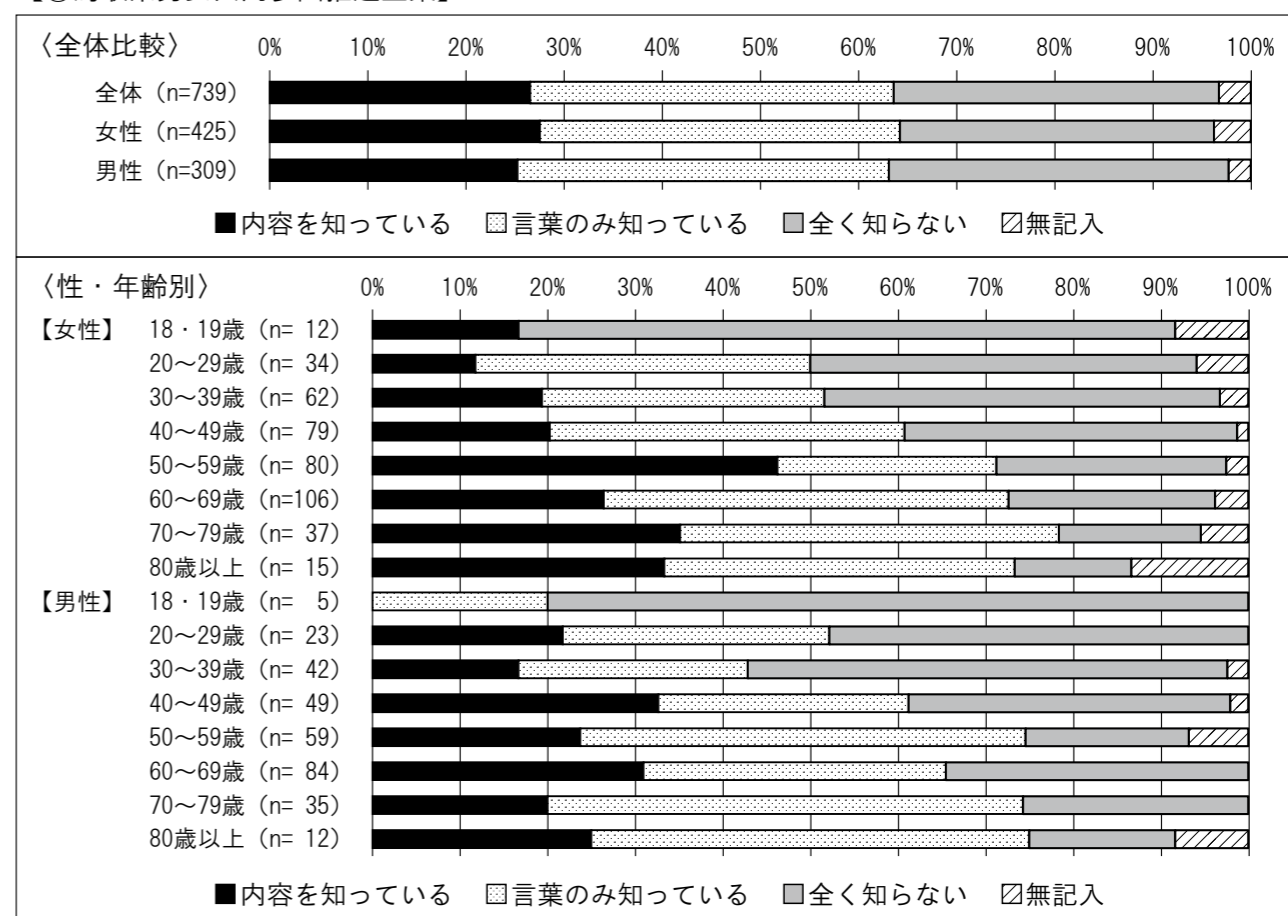
【⑦とっとり安心ファミリーシップ制度】



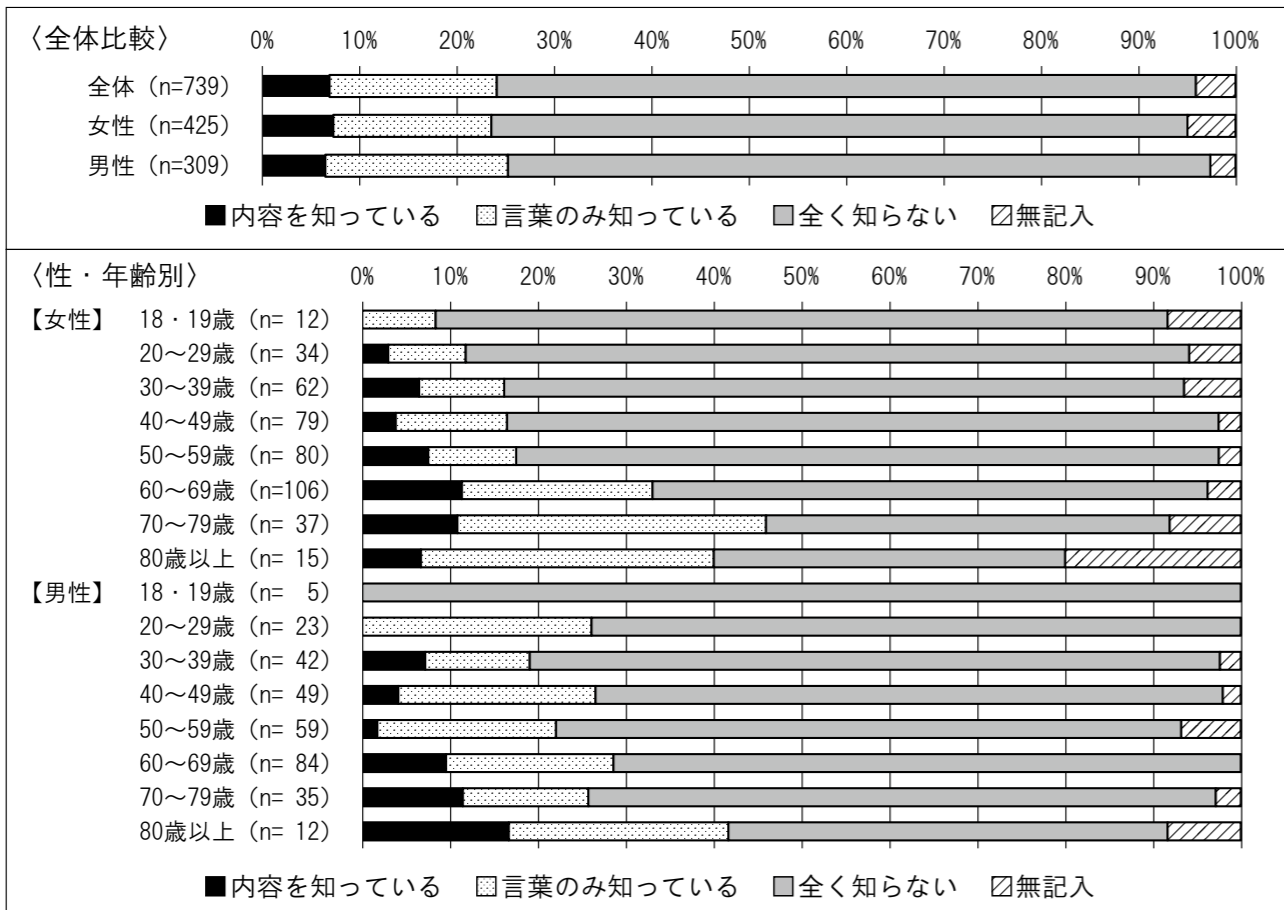
【⑥LGBT/LGBTs】



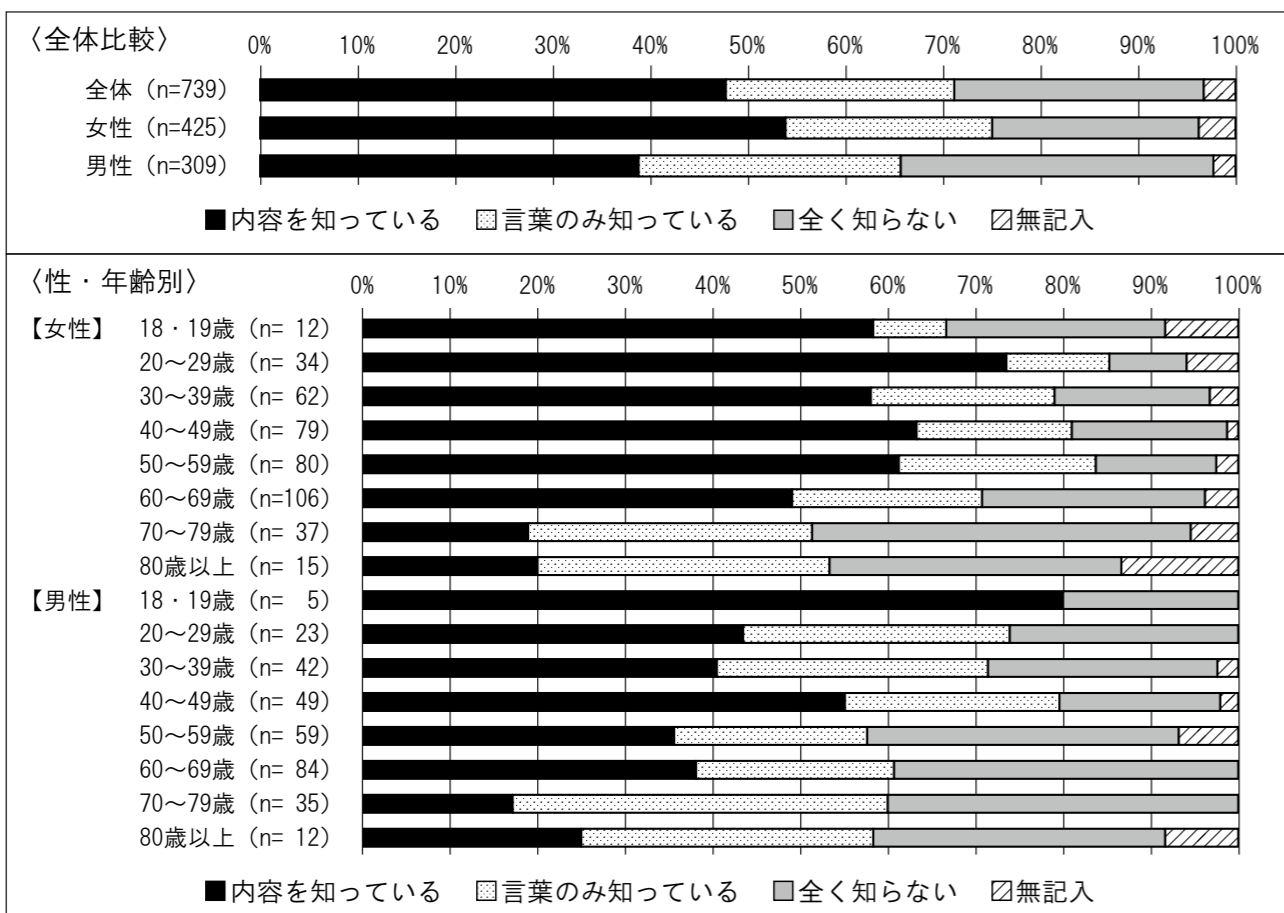
【⑧鳥取県男女共同参画推進企業】



【⑨家族経営協定】



【⑩デートDV】



男女平等についての質問です

問8 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
【①～⑧の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに○】

| | 問8-① 学校教育で | | | | | 合計 |
|-----------|--------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| | 優遇された男性の方がいる | 平等である | 優遇された女性の方がいる | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 41 | 492 | 7 | 183 | 16 | 739 |
| 全体 (%) | 5.5 | 66.6 | 0.9 | 24.8 | 2.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 6.0 | 68.1 | 1.5 | 22.0 | 2.4 | |
| 女性人数 | 30 | 269 | 5 | 110 | 11 | 425 |
| 女性 (%) | 7.1 | 63.3 | 1.2 | 25.9 | 2.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 5.9 | 66.7 | 1.6 | 22.6 | 3.2 | |
| 男性人数 | 10 | 223 | 2 | 70 | 4 | 309 |
| 男性 (%) | 3.2 | 72.2 | 0.6 | 22.7 | 1.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 6.2 | 69.9 | 1.4 | 21.2 | 1.4 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 11 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 2 | 24 | 1 | 7 | 0 | 34 |
| 30代 | 5 | 41 | 1 | 14 | 1 | 62 |
| 40代 | 9 | 49 | 0 | 21 | 0 | 79 |
| 50代 | 4 | 50 | 2 | 24 | 0 | 80 |
| 60代 | 5 | 63 | 1 | 33 | 4 | 106 |
| 70代 | 4 | 21 | 0 | 8 | 4 | 37 |
| 80歳以上 | 1 | 10 | 0 | 3 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 1 | 18 | 1 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 1 | 28 | 1 | 11 | 1 | 42 |
| 40代 | 2 | 33 | 0 | 13 | 1 | 49 |
| 50代 | 2 | 40 | 0 | 17 | 0 | 59 |
| 60代 | 4 | 63 | 0 | 16 | 1 | 84 |
| 70代 | 0 | 27 | 0 | 7 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 10 | 0 | 2 | 0 | 12 |

| | 問8-② 職場で | | | | | 合計 |
|-----------|--------------|-------|--------------|-------|------|-------|
| | 優遇された男性の方がいる | 平等である | 優遇された女性の方がいる | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 287 | 277 | 25 | 134 | 16 | 739 |
| 全体 (%) | 38.8 | 37.5 | 3.4 | 18.1 | 2.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 21.4 | 42.5 | 5.1 | 16.6 | 14.5 | |
| 女性人数 | 173 | 143 | 9 | 89 | 11 | 425 |
| 女性 (%) | 40.7 | 33.6 | 2.1 | 20.9 | 2.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 21.5 | 40.3 | 3.8 | 18.8 | 15.6 | |
| 男性人数 | 111 | 134 | 16 | 44 | 4 | 309 |
| 男性 (%) | 35.9 | 43.4 | 5.2 | 14.2 | 1.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 21.2 | 45.2 | 6.8 | 13.7 | 13.0 | |
| 女性 18・19歳 | 2 | 5 | 0 | 4 | 1 | 12 |
| 20代 | 10 | 16 | 1 | 7 | 0 | 34 |
| 30代 | 27 | 22 | 1 | 11 | 1 | 62 |
| 40代 | 34 | 25 | 0 | 20 | 0 | 79 |
| 50代 | 29 | 38 | 4 | 9 | 0 | 80 |
| 60代 | 54 | 30 | 2 | 17 | 3 | 106 |
| 70代 | 14 | 2 | 1 | 15 | 5 | 37 |
| 80歳以上 | 3 | 5 | 0 | 6 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 9 | 8 | 2 | 3 | 1 | 23 |
| 30代 | 11 | 19 | 6 | 5 | 1 | 42 |
| 40代 | 12 | 28 | 5 | 4 | 0 | 49 |
| 50代 | 18 | 29 | 2 | 9 | 1 | 59 |
| 60代 | 34 | 36 | 1 | 13 | 0 | 84 |
| 70代 | 20 | 8 | 0 | 6 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 5 | 5 | 0 | 2 | 0 | 12 |

| | 問8-③ 家庭で | | | | | 合計 |
|-----------|--------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| | 優遇された男性の方がいる | 平等である | 優遇された女性の方がいる | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 241 | 328 | 31 | 123 | 16 | 739 |
| 全体 (%) | 32.6 | 44.4 | 4.2 | 16.6 | 2.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 28.9 | 55.7 | 2.4 | 9.9 | 3.0 | |
| 女性人数 | 166 | 163 | 16 | 68 | 12 | 425 |
| 女性 (%) | 39.1 | 38.4 | 3.8 | 16.0 | 2.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 35.5 | 50.0 | 0.5 | 10.8 | 3.2 | |
| 男性人数 | 74 | 164 | 15 | 53 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 23.9 | 53.1 | 4.9 | 17.2 | 1.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 20.5 | 63.0 | 4.8 | 8.9 | 2.7 | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 5 | 1 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 5 | 16 | 2 | 11 | 0 | 34 |
| 30代 | 14 | 35 | 1 | 11 | 1 | 62 |
| 40代 | 36 | 28 | 4 | 10 | 1 | 79 |
| 50代 | 40 | 25 | 1 | 14 | 0 | 80 |
| 60代 | 48 | 35 | 5 | 14 | 4 | 106 |
| 70代 | 14 | 12 | 2 | 5 | 4 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 7 | 0 | 3 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 5 | 8 | 1 | 8 | 1 | 23 |
| 30代 | 6 | 26 | 3 | 6 | 1 | 42 |
| 40代 | 11 | 26 | 3 | 9 | 0 | 49 |
| 50代 | 15 | 26 | 6 | 12 | 0 | 59 |
| 60代 | 23 | 49 | 0 | 12 | 0 | 84 |
| 70代 | 11 | 19 | 0 | 4 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 7 | 1 | 1 | 0 | 12 |

| | 問8-④ 町内会や地域で | | | | | 合計 |
|-----------|--------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| | 優遇された男性の方がいる | 平等である | 優遇された女性の方がいる | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 276 | 199 | 53 | 195 | 16 | 739 |
| 全体 (%) | 37.3 | 26.9 | 7.2 | 26.4 | 2.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 34.9 | 31.6 | 4.5 | 26.2 | 2.7 | |
| 女性人数 | 167 | 101 | 22 | 125 | 10 | 425 |
| 女性 (%) | 39.3 | 23.8 | 5.2 | 29.4 | 2.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | 33.9 | 27.4 | 2.7 | 32.8 | 3.2 | |
| 男性人数 | 108 | 96 | 31 | 69 | 5 | 309 |
| 男性 (%) | 35.0 | 31.1 | 10.0 | 22.3 | 1.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 36.3 | 37.0 | 6.8 | 17.8 | 2.1 | |
| 女性 18・19歳 | 1 | 6 | 1 | 3 | 1 | 12 |
| 20代 | 6 | 9 | 1 | 18 | 0 | 34 |
| 30代 | 21 | 16 | 2 | 22 | 1 | 62 |
| 40代 | 31 | 16 | 4 | 28 | 0 | 79 |
| 50代 | 34 | 18 | 3 | 24 | 1 | 80 |
| 60代 | 51 | 23 | 9 | 20 | 3 | 106 |
| 70代 | 19 | 8 | 2 | 5 | 3 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 5 | 0 | 5 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 7 | 6 | 0 | 10 | 0 | 23 |
| 30代 | 10 | 13 | 4 | 13 | 2 | 42 |
| 40代 | 18 | 11 | 10 | 10 | 0 | 49 |
| 50代 | 17 | 21 | 7 | 14 | 0 | 59 |
| 60代 | 33 | 28 | 10 | 12 | 1 | 84 |
| 70代 | 19 | 9 | 0 | 5 | 2 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 6 | 0 | 3 | 0 | 12 |

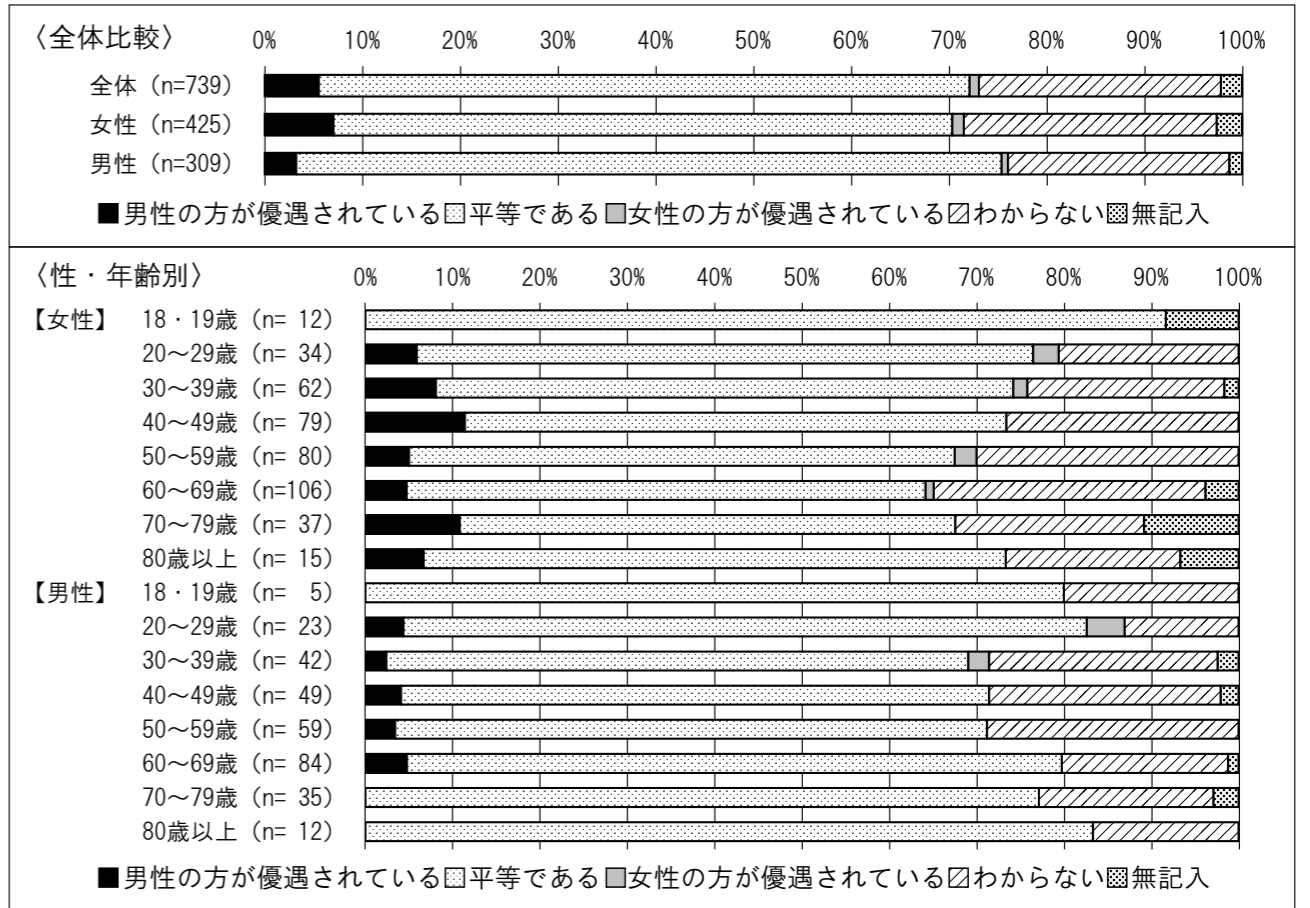
| 問 8-⑤ 政治や行政の施策・方針決定の場で | | | | | | |
|------------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | 優遇男性の方がいる | 平等である | 優遇女性の方がいる | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 408 | 138 | 8 | 170 | 15 | 739 |
| 全体 (%) | 55.2 | 18.7 | 1.1 | 23.0 | 2.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 46.7 | 20.8 | 1.8 | 27.7 | 3.0 | |
| 女性人数 | 241 | 52 | 3 | 117 | 12 | 425 |
| 女性 (%) | 56.7 | 12.2 | 0.7 | 27.5 | 2.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 47.8 | 18.3 | 0.0 | 30.1 | 3.8 | |
| 男性人数 | 163 | 86 | 5 | 53 | 2 | 309 |
| 男性 (%) | 52.8 | 27.8 | 1.6 | 17.2 | 0.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 45.2 | 24.0 | 4.1 | 24.7 | 2.1 | |
| 女性 18・19歳 | 4 | 1 | 0 | 6 | 1 | 12 |
| 20代 | 14 | 5 | 0 | 15 | 0 | 34 |
| 30代 | 40 | 9 | 0 | 12 | 1 | 62 |
| 40代 | 46 | 7 | 0 | 26 | 0 | 79 |
| 50代 | 51 | 13 | 2 | 13 | 1 | 80 |
| 60代 | 63 | 9 | 1 | 29 | 4 | 106 |
| 70代 | 18 | 6 | 0 | 9 | 4 | 37 |
| 80歳以上 | 5 | 2 | 0 | 7 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 13 | 5 | 1 | 4 | 0 | 23 |
| 30代 | 16 | 10 | 3 | 12 | 1 | 42 |
| 40代 | 21 | 20 | 0 | 8 | 0 | 49 |
| 50代 | 30 | 20 | 0 | 9 | 0 | 59 |
| 60代 | 54 | 18 | 1 | 11 | 0 | 84 |
| 70代 | 23 | 6 | 0 | 5 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 4 | 6 | 0 | 2 | 0 | 12 |

| 問 8-⑥ 法律や制度の上で | | | | | | |
|----------------|-----------|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | 優遇男性の方がいる | 平等である | 優遇女性の方がいる | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 262 | 249 | 23 | 182 | 23 | 739 |
| 全体 (%) | 35.5 | 33.7 | 3.1 | 24.6 | 3.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 35.5 | 32.8 | 2.7 | 26.5 | 2.4 | |
| 女性人数 | 170 | 107 | 6 | 128 | 14 | 425 |
| 女性 (%) | 40.0 | 25.2 | 1.4 | 30.1 | 3.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 41.4 | 21.5 | 2.7 | 31.2 | 3.2 | |
| 男性人数 | 88 | 142 | 17 | 54 | 8 | 309 |
| 男性 (%) | 28.5 | 46.0 | 5.5 | 17.5 | 2.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 28.1 | 47.3 | 2.7 | 20.5 | 1.4 | |
| 女性 18・19歳 | 4 | 4 | 0 | 3 | 1 | 12 |
| 20代 | 11 | 9 | 1 | 13 | 0 | 34 |
| 30代 | 33 | 12 | 0 | 16 | 1 | 62 |
| 40代 | 32 | 17 | 2 | 27 | 1 | 79 |
| 50代 | 31 | 23 | 2 | 22 | 2 | 80 |
| 60代 | 44 | 26 | 1 | 31 | 4 | 106 |
| 70代 | 11 | 13 | 0 | 10 | 3 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 3 | 0 | 6 | 2 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 7 | 8 | 1 | 7 | 0 | 23 |
| 30代 | 7 | 13 | 8 | 12 | 2 | 42 |
| 40代 | 15 | 23 | 4 | 6 | 1 | 49 |
| 50代 | 14 | 33 | 1 | 10 | 1 | 59 |
| 60代 | 30 | 38 | 3 | 12 | 1 | 84 |
| 70代 | 11 | 18 | 0 | 4 | 2 | 35 |
| 80歳以上 | 4 | 6 | 0 | 1 | 1 | 12 |

| 問 8-⑦ 社会通念や習慣しきたりなどで | | | | | | |
|----------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | 優遇男性の方がいる | 平等である | 優遇女性の方がいる | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 502 | 76 | 12 | 134 | 15 | 739 |
| 全体 (%) | 67.9 | 10.3 | 1.6 | 18.1 | 2.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 71.7 | 11.1 | 1.2 | 14.2 | 1.8 | |
| 女性人数 | 292 | 27 | 6 | 88 | 12 | 425 |
| 女性 (%) | 68.7 | 6.4 | 1.4 | 20.7 | 2.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 71.0 | 10.8 | 0.5 | 15.6 | 2.2 | |
| 男性人数 | 206 | 49 | 6 | 46 | 2 | 309 |
| 男性 (%) | 66.7 | 15.9 | 1.9 | 14.9 | 0.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 72.6 | 11.6 | 2.1 | 12.3 | 1.4 | |
| 女性 18・19歳 | 4 | 2 | 0 | 4 | 2 | 12 |
| 20代 | 15 | 2 | 0 | 17 | 0 | 34 |
| 30代 | 45 | 3 | 1 | 13 | 0 | 62 |
| 40代 | 57 | 4 | 1 | 16 | 1 | 79 |
| 50代 | 61 | 6 | 1 | 11 | 1 | 80 |
| 60代 | 82 | 6 | 2 | 13 | 3 | 106 |
| 70代 | 22 | 3 | 1 | 8 | 3 | 37 |
| 80歳以上 | 6 | 1 | 0 | 6 | 2 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 5 |
| 20代 | 17 | 3 | 0 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 22 | 6 | 2 | 11 | 1 | 42 |
| 40代 | 32 | 9 | 2 | 6 | 0 | 49 |
| 50代 | 40 | 9 | 1 | 9 | 0 | 59 |
| 60代 | 61 | 13 | 1 | 9 | 0 | 84 |
| 70代 | 25 | 6 | 0 | 3 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 |

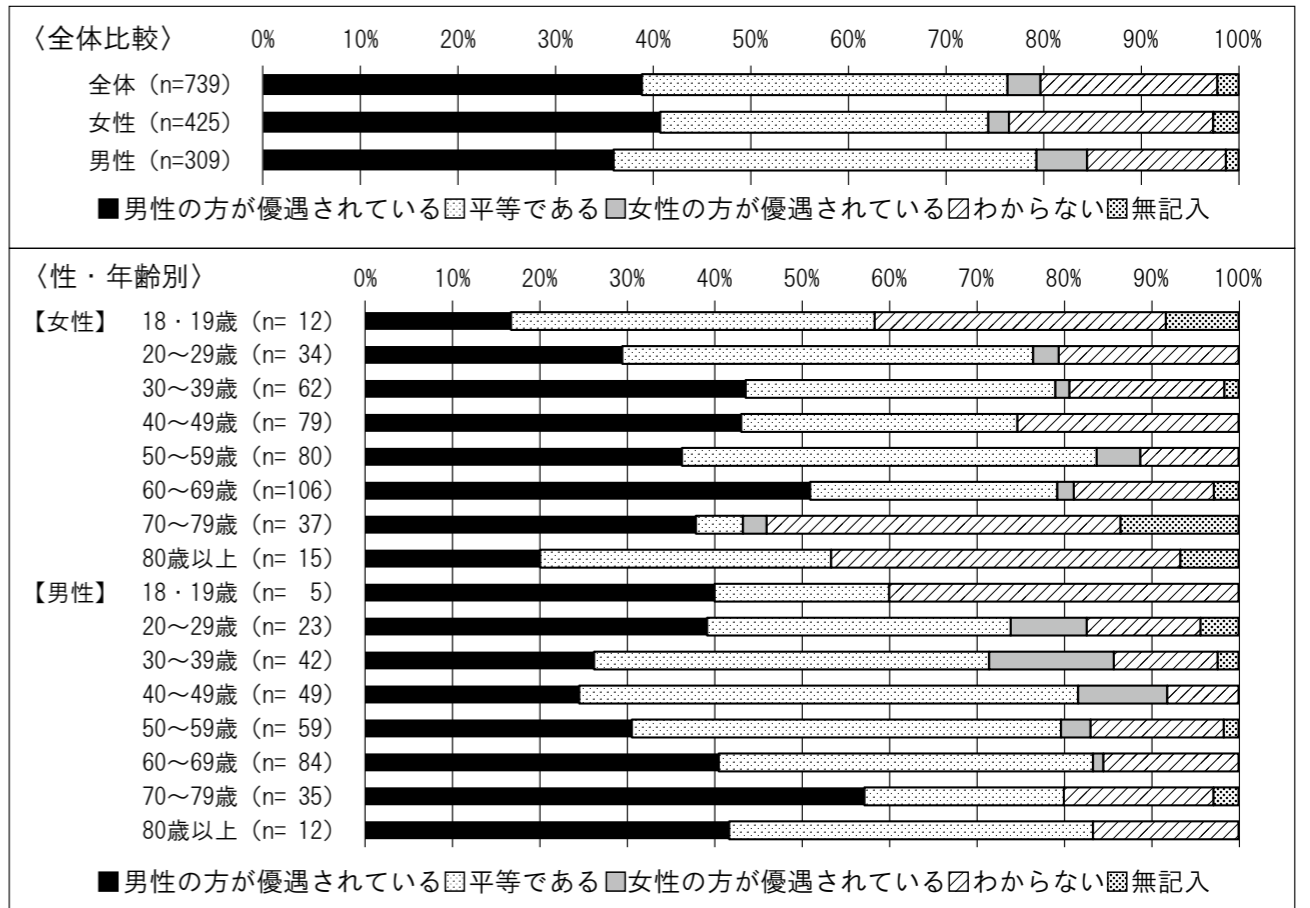
| 問 8-⑧ 社会全体として | | | | | | |
|---------------|-----------|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | 優遇男性の方がいる | 平等である | 優遇女性の方がいる | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 428 | 113 | 19 | 166 | 13 | 739 |
| 全体 (%) | 57.9 | 15.3 | 2.6 | 22.5 | 1.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 60.5 | 15.7 | 4.2 | 16.9 | 2.7 | |
| 女性人数 | 251 | 46 | 7 | 111 | 10 | 425 |
| 女性 (%) | 59.1 | 10.8 | 1.6 | 26.1 | 2.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | 61.8 | 13.4 | 2.7 | 18.8 | 3.2 | |
| 男性人数 | 173 | 67 | 12 | 55 | 2 | 309 |
| 男性 (%) | 56.0 | 21.7 | 3.9 | 17.8 | 0.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 58.9 | 18.5 | 6.2 | 14.4 | 2.1 | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 1 | 0 | 5 | 1 | 12 |
| 20代 | 13 | 6 | 1 | 14 | 0 | 34 |
| 30代 | 36 | 8 | 0 | 17 | 1 | 62 |
| 40代 | 47 | 9 | 2 | 20 | 1 | 79 |
| 50代 | 54 | 9 | 1 | 15 | 1 | 80 |
| 60代 | 69 | 8 | 2 | 24 | 3 | 106 |
| 70代 | 23 | 1 | 1 | 10 | 2 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 4 | 0 | 6 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 5 |
| 20代 | 10 | 6 | 1 | 6 | 0 | 23 |
| 30代 | 16 | 9 | 4 | 12 | 1 | 42 |
| 40代 | 21 | 16 | 3 | 9 | 0 | 49 |
| 50代 | 33 | 14 | 2 | 10 | 0 | 59 |
| 60代 | 59 | 14 | 1 | 10 | 0 | 84 |
| 70代 | 26 | 5 | 0 | 3 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 |

【①学校教育で】

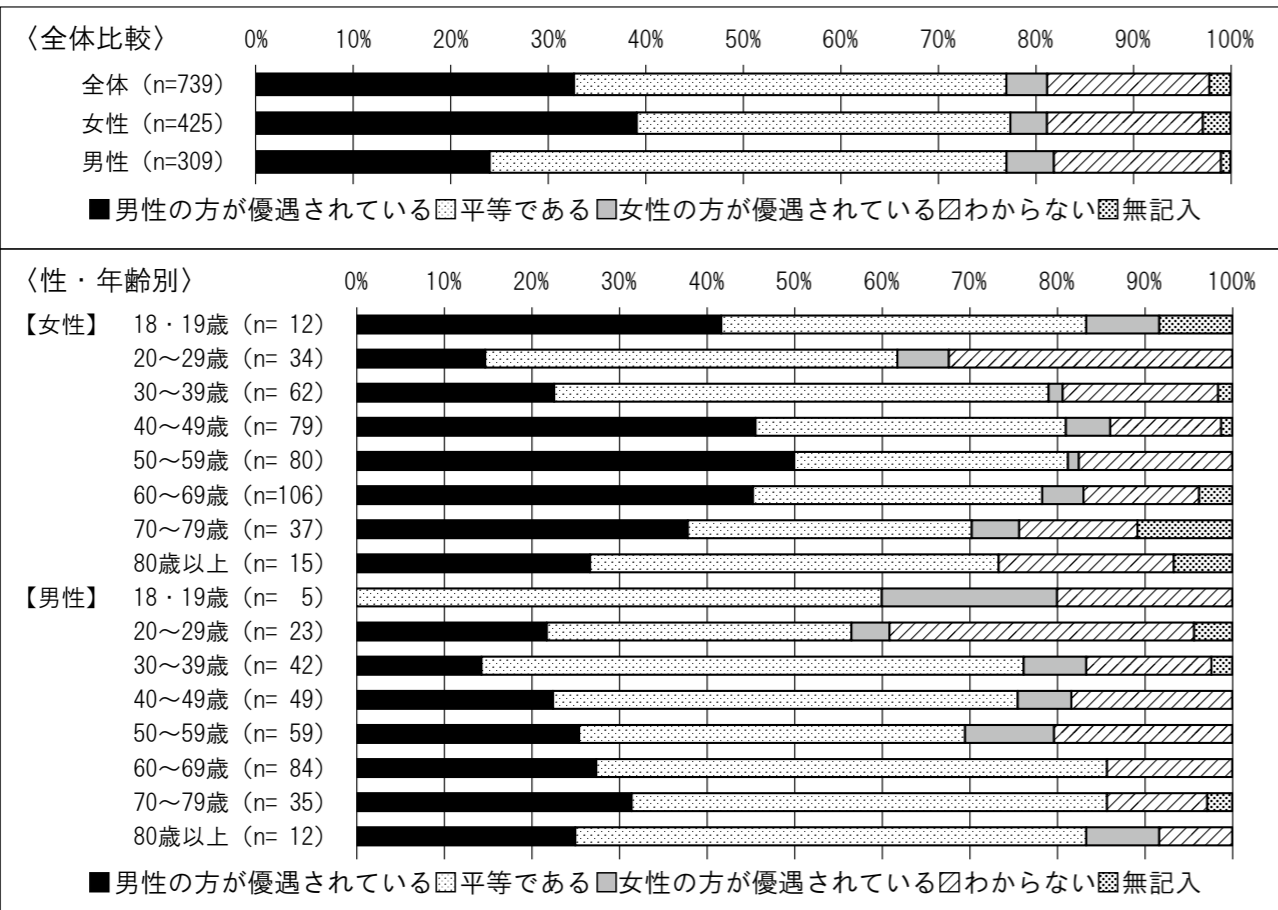


アンケート
集計結果

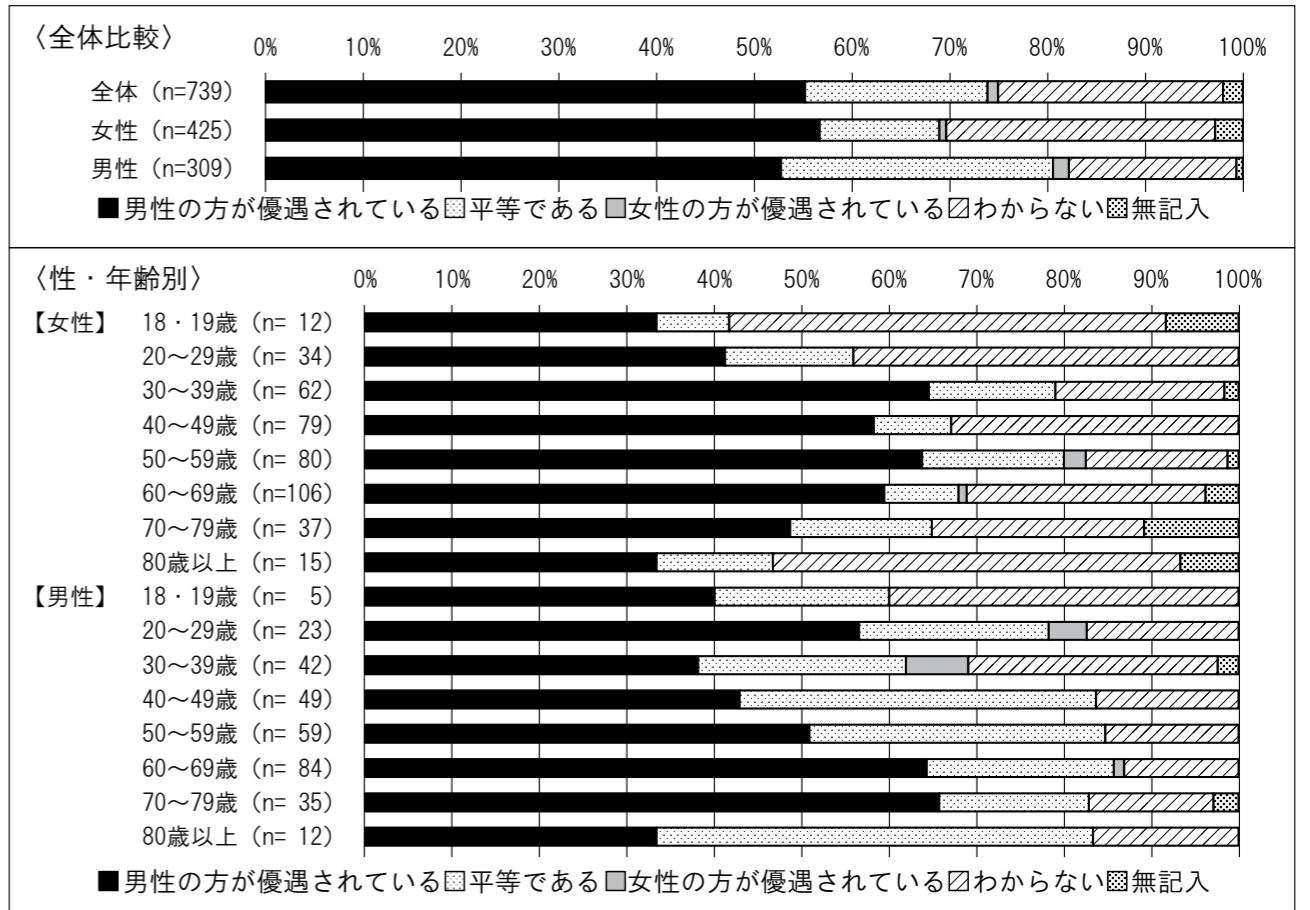
【②職場で】



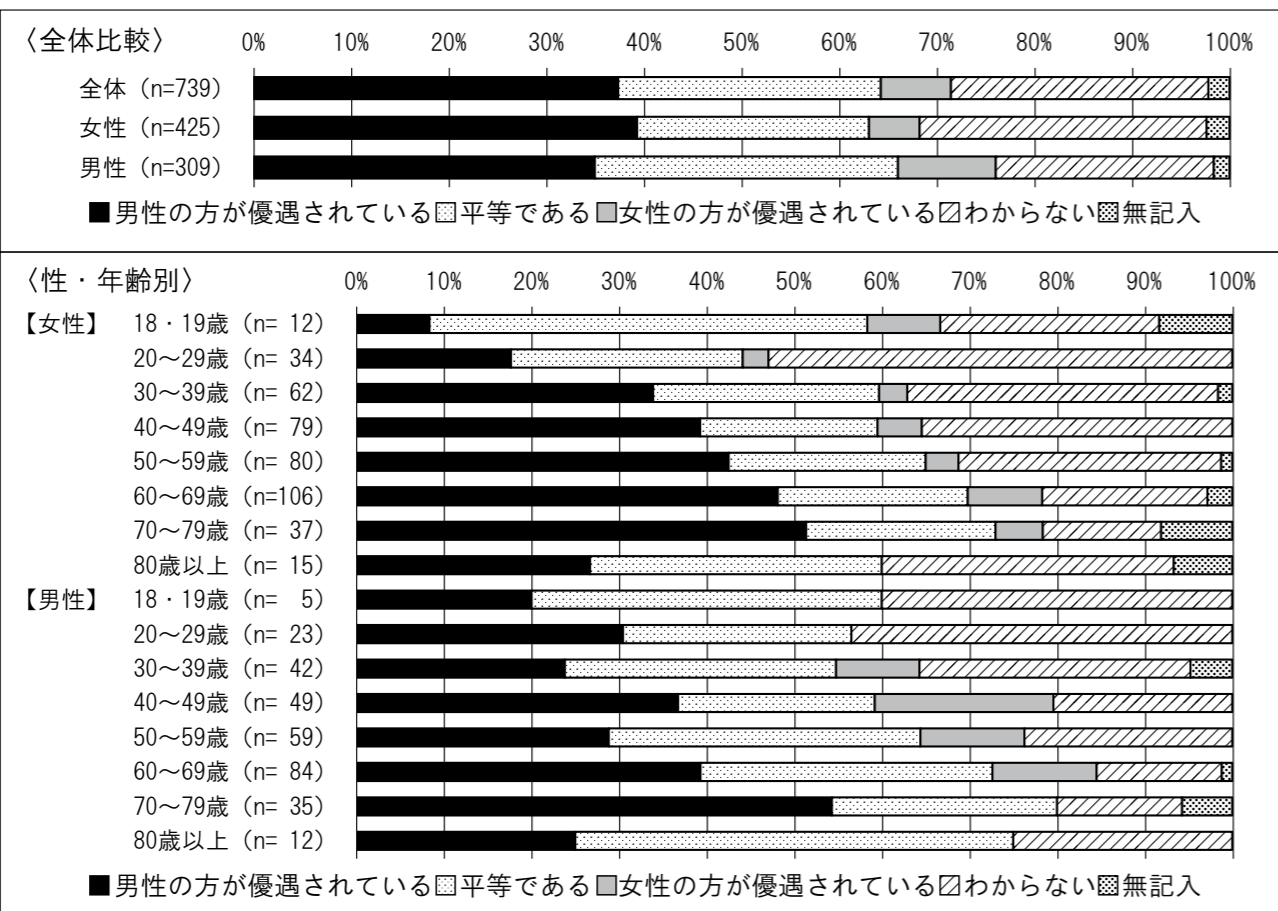
【③家庭で】



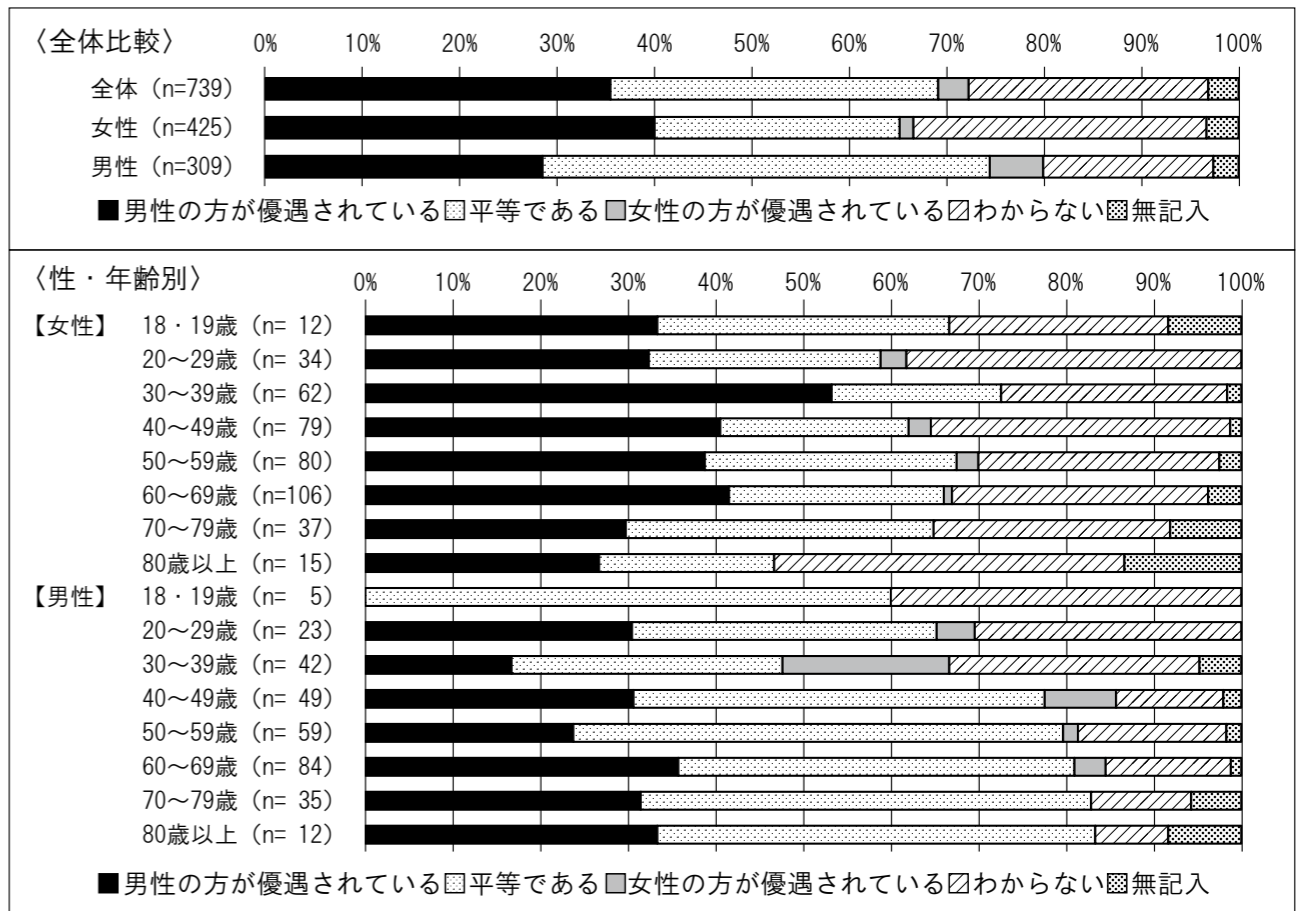
【⑤政治や行政の施策・方針決定の場で】



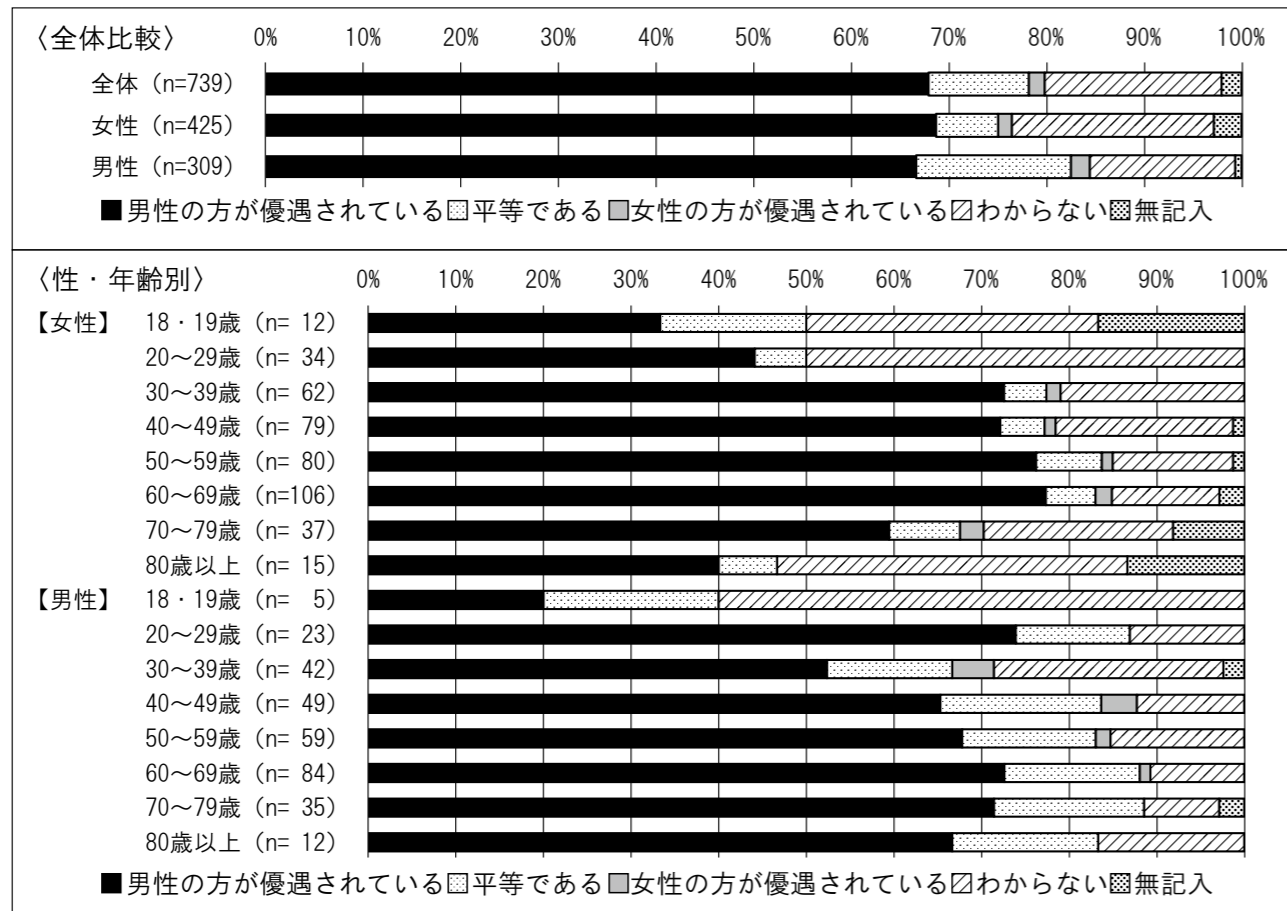
【④町内会や地域で】



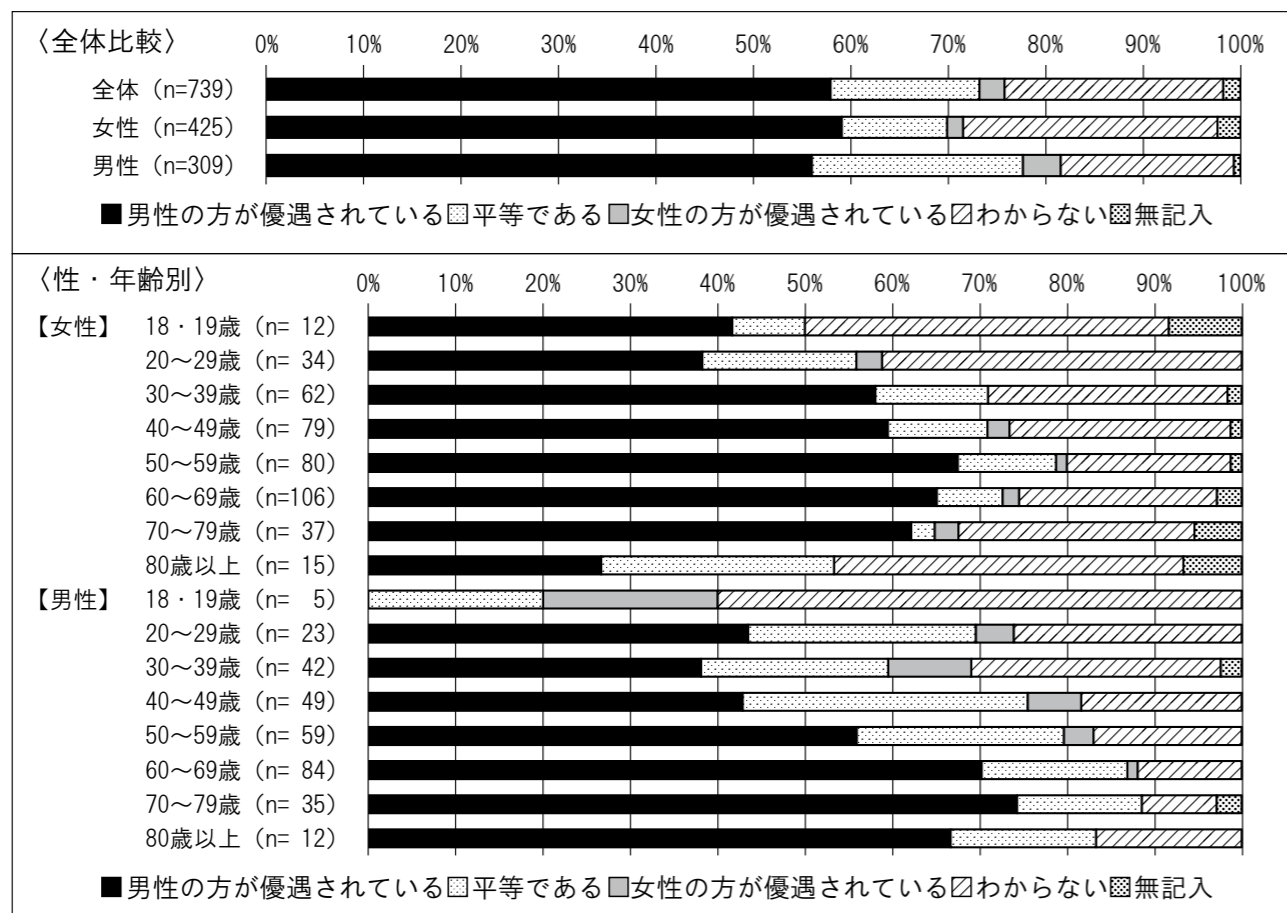
【⑥法律や制度の上で】



【⑦社会通念・習慣やしきたりなどで】

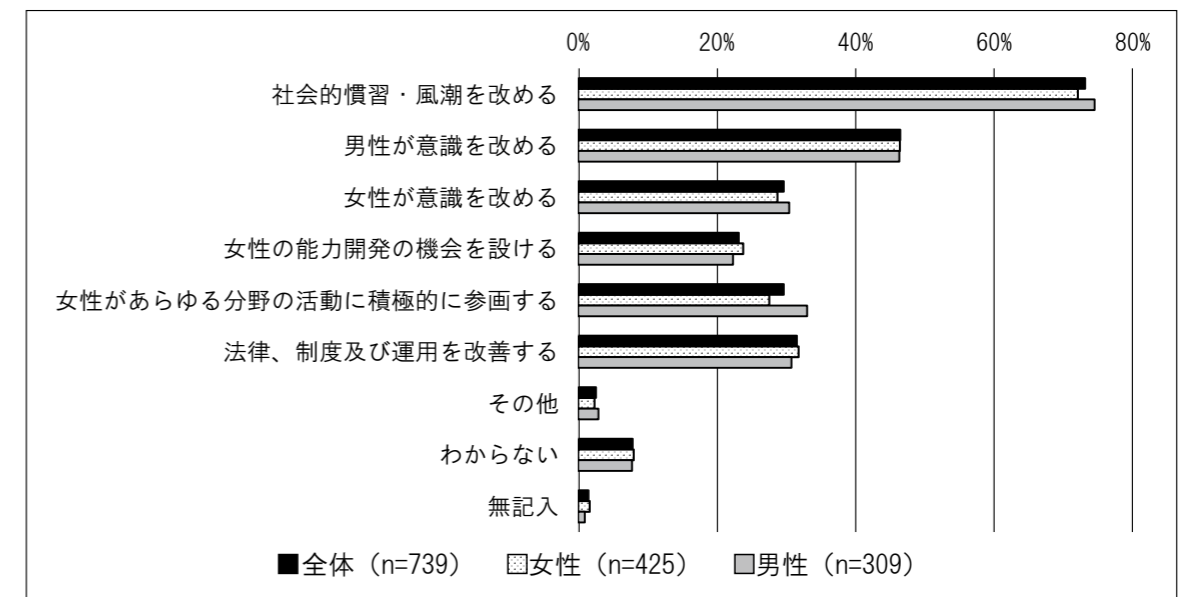


【⑧社会全体として】



問9 男女が社会のあらゆる分野においてもっと平等になるために、重要だと思われるものは何ですか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 社会的慣習・風潮を改める | 男性が意識を改める | 女性が意識を改める | 女性の能力開発の機会を設ける | 女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する | 法律、制度及び運用を改善する | その他 | わからない | 無記入 | n |
|-----------|--------------|-----------|-----------|----------------|-----------------------|----------------|-----|-------|-----|-----|
| 全体人数 | 540 | 343 | 219 | 171 | 219 | 233 | 19 | 58 | 11 | 739 |
| 全体 (%) | 73.1 | 46.4 | 29.6 | 23.1 | 29.6 | 31.5 | 2.6 | 7.8 | 1.5 | |
| 前回 (%) | 69.2 | 48.5 | 32.6 | 27.1 | 34.1 | 31.7 | 3.7 | 7.0 | 1.2 | |
| 女性人数 | 306 | 197 | 122 | 101 | 117 | 135 | 10 | 34 | 7 | 425 |
| 女性 (%) | 72.0 | 46.4 | 28.7 | 23.8 | 27.5 | 31.8 | 2.4 | 8.0 | 1.6 | |
| 前回 (%) | 69.9 | 50.8 | 31.1 | 29.0 | 29.0 | 29.5 | 2.7 | 6.0 | 1.6 | |
| 男性人数 | 230 | 143 | 94 | 69 | 102 | 95 | 9 | 24 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 74.4 | 46.3 | 30.4 | 22.3 | 33.0 | 30.7 | 2.9 | 7.8 | 1.0 | |
| 前回 (%) | 68.3 | 45.5 | 34.5 | 24.8 | 40.7 | 34.5 | 4.8 | 8.3 | 0.7 | |
| 女性 18・19歳 | 8 | 4 | 2 | 4 | 4 | 2 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 21 | 14 | 9 | 5 | 6 | 16 | 1 | 2 | 0 | 34 |
| 30代 | 52 | 26 | 17 | 10 | 8 | 26 | 0 | 2 | 0 | 62 |
| 40代 | 60 | 32 | 20 | 11 | 14 | 25 | 1 | 8 | 0 | 79 |
| 50代 | 59 | 45 | 28 | 23 | 18 | 23 | 5 | 4 | 1 | 80 |
| 60代 | 73 | 55 | 34 | 30 | 43 | 34 | 3 | 10 | 2 | 106 |
| 70代 | 27 | 17 | 9 | 12 | 15 | 6 | 0 | 3 | 2 | 37 |
| 80歳以上 | 6 | 4 | 3 | 6 | 9 | 3 | 0 | 5 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 17 | 6 | 5 | 3 | 6 | 5 | 0 | 2 | 0 | 23 |
| 30代 | 29 | 17 | 15 | 7 | 11 | 17 | 5 | 4 | 0 | 42 |
| 40代 | 33 | 28 | 19 | 11 | 10 | 14 | 2 | 2 | 0 | 49 |
| 50代 | 42 | 23 | 14 | 12 | 14 | 20 | 1 | 7 | 0 | 59 |
| 60代 | 65 | 45 | 29 | 22 | 37 | 23 | 1 | 3 | 2 | 84 |
| 70代 | 29 | 15 | 7 | 10 | 20 | 10 | 0 | 4 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 10 | 9 | 5 | 4 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | 12 |



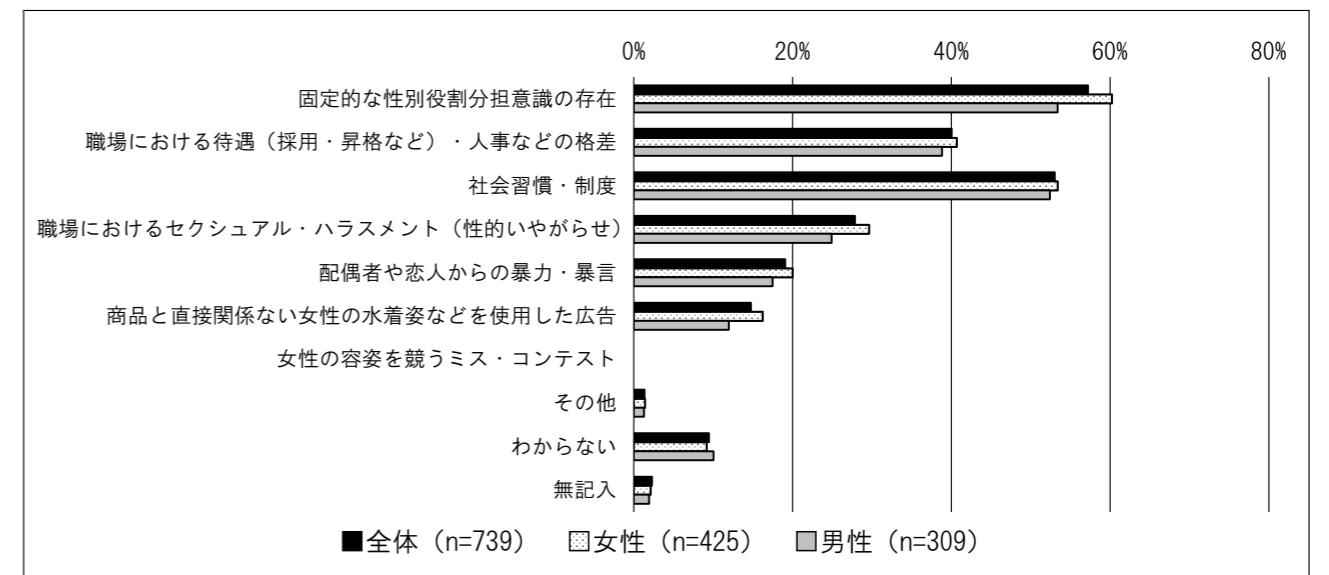
問9 「その他」意見

| |
|--|
| 男性に子がなせないように、前提として違いが確立されている以上、あらゆる分野におけるの平等など不可能。 |
| 教育を行う。 |
| 女性が都市部に出て帰ってこないのは女性が活躍できる職場がないからだ○○前市長もいっている。女性回復率を高める努力をしてください。 |
| 昔みたいに男女が差があるように感じることはない。すでに平等になっている。 |
| まずは平等ではないと気づけるよう、出かけられない人にもわかるよう様々なメディアを活用して。 |
| 男性、女性の特性を社会全体が理解し配慮を持って環境をととのえる。 |
| 会社でも家庭でもお茶、掃除、家事は女性との感覚がある。 |
| 家庭内で男性の役割、女性の役割を尊重しながら夫婦が協力している姿を子どもに見せる。 |
| 男性の弱い方面への、男性参画も重要。 |
| 拙速に進めるのではなく、社会や人が多様な性のあり方を受容できるまで待つ。 |
| 人を人として尊重する。男女の別はない。 |
| 一部、会社・家庭で男性も弱い立場のこともある。女性のいきすぎを改める。 |
| 私は女性ですが、女性は悪い面が多過ぎて社会の仕組みにはマイナス面が多い。 |
| あらゆる機会でも女性だから、男性だからの観念を考えない。男性も女性も同じ、○○だからをなくす。 |
| 「全て平等」にはならないと考えている。体力的、肉体的な差がある。 |
| 職場制度の改定。 |
| 男女共に人が変わらなければ改善しないのでは・・・。 |

問10 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。

【あてはまる数字すべてに○】

| | 性別役割分担意識の存在 | 職場における待遇（採用・昇格など）・人事などの格差 | 社会習慣・制度 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） | 配偶者や恋人からの暴力・暴言 | 商品と直接関係ない女性の水着姿などを使用した広告 | 女性の容姿を競うミス・コンテスト | その他 | わからない | 無記入 | n |
|------------|-------------|---------------------------|---------|------------------------------|----------------|--------------------------|------------------|-----|-------|-----|-----|
| 全体人数 | 423 | 296 | 392 | 206 | 141 | 109 | - | 10 | 70 | 17 | 739 |
| 全体 (%) | 57.2 | 40.1 | 53.0 | 27.9 | 19.1 | 14.7 | - | 1.4 | 9.5 | 2.3 | |
| 前回 (%) | 65.3 | 37.8 | 58.5 | 23.8 | 18.0 | 12.4 | 11.1 | 2.8 | 9.9 | 2.7 | |
| 女性人数 | 256 | 173 | 227 | 126 | 85 | 69 | - | 6 | 39 | 9 | 425 |
| 女性 (%) | 60.2 | 40.7 | 53.4 | 29.6 | 20.0 | 16.2 | - | 1.4 | 9.2 | 2.1 | |
| 前回 (%) | 63.4 | 36.6 | 56.8 | 24.6 | 20.2 | 13.1 | 7.1 | 2.2 | 8.2 | 1.6 | |
| 男性人数 | 165 | 120 | 162 | 77 | 54 | 37 | - | 4 | 31 | 6 | 309 |
| 男性 (%) | 53.4 | 38.8 | 52.4 | 24.9 | 17.5 | 12.0 | - | 1.3 | 10.0 | 1.9 | |
| 前回 (%) | 67.9 | 39.3 | 60.7 | 22.9 | 15.0 | 11.4 | 16.4 | 3.6 | 12.1 | 4.1 | |
| 女性 18・19 歳 | 5 | 3 | 4 | 6 | 3 | 3 | - | 0 | 1 | 1 | 12 |
| 20 代 | 14 | 13 | 11 | 10 | 8 | 1 | - | 0 | 2 | 0 | 34 |
| 30 代 | 38 | 27 | 33 | 22 | 10 | 12 | - | 0 | 7 | 0 | 62 |
| 40 代 | 52 | 41 | 44 | 23 | 17 | 11 | - | 3 | 6 | 0 | 79 |
| 50 代 | 51 | 29 | 50 | 24 | 15 | 15 | - | 1 | 4 | 1 | 80 |
| 60 代 | 68 | 42 | 59 | 30 | 20 | 20 | - | 2 | 11 | 3 | 106 |
| 70 代 | 22 | 12 | 20 | 7 | 8 | 4 | - | 0 | 3 | 3 | 37 |
| 80 歳以上 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 | 3 | - | 0 | 5 | 1 | 15 |
| 男性 18・19 歳 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 20 代 | 8 | 7 | 8 | 7 | 2 | 2 | - | 0 | 5 | 1 | 23 |
| 30 代 | 21 | 12 | 22 | 17 | 11 | 3 | - | 2 | 2 | 0 | 42 |
| 40 代 | 29 | 19 | 22 | 8 | 7 | 8 | - | 1 | 6 | 0 | 49 |
| 50 代 | 33 | 18 | 30 | 15 | 10 | 8 | - | 1 | 4 | 0 | 59 |
| 60 代 | 48 | 32 | 51 | 21 | 14 | 9 | - | 0 | 6 | 3 | 84 |
| 70 代 | 18 | 22 | 21 | 6 | 8 | 6 | - | 0 | 5 | 1 | 35 |
| 80 歳以上 | 5 | 8 | 6 | 1 | 1 | 1 | - | 0 | 3 | 1 | 12 |



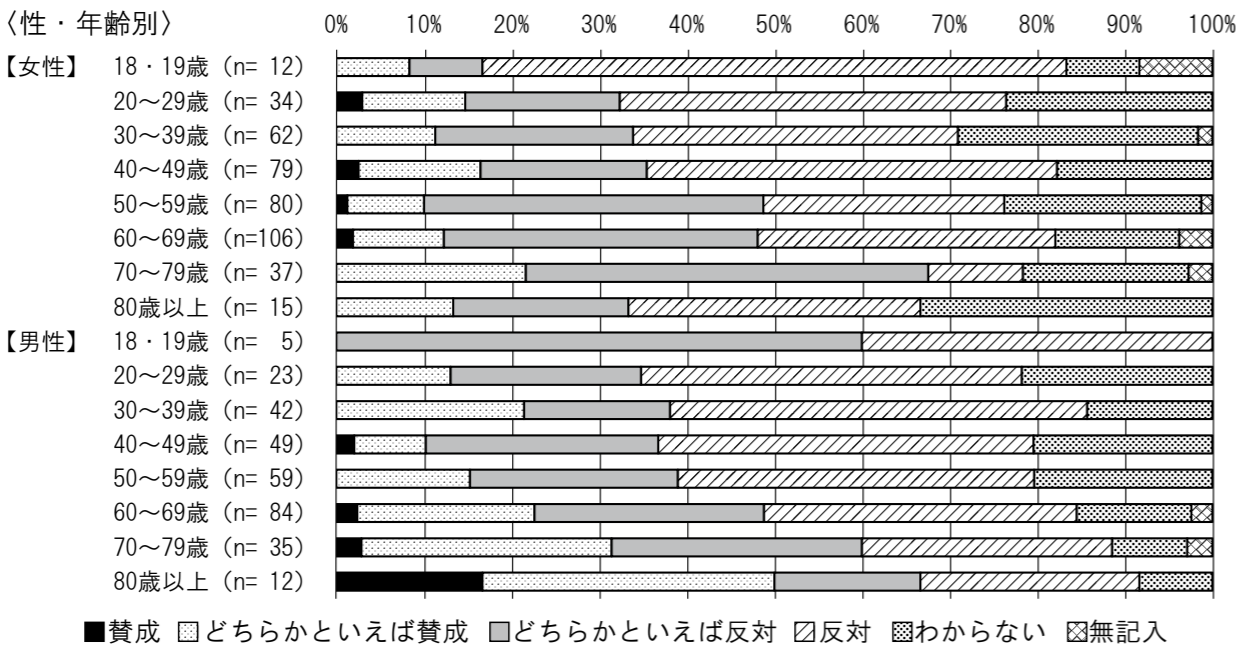
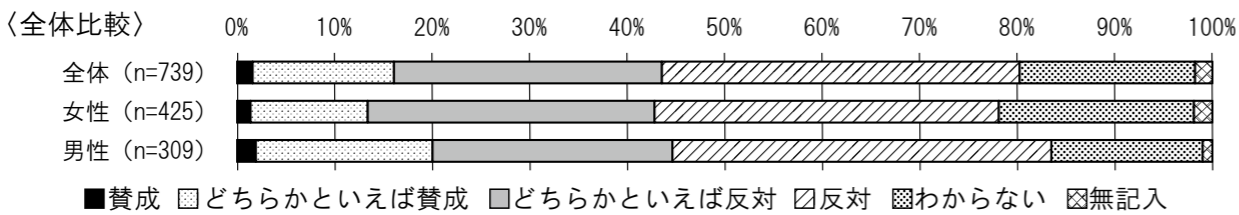
問10 「その他」意見

| |
|--|
| 人権は尊重されている。むしろ、人権を盾に過剰に権利を主張する輩が増えている気がする。 |
| 人権が尊重されていないとは感じない。 |
| そのようなことは無い。 |
| お客さまからの性的いやがらせ。 |
| 今の時代、男性の方が受難では？！ |
| 無意識な差別（あの人は・・・だから etc.）がまだまだある。 |
| 子どもがいないと仕事で残業や休日出勤ができるという圧を感じる。 |

家庭生活についての質問です

問1 1 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどのように思いますか。
【あてはまる数字1つに○】

| | 賛成 | どちらかといえば賛成 | どちらかといえば反対 | 反対 | わからない | 無記入 | 合計 |
|-----------|-----|------------|------------|------|-------|-----|-------|
| 全体人数 | 12 | 107 | 203 | 271 | 133 | 13 | 739 |
| 全体 (%) | 1.6 | 14.5 | 27.5 | 36.7 | 18.0 | 1.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.4 | 18.7 | 28.0 | 30.7 | 13.6 | 6.6 | |
| 女性人数 | 6 | 51 | 125 | 150 | 85 | 8 | 425 |
| 女性 (%) | 1.4 | 12.0 | 29.4 | 35.3 | 20.0 | 1.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.2 | 15.6 | 30.1 | 32.8 | 14.0 | 5.4 | |
| 男性人数 | 6 | 56 | 76 | 120 | 48 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 1.9 | 18.1 | 24.6 | 38.8 | 15.5 | 1.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.7 | 22.6 | 25.3 | 28.1 | 13.0 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 1 | 1 | 8 | 1 | 1 | 12 |
| 20代 | 1 | 4 | 6 | 15 | 8 | 0 | 34 |
| 30代 | 0 | 7 | 14 | 23 | 17 | 1 | 62 |
| 40代 | 2 | 11 | 15 | 37 | 14 | 0 | 79 |
| 50代 | 1 | 7 | 31 | 22 | 18 | 1 | 80 |
| 60代 | 2 | 11 | 38 | 36 | 15 | 4 | 106 |
| 70代 | 0 | 8 | 17 | 4 | 7 | 1 | 37 |
| 80歳以上 | 0 | 2 | 3 | 5 | 5 | 0 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 0 | 3 | 5 | 10 | 5 | 0 | 23 |
| 30代 | 0 | 9 | 7 | 20 | 6 | 0 | 42 |
| 40代 | 1 | 4 | 13 | 21 | 10 | 0 | 49 |
| 50代 | 0 | 9 | 14 | 24 | 12 | 0 | 59 |
| 60代 | 2 | 17 | 22 | 30 | 11 | 2 | 84 |
| 70代 | 1 | 10 | 10 | 10 | 3 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 2 | 4 | 2 | 3 | 1 | 0 | 12 |



問1 2 単身世帯以外の方におたずねします。次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【①～⑩の項目のそれぞれについて、あてはまる数字1つに○】

| | 問12-① 食事のしたく | | | | | | | | 合計 |
|-----------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | 夫又は男性 ほとんど | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | 妻又は女性 ほとんど | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | |
| 全体人数 | 21 | 11 | 46 | 127 | 385 | 43 | 3 | 43 | 679 |
| 全体 (%) | 3.1 | 1.6 | 6.8 | 18.7 | 56.7 | 6.3 | 0.4 | 6.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.3 | 0.9 | 3.8 | 19.9 | 61.2 | 1.6 | 0.3 | 11.0 | |
| 女性人数 | 8 | 4 | 28 | 58 | 246 | 27 | 2 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 2.0 | 1.0 | 7.1 | 14.8 | 62.8 | 6.9 | 0.5 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.0 | 1.1 | 2.8 | 15.2 | 72.5 | 1.7 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 13 | 7 | 18 | 68 | 138 | 16 | 1 | 23 | 284 |
| 男性 (%) | 4.6 | 2.5 | 6.3 | 23.9 | 48.6 | 5.6 | 0.4 | 8.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.9 | 0.7 | 5.0 | 25.9 | 46.8 | 1.4 | 0.7 | 16.5 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 1 | 4 | 26 | 2 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 1 | 2 | 4 | 9 | 40 | 2 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 3 | 0 | 8 | 11 | 45 | 5 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 1 | 1 | 3 | 5 | 48 | 10 | 1 | 4 | 73 |
| 60代 | 2 | 1 | 8 | 17 | 55 | 5 | 0 | 9 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 2 | 9 | 21 | 0 | 0 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 1 | 1 | 8 | 3 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 1 | 0 | 0 | 1 | 12 | 3 | 0 | 2 | 19 |
| 30代 | 1 | 3 | 3 | 7 | 21 | 3 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 1 | 1 | 1 | 15 | 22 | 5 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 2 | 2 | 7 | 14 | 23 | 0 | 1 | 6 | 55 |
| 60代 | 6 | 1 | 7 | 20 | 31 | 2 | 0 | 5 | 72 |
| 70代 | 1 | 0 | 0 | 7 | 23 | 1 | 0 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 3 | 12 |

| | 問12-② 食事の片づけ | | | | | | | | 合計 |
|-----------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | 夫又は男性 ほとんど | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | 妻又は女性 ほとんど | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | |
| 全体人数 | 20 | 42 | 97 | 142 | 279 | 52 | 3 | 44 | 679 |
| 全体 (%) | 2.9 | 6.2 | 14.3 | 20.9 | 41.1 | 7.7 | 0.4 | 6.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | 3.2 | 2.8 | 8.8 | 23.0 | 45.1 | 5.7 | 0.3 | 11.0 | |
| 女性人数 | 4 | 16 | 47 | 64 | 204 | 34 | 2 | 21 | 392 |
| 女性 (%) | 1.0 | 4.1 | 12.0 | 16.3 | 52.0 | 8.7 | 0.5 | 5.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.7 | 1.7 | 6.2 | 20.8 | 58.4 | 4.5 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 16 | 26 | 50 | 78 | 73 | 18 | 1 | 22 | 284 |
| 男性 (%) | 5.6 | 9.2 | 17.6 | 27.5 | 25.7 | 6.3 | 0.4 | 7.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 5.0 | 4.3 | 12.2 | 25.9 | 28.1 | 7.2 | 0.7 | 16.5 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 2 | 4 | 7 | 17 | 3 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 1 | 7 | 8 | 9 | 29 | 4 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 1 | 3 | 15 | 10 | 38 | 5 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 0 | 1 | 7 | 12 | 41 | 7 | 1 | 4 | 73 |
| 60代 | 2 | 3 | 8 | 17 | 52 | 6 | 0 | 9 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 4 | 6 | 18 | 3 | 0 | 2 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 4 | 0 | 1 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 2 | 2 | 0 | 4 | 7 | 2 | 0 | 2 | 19 |
| 30代 | 2 | 4 | 11 | 9 | 9 | 3 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 4 | 4 | 10 | 14 | 9 | 4 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 2 | 7 | 10 | 15 | 11 | 3 | 1 | 6 | 55 |
| 60代 | 4 | 5 | 12 | 24 | 19 | 3 | 0 | 5 | 72 |
| 70代 | 1 | 3 | 5 | 7 | 15 | 1 | 0 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 2 | 12 |

| 問12-③ ゴミ出し | | | | | | | | | |
|------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 143 | 74 | 77 | 77 | 207 | 56 | 2 | 43 | 679 |
| 全体 (%) | 21.1 | 10.9 | 11.3 | 11.3 | 30.5 | 8.2 | 0.3 | 6.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 14.8 | 14.5 | 12.0 | 9.1 | 32.8 | 5.4 | 0.3 | 11.0 | |
| 女性人数 | 57 | 42 | 38 | 38 | 153 | 43 | 2 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 14.5 | 10.7 | 9.7 | 9.7 | 39.0 | 11.0 | 0.5 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 12.9 | 14.6 | 10.1 | 10.7 | 39.9 | 5.1 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 86 | 32 | 39 | 39 | 53 | 12 | 0 | 23 | 284 |
| 男性 (%) | 30.3 | 11.3 | 13.7 | 13.7 | 18.7 | 4.2 | 0.0 | 8.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 17.3 | 14.4 | 14.4 | 7.2 | 23.7 | 5.8 | 0.7 | 16.5 | |
| 女性 18・19歳 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 6 | 3 | 2 | 3 | 12 | 7 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 15 | 6 | 9 | 4 | 17 | 7 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 13 | 8 | 6 | 5 | 33 | 7 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 10 | 9 | 5 | 7 | 29 | 8 | 1 | 4 | 73 |
| 60代 | 10 | 9 | 9 | 13 | 39 | 8 | 0 | 9 | 97 |
| 70代 | 2 | 7 | 4 | 4 | 14 | 1 | 0 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 2 | 2 | 7 | 3 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 4 | 4 | 2 | 2 | 4 | 1 | 0 | 2 | 19 |
| 30代 | 11 | 6 | 5 | 7 | 7 | 2 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 19 | 5 | 3 | 5 | 9 | 4 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 17 | 7 | 7 | 7 | 11 | 0 | 0 | 6 | 55 |
| 60代 | 22 | 6 | 16 | 9 | 12 | 2 | 0 | 5 | 72 |
| 70代 | 8 | 2 | 5 | 8 | 8 | 1 | 0 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 12 |

| 問12-④ 洗濯 | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 21 | 20 | 110 | 104 | 333 | 48 | 1 | 42 | 679 |
| 全体 (%) | 3.1 | 2.9 | 16.2 | 15.3 | 49.0 | 7.1 | 0.1 | 6.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.6 | 2.2 | 7.3 | 17.7 | 58.0 | 1.9 | 0.3 | 11.0 | |
| 女性人数 | 7 | 5 | 50 | 45 | 231 | 34 | 1 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 1.8 | 1.3 | 12.8 | 11.5 | 58.9 | 8.7 | 0.3 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.6 | 2.2 | 6.7 | 15.2 | 66.9 | 1.7 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 14 | 15 | 60 | 59 | 101 | 13 | 0 | 22 | 284 |
| 男性 (%) | 4.9 | 5.3 | 21.1 | 20.8 | 35.6 | 4.6 | 0.0 | 7.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.9 | 2.2 | 7.9 | 20.9 | 46.8 | 2.2 | 0.7 | 16.5 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 1 | 0 | 3 | 1 | 23 | 5 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 3 | 2 | 13 | 2 | 34 | 4 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 1 | 2 | 13 | 10 | 40 | 6 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 1 | 1 | 8 | 9 | 42 | 8 | 0 | 4 | 73 |
| 60代 | 1 | 0 | 6 | 13 | 65 | 3 | 0 | 9 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 5 | 9 | 17 | 1 | 0 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 5 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 1 | 0 | 4 | 3 | 7 | 2 | 0 | 2 | 19 |
| 30代 | 0 | 4 | 14 | 9 | 8 | 3 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 2 | 4 | 9 | 12 | 13 | 5 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 2 | 4 | 11 | 11 | 21 | 0 | 0 | 6 | 55 |
| 60代 | 5 | 2 | 16 | 14 | 28 | 2 | 0 | 5 | 72 |
| 70代 | 2 | 1 | 2 | 9 | 18 | 0 | 0 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 3 | 1 | 4 | 1 | 0 | 2 | 12 |

| 問12-⑤ 掃除 | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 18 | 21 | 124 | 136 | 279 | 56 | 2 | 43 | 679 |
| 全体 (%) | 2.7 | 3.1 | 18.3 | 20.0 | 41.1 | 8.2 | 0.3 | 6.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.3 | 1.6 | 15.5 | 18.3 | 44.5 | 6.9 | 0.6 | 11.4 | |
| 女性人数 | 2 | 7 | 60 | 60 | 206 | 36 | 2 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 0.5 | 1.8 | 15.3 | 15.3 | 52.6 | 9.2 | 0.5 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.6 | 1.7 | 12.4 | 17.4 | 53.9 | 7.3 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 16 | 14 | 64 | 75 | 72 | 20 | 0 | 23 | 284 |
| 男性 (%) | 5.6 | 4.9 | 22.5 | 26.4 | 25.4 | 7.0 | 0.0 | 8.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 2.2 | 1.4 | 19.4 | 19.4 | 32.4 | 6.5 | 1.4 | 17.3 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 6 | 4 | 21 | 2 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 0 | 4 | 9 | 9 | 34 | 2 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 1 | 1 | 15 | 12 | 37 | 6 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 0 | 1 | 11 | 12 | 35 | 10 | 0 | 4 | 73 |
| 60代 | 1 | 1 | 9 | 16 | 53 | 7 | 1 | 9 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 7 | 5 | 17 | 3 | 0 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 2 | 1 | 7 | 4 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 0 | 0 | 3 | 5 | 6 | 3 | 0 | 2 | 19 |
| 30代 | 1 | 3 | 12 | 9 | 9 | 4 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 5 | 2 | 11 | 12 | 11 | 4 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 2 | 4 | 13 | 14 | 13 | 3 | 0 | 6 | 55 |
| 60代 | 6 | 1 | 19 | 20 | 17 | 3 | 0 | 6 | 72 |
| 70代 | 1 | 3 | 3 | 12 | 12 | 1 | 0 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 12 |

| 問12-⑥ 日常の買い物 | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 14 | 15 | 164 | 133 | 253 | 55 | 3 | 42 | 679 |
| 全体 (%) | 2.1 | 2.2 | 24.2 | 19.6 | 37.3 | 8.1 | 0.4 | 6.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.9 | 2.2 | 17.4 | 19.9 | 43.2 | 4.7 | 0.3 | 11.4 | |
| 女性人数 | 2 | 6 | 78 | 73 | 180 | 33 | 1 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 0.5 | 1.5 | 19.9 | 18.6 | 45.9 | 8.4 | 0.3 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.6 | 0.0 | 12.4 | 21.9 | 53.9 | 4.5 | 0.0 | 6.7 | |
| 男性人数 | 12 | 9 | 85 | 60 | 72 | 22 | 2 | 22 | 284 |
| 男性 (%) | 4.2 | 3.2 | 29.9 | 21.1 | 25.4 | 7.7 | 0.7 | 7.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.4 | 5.0 | 23.7 | 17.3 | 29.5 | 5.0 | 0.7 | 17.3 | |
| 女性 18・19歳 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 6 | 8 | 14 | 5 | 0 | 0 | 33 |
| 30代 | 0 | 1 | 15 | 9 | 32 | 1 | 0 | 1 | 59 |
| 40代 | 0 | 1 | 18 | 11 | 36 | 6 | 1 | 3 | 76 |
| 50代 | 0 | 0 | 9 | 17 | 34 | 9 | 0 | 4 | 73 |
| 60代 | 1 | 2 | 20 | 18 | 42 | 5 | 0 | 9 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 7 | 8 | 15 | 2 | 0 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 2 | 3 | 1 | 6 | 2 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 20代 | 1 | 1 | 3 | 5 | 3 | 3 | 1 | 2 | 19 |
| 30代 | 0 | 1 | 14 | 9 | 7 | 7 | 0 | 2 | 40 |
| 40代 | 1 | 1 | 11 | 11 | 16 | 5 | 0 | 2 | 47 |
| 50代 | 3 | 1 | 14 | 12 | 15 | 4 | 0 | 6 | 55 |
| 60代 | 5 | 2 | 27 | 11 | 19 | 3 | 0 | 5 | 72 |
| 70代 | 1 | 0 | 11 | 10 | 9 | 0 | 1 | 3 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 12 |

| 問 12-⑦ 小さい子どもの世話 | | | | | | | | | |
|------------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 2 | 2 | 71 | 91 | 118 | 38 | 275 | 82 | 679 |
| 全体 (%) | 0.3 | 0.3 | 10.5 | 13.4 | 17.4 | 5.6 | 40.5 | 12.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.3 | 0.3 | 12.6 | 11.7 | 18.3 | 4.4 | 32.8 | 19.6 | |
| 女性人数 | 0 | 1 | 36 | 53 | 86 | 22 | 156 | 38 | 392 |
| 女性 (%) | 0.0 | 0.3 | 9.2 | 13.5 | 21.9 | 5.6 | 39.8 | 9.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.0 | 0.0 | 10.1 | 12.4 | 20.8 | 5.1 | 37.1 | 14.6 | |
| 男性人数 | 2 | 1 | 35 | 37 | 32 | 15 | 119 | 43 | 284 |
| 男性 (%) | 0.7 | 0.4 | 12.3 | 13.0 | 11.3 | 5.3 | 41.9 | 15.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.7 | 0.7 | 15.8 | 10.8 | 15.1 | 3.6 | 27.3 | 25.9 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 4 | 5 | 6 | 2 | 16 | 0 | 33 |
| 30代 | 0 | 1 | 11 | 11 | 17 | 3 | 15 | 1 | 59 |
| 40代 | 0 | 0 | 7 | 14 | 20 | 5 | 25 | 5 | 76 |
| 50代 | 0 | 0 | 1 | 12 | 18 | 5 | 31 | 6 | 73 |
| 60代 | 0 | 0 | 9 | 10 | 17 | 3 | 44 | 14 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 4 | 0 | 5 | 2 | 16 | 6 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 | 5 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| 20代 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 12 | 2 | 19 |
| 30代 | 1 | 0 | 5 | 11 | 6 | 4 | 10 | 3 | 40 |
| 40代 | 0 | 1 | 14 | 6 | 7 | 5 | 12 | 2 | 47 |
| 50代 | 0 | 0 | 6 | 5 | 5 | 1 | 30 | 8 | 55 |
| 60代 | 1 | 0 | 8 | 11 | 10 | 1 | 27 | 14 | 72 |
| 70代 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 19 | 10 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 4 | 12 |

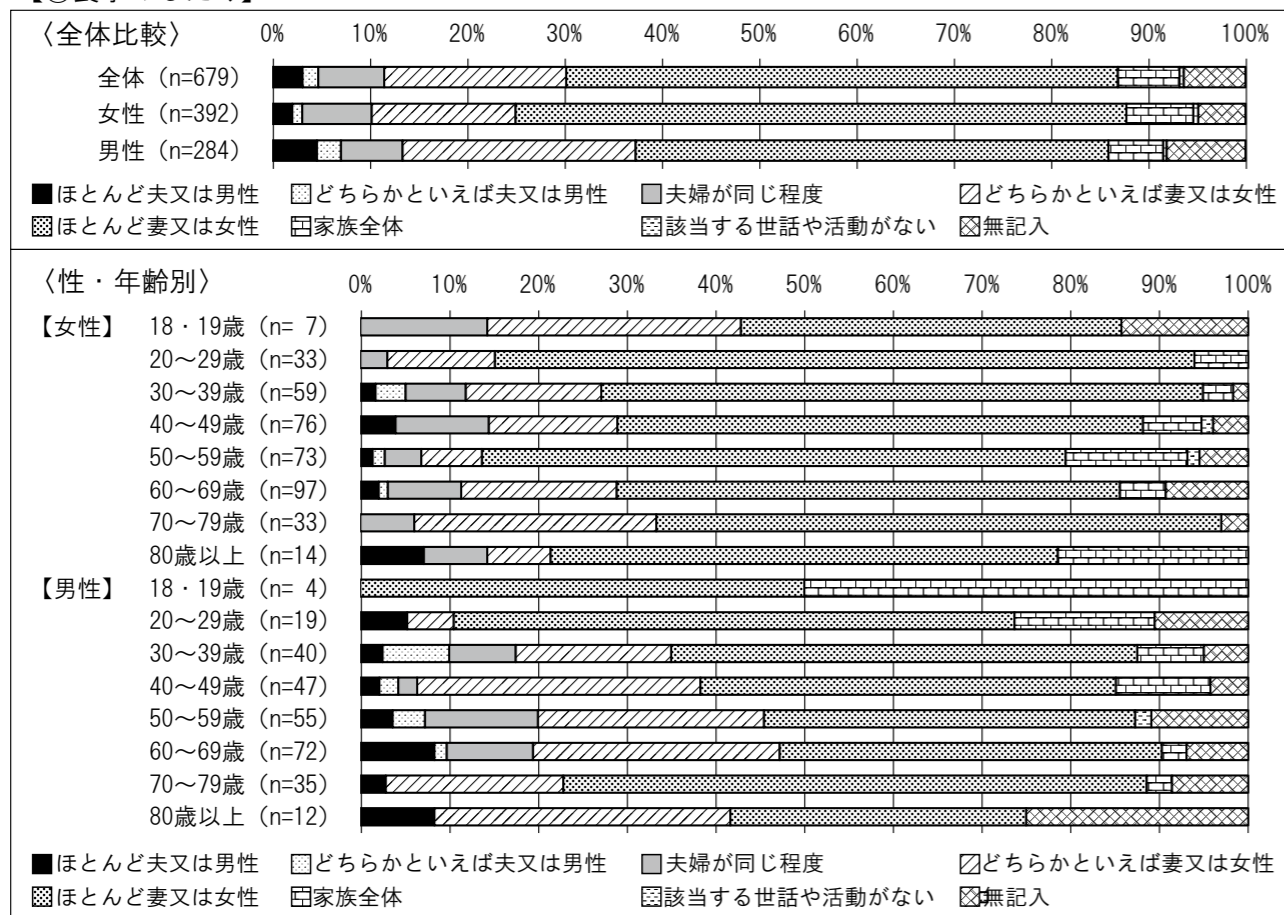
| 問 12-⑧ 保育所・幼稚園等への送迎 | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 12 | 7 | 53 | 56 | 113 | 34 | 315 | 89 | 679 |
| 全体 (%) | 1.8 | 1.0 | 7.8 | 8.2 | 16.6 | 5.0 | 46.4 | 13.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.9 | 3.2 | 6.3 | 5.7 | 14.8 | 3.8 | 42.0 | 22.4 | |
| 女性人数 | 3 | 3 | 30 | 31 | 77 | 23 | 183 | 42 | 392 |
| 女性 (%) | 0.8 | 0.8 | 7.7 | 7.9 | 19.6 | 5.9 | 46.7 | 10.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.6 | 1.7 | 5.1 | 5.6 | 19.7 | 3.4 | 46.1 | 18.0 | |
| 男性人数 | 9 | 4 | 23 | 25 | 35 | 11 | 131 | 46 | 284 |
| 男性 (%) | 3.2 | 1.4 | 8.1 | 8.8 | 12.3 | 3.9 | 46.1 | 16.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 3.6 | 5.0 | 7.9 | 5.8 | 8.6 | 4.3 | 36.7 | 28.1 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 3 | 3 | 6 | 2 | 19 | 0 | 33 |
| 30代 | 2 | 1 | 8 | 5 | 18 | 4 | 20 | 1 | 59 |
| 40代 | 1 | 1 | 7 | 7 | 22 | 4 | 29 | 5 | 76 |
| 50代 | 0 | 0 | 3 | 7 | 14 | 8 | 34 | 7 | 73 |
| 60代 | 0 | 1 | 7 | 7 | 11 | 2 | 54 | 15 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 1 | 18 | 7 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 6 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| 20代 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 12 | 2 | 19 |
| 30代 | 1 | 0 | 4 | 6 | 8 | 4 | 14 | 3 | 40 |
| 40代 | 4 | 1 | 5 | 8 | 5 | 4 | 18 | 2 | 47 |
| 50代 | 0 | 2 | 5 | 4 | 6 | 1 | 29 | 8 | 55 |
| 60代 | 3 | 1 | 4 | 4 | 13 | 1 | 31 | 15 | 72 |
| 70代 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 18 | 12 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 4 | 12 |

| 問 12-⑨ 介護の必要な高齢者・病人の世話 | | | | | | | | | |
|------------------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 12 | 9 | 51 | 59 | 88 | 44 | 340 | 76 | 679 |
| 全体 (%) | 1.8 | 1.3 | 7.5 | 8.7 | 13.0 | 6.5 | 50.1 | 11.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.3 | 3.2 | 6.0 | 7.9 | 13.9 | 3.5 | 44.2 | 21.1 | |
| 女性人数 | 2 | 3 | 26 | 32 | 69 | 28 | 199 | 33 | 392 |
| 女性 (%) | 0.5 | 0.8 | 6.6 | 8.2 | 17.6 | 7.1 | 50.8 | 8.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.0 | 1.1 | 5.1 | 8.4 | 19.7 | 1.1 | 48.9 | 15.7 | |
| 男性人数 | 10 | 6 | 25 | 27 | 19 | 16 | 139 | 42 | 284 |
| 男性 (%) | 3.5 | 2.1 | 8.8 | 9.5 | 6.7 | 5.6 | 48.9 | 14.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.7 | 5.8 | 7.2 | 7.2 | 6.5 | 6.5 | 38.1 | 28.1 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 3 | 5 | 5 | 1 | 18 | 1 | 33 |
| 30代 | 1 | 0 | 3 | 2 | 6 | 5 | 41 | 1 | 59 |
| 40代 | 0 | 3 | 4 | 5 | 11 | 4 | 45 | 4 | 76 |
| 50代 | 0 | 0 | 5 | 9 | 18 | 8 | 28 | 5 | 73 |
| 60代 | 1 | 0 | 10 | 9 | 15 | 5 | 45 | 12 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 1 | 1 | 10 | 2 | 13 | 6 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 4 | 3 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 4 |
| 20代 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 1 | 11 | 2 | 19 |
| 30代 | 1 | 0 | 5 | 1 | 1 | 4 | 23 | 5 | 40 |
| 40代 | 0 | 2 | 6 | 4 | 2 | 4 | 27 | 2 | 47 |
| 50代 | 3 | 1 | 2 | 8 | 4 | 3 | 26 | 8 | 55 |
| 60代 | 5 | 2 | 11 | 8 | 8 | 3 | 25 | 10 | 72 |
| 70代 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 19 | 11 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 5 | 4 | 12 |

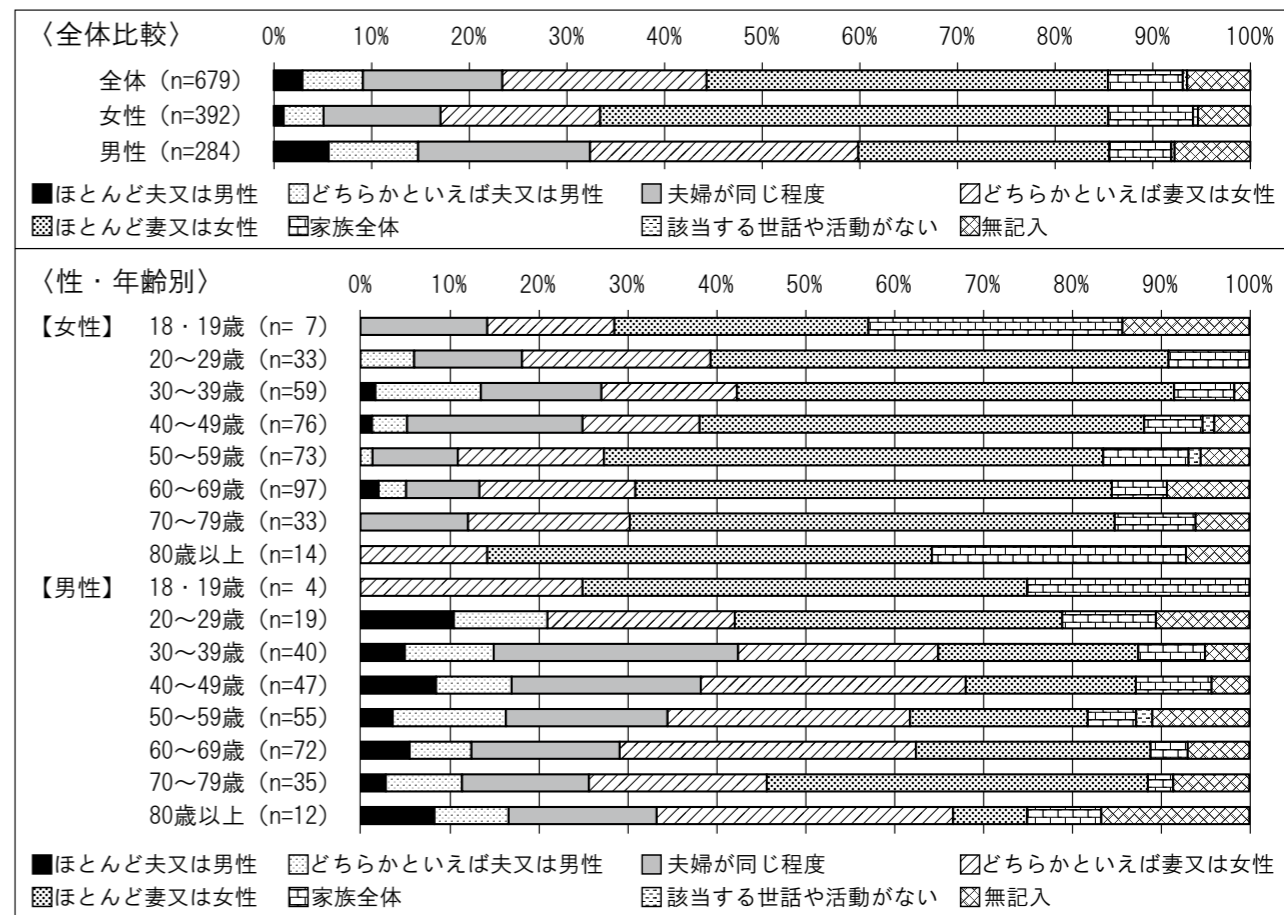
| 問 12-⑩ 地域の活動、自治会・町内会 | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 205 | 169 | 107 | 20 | 41 | 65 | 29 | 43 | 679 |
| 全体 (%) | 30.2 | 24.9 | 15.8 | 2.9 | 6.0 | 9.6 | 4.3 | 6.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 22.1 | 32.2 | 13.2 | 3.8 | 8.5 | 4.1 | 3.2 | 12.9 | |
| 女性人数 | 84 | 98 | 77 | 15 | 33 | 51 | 15 | 19 | 392 |
| 女性 (%) | 21.4 | 25.0 | 19.6 | 3.8 | 8.4 | 13.0 | 3.8 | 4.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 18.5 | 32.6 | 16.9 | 5.1 | 12.9 | 3.9 | 2.8 | 7.3 | |
| 男性人数 | 120 | 70 | 30 | 5 | 8 | 14 | 14 | 23 | 284 |
| 男性 (%) | 42.3 | 24.6 | 10.6 | 1.8 | 2.8 | 4.9 | 4.9 | 8.1 | 100.0 |
| 前回調査 (%) | 26.6 | 31.7 | 8.6 | 2.2 | 2.9 | 4.3 | 3.6 | 20.1 | |
| 女性 18・19歳 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 20代 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 33 |
| 30代 | 15 | 15 | 7 | 2 | 8 | 7 | 4 | 1 | 59 |
| 40代 | 16 | 23 | 15 | 1 | 4 | 10 | 4 | 3 | 76 |
| 50代 | 13 | 18 | 18 | 4 | 7 | 9 | 0 | 4 | 73 |
| 60代 | 25 | 22 | 20 | 4 | 5 | 9 | 3 | 9 | 97 |
| 70代 | 3 | 8 | 8 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | 33 |
| 80歳以上 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 |
| 20代 | 7 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 19 |
| 30代 | 13 | 8 | 8 | 0 | 1 | 6 | 2 | 2 | 40 |
| 40代 | 25 | 9 | 2 | 2 | 1 | 2 | 4 | 2 | 47 |
| 50代 | 23 | 17 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 55 |
| 60代 | 31 | 20 | 11 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 | 72 |
| 70代 | 12 | 12 | 3 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 35 |
| 80歳以上 | 8 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 12 |

| 問 12-⑪ 子どもの学校の活動・行事 | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------|------------------|------|-------|
| | ほとんど 夫又は男性 | どちらかといえば 夫又は男性 | 夫婦が同じ程度 | どちらかといえば 妻又は女性 | ほとんど 妻又は女性 | 家族全体 | 該当する世話や 活動がない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 9 | 16 | 114 | 85 | 83 | 21 | 272 | 79 | 679 |
| 全体 (%) | 1.3 | 2.4 | 16.8 | 12.5 | 12.2 | 3.1 | 40.1 | 11.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.9 | 2.2 | 12.9 | 12.0 | 14.5 | 1.3 | 34.7 | 21.5 | |
| 女性人数 | 1 | 1 | 63 | 55 | 68 | 14 | 155 | 35 | 392 |
| 女性 (%) | 0.3 | 0.3 | 16.1 | 14.0 | 17.3 | 3.6 | 39.5 | 8.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.1 | 1.1 | 10.7 | 12.9 | 20.2 | 1.7 | 36.0 | 16.3 | |
| 男性人数 | 8 | 14 | 51 | 30 | 15 | 7 | 116 | 43 | 284 |
| 男性 (%) | 2.8 | 4.9 | 18.0 | 10.6 | 5.3 | 2.5 | 40.8 | 15.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 0.7 | 3.6 | 15.8 | 10.8 | 7.2 | 0.7 | 33.1 | 28.1 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 7 |
| 20代 | 0 | 0 | 4 | 6 | 7 | 1 | 14 | 1 | 33 |
| 30代 | 0 | 0 | 16 | 14 | 11 | 2 | 15 | 1 | 59 |
| 40代 | 1 | 0 | 12 | 13 | 22 | 3 | 20 | 5 | 76 |
| 50代 | 0 | 0 | 12 | 10 | 18 | 3 | 26 | 4 | 73 |
| 60代 | 0 | 1 | 11 | 9 | 5 | 1 | 56 | 14 | 97 |
| 70代 | 0 | 0 | 6 | 2 | 2 | 1 | 16 | 6 | 33 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 5 | 3 | 14 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| 20代 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 12 | 2 | 19 |
| 30代 | 0 | 2 | 11 | 7 | 2 | 2 | 13 | 3 | 40 |
| 40代 | 5 | 8 | 11 | 5 | 4 | 1 | 11 | 2 | 47 |
| 50代 | 1 | 0 | 12 | 8 | 4 | 1 | 21 | 8 | 55 |
| 60代 | 1 | 1 | 12 | 9 | 3 | 0 | 32 | 14 | 72 |
| 70代 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 20 | 10 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 | 4 | 12 |

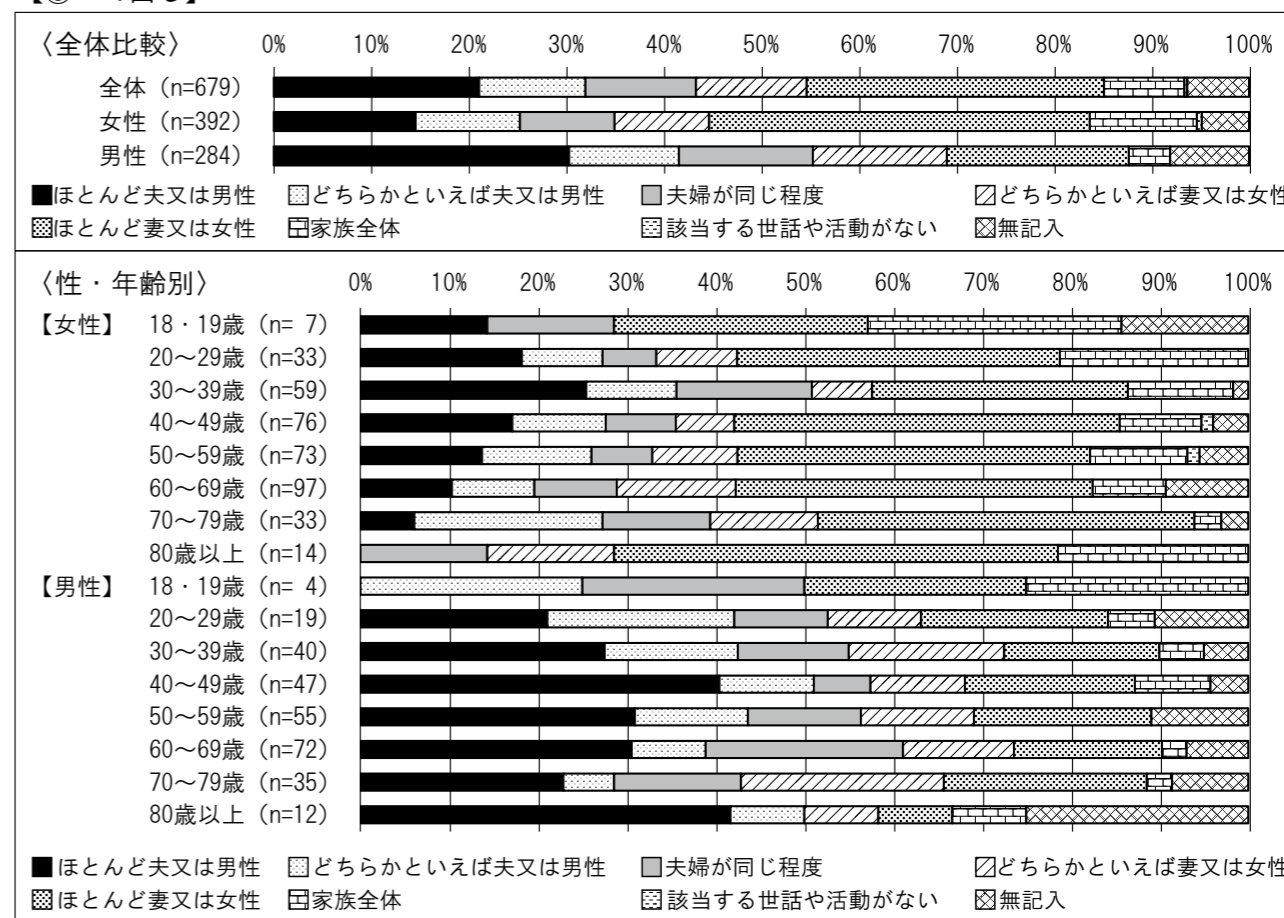
【①食事のしたく】



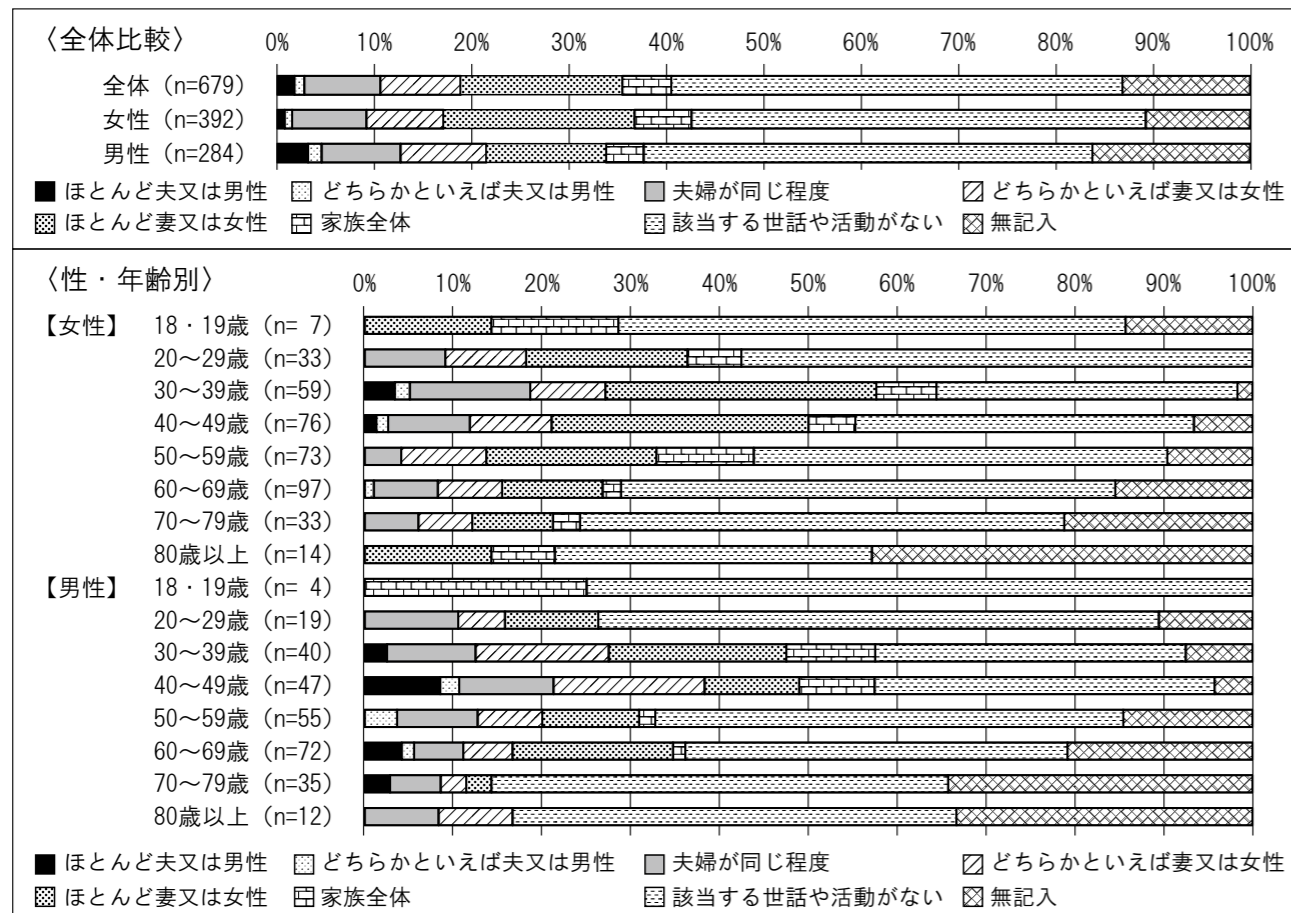
【②食事の片づけ】



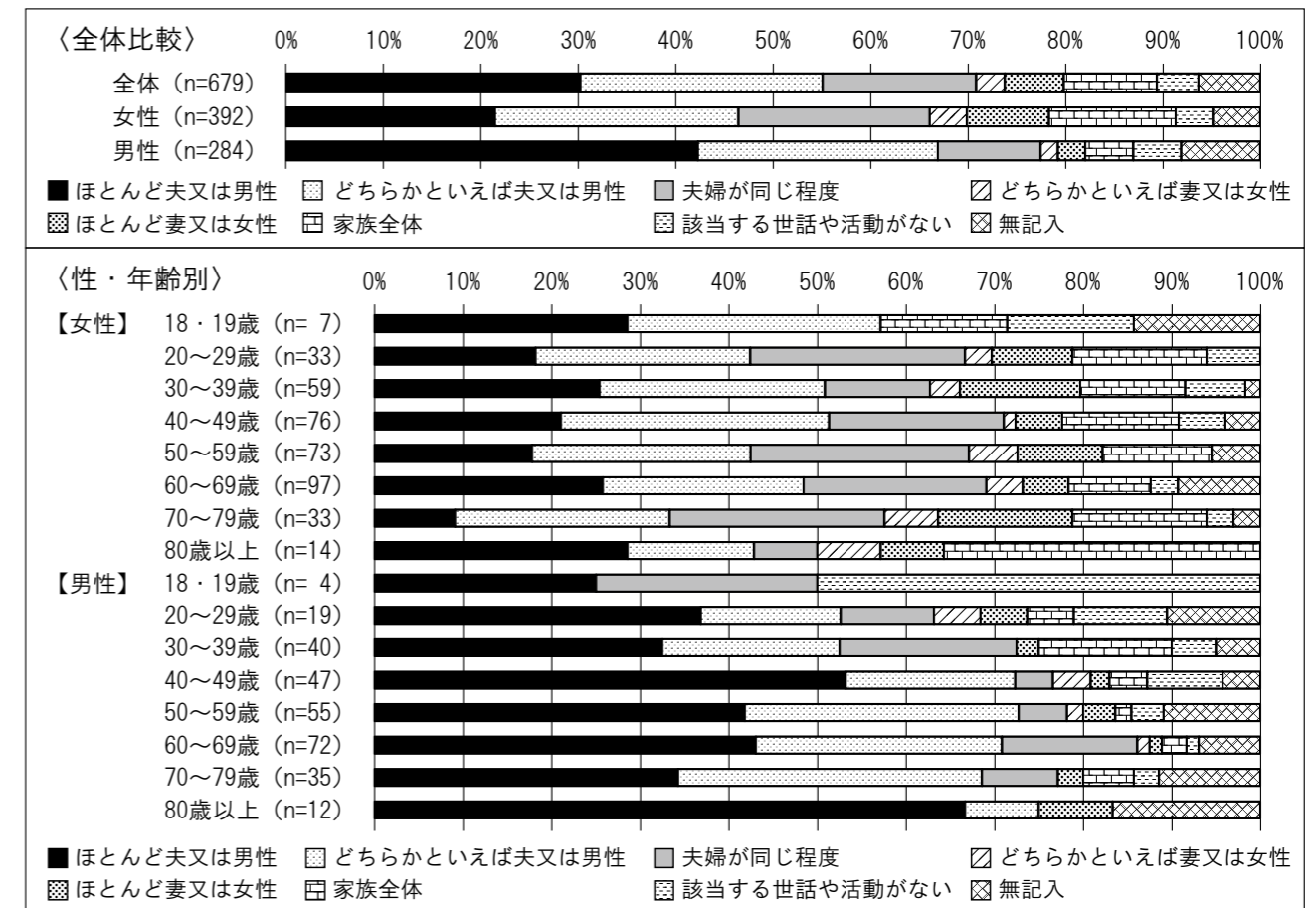
【③ゴミ出し】



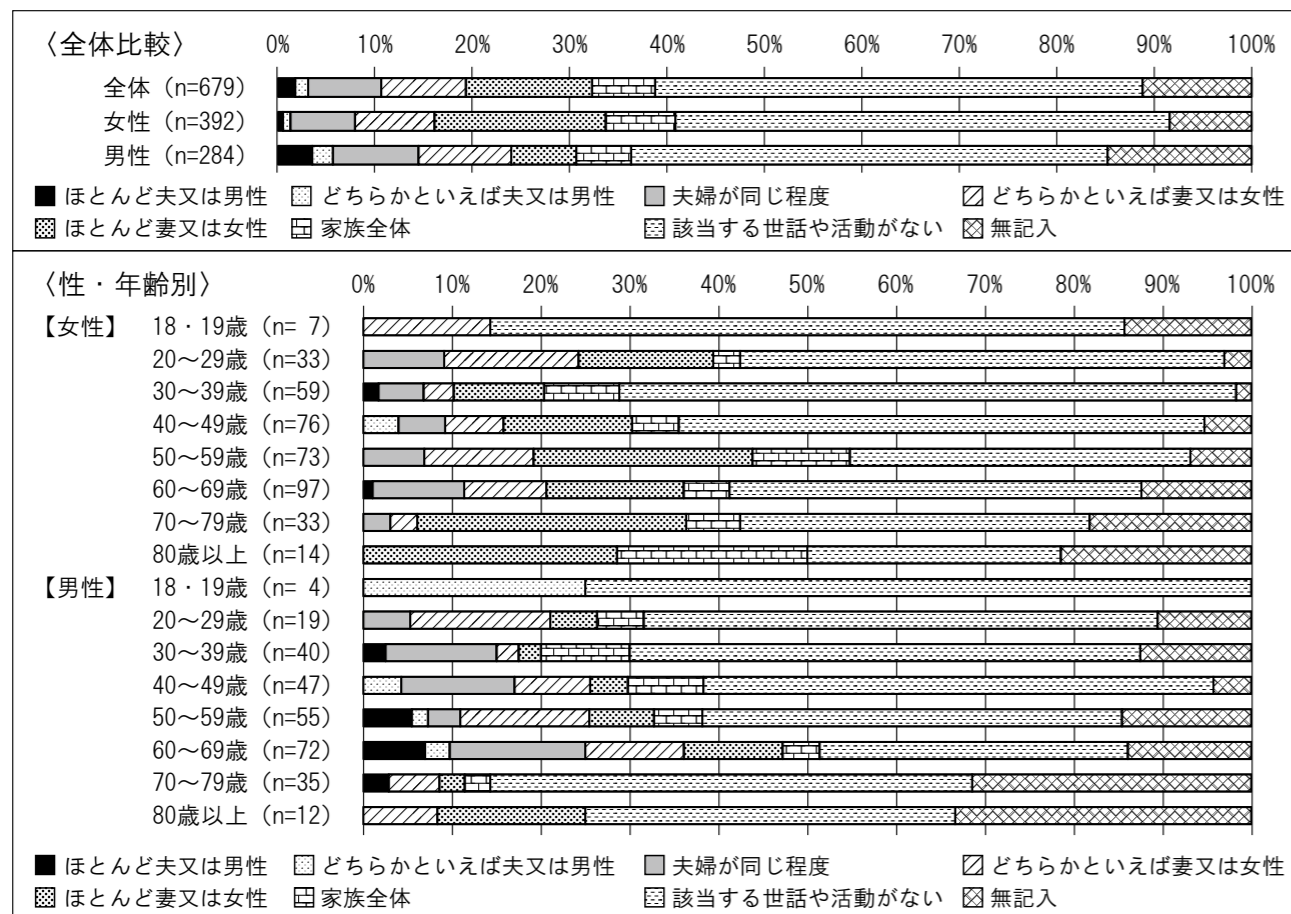
【⑧保育所・幼稚園等への送迎】



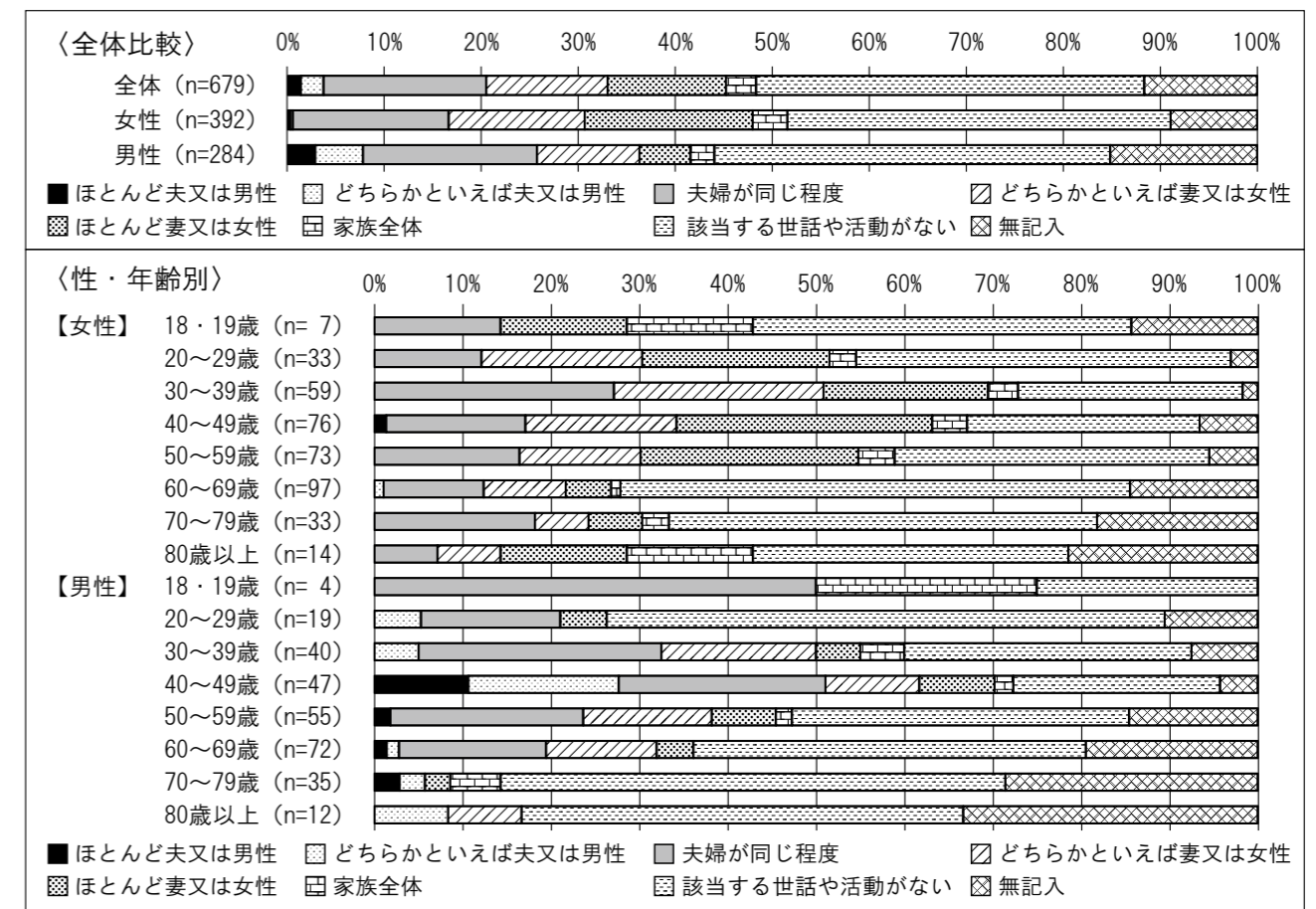
【⑩地域の活動、自治会・町内会】



【⑨介護の必要な高齢者・病人の世話】

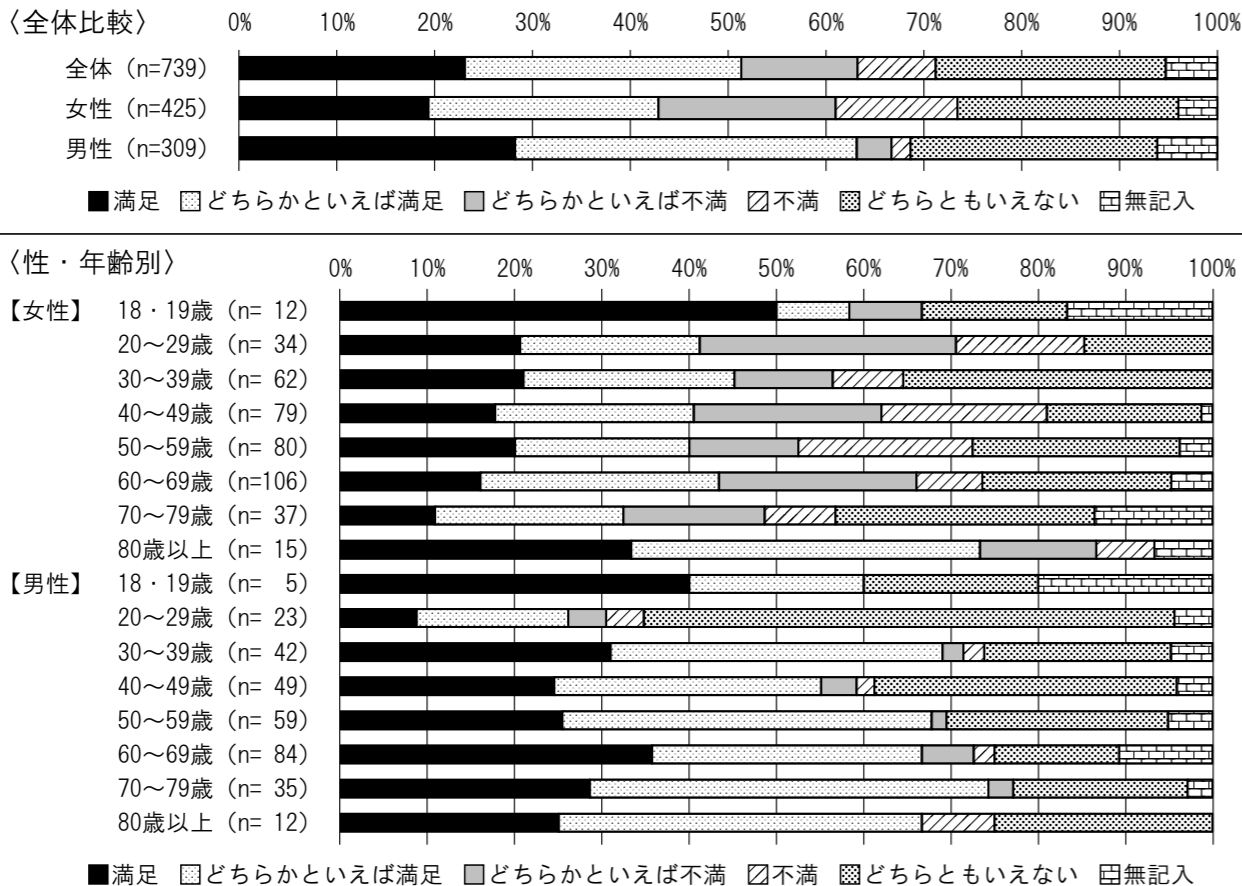


【⑪子どもの学校の活動・行事】



問13 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。【あてはまる数字1つに○】

| | 満足 | どちらかといえば満足 | どちらかといえば不満 | 不満 | どちらともいえない | 無記入 | 合計 |
|-----------|------|------------|------------|------|-----------|-----|-------|
| 全体人数 | 170 | 209 | 88 | 59 | 174 | 39 | 739 |
| 全体 (%) | 23.0 | 28.3 | 11.9 | 8.0 | 23.5 | 5.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 18.7 | 23.2 | 15.4 | 9.6 | 26.2 | 6.9 | |
| 女性人数 | 82 | 100 | 77 | 53 | 96 | 17 | 425 |
| 女性 (%) | 19.3 | 23.5 | 18.1 | 12.5 | 22.6 | 4.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 12.9 | 19.4 | 25.8 | 14.0 | 22.6 | 5.4 | |
| 男性人数 | 87 | 108 | 11 | 6 | 78 | 19 | 309 |
| 男性 (%) | 28.2 | 35.0 | 3.6 | 1.9 | 25.2 | 6.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 26.0 | 28.1 | 2.1 | 4.1 | 30.8 | 8.9 | |
| 女性 18・19歳 | 6 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 12 |
| 20代 | 7 | 7 | 10 | 5 | 5 | 0 | 34 |
| 30代 | 13 | 15 | 7 | 5 | 22 | 0 | 62 |
| 40代 | 14 | 18 | 17 | 15 | 14 | 1 | 79 |
| 50代 | 16 | 16 | 10 | 16 | 19 | 3 | 80 |
| 60代 | 17 | 29 | 24 | 8 | 23 | 5 | 106 |
| 70代 | 4 | 8 | 6 | 3 | 11 | 5 | 37 |
| 80歳以上 | 5 | 6 | 2 | 1 | 0 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| 20代 | 2 | 4 | 1 | 1 | 14 | 1 | 23 |
| 30代 | 13 | 16 | 1 | 1 | 9 | 2 | 42 |
| 40代 | 12 | 15 | 2 | 1 | 17 | 2 | 49 |
| 50代 | 15 | 25 | 1 | 0 | 15 | 3 | 59 |
| 60代 | 30 | 26 | 5 | 2 | 12 | 9 | 84 |
| 70代 | 10 | 16 | 1 | 0 | 7 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 5 | 0 | 1 | 3 | 0 | 12 |



問14 次にあげる子育てに対する考え方について、あなたはどのように思いますか。

【①～⑥の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに○】

| | 問14-① 女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい | | | | | | 合計 |
|-----------|------------------------------------|--------------|----------------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 58 | 211 | 109 | 263 | 65 | 33 | 739 |
| 全体 (%) | 7.8 | 28.6 | 14.7 | 35.6 | 8.8 | 4.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | 13.3 | 31.9 | 14.2 | 29.8 | 5.1 | 5.7 | |
| 女性人数 | 22 | 90 | 67 | 186 | 40 | 20 | 425 |
| 女性 (%) | 5.2 | 21.2 | 15.8 | 43.8 | 9.4 | 4.7 | 100.0 |
| 前回 (%) | 8.1 | 28.0 | 18.8 | 36.0 | 5.4 | 3.8 | |
| 男性人数 | 36 | 121 | 42 | 74 | 25 | 11 | 309 |
| 男性 (%) | 11.7 | 39.2 | 13.6 | 23.9 | 8.1 | 3.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 19.9 | 37.0 | 8.2 | 21.9 | 4.8 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 2 | 7 | 1 | 2 | 12 |
| 20代 | 0 | 9 | 3 | 17 | 5 | 0 | 34 |
| 30代 | 3 | 9 | 12 | 34 | 4 | 0 | 62 |
| 40代 | 2 | 9 | 18 | 36 | 12 | 2 | 79 |
| 50代 | 6 | 16 | 12 | 38 | 6 | 2 | 80 |
| 60代 | 7 | 31 | 15 | 43 | 6 | 4 | 106 |
| 70代 | 4 | 10 | 4 | 8 | 4 | 7 | 37 |
| 80歳以上 | 0 | 6 | 1 | 3 | 2 | 3 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 20代 | 2 | 5 | 2 | 11 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 4 | 14 | 7 | 10 | 5 | 2 | 42 |
| 40代 | 7 | 14 | 8 | 15 | 4 | 1 | 49 |
| 50代 | 6 | 27 | 8 | 12 | 6 | 0 | 59 |
| 60代 | 12 | 35 | 9 | 17 | 4 | 7 | 84 |
| 70代 | 4 | 20 | 7 | 4 | 0 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 5 | 0 | 4 | 2 | 0 | 12 |

| | 問14-③ 男の子も、家事ができるように育てるのがよい | | | | | | 合計 |
|-----------|-----------------------------|--------------|----------------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 484 | 195 | 8 | 4 | 19 | 29 | 739 |
| 全体 (%) | 65.5 | 26.4 | 1.1 | 0.5 | 2.6 | 3.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 54.5 | 35.8 | 1.5 | 1.8 | 1.2 | 5.1 | |
| 女性人数 | 302 | 90 | 4 | 4 | 8 | 17 | 425 |
| 女性 (%) | 71.1 | 21.2 | 0.9 | 0.9 | 1.9 | 4.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 61.3 | 33.3 | 0.5 | 1.6 | 0.5 | 2.7 | |
| 男性人数 | 179 | 105 | 4 | 0 | 11 | 10 | 309 |
| 男性 (%) | 57.9 | 34.0 | 1.3 | 0.0 | 3.6 | 3.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 45.9 | 39.0 | 2.7 | 2.1 | 2.1 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 12 |
| 20代 | 27 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 46 | 14 | 1 | 0 | 1 | 0 | 62 |
| 40代 | 63 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 79 |
| 50代 | 62 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 80 |
| 60代 | 70 | 27 | 0 | 2 | 4 | 3 | 106 |
| 70代 | 15 | 16 | 0 | 0 | 0 | 6 | 37 |
| 80歳以上 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 20代 | 16 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 30代 | 27 | 12 | 1 | 0 | 0 | 2 | 42 |
| 40代 | 38 | 8 | 0 | 0 | 2 | 1 | 49 |
| 50代 | 29 | 26 | 2 | 0 | 2 | 0 | 59 |
| 60代 | 47 | 28 | 0 | 0 | 3 | 6 | 84 |
| 70代 | 17 | 16 | 1 | 0 | 1 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 6 | 0 | 0 | 3 | 0 | 12 |

| | 問14-② 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい | | | | | | 合計 |
|-----------|--------------------------------|--------------|----------------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 480 | 184 | 15 | 9 | 23 | 28 | 739 |
| 全体 (%) | 65.0 | 24.9 | 2.0 | 1.2 | 3.1 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 58.7 | 32.5 | 1.5 | 0.6 | 1.5 | 5.1 | |
| 女性人数 | 289 | 95 | 9 | 6 | 11 | 15 | 425 |
| 女性 (%) | 68.0 | 22.4 | 2.1 | 1.4 | 2.6 | 3.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | 61.3 | 32.8 | 1.1 | 0.5 | 1.6 | 2.7 | |
| 男性人数 | 188 | 89 | 6 | 3 | 12 | 11 | 309 |
| 男性 (%) | 60.8 | 28.8 | 1.9 | 1.0 | 3.9 | 3.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 55.5 | 32.2 | 2.1 | 0.7 | 1.4 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 12 |
| 20代 | 23 | 8 | 2 | 0 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 43 | 14 | 1 | 1 | 3 | 0 | 62 |
| 40代 | 56 | 17 | 1 | 1 | 3 | 1 | 79 |
| 50代 | 60 | 15 | 1 | 1 | 2 | 1 | 80 |
| 60代 | 67 | 30 | 3 | 2 | 2 | 2 | 106 |
| 70代 | 22 | 7 | 1 | 1 | 0 | 6 | 37 |
| 80歳以上 | 8 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 20代 | 16 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 23 |
| 30代 | 26 | 14 | 0 | 1 | 0 | 1 | 42 |
| 40代 | 35 | 10 | 0 | 1 | 2 | 1 | 49 |
| 50代 | 37 | 19 | 1 | 0 | 2 | 0 | 59 |
| 60代 | 48 | 21 | 3 | 1 | 5 | 6 | 84 |
| 70代 | 18 | 14 | 1 | 0 | 0 | 2 | 35 |
| 80歳以上 | 5 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 12 |

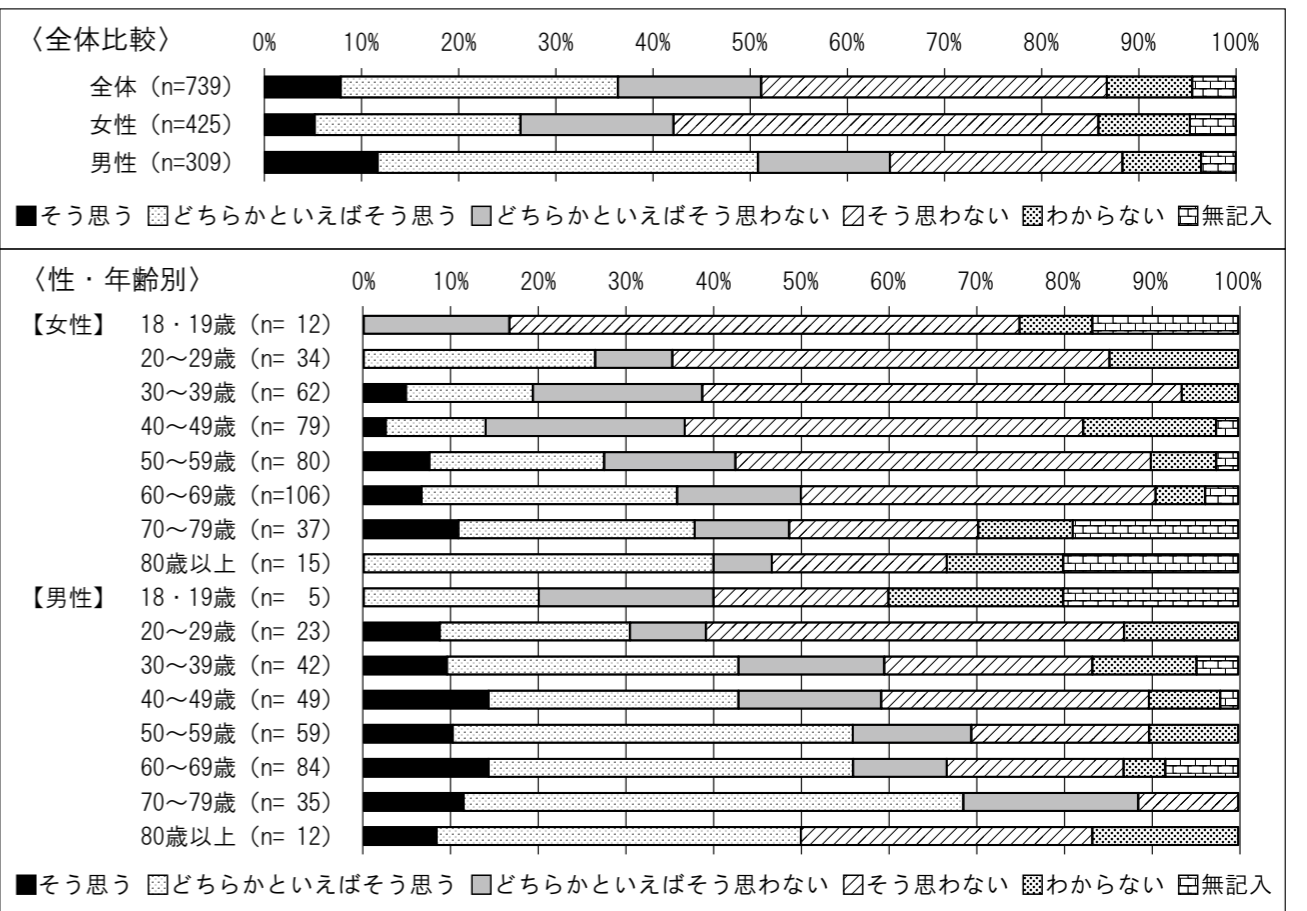
| | 問14-④ 母親は、子どもが3歳になるまでは育児に専念するのがよい | | | | | | 合計 |
|-----------|-----------------------------------|--------------|----------------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無記入 | |
| 全体人数 | 70 | 186 | 130 | 224 | 100 | 29 | 739 |
| 全体 (%) | 9.5 | 25.2 | 17.6 | 30.3 | 13.5 | 3.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 13.6 | 29.5 | 14.8 | 22.9 | 13.9 | 5.4 | |
| 女性人数 | 33 | 102 | 77 | 140 | 57 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 7.8 | 24.0 | 18.1 | 32.9 | 13.4 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 10.2 | 30.1 | 15.1 | 26.9 | 14.5 | 3.2 | |
| 男性人数 | 37 | 84 | 51 | 84 | 42 | 11 | 309 |
| 男性 (%) | 12.0 | 27.2 | 16.5 | 27.2 | 13.6 | 3.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 17.8 | 28.8 | 14.4 | 17.8 | 13.0 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 2 | 1 | 3 | 3 | 1 | 2 | 12 |
| 20代 | 3 | 5 | 5 | 13 | 8 | 0 | 34 |
| 30代 | 4 | 14 | 13 | 23 | 8 | 0 | 62 |
| 40代 | 6 | 14 | 15 | 33 | 10 | 1 | 79 |
| 50代 | 4 | 19 | 17 | 28 | 11 | 1 | 80 |
| 60代 | 10 | 34 | 16 | 33 | 9 | 4 | 106 |
| 70代 | 1 | 10 | 6 | 6 | 7 | 7 | 37 |
| 80歳以上 | 3 | 5 | 2 | 1 | 3 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 20代 | 4 | 7 | 3 | 7 | 2 | 0 | 23 |
| 30代 | 2 | 8 | 8 | 16 | 6 | 2 | 42 |
| 40代 | 5 | 7 | 12 | 16 | 8 | 1 | 49 |
| 50代 | 4 | 22 | 10 | 12 | 11 | 0 | 59 |
| 60代 | 11 | 26 | 10 | 21 | 9 | 7 | 84 |
| 70代 | 8 | 9 | 7 | 9 | 2 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 4 | 0 | 2 | 3 | 0 | 12 |

アンケート結果

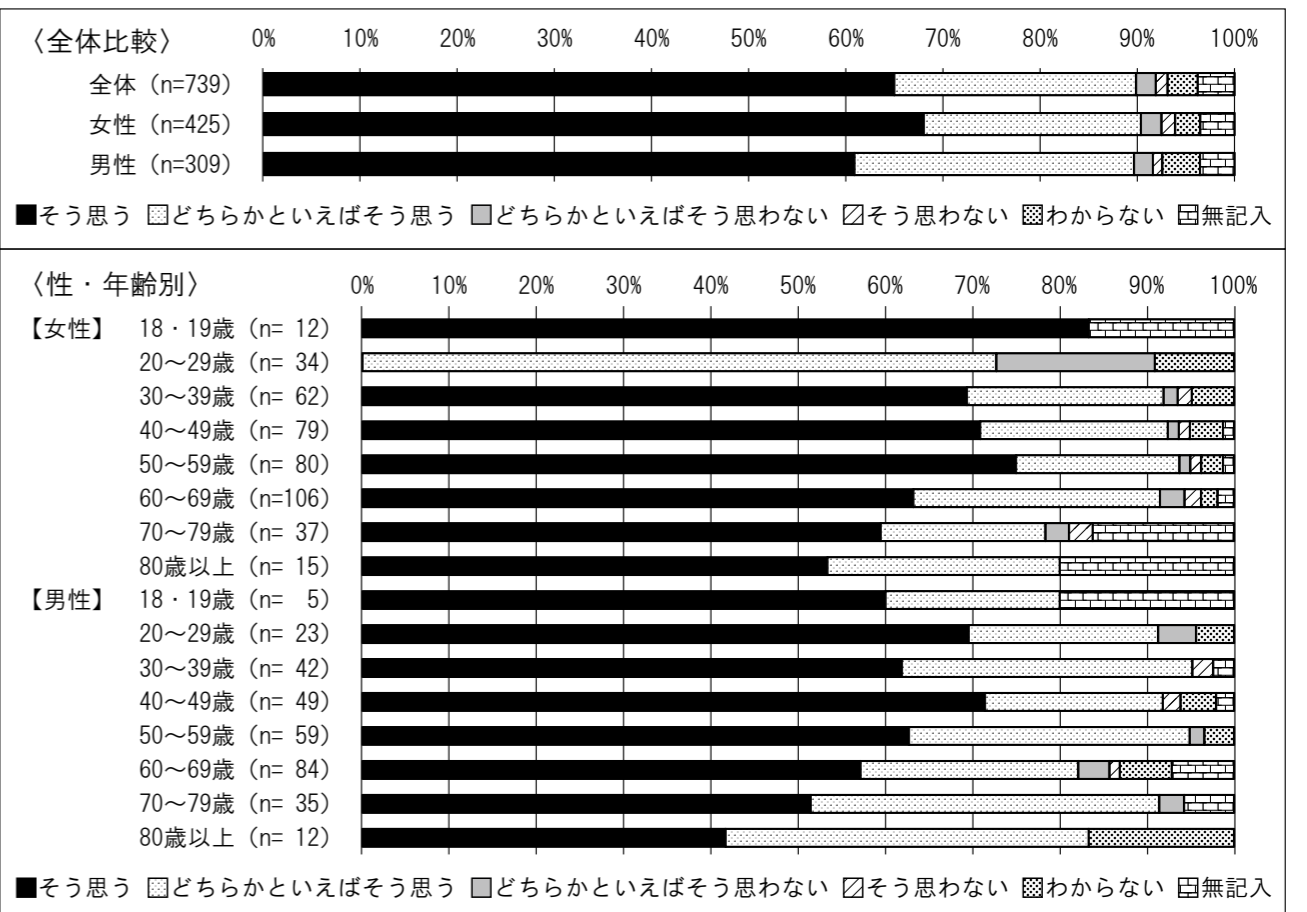
| 問14-⑤ 父親はもっと子育てに関わるのがよい | | | | | | | |
|-------------------------|------|----------|----------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえば | どちらかといえば | そう思わない | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 397 | 258 | 11 | 9 | 36 | 28 | 739 |
| 全体 (%) | 53.7 | 34.9 | 1.5 | 1.2 | 4.9 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 45.5 | 42.5 | 1.5 | 2.1 | 3.0 | 5.4 | |
| 女性人数 | 253 | 128 | 7 | 4 | 17 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 59.5 | 30.1 | 1.6 | 0.9 | 4.0 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 48.9 | 45.2 | 0.5 | 0.0 | 2.2 | 3.2 | |
| 男性人数 | 143 | 128 | 4 | 5 | 19 | 10 | 309 |
| 男性 (%) | 46.3 | 41.4 | 1.3 | 1.6 | 6.1 | 3.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 41.1 | 39.0 | 2.7 | 4.8 | 4.1 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 6 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 12 |
| 20代 | 25 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 44 | 13 | 1 | 0 | 4 | 0 | 62 |
| 40代 | 50 | 20 | 2 | 1 | 5 | 1 | 79 |
| 50代 | 52 | 24 | 0 | 1 | 2 | 1 | 80 |
| 60代 | 59 | 39 | 2 | 1 | 2 | 3 | 106 |
| 70代 | 11 | 19 | 0 | 0 | 0 | 7 | 37 |
| 80歳以上 | 6 | 4 | 0 | 1 | 2 | 2 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| 20代 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 30代 | 18 | 17 | 2 | 1 | 2 | 2 | 42 |
| 40代 | 32 | 12 | 0 | 0 | 4 | 1 | 49 |
| 50代 | 24 | 30 | 0 | 1 | 4 | 0 | 59 |
| 60代 | 39 | 33 | 0 | 3 | 3 | 6 | 84 |
| 70代 | 12 | 21 | 1 | 0 | 1 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 3 | 5 | 0 | 0 | 4 | 0 | 12 |

| 問14-⑥ 子育ては地域社会の支援も必要である | | | | | | | |
|-------------------------|------|----------|----------|--------|-------|-----|-------|
| | そう思う | どちらかといえば | どちらかといえば | そう思わない | わからない | 無記入 | 合計 |
| 全体人数 | 457 | 195 | 20 | 6 | 32 | 29 | 739 |
| 全体 (%) | 61.8 | 26.4 | 2.7 | 0.8 | 4.3 | 3.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 60.5 | 28.3 | 0.6 | 0.9 | 4.5 | 5.1 | |
| 女性人数 | 278 | 98 | 14 | 1 | 18 | 16 | 425 |
| 女性 (%) | 65.4 | 23.1 | 3.3 | 0.2 | 4.2 | 3.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 65.1 | 27.4 | 0.0 | 0.0 | 4.8 | 2.7 | |
| 男性人数 | 177 | 96 | 6 | 5 | 14 | 11 | 309 |
| 男性 (%) | 57.3 | 31.1 | 1.9 | 1.6 | 4.5 | 3.6 | 100.0 |
| 前回 (%) | 54.8 | 29.5 | 1.4 | 2.1 | 4.1 | 8.2 | |
| 女性 18・19歳 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 12 |
| 20代 | 25 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 44 | 14 | 1 | 0 | 3 | 0 | 62 |
| 40代 | 55 | 19 | 1 | 0 | 3 | 1 | 79 |
| 50代 | 50 | 20 | 4 | 0 | 5 | 1 | 80 |
| 60代 | 66 | 28 | 5 | 1 | 3 | 3 | 106 |
| 70代 | 21 | 7 | 2 | 0 | 0 | 7 | 37 |
| 80歳以上 | 7 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 20代 | 13 | 8 | 0 | 1 | 1 | 0 | 23 |
| 30代 | 28 | 9 | 0 | 1 | 2 | 2 | 42 |
| 40代 | 30 | 14 | 2 | 1 | 1 | 1 | 49 |
| 50代 | 33 | 21 | 0 | 1 | 4 | 0 | 59 |
| 60代 | 47 | 24 | 1 | 1 | 4 | 7 | 84 |
| 70代 | 20 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 5 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 12 |

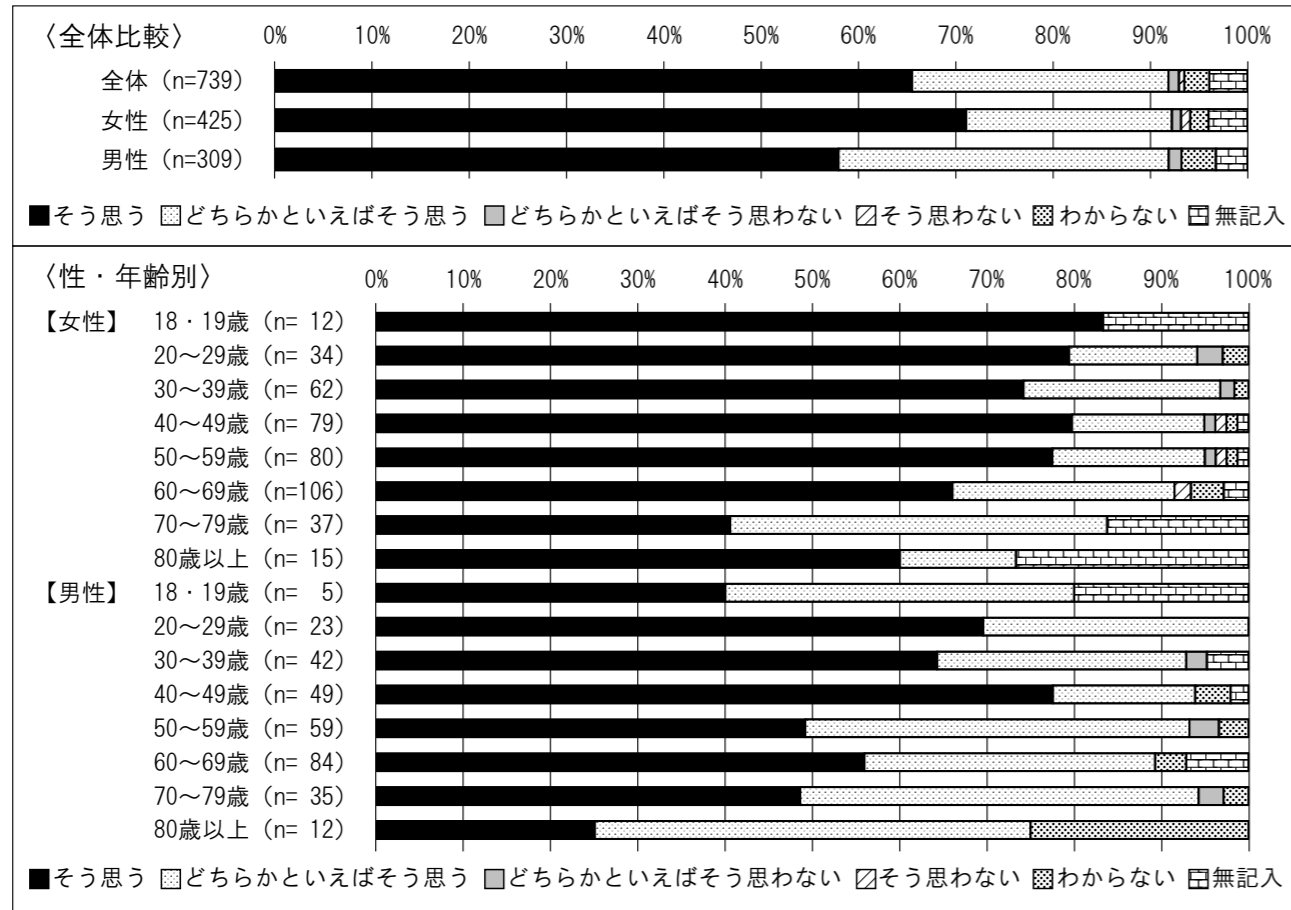
【①女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい】



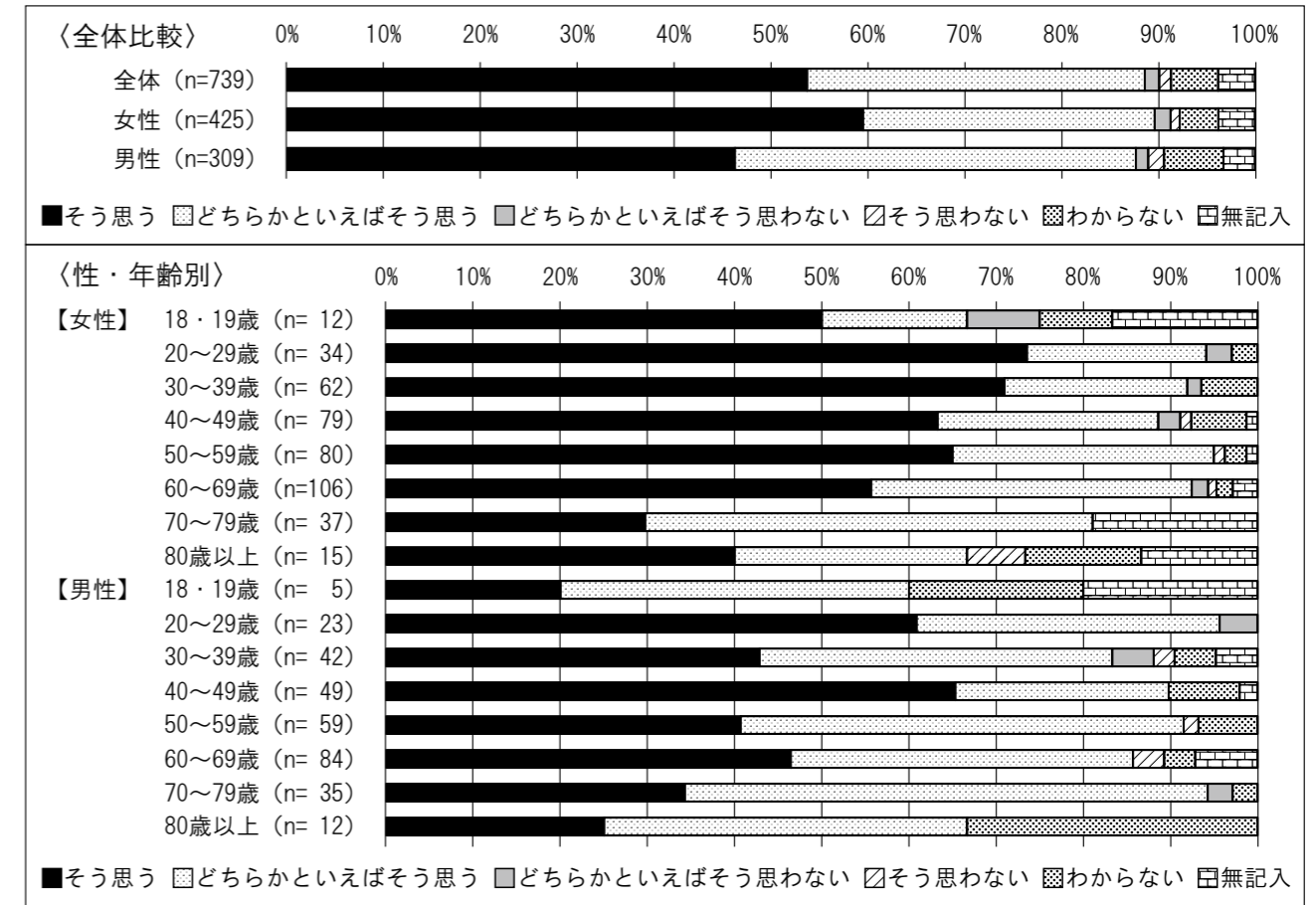
【②女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい】



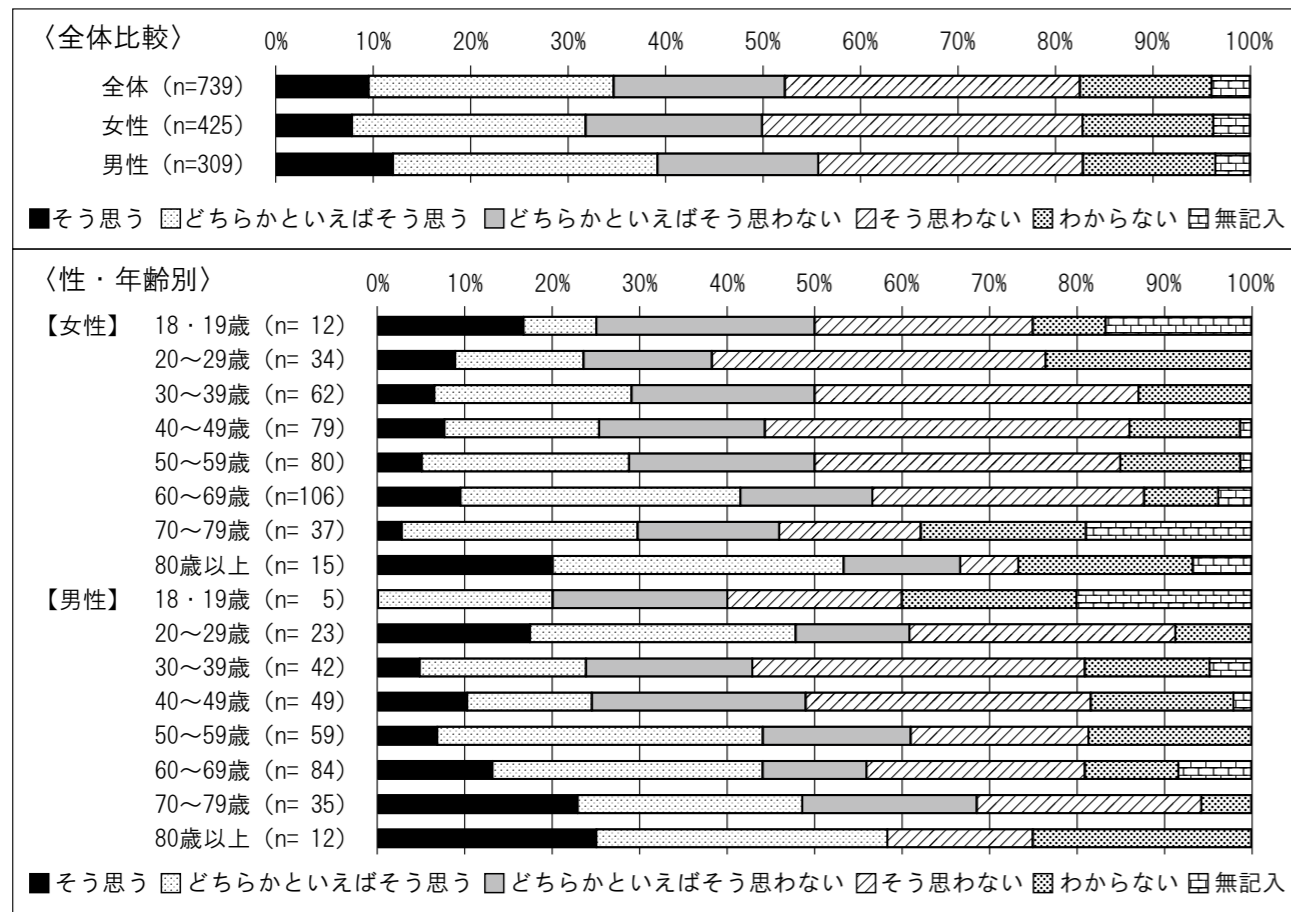
【③男の子も、家事ができるように育てるのがよい】



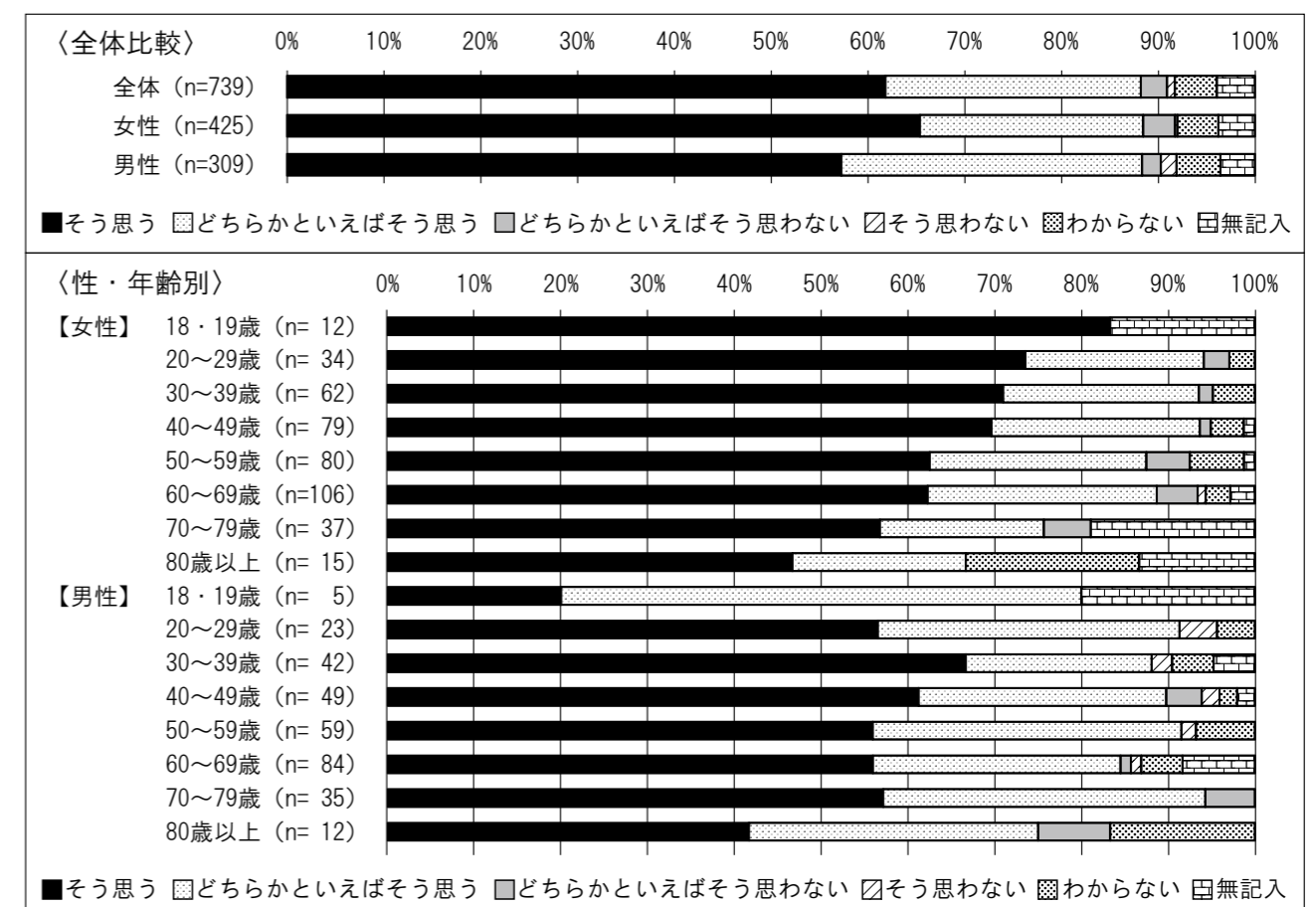
【⑤父親はもっと子育てに関わるのがよい】



【④母親は、子どもが3歳になるまでは育児に専念するのがよい】



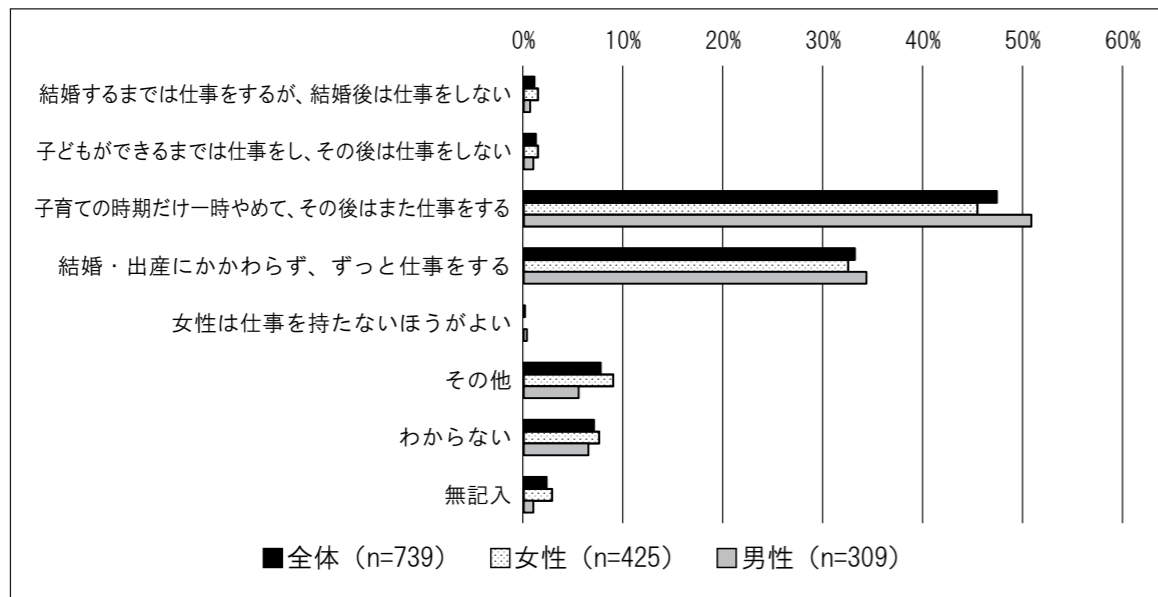
【⑥子育ては地域社会の支援も必要である】



男女の就労についての質問です

問15 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。
【あてはまる数字1つに○】

| | 結婚するまでは仕事をしますが、結婚後は仕事をしない | 子どもができるまでは仕事をし、その後は仕事をしない | 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をします | 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をします | 女性は仕事を持たないほうがよい | その他 | わからない | 無記入 | 合計 |
|-----------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------|-----|-------|-----|-------|
| 全体人数 | 8 | 9 | 350 | 245 | 1 | 57 | 52 | 17 | 739 |
| 全体 (%) | 1.1 | 1.2 | 47.4 | 33.2 | 0.1 | 7.7 | 7.0 | 2.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.6 | 3.1 | 63.6 | 40.8 | 1.3 | 8.8 | 4.1 | 3.9 | |
| 女性人数 | 6 | 6 | 193 | 138 | 0 | 38 | 32 | 12 | 425 |
| 女性 (%) | 1.4 | 1.4 | 45.4 | 32.5 | 0.0 | 8.9 | 7.5 | 2.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.7 | 3.9 | 66.9 | 42.5 | 1.1 | 8.3 | 2.8 | 2.7 | |
| 男性人数 | 2 | 3 | 157 | 106 | 1 | 17 | 20 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 0.6 | 1.0 | 50.8 | 34.3 | 0.3 | 5.5 | 6.5 | 1.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 1.4 | 2.2 | 59.4 | 38.4 | 1.4 | 9.4 | 5.8 | 5.5 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 1 | 0 | 20 | 7 | 0 | 1 | 5 | 0 | 34 |
| 30代 | 2 | 2 | 29 | 20 | 0 | 6 | 3 | 0 | 62 |
| 40代 | 1 | 2 | 31 | 29 | 0 | 10 | 5 | 1 | 79 |
| 50代 | 1 | 0 | 31 | 28 | 0 | 12 | 7 | 1 | 80 |
| 60代 | 1 | 1 | 52 | 35 | 0 | 7 | 8 | 2 | 106 |
| 70代 | 0 | 1 | 16 | 9 | 0 | 2 | 2 | 7 | 37 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 7 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 1 | 0 | 15 | 2 | 0 | 0 | 5 | 0 | 23 |
| 30代 | 0 | 0 | 19 | 13 | 0 | 6 | 4 | 0 | 42 |
| 40代 | 0 | 0 | 25 | 13 | 1 | 7 | 3 | 0 | 49 |
| 50代 | 0 | 0 | 33 | 23 | 0 | 1 | 2 | 0 | 59 |
| 60代 | 0 | 2 | 38 | 34 | 0 | 3 | 4 | 3 | 84 |
| 70代 | 0 | 1 | 17 | 16 | 0 | 0 | 1 | 0 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 12 |



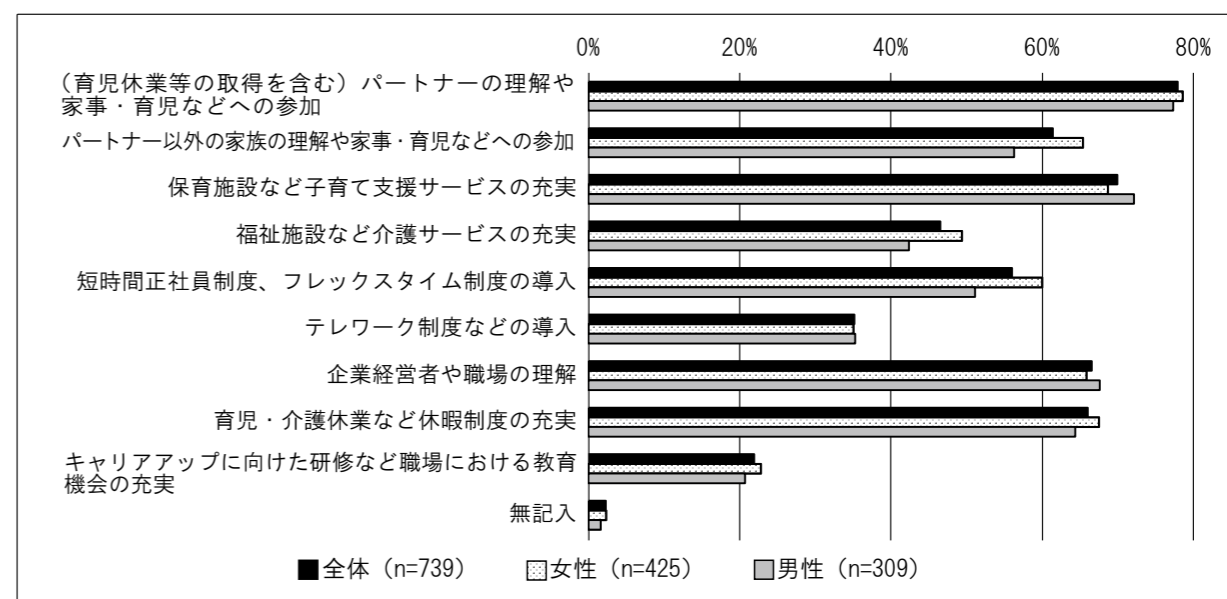
問15「その他」意見

- 自分がしたいようにすべき。
- 質問の前提条件が不足している。夫の稼ぎだけで生活が成り立つなら、育児に専念したほうが子どものためであると思う。
- 個人の希望どおりがよい。型にはめなくてよい。
- 個人の自由、したい人はすればいいし、したくない人は無理にする必要がなければなくていい。
- 個人が自由に選択できること。またその選択が尊重されること。
- 本人の思いでいいと思います。
- 女性として、ではなく個人の希望で仕事をする。
- 仕事は続け、必要に応じ休職する。
- 子育ての状態にあわせて休みが取りやすい職場での仕事。
- 女性個人でも働き方についての希望は異なるので、その希望が尊重される環境が望ましい。
- こうあらねばならない概念を取り去り柔軟な選択ができるのがよい。
- 少子高齢化社会の観点から仕事はしないほうが良い。
- 人それぞれの自由。
- 出産時は休み、子育ては家族で分担して休みをとる（一方だけが仕事を休まない）。
- 自分が働きたいように働けば良い。
- 自分の意志がきちんとやれる環境が良い。
- その人の思いに合った環境で認められる働き方ができるなら仕事が続ける。
- 自身が決めることであり、まわりがとやかく言うことではない、本人の思うとおりが望ましい。
- 経済的な部分によっても考え方は変わると思います。後は女性でもスキルを持っている方は社会にどんどん出てほしいし、仕事をやめてもいいし、選択がある事が重要。
- ケースバイケースで、女性がどうしたいのか選べるようになる。
- 各々の夫婦に合った形で良い。
- 個人の希望が叶う働き方。
- べき論ではなく自由にやったらいいと思う。
- 女性・男性のくくりではなく、個人で選択できることが望ましい。仕事も結婚も性別ではなく個人の意思。男性も主夫になりたい人もいだろうから。
- 男女問わず、辞めずに仕事量を控える。
- 個人の意志を尊重する。
- 人それぞれ。
- 夫婦、家族の話し合いで決められるように、家庭家庭で違うと思う。
- 仕事をしたい人が、やりたい時に仕事につけること。
- その時の家族の状況に応じて、ケースバイケース。働いて収入を得たい気持ちはある。
- 仕事をしたほうが良いが、男性が家のことをしないと意味がない。
- 個人の自由。
- 人それぞれだと思う。
- 本人の希望による。
- 給料や仕事内容、昇給などの男女差を解消する。
- 考え方は女性でも色々なので、個々が望む働き方ができるようになることが望ましい。
- 相談して決めればよい。
- 同じ女性だとしても人それぞれ考え方は違うので、自らが望む働き方が出来る（選べる）環境が必要だと思う。
- 自由。
- 働き方は個人の自由。納税の義務を果たしていればよい。
- 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をしてもいいし、いつ仕事を辞めてもいい。
- 生き方は人それぞれ。上記の5つの問い自体おかし。
- 個人の自由で良いと思う。各家庭で考え方が違うと思う。
- 各個人、状況で変わって良い。この問い自体、男性のことを（意識）除外したもの。男性にも同じ問いがあってもいい。
- 個人の自由だと思う。

| |
|---|
| 個々、個々人の考えで行うのが望ましい。 |
| その人がしたいことをすればよい。 |
| 本人の意思による働き方をする。 |
| その時々で本人が選択できる環境があればいいと思う。人によって状況・考え方が違うため自由な選択肢が選べるのが理想的。 |
| その本人がしたいようにするのが望ましい。 |
| 結婚・出産・仕事に対する個人の価値観による。 |
| 家族で話し合っ決めてよければよい。 |
| 夫婦間での話し合いによるのではないと思われる。一概に回答はできない。 |
| 結婚・出産するのが前提なのはなぜ？自由では。 |

問16 女性が結婚・出産、育児や介護によって退職をせずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

| | (育児休業等の取得を含む) パートナーの理解や家事・育児などへの参加 | パートナー以外の家族の理解や家事・育児などへの参加 | 子育て支援サービス等の充実 | 福祉施設など介護サービスの充実 | 短時間正社員制度、フレックスタイム制度の導入 | テレワーク制度などの導入 | 企業経営者や職場の理解 | 育児・介護休業など休暇制度の充実 | キャリアアップに向けた研修など職場における教育機会の充実 | 無記入 | n |
|-----------|------------------------------------|---------------------------|---------------|-----------------|------------------------|--------------|-------------|------------------|------------------------------|-----|-----|
| 全体人数 | 576 | 454 | 517 | 344 | 414 | 260 | 492 | 488 | 162 | 17 | 739 |
| 全体 (%) | 77.9 | 61.4 | 70.0 | 46.5 | 56.0 | 35.2 | 66.6 | 66.0 | 21.9 | 2.3 | |
| 前回 (%) | 80.9 | 62.7 | 74.7 | 57.4 | 49.1 | 28.7 | 66.7 | 66.0 | 21.3 | 2.4 | |
| 女性人数 | 334 | 278 | 292 | 210 | 255 | 149 | 280 | 287 | 97 | 10 | 425 |
| 女性 (%) | 78.6 | 65.4 | 68.7 | 49.4 | 60.0 | 35.1 | 65.9 | 67.5 | 22.8 | 2.4 | |
| 前回 (%) | 84.6 | 68.7 | 74.2 | 62.1 | 50.5 | 27.5 | 67.0 | 69.8 | 20.9 | 2.2 | |
| 男性人数 | 239 | 174 | 223 | 131 | 158 | 109 | 209 | 199 | 64 | 5 | 309 |
| 男性 (%) | 77.3 | 56.3 | 72.2 | 42.4 | 51.1 | 35.3 | 67.6 | 64.4 | 20.7 | 1.6 | |
| 前回 (%) | 76.1 | 54.9 | 75.4 | 51.4 | 47.2 | 30.3 | 66.2 | 61.3 | 21.8 | 2.7 | |
| 女性 18・19歳 | 11 | 10 | 10 | 4 | 4 | 4 | 7 | 8 | 3 | 1 | 12 |
| 20代 | 27 | 20 | 24 | 12 | 26 | 19 | 22 | 26 | 8 | 0 | 34 |
| 30代 | 44 | 39 | 43 | 28 | 41 | 27 | 43 | 46 | 16 | 0 | 62 |
| 40代 | 62 | 48 | 51 | 33 | 43 | 21 | 51 | 49 | 12 | 0 | 79 |
| 50代 | 68 | 52 | 54 | 45 | 51 | 25 | 52 | 52 | 18 | 2 | 80 |
| 60代 | 88 | 79 | 75 | 59 | 69 | 38 | 76 | 70 | 27 | 1 | 106 |
| 70代 | 25 | 24 | 27 | 22 | 14 | 12 | 21 | 25 | 9 | 6 | 37 |
| 80歳以上 | 9 | 6 | 8 | 7 | 7 | 3 | 8 | 11 | 4 | 0 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 4 | 4 | 4 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 18 | 16 | 14 | 9 | 13 | 6 | 14 | 11 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 32 | 31 | 33 | 17 | 26 | 18 | 27 | 33 | 12 | 0 | 42 |
| 40代 | 45 | 33 | 36 | 18 | 30 | 25 | 39 | 36 | 10 | 0 | 49 |
| 50代 | 42 | 26 | 43 | 23 | 38 | 22 | 43 | 37 | 13 | 0 | 59 |
| 60代 | 66 | 44 | 60 | 44 | 37 | 25 | 58 | 53 | 18 | 3 | 84 |
| 70代 | 25 | 16 | 24 | 16 | 11 | 8 | 20 | 20 | 6 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 7 | 4 | 9 | 3 | 1 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | 12 |



アンケート
集計結果

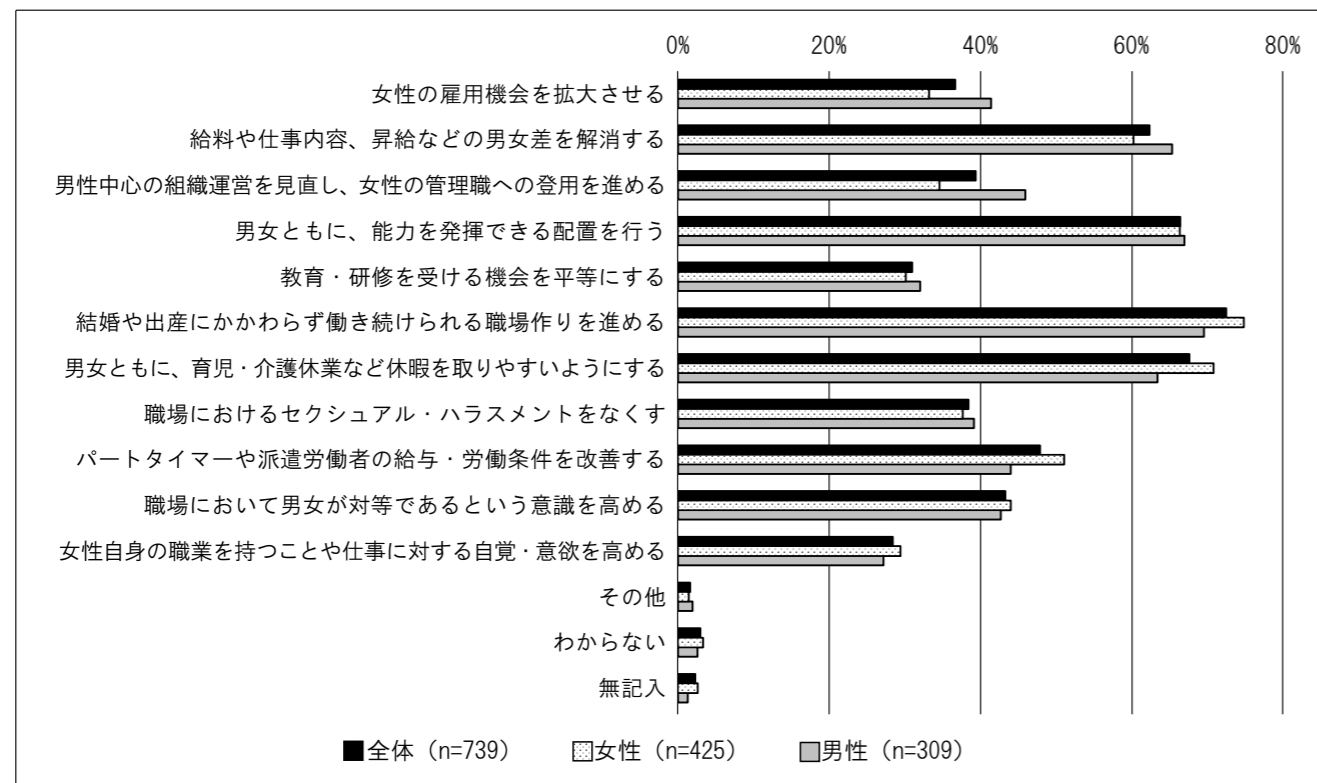
問17 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまる数字すべてに○】

| | 女性の雇用機会を拡大させる | 給料や仕事内容、昇給などの男女差を解消する | 男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める | 男女ともに、能力を發揮できる配置を行う | 教育・研修を受ける機会を平等にする | 結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場作りを進める | 男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくす | パートタイマーや派遣労働者の給与・労働条件を改善する | 職場において男女が対等であるという意識を高める | 女性自身の職業を持つことや仕事に対する自覚・意欲を高める | その他 | わからない | 無記入 | n |
|-----------|---------------|-----------------------|------------------------------|---------------------|-------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|------------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 全体人数 | 271 | 461 | 291 | 491 | 229 | 536 | 500 | 284 | 354 | 320 | 210 | 12 | 22 | 17 | 739 |
| 全体 (%) | 36.7 | 62.4 | 39.4 | 66.4 | 31.0 | 72.5 | 67.7 | 38.4 | 47.9 | 43.3 | 28.4 | 1.6 | 3.0 | 2.3 | |
| 前回 (%) | 36.1 | 63.6 | 41.4 | 68.2 | 34.0 | 74.1 | 65.7 | 31.5 | 44.8 | 40.4 | 31.2 | 4.0 | 2.2 | 2.4 | |
| 女性人数 | 141 | 256 | 147 | 282 | 128 | 318 | 301 | 160 | 217 | 187 | 125 | 6 | 14 | 11 | 425 |
| 女性 (%) | 33.2 | 60.2 | 34.6 | 66.4 | 30.1 | 74.8 | 70.8 | 37.6 | 51.1 | 44.0 | 29.4 | 1.4 | 3.3 | 2.6 | |
| 前回 (%) | 33.1 | 64.1 | 37.6 | 71.3 | 34.8 | 79.0 | 71.3 | 32.6 | 45.9 | 42.5 | 30.4 | 3.9 | 1.1 | 2.7 | |
| 男性人数 | 128 | 202 | 142 | 207 | 99 | 215 | 196 | 121 | 136 | 132 | 84 | 6 | 8 | 4 | 309 |
| 男性 (%) | 41.4 | 65.4 | 46.0 | 67.0 | 32.0 | 69.6 | 63.4 | 39.2 | 44.0 | 42.7 | 27.2 | 1.9 | 2.6 | 1.3 | |
| 前回 (%) | 39.9 | 62.9 | 46.2 | 64.3 | 32.9 | 67.8 | 58.7 | 30.1 | 43.4 | 37.8 | 32.2 | 4.2 | 3.5 | 2.1 | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 7 | 5 | 8 | 5 | 10 | 8 | 7 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 1 | 12 |
| 20代 | 13 | 24 | 14 | 23 | 10 | 25 | 30 | 19 | 19 | 19 | 6 | 1 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 17 | 40 | 17 | 39 | 15 | 54 | 50 | 29 | 29 | 28 | 13 | 1 | 0 | 1 | 62 |
| 40代 | 23 | 45 | 24 | 40 | 20 | 56 | 44 | 26 | 34 | 31 | 17 | 2 | 3 | 0 | 79 |
| 50代 | 23 | 52 | 25 | 60 | 27 | 62 | 54 | 25 | 40 | 32 | 21 | 1 | 3 | 1 | 80 |
| 60代 | 41 | 64 | 41 | 78 | 34 | 78 | 80 | 42 | 72 | 55 | 43 | 1 | 4 | 1 | 106 |
| 70代 | 15 | 17 | 14 | 23 | 12 | 23 | 23 | 10 | 14 | 14 | 14 | 0 | 1 | 6 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 7 | 7 | 11 | 5 | 10 | 12 | 5 | 7 | 4 | 8 | 0 | 1 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 2 | 2 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 7 | 14 | 11 | 13 | 8 | 16 | 16 | 9 | 8 | 7 | 6 | 1 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 16 | 29 | 17 | 30 | 15 | 32 | 27 | 19 | 18 | 15 | 13 | 2 | 0 | 0 | 42 |
| 40代 | 23 | 33 | 21 | 36 | 12 | 33 | 31 | 23 | 20 | 24 | 17 | 0 | 0 | 0 | 49 |
| 50代 | 25 | 38 | 30 | 38 | 18 | 41 | 40 | 20 | 25 | 25 | 14 | 3 | 1 | 0 | 59 |
| 60代 | 32 | 55 | 40 | 50 | 26 | 61 | 52 | 31 | 41 | 36 | 22 | 0 | 2 | 2 | 84 |
| 70代 | 17 | 23 | 18 | 27 | 13 | 23 | 20 | 14 | 19 | 18 | 9 | 0 | 1 | 2 | 35 |
| 80歳以上 | 7 | 8 | 3 | 9 | 5 | 5 | 6 | 2 | 4 | 5 | 3 | 0 | 1 | 0 | 12 |

問17 「その他」意見

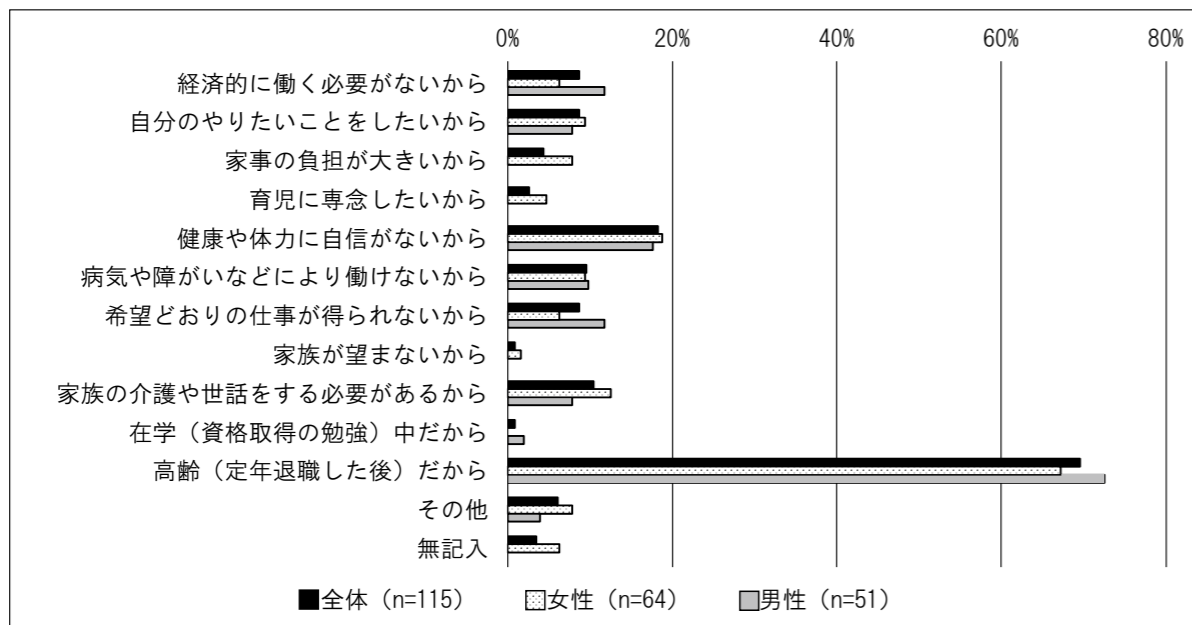
| |
|--|
| 前提として無理。男女の身体機能が違う以上、対等という言葉は不適切である。 |
| 家事負担の軽減。 |
| 女性だからこれはできない、難しいという意識を女性側がなおす。 |
| 能力に見合った管理職などの登用をしないと、数合わせの女性登用などは色々なところに悪影響が出るので、そういうことをしっかりアドバイスする人も必要。日本企業は右向け右を考えずに実行ばかりするので。 |
| 会社役員の教育が必要。 |
| 核家族化が進む中、社会からの支援がないと難しい。どちらかが働けなくなり、所得も充分ではない。 |
| 女性は十分優遇されている。 |
| 家庭（家族）・家事のサポートが必要。 |
| 年配の意識改革。 |
| 育児を男性が行うことに対する「へんけん」を無くす。 |



アンケート
集計結果

問18 現在、**職業をお持ちでない方**におたずねします。あなたが**職業をお持ちでない**のはどのような理由からですか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 経済的に働く必要がないから | 自分のやりたいことをしたいから | 家事の負担が大きいため | 育児に専念したいから | 健康や体力に自信がないから | 病気や障がいなどにより働けないから | 希望どおりの仕事を得られないから | 家族が望まないから | 家族の介護や世話をする必要があるから | 在学(資格取得の勉強中)だから | 高齢(定年退職した後)だから | その他 | 無記入 | n |
|-----------|---------------|-----------------|-------------|------------|---------------|-------------------|------------------|-----------|--------------------|-----------------|----------------|-----|-----|-----|
| 全体人数 | 10 | 10 | 5 | 3 | 21 | 11 | 10 | 1 | 12 | 1 | 80 | 7 | 4 | 115 |
| 全体 (%) | 8.7 | 8.7 | 4.3 | 2.6 | 18.3 | 9.6 | 8.7 | 0.9 | 10.4 | 0.9 | 69.6 | 6.1 | 3.5 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 女性人数 | 4 | 6 | 5 | 3 | 12 | 6 | 4 | 1 | 8 | 0 | 43 | 5 | 4 | 64 |
| 女性 (%) | 6.3 | 9.4 | 7.8 | 4.7 | 18.8 | 9.4 | 6.3 | 1.6 | 12.5 | 0.0 | 67.2 | 7.8 | 6.3 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 男性人数 | 6 | 4 | 0 | 0 | 9 | 5 | 6 | 0 | 4 | 1 | 37 | 2 | 0 | 51 |
| 男性 (%) | 11.8 | 7.8 | 0.0 | 0.0 | 17.6 | 9.8 | 11.8 | 0.0 | 7.8 | 2.0 | 72.5 | 3.9 | 0.0 | |
| 前回 (%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30代 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 40代 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 50代 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 6 |
| 60代 | 1 | 4 | 2 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 | 4 | 0 | 20 | 2 | 0 | 24 |
| 70代 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 15 | 0 | 2 | 18 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1 | 9 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 30代 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 40代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 50代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 60代 | 3 | 2 | 0 | 0 | 4 | 4 | 2 | 0 | 3 | 0 | 16 | 0 | 0 | 19 |
| 70代 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 15 | 1 | 0 | 17 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 1 | 0 | 8 |



問18 「その他」意見

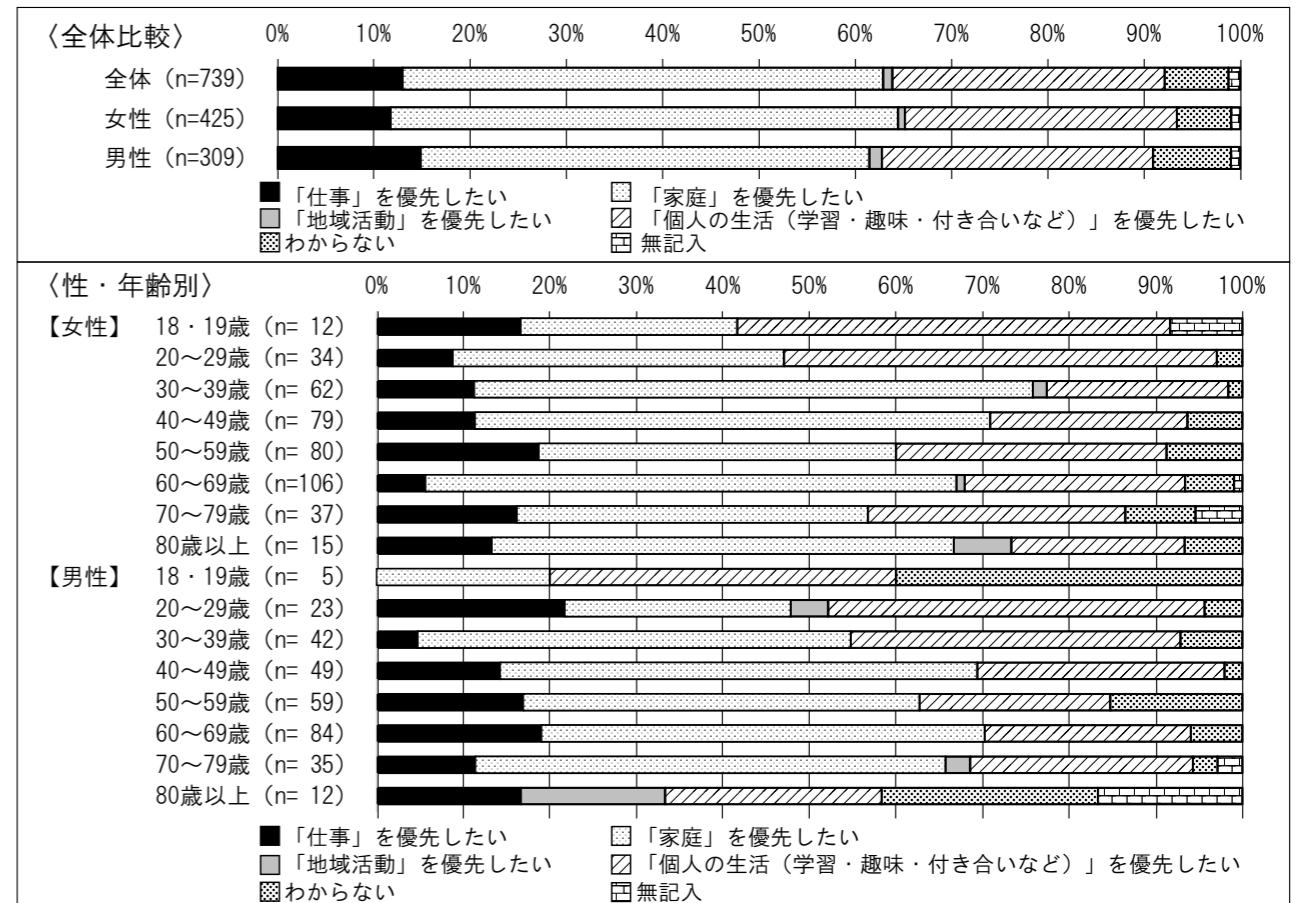
| |
|------------------------------------|
| 会社都合のため休職中。 |
| 出産・育休後退職をすすめられた後、希望どおりの仕事を得られないから。 |
| 退職した直後。 |
| 共働き夫婦の手助けのため保育所の送迎、食事作り等。 |
| 国保と社会保険の入れ替えが煩わしいから。 |

地域・職場・家庭・防災における意識・考え方についての質問です

問19 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」の優先度についておたずねします。

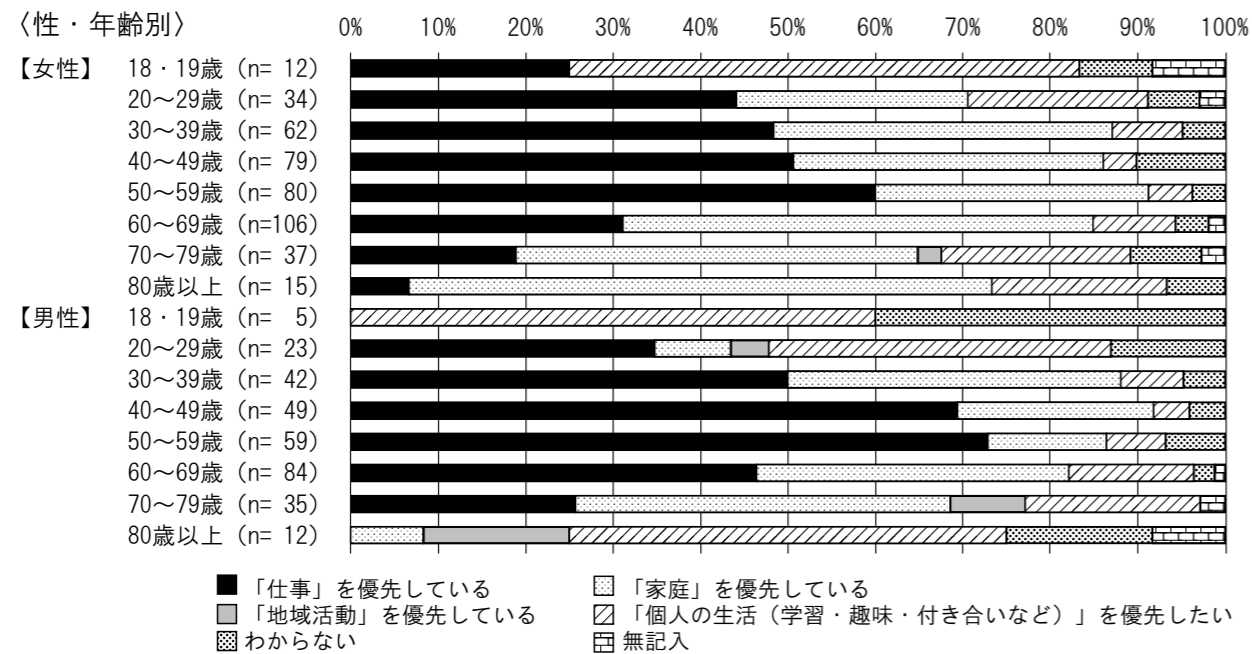
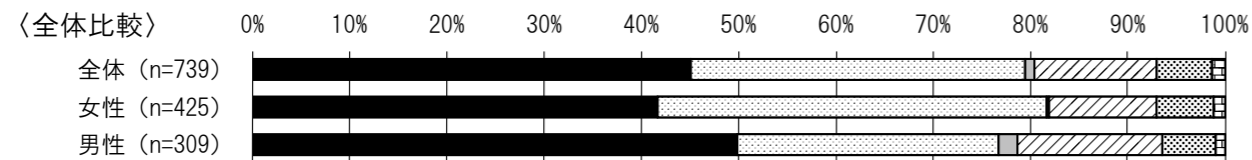
問19-1 「希望」としては何を優先したいですか。【あてはまる数字1つに○】

| | 優先したい「仕事」を | 優先したい「家庭」を | 優先したい「地域活動」を | 「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」を優先したい | わからない | 無記入 | 合計 |
|-----------|------------|------------|--------------|-----------------------------|-------|-----|-------|
| 全体人数 | 96 | 369 | 7 | 209 | 49 | 9 | 739 |
| 全体 (%) | 13.0 | 49.9 | 0.9 | 28.3 | 6.6 | 1.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 12.3 | 50.6 | 1.2 | 25.0 | 7.2 | 3.6 | |
| 女性人数 | 50 | 224 | 3 | 120 | 24 | 4 | 425 |
| 女性 (%) | 11.8 | 52.7 | 0.7 | 28.2 | 5.6 | 0.9 | 100.0 |
| 前回 (%) | 7.5 | 58.1 | 0.0 | 21.5 | 8.1 | 4.8 | |
| 男性人数 | 46 | 144 | 4 | 87 | 25 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 14.9 | 46.6 | 1.3 | 28.2 | 8.1 | 1.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 18.5 | 41.1 | 2.7 | 29.5 | 6.2 | 2.1 | |
| 女性 18・19歳 | 2 | 3 | 0 | 6 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 3 | 13 | 0 | 17 | 1 | 0 | 34 |
| 30代 | 7 | 40 | 1 | 13 | 1 | 0 | 62 |
| 40代 | 9 | 47 | 0 | 18 | 5 | 0 | 79 |
| 50代 | 15 | 33 | 0 | 25 | 7 | 0 | 80 |
| 60代 | 6 | 65 | 1 | 27 | 6 | 1 | 106 |
| 70代 | 6 | 15 | 0 | 11 | 3 | 2 | 37 |
| 80歳以上 | 2 | 8 | 1 | 3 | 1 | 0 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 5 | 6 | 1 | 10 | 1 | 0 | 23 |
| 30代 | 2 | 21 | 0 | 16 | 3 | 0 | 42 |
| 40代 | 7 | 27 | 0 | 14 | 1 | 0 | 49 |
| 50代 | 10 | 27 | 0 | 13 | 9 | 0 | 59 |
| 60代 | 16 | 43 | 0 | 20 | 5 | 0 | 84 |
| 70代 | 4 | 19 | 1 | 9 | 1 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 2 | 0 | 2 | 3 | 3 | 2 | 12 |



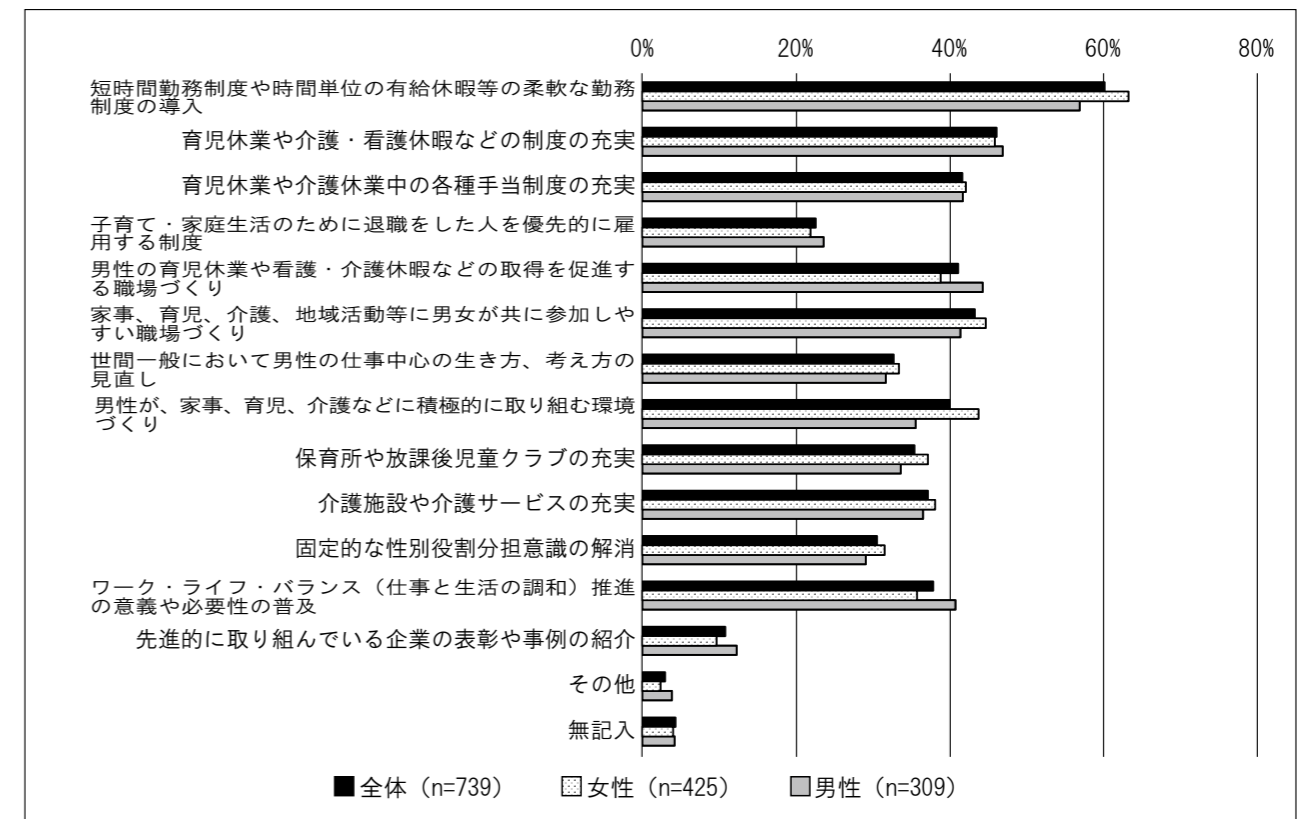
問19-2 「現実（現状）」では何を優先していますか。【あてはまる数字1つに○】

| | 優先している 「仕事」を | 優先している 「家庭」を | 優先している 「地域活動」を | 「個人の生活 (学習・趣味・付き合い など)」を優先している | わからない | 無記入 | 合計 |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------------------------|-------|-----|-------|
| 全体人数 | 333 | 254 | 7 | 93 | 42 | 10 | 739 |
| 全体 (%) | 45.1 | 34.4 | 0.9 | 12.6 | 5.7 | 1.4 | 100.0 |
| 前回 (%) | 49.7 | 31.9 | 2.1 | 10.2 | 3.3 | 2.7 | |
| 女性人数 | 177 | 170 | 1 | 47 | 25 | 5 | 425 |
| 女性 (%) | 41.6 | 40.0 | 0.2 | 11.1 | 5.9 | 1.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 43.0 | 39.2 | 1.6 | 9.7 | 3.8 | 2.7 | |
| 男性人数 | 154 | 83 | 6 | 46 | 17 | 3 | 309 |
| 男性 (%) | 49.8 | 26.9 | 1.9 | 14.9 | 5.5 | 1.0 | 100.0 |
| 前回 (%) | 58.2 | 22.6 | 2.7 | 11.0 | 2.7 | 2.7 | |
| 女性 18・19歳 | 3 | 0 | 0 | 7 | 1 | 1 | 12 |
| 20代 | 15 | 9 | 0 | 7 | 2 | 1 | 34 |
| 30代 | 30 | 24 | 0 | 5 | 3 | 0 | 62 |
| 40代 | 40 | 28 | 0 | 3 | 8 | 0 | 79 |
| 50代 | 48 | 25 | 0 | 4 | 3 | 0 | 80 |
| 60代 | 33 | 57 | 0 | 10 | 4 | 2 | 106 |
| 70代 | 7 | 17 | 1 | 8 | 3 | 1 | 37 |
| 80歳以上 | 1 | 10 | 0 | 3 | 1 | 0 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 20代 | 8 | 2 | 1 | 9 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 21 | 16 | 0 | 3 | 2 | 0 | 42 |
| 40代 | 34 | 11 | 0 | 2 | 2 | 0 | 49 |
| 50代 | 43 | 8 | 0 | 4 | 4 | 0 | 59 |
| 60代 | 39 | 30 | 0 | 12 | 2 | 1 | 84 |
| 70代 | 9 | 15 | 3 | 7 | 0 | 1 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 1 | 2 | 6 | 2 | 1 | 12 |



問20 「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活（学習・趣味・付き合いなど）」の調和のとれた生活をするためには、どのような条件整備が必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 短時間勤務制度や時間単位の有給休暇等の柔軟な勤務制度の導入 | 育児休業や介護・看護休暇などの制度の充実 | 育児休業や介護休業中の各種手当制度の充実 | 子育て・家庭生活のために退職をした人を優先的に雇用する制度 | 男性の育児休業や看護・介護休暇などの取得を促進する職場づくり | 家事、育児、介護、地域活動等に男女が共に参加しやすい職場づくり | 世間一般において男性の仕事中心の生き方、考え方の見直し | 男性が、家事、育児、介護などに積極的に取り組む環境づくり | 保育所や放課後児童クラブの充実 | 介護施設や介護サービスの充実 | 固定的な性別役割分担意識の解消 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進の意義や必要性の普及 | 先進的に取り組んでいる企業の表彰や事例の紹介 | その他 | 無記入 | n |
|-----------|-------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------------------------|------------------------|-----|-----|-----|
| 全体人数 | 445 | 341 | 308 | 167 | 304 | 320 | 242 | 296 | 262 | 275 | 226 | 280 | 80 | 22 | 32 | 739 |
| 全体 (%) | 60.2 | 46.1 | 41.7 | 22.6 | 41.1 | 43.3 | 32.7 | 40.1 | 35.5 | 37.2 | 30.6 | 37.9 | 10.8 | 3.0 | 4.3 | |
| 前回 (%) | 61.1 | 52.2 | 44.3 | 30.1 | 38.9 | 44.3 | 34.8 | 43.4 | 38.9 | 42.7 | 35.4 | 35.1 | 13.6 | 4.4 | 4.8 | |
| 女性人数 | 269 | 195 | 179 | 93 | 165 | 190 | 142 | 186 | 158 | 162 | 134 | 152 | 41 | 10 | 17 | 425 |
| 女性 (%) | 63.3 | 45.9 | 42.1 | 21.9 | 38.8 | 44.7 | 33.4 | 43.8 | 37.2 | 38.1 | 31.5 | 35.8 | 9.6 | 2.4 | 4.0 | |
| 前回 (%) | 67.4 | 51.1 | 46.1 | 30.3 | 37.1 | 45.5 | 33.1 | 50.0 | 42.7 | 46.1 | 38.2 | 34.8 | 14.0 | 2.2 | 4.3 | |
| 男性人数 | 176 | 145 | 129 | 73 | 137 | 128 | 98 | 110 | 104 | 113 | 90 | 126 | 38 | 12 | 13 | 309 |
| 男性 (%) | 57.0 | 46.9 | 41.7 | 23.6 | 44.3 | 41.4 | 31.7 | 35.6 | 33.7 | 36.6 | 29.1 | 40.8 | 12.3 | 3.9 | 4.2 | |
| 前回 (%) | 52.9 | 53.6 | 42.0 | 29.7 | 41.3 | 42.8 | 37.0 | 34.8 | 34.1 | 38.4 | 31.9 | 35.5 | 13.0 | 7.2 | 5.5 | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 8 | 6 | 3 | 5 | 5 | 3 | 4 | 5 | 3 | 4 | 5 | 1 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 27 | 22 | 20 | 6 | 18 | 15 | 10 | 20 | 18 | 5 | 10 | 16 | 5 | 1 | 1 | 34 |
| 30代 | 45 | 36 | 33 | 20 | 29 | 27 | 21 | 26 | 32 | 15 | 20 | 26 | 5 | 1 | 1 | 62 |
| 40代 | 53 | 32 | 29 | 17 | 25 | 31 | 29 | 36 | 24 | 27 | 21 | 25 | 8 | 4 | 1 | 79 |
| 50代 | 54 | 35 | 32 | 16 | 26 | 39 | 29 | 35 | 22 | 35 | 34 | 29 | 5 | 1 | 2 | 80 |
| 60代 | 63 | 43 | 44 | 19 | 47 | 50 | 39 | 47 | 38 | 49 | 35 | 38 | 13 | 3 | 3 | 106 |
| 70代 | 18 | 14 | 12 | 9 | 12 | 16 | 8 | 14 | 15 | 21 | 8 | 9 | 3 | 0 | 4 | 37 |
| 80歳以上 | 4 | 5 | 3 | 3 | 3 | 7 | 3 | 4 | 4 | 7 | 2 | 4 | 1 | 0 | 4 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 14 | 12 | 13 | 4 | 9 | 9 | 5 | 10 | 5 | 5 | 7 | 9 | 3 | 1 | 1 | 23 |
| 30代 | 26 | 21 | 23 | 10 | 19 | 15 | 10 | 11 | 18 | 11 | 10 | 21 | 7 | 4 | 1 | 42 |
| 40代 | 33 | 22 | 16 | 11 | 24 | 19 | 21 | 13 | 13 | 10 | 16 | 22 | 5 | 0 | 1 | 49 |
| 50代 | 41 | 28 | 26 | 20 | 31 | 35 | 20 | 23 | 25 | 28 | 19 | 29 | 11 | 1 | 0 | 59 |
| 60代 | 40 | 36 | 32 | 16 | 31 | 29 | 29 | 31 | 28 | 40 | 25 | 32 | 7 | 4 | 3 | 84 |
| 70代 | 15 | 17 | 16 | 8 | 18 | 13 | 11 | 16 | 11 | 15 | 10 | 8 | 4 | 0 | 4 | 35 |
| 80歳以上 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 7 | 1 | 5 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1 | 1 | 3 | 12 |

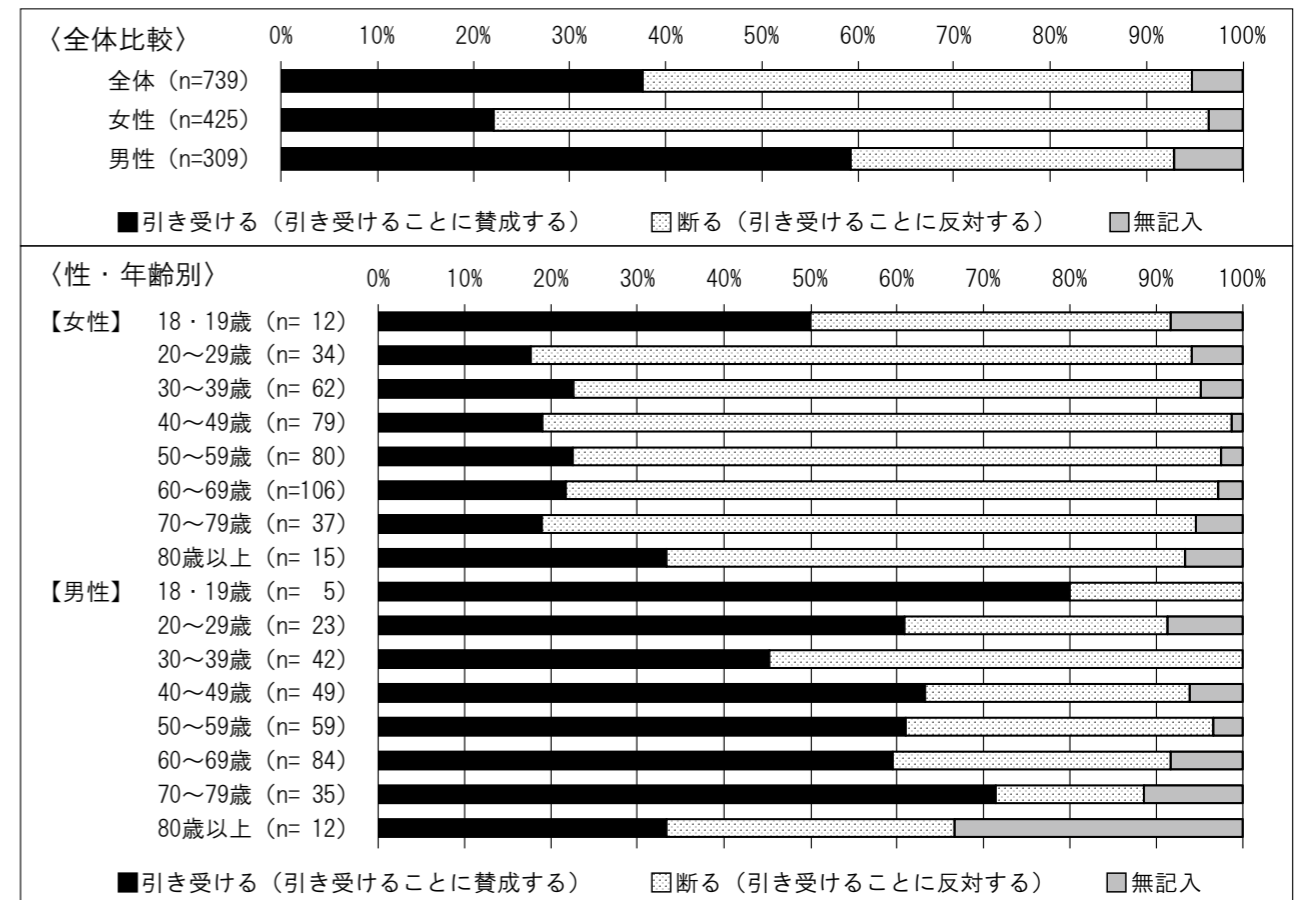


問20 「その他」意見

| |
|--|
| 賃上げ一択。金があっても幸せとは限らない。しかし、金がないのは確実に不幸である。 |
| 130万の壁問題。個人で年金を支払うことになれば、更に生活が難しくなる。 |
| 経営状況を判断した上での賃金の上昇。 |
| 税金を安くする。負担額の落差を。 |
| 減税。 |
| 生活に困らない程度の収入（お金）。 |
| 給与の増額。 |
| 何事も直接関わりがないので解答できません。 |
| 本人の意識。 |
| 雇用主側は時間外勤務に対する対価をきちんと支払うこと。 |
| 個人的な差があるから私には難しい。 |
| 健康。 |
| 在宅勤務、リモートワークの活用、推進。 |
| わからない。 |
| 質問が複雑すぎて答えられない。 |
| 景気の回復、向上。 |
| わかりません。 |
| 年配の考え方（男＝仕事、女＝家庭）の廃止。 |
| 育児や介護で休暇を取る際の、職場の人的補償、支援。同僚に迷惑をかけると思うと休みにくいため。 |
| 過疎化地域の地域活動削減。 |

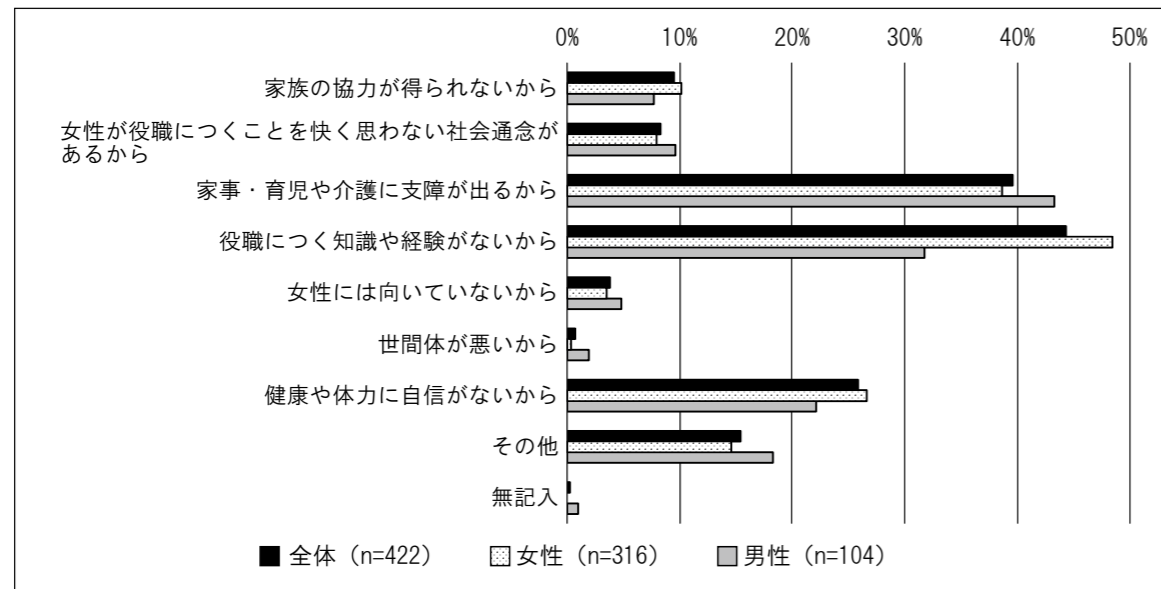
問21 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役職について伺います。女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたら引き受けることに賛成しますか。【あてはまる数字1つに○】

| | (引き受けることに賛成する) | (引き受けることに反対する) | 無記入 | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|-----|-------|
| 全体人数 | 278 | 422 | 39 | 739 |
| 全体 (%) | 37.6 | 57.1 | 5.3 | 100.0 |
| 前回 (%) | 34.3 | 61.4 | 4.2 | |
| 女性人数 | 94 | 316 | 15 | 425 |
| 女性 (%) | 22.1 | 74.4 | 3.5 | 100.0 |
| 前回 (%) | 17.2 | 79.6 | 3.2 | |
| 男性人数 | 183 | 104 | 22 | 309 |
| 男性 (%) | 59.2 | 33.7 | 7.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 56.2 | 38.4 | 5.5 | |
| 女性 18・19歳 | 6 | 5 | 1 | 12 |
| 20代 | 6 | 26 | 2 | 34 |
| 30代 | 14 | 45 | 3 | 62 |
| 40代 | 15 | 63 | 1 | 79 |
| 50代 | 18 | 60 | 2 | 80 |
| 60代 | 23 | 80 | 3 | 106 |
| 70代 | 7 | 28 | 2 | 37 |
| 80歳以上 | 5 | 9 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 4 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 14 | 7 | 2 | 23 |
| 30代 | 19 | 23 | 0 | 42 |
| 40代 | 31 | 15 | 3 | 49 |
| 50代 | 36 | 21 | 2 | 59 |
| 60代 | 50 | 27 | 7 | 84 |
| 70代 | 25 | 6 | 4 | 35 |
| 80歳以上 | 4 | 4 | 4 | 12 |



問22 問21で「2 断る（引き受けることに反対する）」を選択された方におたずねします。その理由は何ですか。最も近いものを選んでください。【あてはまる数字すべてに○】

| | 家族の協力が得られないから | 女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから | 家事・育児や介護に支障が出るから | 役職につく知識や経験がないから | 女性には向いていないから | 世間体が悪いから | 健康や体力に自信がないから | その他 | 無記入 | n |
|-----------|---------------|----------------------------|------------------|-----------------|--------------|----------|---------------|------|-----|-----|
| 全体人数 | 40 | 35 | 167 | 187 | 16 | 3 | 109 | 65 | 1 | 422 |
| 全体 (%) | 9.5 | 8.3 | 39.6 | 44.3 | 3.8 | 0.7 | 25.8 | 15.4 | 0.2 | |
| 前回 (%) | 16.2 | 8.8 | 44.6 | 44.6 | 2.0 | 1.0 | - | 15.7 | 0.3 | |
| 女性人数 | 32 | 25 | 122 | 153 | 11 | 1 | 84 | 46 | 0 | 316 |
| 女性 (%) | 10.1 | 7.9 | 38.6 | 48.4 | 3.5 | 0.3 | 26.6 | 14.6 | 0.0 | |
| 前回 (%) | 14.2 | 8.8 | 45.3 | 50.7 | 1.4 | 0.7 | - | 13.5 | 0.0 | |
| 男性人数 | 8 | 10 | 45 | 33 | 5 | 2 | 23 | 19 | 1 | 104 |
| 男性 (%) | 7.7 | 9.6 | 43.3 | 31.7 | 4.8 | 1.9 | 22.1 | 18.3 | 1.0 | |
| 前回 (%) | 21.4 | 8.9 | 42.9 | 28.6 | 3.6 | 1.8 | - | 21.4 | 0.7 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 1 | 1 | 10 | 16 | 1 | 0 | 7 | 1 | 0 | 26 |
| 30代 | 2 | 3 | 25 | 17 | 2 | 0 | 7 | 10 | 0 | 45 |
| 40代 | 10 | 1 | 27 | 34 | 1 | 0 | 11 | 8 | 0 | 63 |
| 50代 | 8 | 6 | 26 | 29 | 4 | 0 | 14 | 9 | 0 | 60 |
| 60代 | 7 | 10 | 22 | 38 | 2 | 1 | 23 | 16 | 0 | 80 |
| 70代 | 2 | 4 | 7 | 12 | 1 | 0 | 16 | 1 | 0 | 28 |
| 80歳以上 | 2 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 9 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 20代 | 0 | 1 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 30代 | 3 | 2 | 10 | 7 | 0 | 1 | 3 | 6 | 1 | 23 |
| 40代 | 2 | 1 | 9 | 5 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 15 |
| 50代 | 1 | 1 | 11 | 5 | 1 | 0 | 6 | 3 | 0 | 21 |
| 60代 | 1 | 2 | 8 | 9 | 4 | 1 | 9 | 3 | 0 | 27 |
| 70代 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| 80歳以上 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 |



問22 「その他」意見

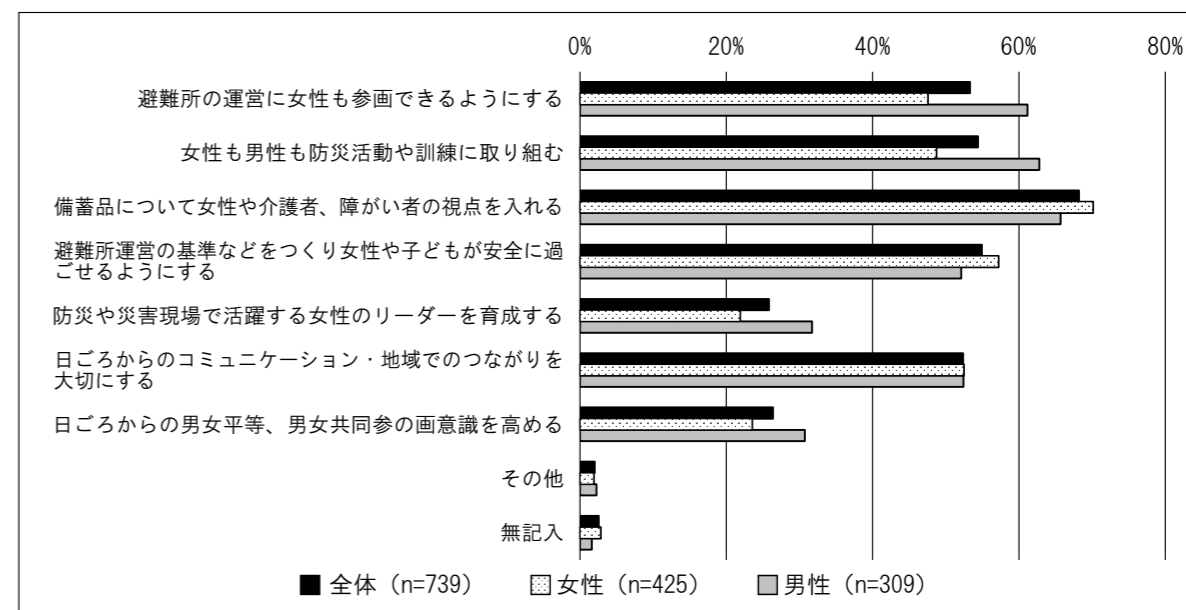
仕事に支障が出るから。
 割に合わない。時間を使うため金銭的な報酬があるなら引き受けてもいいと思う。
 妻に負担をかけたくないから。それだったら自分がする。
 前任者の男性、地域の男性から協力を得ることが困難です。これまで男性のみでやってきたため、女性とのコミュニケーションが図れない人たちのなんと多いことでしょう・・・。
 私には向いていないから。
 やりたくないから。それ以外にもっとやりたいことがある。
 核家族化が進んでいるのに過去と同じことを続けるのは、現状にそぐわない。
 勤務とのバランスがとれないから。
 小さい子どもがいるので、家庭内だけで忙しいのに、外部の事が入ると、更に忙しくなり、自分の時間も全くない。
 本人が希望しないから。
 現在両親介護中。
 大変だから。
 人をまとめて事をやることは自分には無理です。
 人前に出ることが精神的に厳しいから。
 ただできればやりたくない。
 家事・介護などで休日・夜間に出るのが難しいから。
 体調不良。
 そうなのがいるんな意味で嫌だから。
 地域活動に興味がないので、そもそも引き受けたくない。
 男性軍が意見を否定的にとらえ、「誰が言った」と言って犯人探しをする。行政の中にも、その傾向がある。
 適正がない。
 自ら進んで役をやりたい場合は応援するが、そうでないなら断る（断る意思を尊重する）。
 高齢である。
 過去に実施済のため。
 仕事に支障が出そうだから。
 家庭、これから仕事をしていく上で+αの要素は厳しい。
 男女とかではなく、自分自身に資質がないと思うから。
 前例が無いと不安。
 地域の人が協力的でないから。自分のことばかり。人の批判ばかりするから。
 仕事を第一優先にしたいため。
 男女ということに関わらず、ふさわしい人が引き受けるほうが社会が円滑に回るから。
 まず、推される風土ではないので解答できません。皆がやりたい人ばかりなので、助かります。
 仕事が忙しいから。
 パソコンが使えないから。
 仕事との両立が困難なため。
 自分の性格上、上に立つのは無理だと思うから。
 休日や夜間の訪問、打ち合わせなど忙殺されますよ。可能な方はよいが一般的には負担が大変です。
 能力がないから。
 役職に関心がないから。
 能力的に出来る自信がないから。
 地域の役職につくことが嫌いだから。
 仕事がいつも遅くまで残業で大変だから。
 時間的に余裕がないから。仕事もあり。
 自由に移動する手段がありません。
 役職につく知識や経験がないまま、いきなりは無理。その準備期間としての下積み（委員的な活動期間）をきちんと設けて知識・経験を積む仕組みをつくるのが大切。

| |
|------------------------------------|
| 地域活動で休日が潰れる。田舎は畑の草刈り等ただでさえ休みが潰れがち。 |
| 時間がない。 |
| ただやりたくない。めんどくさいから。 |
| 自分に向いてないから。 |
| 大変そうだから。 |
| 障害があるので。 |
| 自分がまとめ役に向いてないと思うから。 |
| 仕事が多忙でできない。 |
| 女性特有の悪質な事案が聞かれる事があったから。 |

問23 近年、大規模災害が全国で発生しています。東日本大震災では災害直後の避難所運営に女性が参加していないことや、日ごろの防災や震災対応に女性の視点が足りないことなどの問題が指摘され、現在、地域防災・災害における男女共同参画推進施策を行っているところで、男女の多様な視点を取り入れて災害に備えるため、これからどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 避難所の運営に女性も参画できるようにする | 女性も男性も防災活動や訓練に取り組む | 女性や介護者、障がい者の視点を入れる | 備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる | 避難所運営の基準などをつくり女性や子どもが安全に過ごせるようにする | 防災や災害現場で活躍する女性のリーダーを育成する | 日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする | 日ごろからの男女平等、男女共同参画意識を高める | その他 | 無記入 | n |
|-----------|----------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------|-----|-----|---|
| 全体人数 | 394 | 402 | 504 | 406 | 191 | 387 | 195 | 15 | 19 | 739 | |
| 全体 (%) | 53.3 | 54.4 | 68.2 | 54.9 | 25.8 | 52.4 | 26.4 | 2.0 | 2.6 | | |
| 前回 (%) | 56.0 | 57.9 | 62.3 | 50.9 | 32.0 | 58.9 | 30.1 | 3.2 | 4.8 | | |
| 女性人数 | 202 | 207 | 298 | 243 | 93 | 223 | 100 | 8 | 12 | 425 | |
| 女性 (%) | 47.5 | 48.7 | 70.1 | 57.2 | 21.9 | 52.5 | 23.5 | 1.9 | 2.8 | | |
| 前回 (%) | 52.5 | 50.3 | 65.5 | 53.7 | 26.0 | 59.3 | 25.4 | 1.7 | 4.8 | | |
| 男性人数 | 189 | 194 | 203 | 161 | 98 | 162 | 95 | 7 | 5 | 309 | |
| 男性 (%) | 61.2 | 62.8 | 65.7 | 52.1 | 31.7 | 52.4 | 30.7 | 2.3 | 1.6 | | |
| 前回 (%) | 60.4 | 67.6 | 58.3 | 47.5 | 39.6 | 58.3 | 36.0 | 5.0 | 4.8 | | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 6 | 8 | 6 | 3 | 6 | 4 | 1 | 1 | 12 | |
| 20代 | 17 | 14 | 23 | 19 | 7 | 14 | 7 | 1 | 0 | 34 | |
| 30代 | 23 | 34 | 47 | 41 | 14 | 30 | 15 | 0 | 0 | 62 | |
| 40代 | 34 | 37 | 54 | 45 | 15 | 31 | 16 | 0 | 1 | 79 | |
| 50代 | 45 | 31 | 61 | 52 | 14 | 38 | 15 | 2 | 2 | 80 | |
| 60代 | 54 | 58 | 78 | 56 | 26 | 73 | 31 | 4 | 2 | 106 | |
| 70代 | 18 | 18 | 21 | 16 | 9 | 22 | 8 | 0 | 4 | 37 | |
| 80歳以上 | 6 | 9 | 6 | 8 | 5 | 9 | 4 | 0 | 2 | 15 | |
| 男性 18・19歳 | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 5 | |
| 20代 | 13 | 16 | 16 | 14 | 5 | 12 | 5 | 1 | 0 | 23 | |
| 30代 | 26 | 22 | 30 | 26 | 15 | 24 | 12 | 2 | 0 | 42 | |
| 40代 | 28 | 29 | 33 | 27 | 13 | 22 | 12 | 1 | 0 | 49 | |
| 50代 | 41 | 40 | 44 | 35 | 19 | 32 | 24 | 0 | 1 | 59 | |
| 60代 | 46 | 53 | 51 | 39 | 28 | 45 | 26 | 3 | 1 | 84 | |
| 70代 | 25 | 22 | 19 | 15 | 14 | 20 | 10 | 0 | 1 | 35 | |
| 80歳以上 | 8 | 8 | 6 | 3 | 2 | 6 | 5 | 0 | 2 | 12 | |

アンケート
集計結果



問23 「その他」意見

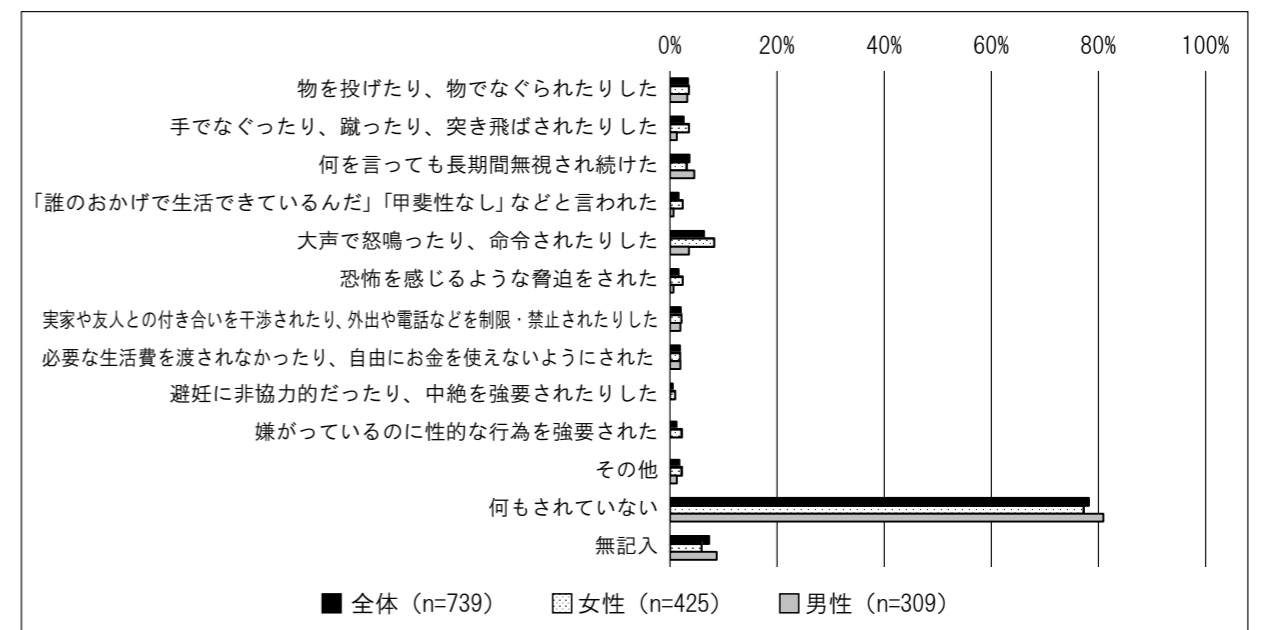
| |
|---|
| 災害時の女性の安全確保に男女とも理解が足りていないと感じる（能登に行った人の話を聞いて）。 |
| コロナ以後希薄になった地域コミュニケーションを取り戻す。 |
| 動物等（犬、猫）も家族の一員。訓練・活動・避難所取り組みに、入れてほしいです。 |
| わからない。 |
| 男女共同参画を国や地方が過度に意識しすぎるところも原因があると思う。 |
| 女性消防団・防災士が中心になってほしい。行政の積極的な意識の改革。 |
| 見せかけではない助け合いの心さえあれば良いのでは。八頭町にはそれは全くないのですよネ。 |
| 女性の性被害があってはならない。そのための対策が必要。 |
| ペットを飼っている人達に避難しやすい環境づくりを！！ |
| 女性も力仕事をするべき（汗を流すことへの意識を高めてほしい）。 |
| 協力していただける人であるならば男女ではない。 |
| 防災訓練など女性の方が多く出席している。 |
| 個人レベルの問題。 |

男女間における暴力についての質問です

問24 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」についておたずねします。DVは家族間、とりわけ恋人・配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的な暴力をさすものです。あなたは、これまでに（過去5年程度）、恋人・配偶者・パートナーとの間で、次のようなことをされたことがありますか。【あてはまる数字すべてに○】

※「恋人・配偶者・パートナー」とは、夫、妻、元夫、元妻、同棲相手、恋人、元恋人など、一定期間親密な関係にある（あった）相手をさします。

| | 物でなぐられたり、物を投げたりした | 手でなぐったり、蹴ったり、突き飛ばされたりした | 長期間無視され続けた | 「誰のおかげで生活できているんだ」「甲斐性なし」などと言われた | 大声で怒鳴ったり、命令されたりした | 恐怖を感じるような脅迫をされた | 実家や友人との付き合いを干渉されたり、外出や電話などを制限・禁止されたりした | 必要な生活費を渡されなかったり、自由にお金を使えないようにされた | 避妊に非協力的だったり、中絶を強要されたりした | 嫌がっているのに性的な行為を強要された | その他 | 何もされていない | 無記入 | n |
|-----------|-------------------|-------------------------|------------|---------------------------------|-------------------|-----------------|--|----------------------------------|-------------------------|---------------------|-----|----------|-----|-----|
| 全体人数 | 25 | 19 | 27 | 12 | 47 | 12 | 15 | 14 | 4 | 9 | 13 | 578 | 54 | 739 |
| 全体 (%) | 3.4 | 2.6 | 3.7 | 1.6 | 6.4 | 1.6 | 2.0 | 1.9 | 0.5 | 1.2 | 1.8 | 78.2 | 7.3 | |
| 前回 (%) | 3.0 | 3.3 | 6.0 | 4.2 | 5.7 | 2.4 | 3.6 | 2.7 | 0.6 | 2.1 | 1.2 | 83.7 | 0.3 | |
| 女性人数 | 15 | 15 | 13 | 10 | 35 | 10 | 9 | 8 | 4 | 9 | 9 | 328 | 25 | 425 |
| 女性 (%) | 3.5 | 3.5 | 3.1 | 2.4 | 8.2 | 2.4 | 2.1 | 1.9 | 0.9 | 2.1 | 2.1 | 77.2 | 5.9 | |
| 前回 (%) | 3.8 | 5.4 | 6.5 | 5.9 | 8.1 | 4.3 | 5.4 | 3.8 | 1.1 | 3.8 | 1.1 | 80.1 | 0.0 | |
| 男性人数 | 10 | 4 | 14 | 2 | 11 | 2 | 6 | 6 | 0 | 0 | 4 | 250 | 27 | 309 |
| 男性 (%) | 3.2 | 1.3 | 4.5 | 0.6 | 3.6 | 0.6 | 1.9 | 1.9 | 0.0 | 0.0 | 1.3 | 80.9 | 8.7 | |
| 前回 (%) | 2.1 | 0.7 | 5.5 | 2.1 | 2.8 | 0.0 | 1.4 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 88.3 | 0.7 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 1 | 12 |
| 20代 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 29 | 1 | 34 |
| 30代 | 2 | 2 | 3 | 3 | 7 | 4 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 46 | 2 | 62 |
| 40代 | 5 | 3 | 2 | 1 | 8 | 4 | 2 | 3 | 3 | 4 | 3 | 57 | 5 | 79 |
| 50代 | 3 | 4 | 4 | 4 | 8 | 1 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 61 | 6 | 80 |
| 60代 | 3 | 4 | 0 | 1 | 5 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 88 | 3 | 106 |
| 70代 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 4 | 37 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 | 3 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| 20代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 20 | 2 | 23 |
| 30代 | 3 | 1 | 4 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 31 | 3 | 42 |
| 40代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 1 | 49 |
| 50代 | 2 | 1 | 4 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 49 | 4 | 59 |
| 60代 | 4 | 2 | 5 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 65 | 9 | 84 |
| 70代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 27 | 6 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 2 | 12 |

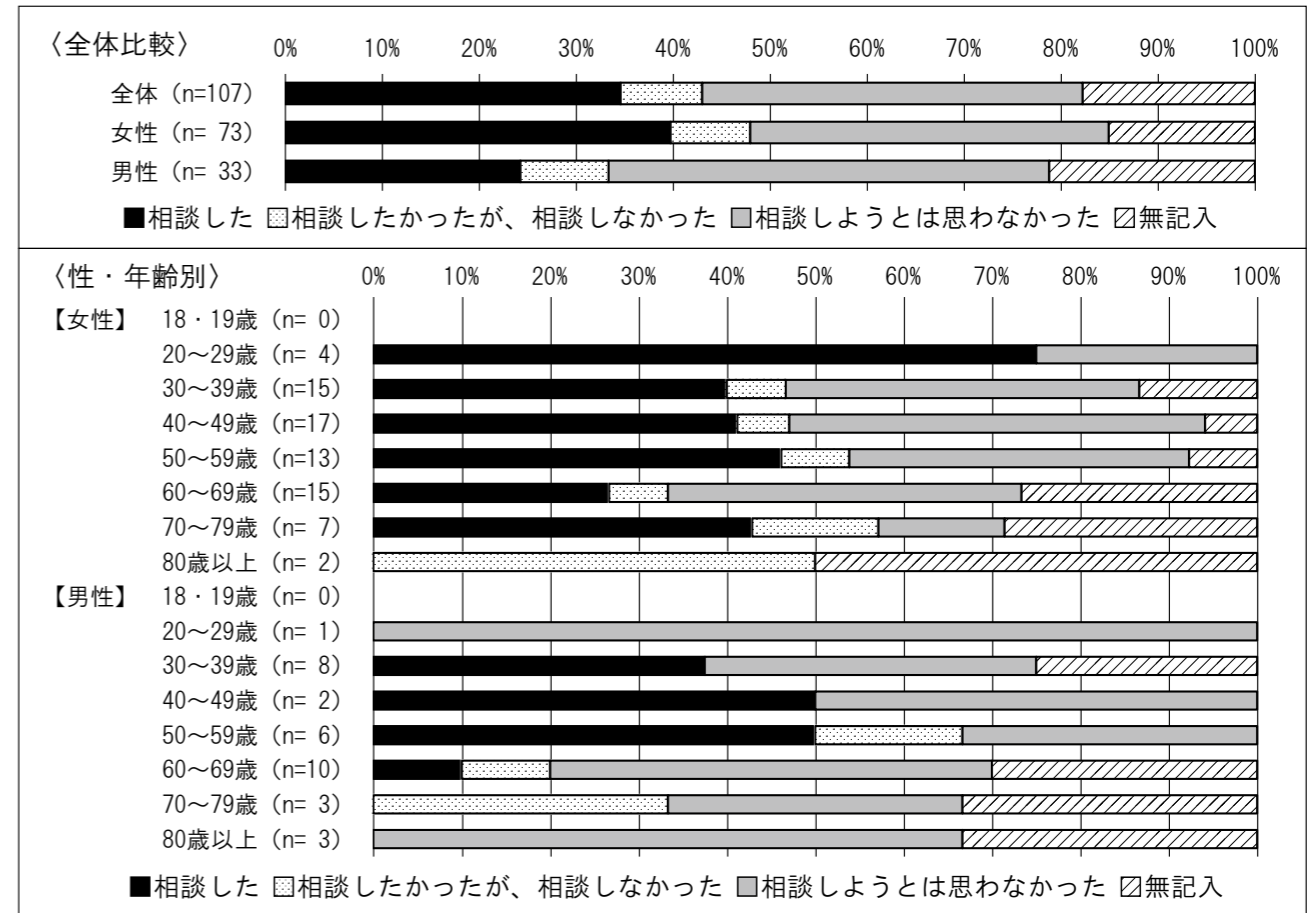


問24 「その他」意見

| |
|---------------------------------|
| 無言の圧力・家庭の事を当たり前させる。 |
| ぼろくそに言われた。 |
| したことがない。 |
| 少しの干渉はありかな？ |
| その様な事をされたら100倍返ししますからやられないでしょう。 |
| 生活費はすべて相手もっている。 |
| そのような事がまったくなかった。 |
| お互いタワイのない話。 |
| 理由もなく怒られた。 |
| 過去5年以内でない。 |
| 言葉の暴力。女だろ。など。 |
| 連れ子への精神的虐待。 |

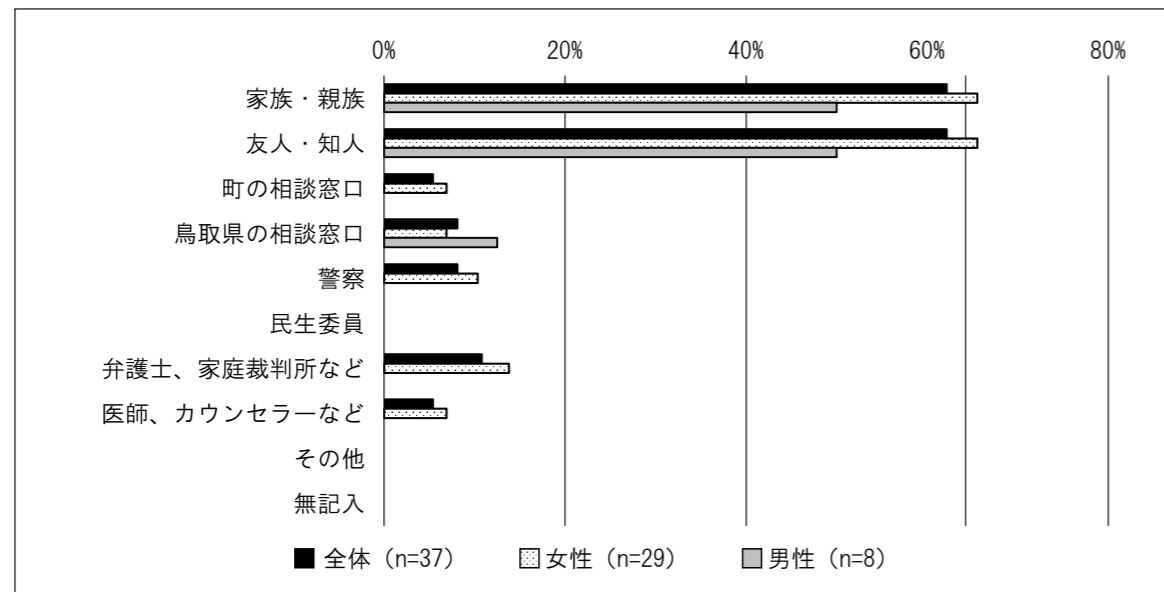
問25 問24で「12 何もされていない」以外を選択された方におたずねします。
あなたは、問24であげたような経験をしたことを誰かに相談したり、打ち明けたりしましたか。【あてはまる数字1つに○】

| | 相談した | 相談したかったが、相談しなかった | 相談しようとは思わなかった | 無記入 | 合計 |
|-----------|------|------------------|---------------|------|-------|
| 全体人数 | 37 | 9 | 42 | 19 | 107 |
| 全体 (%) | 34.6 | 8.4 | 39.3 | 17.8 | 100.0 |
| 前回 (%) | 29.1 | 1.8 | 58.2 | 10.9 | |
| 女性人数 | 29 | 6 | 27 | 11 | 73 |
| 女性 (%) | 39.7 | 8.2 | 37.0 | 15.1 | 100.0 |
| 前回 (%) | 40.5 | 2.7 | 56.8 | 0.0 | |
| 男性人数 | 8 | 3 | 15 | 7 | 33 |
| 男性 (%) | 24.2 | 9.1 | 45.5 | 21.2 | 100.0 |
| 前回 (%) | 5.6 | 0.0 | 61.1 | 33.3 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 30代 | 6 | 1 | 6 | 2 | 15 |
| 40代 | 7 | 1 | 8 | 1 | 17 |
| 50代 | 6 | 1 | 5 | 1 | 13 |
| 60代 | 4 | 1 | 6 | 4 | 15 |
| 70代 | 3 | 1 | 1 | 2 | 7 |
| 80歳以上 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 30代 | 3 | 0 | 3 | 2 | 8 |
| 40代 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 50代 | 3 | 1 | 2 | 0 | 6 |
| 60代 | 1 | 1 | 5 | 3 | 10 |
| 70代 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |



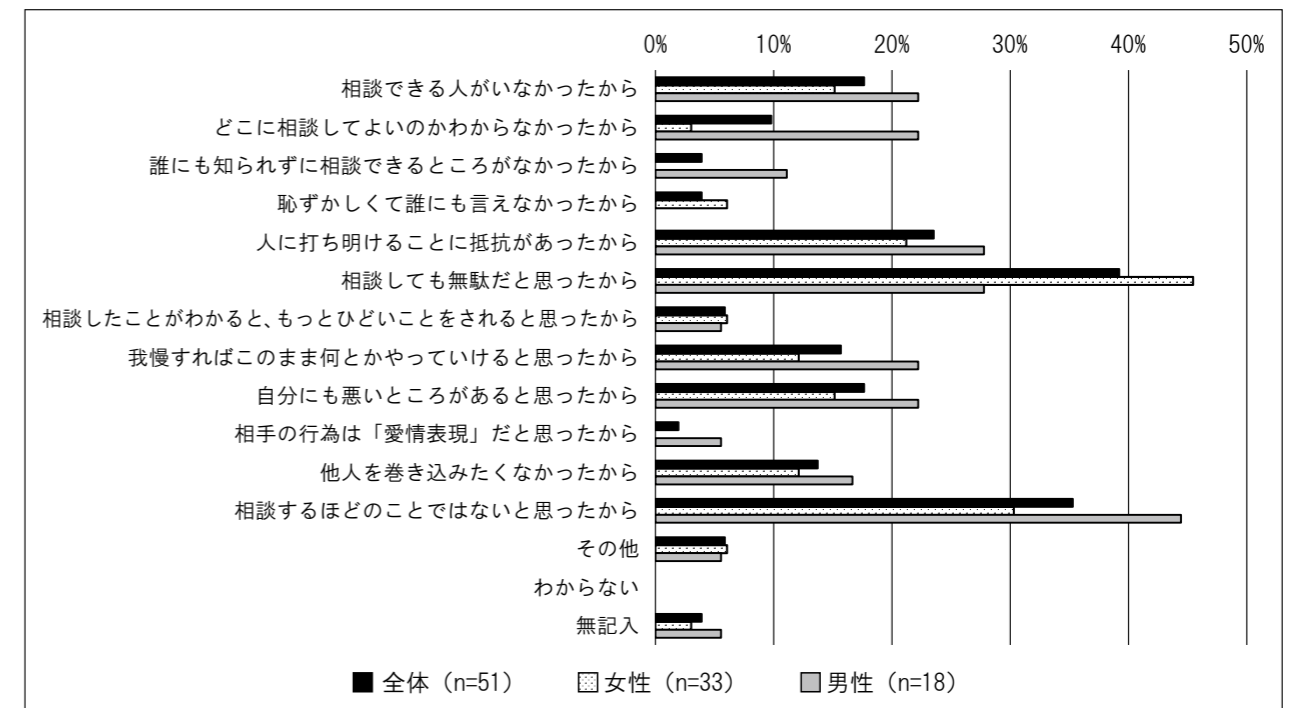
問26 問25で「1 相談した」を選択された方におたずねします。
あなたが相談した相手はどなたですか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 家族・親族 | 友人・知人 | 町の相談窓口 | 鳥取県の相談窓口 | 警察 | 民生委員 | 弁護士、 家庭裁判所など | 医師、 カウンセラーなど | その他 | 無記入 | n |
|-----------|-------|-------|--------|----------|------|------|-----------------|-----------------|-----|-----|----|
| 全体人数 | 23 | 23 | 2 | 3 | 3 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 37 |
| 全体 (%) | 62.2 | 62.2 | 5.4 | 8.1 | 8.1 | 0.0 | 10.8 | 5.4 | 0.0 | 0.0 | |
| 前回 (%) | 81.3 | 56.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 女性人数 | 19 | 19 | 2 | 2 | 3 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 29 |
| 女性 (%) | 65.5 | 65.5 | 6.9 | 6.9 | 10.3 | 0.0 | 13.8 | 6.9 | 0.0 | 0.0 | |
| 前回 (%) | 80.0 | 60.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 男性人数 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 男性 (%) | 50.0 | 50.0 | 0.0 | 12.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 前回 (%) | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 30代 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 40代 | 3 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 50代 | 6 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 60代 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 70代 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30代 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 40代 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 50代 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 60代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 70代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



問27 問25で「1 相談した」以外を選択された方におたずねします。
その理由は次のうちどれですか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 相談できる人が いなかったから | どこに相談してよいか わからなかったから | 誰にも知られずに相談 できるところがなかった から | 恥ずかしくて誰にも 言えなかったから | 人に打ち明けることに 抵抗があったから | 相談しても無駄だ と思ったから | 相談したことがわかると、 もっとひどいことをされ ると思ったから | 我慢すればこのまま何と かやっていけると 思ったから | 自分にも悪いところ があると思ったから | 相手の行為は「愛情表現」 だと思ったから | 相手を巻き込みたく なかったから | 相談するほどのことでは ないと思ったから | その他 | わからない | 無記入 | n |
|-----------|--------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------|--|----------------------------------|------------------------|-------------------------|---------------------|-------------------------|-----|-------|-----|----|
| 全体人数 | 9 | 5 | 2 | 2 | 12 | 20 | 3 | 8 | 9 | 1 | 7 | 18 | 3 | 0 | 2 | 51 |
| 全体 (%) | 17.6 | 9.8 | 3.9 | 3.9 | 23.5 | 39.2 | 5.9 | 15.7 | 17.6 | 2.0 | 13.7 | 35.3 | 5.9 | 0.0 | 3.9 | |
| 前回 (%) | 6.5 | 3.2 | 0.0 | 19.4 | 29.0 | 51.6 | 3.2 | 25.8 | 32.3 | 9.7 | 16.1 | 35.5 | 3.2 | 0.0 | 0.6 | |
| 女性人数 | 5 | 1 | 0 | 2 | 7 | 15 | 2 | 4 | 5 | 0 | 4 | 10 | 2 | 0 | 1 | 33 |
| 女性 (%) | 15.2 | 3.0 | 0.0 | 6.1 | 21.2 | 45.5 | 6.1 | 12.1 | 15.2 | 0.0 | 12.1 | 30.3 | 6.1 | 0.0 | 3.0 | |
| 前回 (%) | 9.5 | 4.8 | 0.0 | 23.8 | 38.1 | 61.9 | 4.8 | 33.3 | 28.6 | 0.0 | 14.3 | 38.1 | 4.8 | 0.0 | 0.5 | |
| 男性人数 | 4 | 4 | 2 | 0 | 5 | 5 | 1 | 4 | 4 | 1 | 3 | 8 | 1 | 0 | 1 | 18 |
| 男性 (%) | 22.2 | 22.2 | 11.1 | 0.0 | 27.8 | 27.8 | 5.6 | 22.2 | 22.2 | 5.6 | 16.7 | 44.4 | 5.6 | 0.0 | 5.6 | |
| 前回 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 10.0 | 30.0 | 0.0 | 10.0 | 40.0 | 30.0 | 20.0 | 30.0 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 30代 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 40代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 50代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 60代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 7 |
| 70代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 30代 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 40代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 50代 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 60代 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 6 |
| 70代 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |



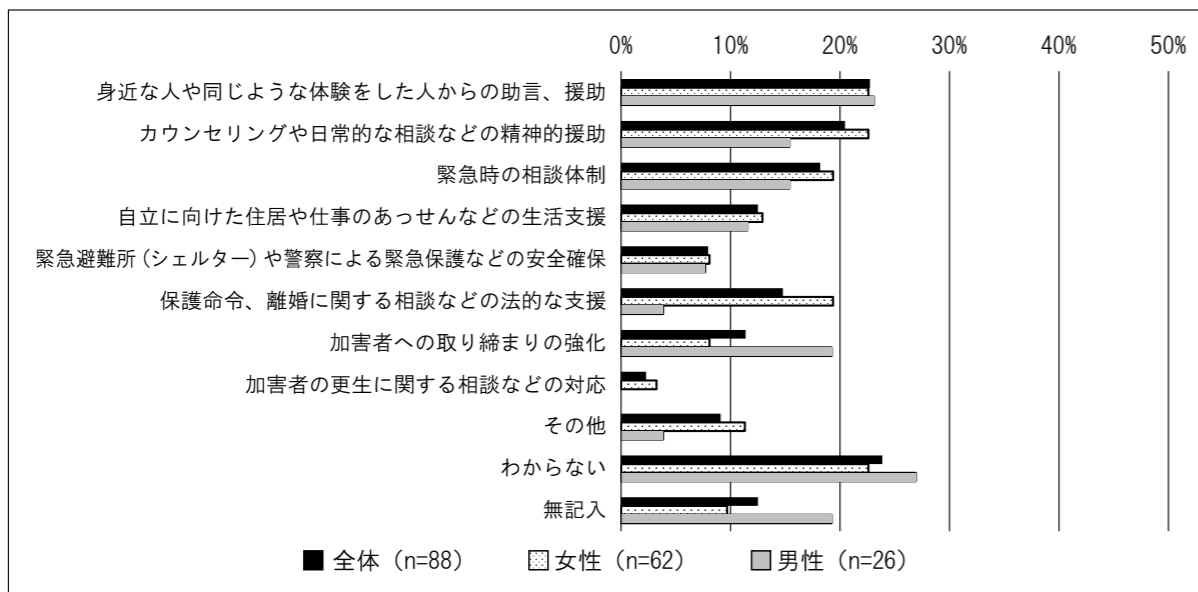
問27 「その他」意見
その人が持病があったから。
時間が経てば元に戻るから。
友人などに聞いてもらう。

アンケート
集計結果

問28 問26、問27に回答したすべての方におたずねします。

あなたは、そのときどのような助けがあればよいと思われましたか。
【あてはまる数字すべてに○】

| | 身近な人や同じような体験をした人からの助言、援助 | カウンセリングや日常的な相談などの精神的援助 | 緊急時の相談体制 | 自立に向けた住居や仕事のあっせんなどの生活支援 | 緊急避難所(シェルター)や警察による緊急保護などの安全確保 | 保護命令、離婚に関する相談などの法的な支援 | 加害者への取り締まりの強化 | 加害者の更生に関する相談などの対応 | その他 | わからない | 無記入 | n |
|-----------|--------------------------|------------------------|----------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------|-------------------|------|-------|------|----|
| 全体人数 | 20 | 18 | 16 | 11 | 7 | 13 | 10 | 2 | 8 | 21 | 11 | 88 |
| 全体 (%) | 22.7 | 20.5 | 18.2 | 12.5 | 8.0 | 14.8 | 11.4 | 2.3 | 9.1 | 23.9 | 12.5 | |
| 前回 (%) | 27.3 | 25.0 | 27.3 | 20.5 | 9.1 | 6.8 | 4.5 | 6.8 | 13.6 | 31.8 | 3.3 | |
| 女性人数 | 14 | 14 | 12 | 8 | 5 | 12 | 5 | 2 | 7 | 14 | 6 | 62 |
| 女性 (%) | 22.6 | 22.6 | 19.4 | 12.9 | 8.1 | 19.4 | 8.1 | 3.2 | 11.3 | 22.6 | 9.7 | |
| 前回 (%) | 30.3 | 30.3 | 33.3 | 24.2 | 12.1 | 9.1 | 6.1 | 9.1 | 15.2 | 24.2 | 2.2 | |
| 男性人数 | 6 | 4 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 0 | 1 | 7 | 5 | 26 |
| 男性 (%) | 23.1 | 15.4 | 15.4 | 11.5 | 7.7 | 3.8 | 19.2 | 0.0 | 3.8 | 26.9 | 19.2 | |
| 前回 (%) | 18.2 | 9.1 | 9.1 | 9.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 9.1 | 54.5 | 4.8 | |
| 女性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 30代 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 13 |
| 40代 | 6 | 5 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 16 |
| 50代 | 3 | 3 | 4 | 2 | 2 | 5 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 12 |
| 60代 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 3 | 11 |
| 70代 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 80歳以上 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 30代 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| 40代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 50代 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| 60代 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 7 | 7 |
| 70代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |



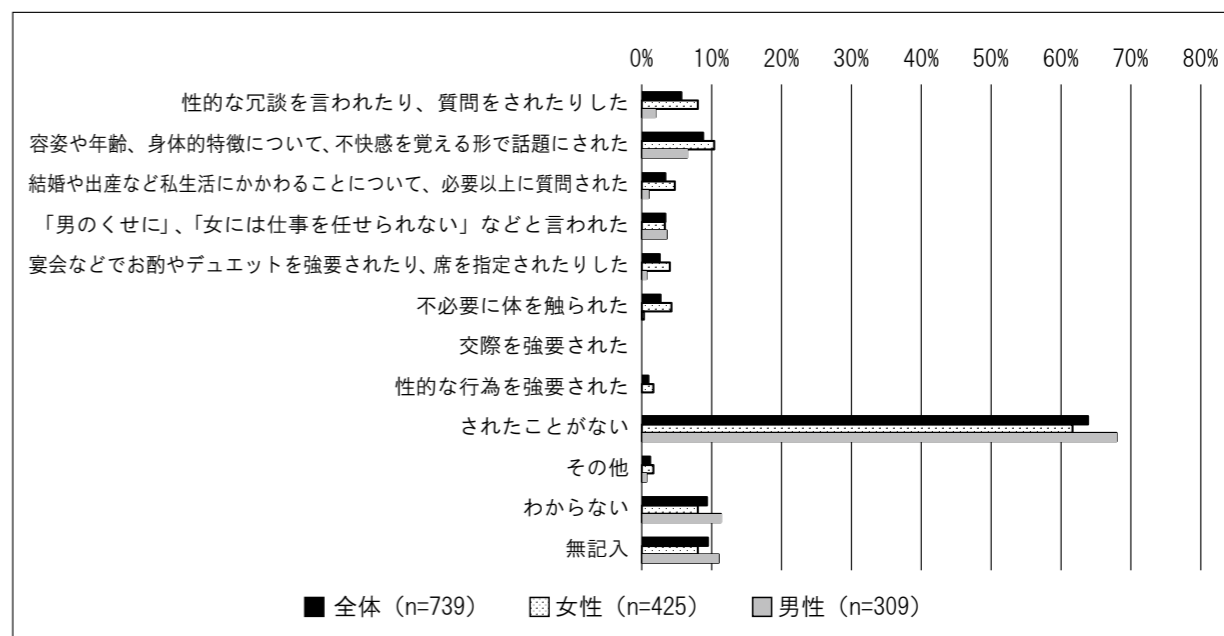
問28 「その他」意見

| |
|----------------------------|
| 特に必要ないと思う。 |
| 男性への教育の機会を増やす。 |
| お互いを思いやる心。 |
| その人の性格だと思うので特に支援は必要ないと思った。 |
| 現状では身近な人に相談して、何とかしのいでいる。 |

問29 セクシュアル・ハラスメントとは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題のひとつです。

あなたは、これまでに(過去5年程度)、次のようなことがありましたか。
【あてはまる数字すべてに○】

| | 性的な冗談を言われたり、質問をされたりした | 容姿や年齢、身体的特徴について、不快感を覚える形で話題にされた | 結婚や出産など私生活にかかわることについて、必要以上に質問された | 「男のくせに」、「女には仕事を任せられない」などと言われた | 宴会などでお酌やデュエットを強要されたり、席を指定されたりした | 不必要に体を触られた | 交際を強要された | 性的な行為を強要された | されたことがない | その他 | わからない | 無記入 | n |
|-----------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------|----------|-------------|----------|-----|-------|------|-----|
| 全体人数 | 42 | 65 | 25 | 25 | 19 | 20 | 0 | 7 | 472 | 9 | 69 | 70 | 739 |
| 全体 (%) | 5.7 | 8.8 | 3.4 | 3.4 | 2.6 | 2.7 | 0.0 | 0.9 | 63.9 | 1.2 | 9.3 | 9.5 | |
| 前回 (%) | 16.2 | 15.5 | 5.4 | 6.1 | 7.4 | 7.7 | 1.3 | 0.3 | 65.7 | 1.3 | - | 10.5 | |
| 女性人数 | 34 | 44 | 20 | 14 | 17 | 18 | 0 | 7 | 262 | 7 | 34 | 34 | 425 |
| 女性 (%) | 8.0 | 10.4 | 4.7 | 3.3 | 4.0 | 4.2 | 0.0 | 1.6 | 61.6 | 1.6 | 8.0 | 8.0 | |
| 前回 (%) | 22.8 | 18.7 | 6.4 | 5.8 | 11.1 | 11.7 | 2.3 | 0.6 | 56.1 | 0.6 | - | 8.1 | |
| 男性人数 | 6 | 20 | 3 | 11 | 2 | 1 | 0 | 0 | 210 | 2 | 35 | 34 | 309 |
| 男性 (%) | 1.9 | 6.5 | 1.0 | 3.6 | 0.6 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 68.0 | 0.6 | 11.3 | 11.0 | |
| 前回 (%) | 7.1 | 11.1 | 4.0 | 6.3 | 2.4 | 2.4 | 0.0 | 0.0 | 78.6 | 2.4 | - | 13.7 | |
| 女性 18・19歳 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1 | 1 | 12 |
| 20代 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 22 | 0 | 4 | 1 | 34 |
| 30代 | 9 | 13 | 9 | 5 | 6 | 5 | 0 | 3 | 31 | 1 | 4 | 2 | 62 |
| 40代 | 10 | 10 | 5 | 3 | 4 | 3 | 0 | 2 | 47 | 2 | 7 | 3 | 79 |
| 50代 | 6 | 7 | 2 | 3 | 4 | 4 | 0 | 1 | 48 | 2 | 7 | 5 | 80 |
| 60代 | 3 | 9 | 3 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 72 | 1 | 7 | 11 | 106 |
| 70代 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 1 | 2 | 8 | 37 |
| 80歳以上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 | 0 | 2 | 3 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 20代 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0 | 1 | 0 | 23 |
| 30代 | 2 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 20 | 0 | 6 | 4 | 42 |
| 40代 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 8 | 2 | 49 |
| 50代 | 2 | 6 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 | 0 | 6 | 4 | 59 |
| 60代 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 1 | 8 | 12 | 84 |
| 70代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 1 | 4 | 7 | 35 |
| 80歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 2 | 5 | 12 |

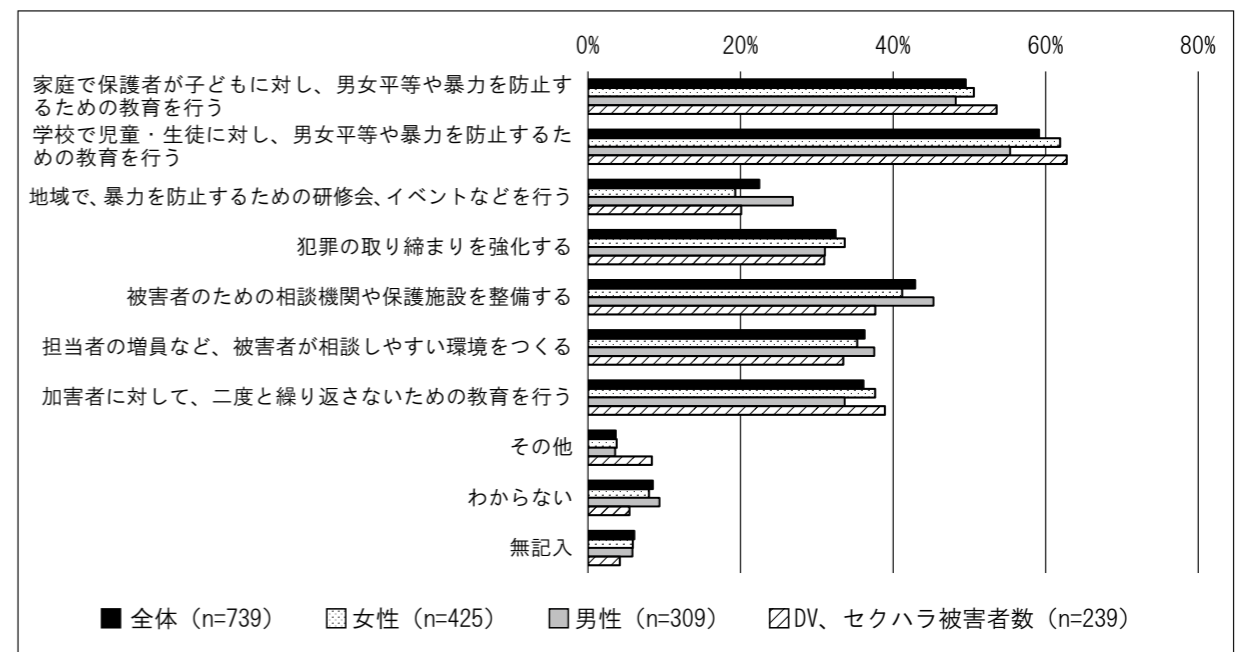


問29 「その他」意見

| |
|--|
| 子どもを生き育てることを繁殖中と例えられた。 |
| お茶出しを「女性の方がよい」と言われた。 |
| したことがない。 |
| セクハラなどどうでもよい。本人が強ければよい。パワハラやカスハラの方が遥かに問題ですネ。 |
| 5年以上前。 |
| 過去5年は老齢のため、なし。 |
| 結婚することを選択しないことに対する批判や、結婚したほうがよいという押し付け。 |
| ストーカーに、何十年も嫌がらせをされている。 |

問30 DV、セクシュアル・ハラスメントなどをなくすために何が重要だと思いますか。
【あてはまる数字すべてに○】

| | 家庭で保護者が子どもに対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う | 学校で児童・生徒に対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う | 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う | 犯罪の取り締まりを強化する | 被害者のための相談機関や保護施設を整備する | 担当者の増員など、被害者が相談しやすい環境をつくる | 加害者に対して、二度と繰り返さないための教育を行う | その他 | わからない | 無記入 | n |
|----------------|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 全体人数 | 366 | 437 | 166 | 240 | 317 | 268 | 267 | 27 | 63 | 45 | 739 |
| 全体 (%) | 49.5 | 59.1 | 22.5 | 32.5 | 42.9 | 36.3 | 36.1 | 3.7 | 8.5 | 6.1 | |
| 前回 (%) | 51.1 | 61.6 | 21.5 | 31.9 | 46.3 | 36.2 | 35.5 | 3.9 | 8.1 | 7.5 | |
| 女性人数 | 215 | 263 | 82 | 143 | 175 | 150 | 160 | 16 | 34 | 25 | 425 |
| 女性 (%) | 50.6 | 61.9 | 19.3 | 33.6 | 41.2 | 35.3 | 37.6 | 3.8 | 8.0 | 5.9 | |
| 前回 (%) | 52.3 | 62.6 | 20.1 | 32.2 | 50.6 | 35.1 | 34.5 | 3.4 | 5.7 | 6.5 | |
| 男性人数 | 149 | 171 | 83 | 96 | 140 | 116 | 104 | 11 | 29 | 18 | 309 |
| 男性 (%) | 48.2 | 55.3 | 26.9 | 31.1 | 45.3 | 37.5 | 33.7 | 3.6 | 9.4 | 5.8 | |
| 前回 (%) | 49.6 | 60.2 | 23.3 | 31.6 | 40.6 | 37.6 | 36.8 | 4.5 | 11.3 | 8.9 | |
| DV、セクハラ被害者数 | 128 | 150 | 48 | 74 | 90 | 80 | 93 | 20 | 13 | 10 | 239 |
| DV、セクハラ被害者 (%) | 53.6 | 62.8 | 20.1 | 31.0 | 37.7 | 33.5 | 38.9 | 8.4 | 5.4 | 4.2 | |
| 前回 (%) | 50.8 | 62.1 | 20.5 | 0.0 | 37.9 | 30.3 | 33.3 | 3.8 | 6.8 | 4.3 | |
| 女性 18・19歳 | 5 | 7 | 1 | 8 | 4 | 5 | 4 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 20代 | 18 | 23 | 6 | 19 | 13 | 15 | 14 | 0 | 3 | 0 | 34 |
| 30代 | 36 | 40 | 14 | 29 | 28 | 21 | 29 | 4 | 6 | 0 | 62 |
| 40代 | 35 | 49 | 10 | 28 | 24 | 21 | 26 | 3 | 10 | 2 | 79 |
| 50代 | 41 | 51 | 20 | 22 | 37 | 27 | 31 | 3 | 4 | 4 | 80 |
| 60代 | 53 | 63 | 23 | 26 | 53 | 45 | 39 | 6 | 6 | 9 | 106 |
| 70代 | 21 | 23 | 6 | 5 | 12 | 13 | 11 | 0 | 1 | 8 | 37 |
| 80歳以上 | 6 | 7 | 2 | 6 | 4 | 3 | 6 | 0 | 4 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 3 | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 20代 | 9 | 12 | 4 | 14 | 13 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 30代 | 15 | 19 | 8 | 21 | 17 | 14 | 19 | 5 | 4 | 3 | 42 |
| 40代 | 23 | 28 | 13 | 16 | 25 | 23 | 20 | 1 | 2 | 1 | 49 |
| 50代 | 29 | 30 | 15 | 17 | 26 | 24 | 20 | 1 | 8 | 2 | 59 |
| 60代 | 45 | 51 | 24 | 19 | 41 | 28 | 23 | 4 | 6 | 5 | 84 |
| 70代 | 18 | 20 | 13 | 5 | 16 | 13 | 9 | 0 | 6 | 4 | 35 |
| 80歳以上 | 7 | 7 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 12 |



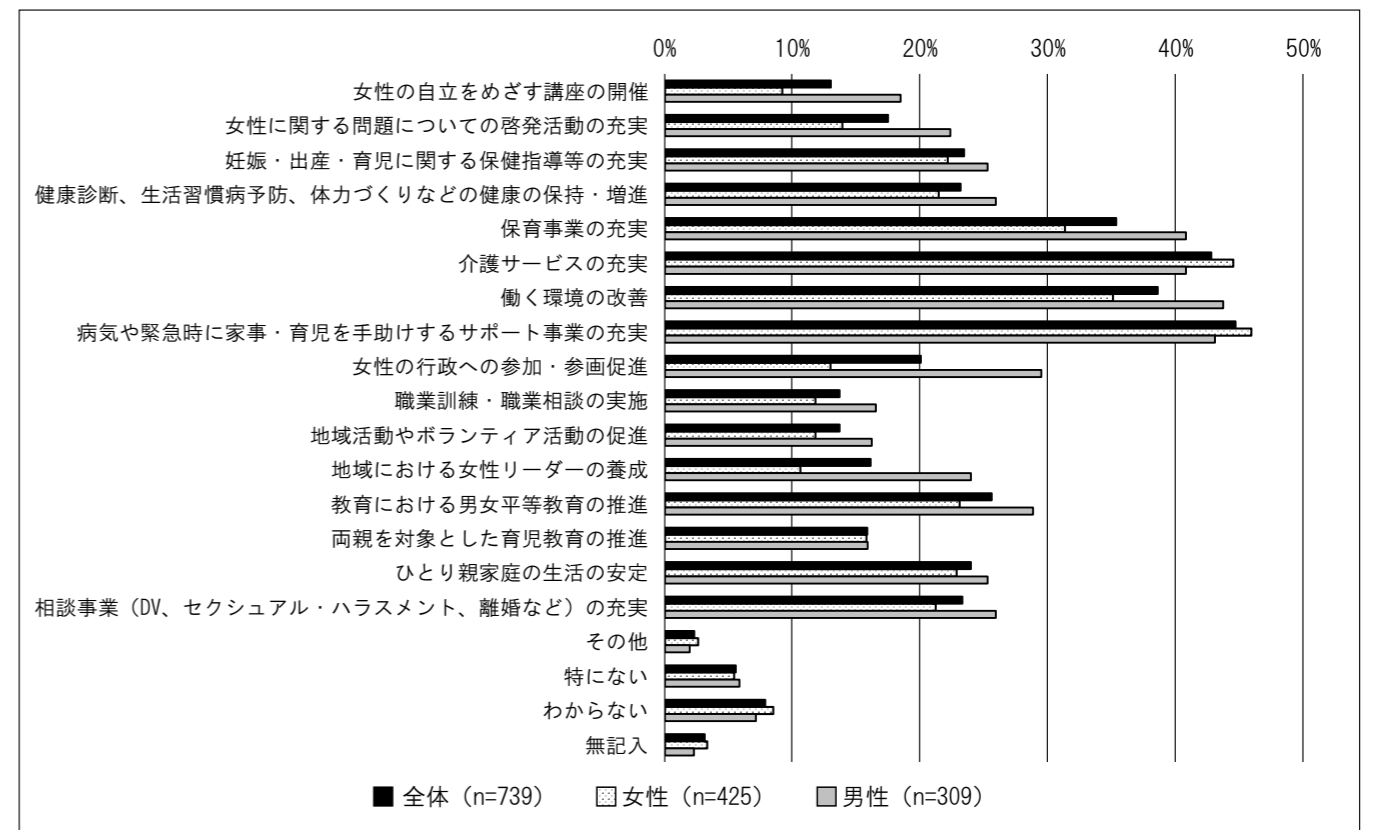
問30 「その他」意見

| |
|--|
| 各コミュニティで適切に処罰されるべき。ひどいものは法で裁かれるべき。 |
| ハラスメントは相互間の信頼関係でその有無が決定する。信頼関係の構築方法について教育する。 |
| 職場で研修。 |
| 町報等を活用して、DV・セクハラ等の事例を定期的に周知する。 |
| 企業での教育、研修（特に年齢が上の世代に対して）。 |
| ストーカーなど、加害者の行動がエスカレートする場合は、強制的に加害者を隔離する。 |
| 罰則を厳しくする。場合によっては親の同意なく子ども保護する権限を見相と警察に持たせる。通報窓口の周知。 |
| 被害者のための心のケアをする体制を作る。 |
| 自分の命を守るために、DVとは何か、セクシュアル・ハラスメントは何か等、子どもに教育することで、善悪が理解できれば改善するのではないかな？ 家庭の愛情。 |
| 加害者に地域のコミュニティに参加させる。 |
| 他県に逃げたり等引っ越し費用の助成をする。 |
| 小さい時から、自分の体のプライベートゾーンの大切さの教育、性教育、同意なしの性的行為を強要してはいけないことや妊娠の仕組み（過程）を学ぶことができるようにする。 |
| 看護師・保健師などの専門家の指導により、保育所の年長？～中学生まで性教育を行う。正しい知識（身体の機能なども含め）を教育する。昔のような男女別での教育では、正しい知識を得ることはできない。 |
| 冗談半分で言っている、やっている人に重要さを意識させる。 |
| セクハラだと認識していない中年男性に意識を高める機会を増やす。無意識なセクハラ発言をするのは上司の男性など、言いづらい立場の人が多いため。 |
| 加害者に対して、二度と繰り返さないための教育を行うことが最も重要だと思います。いじめと同じ。100%加害者が悪い。 |
| 被害者が被害に遭っていることを認知・不快に思っているという認識は、間違っていないと教える。 |
| これらは重大な犯罪であるという事を知らしめる。なかった事にはさせない。しない。 |
| 厳しく罰せられる法律をつくる。 |
| 道徳の大切さを教える。 |
| 子供は教育かもしれないけど、大人の場合は教育ではなく心の病気としてカウンセリングが必要だと思う！！ |
| 円満な人間関係を築ける人格教育が必要では。 |
| 加害者にGPSを取り付けて被害者が位置情報を確認できるようにしてほしい。 |
| 目安箱を設置し、改善に努める。 |
| 法をもっと厳罰化（日本はゆるすぎる）、すぐに釈放されて同じ事をしている。 |
| 当事者は全くわかっていないので、そこが問題である。管理者などの研修をすすめるべき。 |

今後の課題と取り組みについての質問です

問31 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

| | 女性の自立をめざす講座の開催 | 女性に関する問題についての啓発活動の充実 | 妊娠・出産・育児に関する保健指導等の充実 | 健康診断、生活習慣病予防、体力づくりなどの健康の保持・増進 | 保育事業の充実 | 介護サービスの充実 | 働く環境の改善 | 病気や緊急時に家事・育児を手助けするサポート事業の充実 | 女性の行政への参加・参画促進 | 職業訓練・職業相談の実施 | 地域活動やボランティア活動の促進 | 地域における女性リーダーの養成 | 教育における男女平等教育の推進 | 両親を対象とした育児教育の推進 | ひとり親家庭の生活の安定 | 相談事業（DV、セクシュアル・ハラスメント、離婚など）の充実 | その他 | 特にない | わからない | 無記入 | n |
|-----------|----------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|---------|-----------|---------|-----------------------------|----------------|--------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|--------------------------------|-----|------|-------|-----|-----|
| 全体人数 | 96 | 129 | 173 | 171 | 261 | 316 | 285 | 330 | 148 | 101 | 101 | 119 | 189 | 117 | 177 | 172 | 17 | 41 | 58 | 23 | 739 |
| 全体 (%) | 13.0 | 17.5 | 23.4 | 23.1 | 35.3 | 42.8 | 38.6 | 44.7 | 20.0 | 13.7 | 13.7 | 16.1 | 25.6 | 15.8 | 24.0 | 23.3 | 2.3 | 5.5 | 7.8 | 3.1 | |
| 前回 (%) | 15.3 | 20.4 | 22.4 | 21.1 | 32.3 | - | 50.5 | 47.9 | 25.2 | 17.9 | 17.6 | 19.5 | 30.4 | 19.2 | 28.1 | 29.1 | 3.2 | 6.4 | 6.7 | 5.7 | |
| 女性人数 | 39 | 59 | 94 | 91 | 133 | 189 | 149 | 195 | 55 | 50 | 50 | 45 | 98 | 67 | 97 | 90 | 11 | 23 | 36 | 14 | 425 |
| 女性 (%) | 9.2 | 13.9 | 22.1 | 21.4 | 31.3 | 44.5 | 35.1 | 45.9 | 12.9 | 11.8 | 11.8 | 10.6 | 23.1 | 15.8 | 22.8 | 21.2 | 2.6 | 5.4 | 8.5 | 3.3 | |
| 前回 (%) | 10.1 | 15.2 | 21.3 | 23.0 | 28.7 | - | 51.1 | 52.8 | 19.7 | 19.1 | 15.2 | 14.0 | 28.7 | 18.5 | 28.1 | 30.9 | 2.8 | 6.2 | 7.3 | 4.3 | |
| 男性人数 | 57 | 69 | 78 | 80 | 126 | 126 | 135 | 133 | 91 | 51 | 50 | 74 | 89 | 49 | 78 | 80 | 6 | 18 | 22 | 7 | 309 |
| 男性 (%) | 18.4 | 22.3 | 25.2 | 25.9 | 40.8 | 40.8 | 43.7 | 43.0 | 29.4 | 16.5 | 16.2 | 23.9 | 28.8 | 15.9 | 25.2 | 25.9 | 1.9 | 5.8 | 7.1 | 2.3 | |
| 前回 (%) | 22.2 | 27.4 | 23.7 | 18.5 | 37.0 | - | 49.6 | 41.5 | 32.6 | 16.3 | 20.7 | 26.7 | 32.6 | 20.0 | 28.1 | 26.7 | 3.7 | 6.7 | 5.9 | 7.5 | |
| 女性 18・19歳 | 1 | 1 | 7 | 4 | 5 | 6 | 4 | 4 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 12 |
| 20代 | 3 | 5 | 12 | 12 | 12 | 14 | 17 | 17 | 5 | 8 | 6 | 3 | 10 | 9 | 10 | 6 | 0 | 0 | 4 | 0 | 34 |
| 30代 | 4 | 6 | 23 | 14 | 34 | 22 | 29 | 27 | 6 | 8 | 7 | 5 | 14 | 11 | 18 | 12 | 0 | 3 | 6 | 1 | 62 |
| 40代 | 8 | 8 | 17 | 13 | 17 | 28 | 20 | 41 | 5 | 7 | 6 | 8 | 13 | 14 | 13 | 12 | 2 | 6 | 9 | 2 | 79 |
| 50代 | 7 | 11 | 8 | 15 | 23 | 44 | 28 | 32 | 10 | 8 | 8 | 7 | 18 | 12 | 15 | 17 | 4 | 5 | 1 | 1 | 80 |
| 60代 | 12 | 23 | 21 | 17 | 31 | 53 | 37 | 51 | 18 | 15 | 15 | 15 | 33 | 18 | 25 | 33 | 3 | 4 | 10 | 5 | 106 |
| 70代 | 4 | 2 | 4 | 10 | 9 | 17 | 11 | 17 | 6 | 3 | 4 | 2 | 4 | 1 | 9 | 5 | 1 | 3 | 3 | 3 | 37 |
| 80歳以上 | 0 | 3 | 2 | 6 | 2 | 5 | 3 | 6 | 3 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 15 |
| 男性 18・19歳 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 5 |
| 20代 | 4 | 4 | 5 | 7 | 8 | 6 | 8 | 6 | 5 | 7 | 4 | 2 | 8 | 6 | 5 | 7 | 0 | 1 | 3 | 0 | 23 |
| 30代 | 8 | 7 | 13 | 13 | 23 | 12 | 24 | 22 | 9 | 10 | 4 | 5 | 11 | 6 | 8 | 11 | 1 | 3 | 3 | 1 | 42 |
| 40代 | 8 | 7 | 12 | 5 | 21 | 16 | 24 | 22 | 17 | 7 | 4 | 9 | 11 | 5 | 13 | 18 | 1 | 3 | 1 | 1 | 49 |
| 50代 | 11 | 17 | 16 | 14 | 25 | 27 | 27 | 26 | 16 | 13 | 12 | 17 | 18 | 10 | 20 | 14 | 2 | 4 | 3 | 0 | 59 |
| 60代 | 14 | 21 | 18 | 23 | 33 | 38 | 31 | 33 | 24 | 10 | 14 | 22 | 24 | 14 | 19 | 20 | 2 | 3 | 5 | 2 | 84 |
| 70代 | 10 | 8 | 9 | 13 | 11 | 18 | 15 | 16 | 15 | 4 | 9 | 15 | 13 | 6 | 9 | 7 | 0 | 3 | 3 | 2 | 35 |
| 80歳以上 | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 6 | 5 | 5 | 3 | 0 | 2 | 3 | 3 | 1 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 | 1 | 12 |



問31 「その他」意見

| |
|---|
| 子どもに対しての補助金の導入。子どもの経験に使えるなら、お金でなくてもチケットなどでもいい。 |
| 男性向けの講習。 |
| 認識が変わらなければ負担は変わらない。 |
| 相談事業は迅速に被害者を救助するところまでをセットにする。 |
| こちらに書かれている事は何となく、身近に感じません。 |
| 病気や緊急時だけでなく、家事・育児を手助けするサポート事業が充実していれば母親の負担が軽減されるのではないかと、母親が元気であることが家庭円満につながるのでは？（精神的・経済的に安定して）。 |
| 男性の料理教室（料理ができない男性がいる）。 |
| 小中学校での教育を充実させる。 |
| 地域で子育てをする風土の復活。 |
| 小児科医等（病院）の数を増やす。 |
| DV、育児困難等のサポートを行う人の育成。 |
| 家庭、地域における男女平等意識。 |
| 介護サービスの充実。相談したくてもなかなか相談できない人もたくさんいるはず。 |
| 男性に男女共同参画社会を実現するための研修を実施し、男女共同参画が推進されるよう意識改革を推進する。 |
| 田舎特有の環境が根付いていて、住みやすいよう住みにくいように思うので、そのあたりを考えてもらい働きやすい環境を作ってもらいたい。 |
| 男性への教育の推進。 |

◎最後に、町の男女共同参画施策について、ご意見ご要望がありましたらご自由にお書きください。

| |
|--|
| なかなか難しい問題です。個々によく考えていくしかないのではないのでしょうか。 |
| 町内の中で、男性が育休をとられた経験談とかを話してもらおうなどして、男性が育休をとって、どんなに子育てに役に立ったかを啓発してほしい。 まずは八頭町からでも、せめて産後休暇を1ヶ月でも男性も同時にとることをどんどん奨励して休暇をとることを当たり前にしてほしい。その間の給料を補償するとかして、赤ちゃんを育てることがどんなに大変なことか、男性にも感じてほしい。 女性が色々実際問題困っていること等をフリーで言える場がもっとあれば、いいのかも。 |
| 私自身は母子家庭世帯で働きながら子育てをしています。職場は男女平等でやる気と能力があれば昇級もでき、育児・介護に理解あり。また八頭町は子どもに関する制度も充実しており特に、困ることなく生活できています。しかしながら、世の中には男女差別で悩んでいたりと、金銭的に厳しい家庭の方、困っているが声を上げられない、制度を知らずに活用できていない方もいらっしゃると思います。そういった方が適切な支援が受けられるように環境を整備し、八頭町をより良い町にしたいだけだと思います。 |
| 男女共同とあるが、女性の社会参加を推進し始めて、明らかに人口の減少が見られている。これは人口統計と時代背景を照らし合わせれば分かることであり、仕事を持つことで、女性が男性を頼らなくても生きていけるようになり、結果、結婚しなくてもよくなった背景がある。女性の社会進出や人権尊重は、当然されるべき事柄であり、素晴らしい事だが、それによって人口減少や高齢化、生産性の低下により、日本自体の衰退が目に見えている以上、地方自治体の生き残り方法を考えてもらいたい。男女共同参画施策でどこまで出来るか分からないが、出生率向上と都市部への若年者流出防止、結婚施策、子どもの教育に対する出資などを期待する。 |
| 書店やコンビニに不適切な本を置くのを止めてほしい。家庭が変わらなければ地域も変わらない。まず男性の意識が変わらなければ何も進まない。家事・育児・介護などを女性に丸投げしている状態で、さらに女性が地域やPTAのトップに就くことは、男女共同参画ではないと思う。 |
| 田舎の地域コミュニティは、依然として男性が役割を果たしています。少子化で人材が少なくなる中、区長をはじめ各種役員はほとんど男性です。でも、班長会などで出席されるのは、女性が多く無責任な質問に笑ってしまうことが多々あります。もっと、地域の問題を理解して協力できるように、女性にも役員をしていただきたいのですが実際は難しいのが現状です。私の偏見かもしれませんが、最近の男性はゴミ出し、買い物、掃除、洗濯、草刈、水路掃除など、以前は女性がやっていたことをほとんど、こなされている方が多いようです。若い女性に関しても同様で、外見を綺麗に見せることに熱心で、個人的に魅力がない女性が多くなっているように感じます。（当然、そんな男性や女性ばかりではありませんが、年齢のせいもあってしまうことが多々あります。） |

| |
|--|
| アンケートの設問に疑問に思う内容が多くあった。男女の性別差を問題にする以前に個人が尊重されることが大切だと思う。女性でも男性でも経済的に自立している人もいれば、女性でも男性でも家事が好きな人もいる。問14の子育てについての設問は何について聞かれているのかよくわからなかった。仕事をすることも家事をすることも、個人の志向や選択の自由だと思うし、それを尊重できるような子どもに育てたいと思う。 固定的な性別役割分担意識の存在や男女差別につながる偏った考え方は、教育で変えていくしかないと思う。 |
| 働く世代への支援には力を入れたほうが良いと思います。 システムエンジニア、プログラマー、UI/UXデザイナー、WEBデザイナーなど、IT業界で活躍できる人材育成の機会を作るなど給料面を考えてもこういった職業に興味を持つ女性は多いかと思っています。 また、企業側もこういった人が働きたいと思うような職場改善、待遇改善などをしたほうが良いかと思っています。 |
| 男女共同参画は、本当の意味での男女平等。施策で女性何割とかという考え方はやめてほしい。女性で能力がなくても役職に就く。これが本当に平等なのか疑問。 |
| 引き続き、家庭支援と地域社会の意識改革の推進をお願いします。 |
| この度のアンケートありがとうございました。私は、高齢のため現在のいろんな言葉もわかりにくくて、思うようにできませんでした。どうぞ、これから先、男女がともに輝くまちづくりを目指してくださいませ。 |
| 農業林業など地域特有の産業における男女共同参画の政策の立案。 少子高齢化の進む地域における子育て支援と就業支援に関する施策。 男女共同参画センターの活動について、効果の測定と検証を行ってほしいと思います。 |
| 「男女共同参画」という言葉を使い、何かと男女平等で女性の地位向上を主張する団体がいらっしゃるように思います。確かに過去の歴史をみると、女性だからといって理不尽な扱いを受けていた事例があることは事実です。しかし、女性だからやらなくてよいという風潮で、男性から見ると女性が優遇されると感じる場合もありますが、そこに関しては改革を主張されませんが、そのような主張は誰もしていません。どうしても性別によるできる、できないが存在するため、何もかもを男女平等な社会にすることは実質不可能だと思います。個人が認知する性別を尊重し、社会全体が求めている役割をそれぞれが担い、補い合える形になることが求められると思います。 |
| 日本人女性はあまりにも控えめで色々な事に消極的なところがある。最近少し良くなったとは思いますがまだまだ積極的に行動をしていないと思う。 ただ、男女の体力的な部分等、最初から違うというのも事実として受け止めていかなければいけない。なのでお互いに理解し合い、そしてできる事を互いに考え協力し合う世の中になればいい。 |
| 国が男女共同参画を推進しているので、八頭町もしているだろうが、最近、中小企業でも男女の給料差はないし、男女格差は感じません。パートなら女性優先採用したり、トイレ掃除がある同じ仕事でも力仕事が多いほうに男性に回って貰ったり、そんなに男性が優遇されているとは思わない。 すでに活躍したい女性は、公務員でもキャリアになったり、上場企業でも社長や役員になったり、活躍している。 最近、女性を幹部や社長や大臣にしたほうが良いという風潮になっているが、人数は男のほうが多いので能力で決めるべきだ。 活躍する女性はすでに活躍しているし、活躍したくない女性の人権も守るべき。子どもを産めよ、社会奉仕作業せよ、働けよ、って言うのは、女性を酷使する鬼のような政策に感じる。八頭は婦人会や町内会が強制なので、若い女性が、嫁に来ない。市内にマンションや家を建てる。若い女性が忙しくすると少子化になると思う。 |
| ”イケメン”はいいけど”イクメン”という単語がイヤだ。母はして当たり前なのに？父がしたら、褒められる？おかしいでしょ・・・。 |
| このような内容でアンケートが行われていることをもっと周知するべきと思う。 鳥取県は女性職員の管理職登用など男女共同参画には積極的先進的とのこと。八頭町の現状がどうなっているか知りたい。 |
| 子どもの発熱などで急にお迎えに行かなければならない時など、職場の他の職員に仕事のしわ寄せがいくことが問題となるので、その分の手当てなどがあると良いなと思った。子どもや親が病気の時、子どもの世話を頼めるサービスがあると助かります。 |
| 社会活動に女性が参加できても、家庭での負担が同じなら、より苦しいだけ。何でも平等が正しいかということ、そうは言いきれない部分もあり女性と男性の良いところも持ちつつ男女共同参画であればいいと思う。 |
| 女性自体がリーダー的地位に就く事を避けている。もっと女性が積極的になるべき。村役等全て避けている現状が大きい。 |

| |
|--|
| 八頭町の男女共同参画の状態について、具体的な問題点が見えているのか。また、具体的な目標は見えているのか。それを明確にしないと迷走して、お金と時間を浪費することになると思う。 |
| 町内において三世同居を解消する施策を推進する。これをしない限り人口減少は止まらないし、男女共同参画は無理。 |
| 男性（父親）が家事・育児をがんばっているとイクメンと褒められるが、女性（母親）が同じことをしても当然のこととして扱われる。子どもの頃からみんなで協力して子育てをする（母親だけががんばらなくていい）意識づくりを学校教育や家庭教育、社会全体で作っていったら母親の育児負担が少しでも減るのではと感じています。男性だから、女性だから「～すべき」という固定的な役割にとらわれず、一人ひとりの能力や意思が尊重される社会になると誰もが生きやすくなると思います。 |
| 国の長、代議士、自治体の長などに、しっかりと男女共同参画施策について、自覚をもってほしい。まず、国の制度を改革しなければならないと思います。 |
| 自分の能力を活かしたり伸ばしたりしたいと思っても、家族のこと＝女性がメインで行うという考えが当たり前になっていて、男性のように自由に時間が使えない。男性は何でも決定権があり自分で決めて動いていいなとも思う。（夫婦の場合）妻は「～していいか?」「この日は大丈夫か?」など夫の確認や許可があるのに、夫は妻の都合に関係なく予定が決められる。それは女性が家庭の事をしているから。（我が家の場合ですが、こういう話をよく聞きます。）女性（男性）なのだからという考えがなくなるといいと思います。 |
| 私は基本的には男と女は身体も心も全く違う「生き物」だと思っています。どんなに努力しても男性には出産できないし、母性と父性は違います。何もかも「平等」でひとくくりにしてしまう社会はおかしいと思います。体力的に無理なことは男性に任せて（甘えて）女性ができることだけやって仕事の分担をすればいいのではないのでしょうか。 |
| 充実、改善、促進とかはわかるのですが、実際は何をどうされたいのかの事柄が上から目線に感じます。声を上げる場をもう少し考えられては。 |
| 町の組織でも副町長は女性を参画するべきでは（町長でもよいですがまずは副町長）。 |
| 施設に行って研修を受けるのはハードルが高かったり、時間が取りづらかったりという点があると思います。正直、めんどうという意見もあったり。（人によっては）それぞれのスマホなどで気軽に、短時間で見れる啓発、教育の動画を発信する。若い世代は以前に比べたらそれぞれがYouTubeやTikTokなどで男女共同参画的な内容の価値観の教養は自然と得られている気がします。 |
| 設問に恣意的なものを感じたため、途中で回答をやめました。 |
| 男女共同参画も大事だが、男女という理念を取り除いて個人個人の考え方で、できることを尊重するという新しい考え方も取り入れたほうがよいと思う。町や役所などは新しいことを自分たちで考えてやることはあまりしないと思うので、国や県に言われたことをそのままやるだけの印象なので期待はしていない。 |
| 地域の役員など男性がやって当たり前ようになっており、逆に男性は大変だなと思ったりする。女性だから楽という部分もなくはない。子どもや孫には、女の子でも自立してほしいと思う。男でも女でも強く、優しく、しなやかに生きてほしい。 |
| 八頭町の男女共同参画施策について理解していません。今まで一生懸命働いていて情報をあまり収集していないのが現状です。すみません。 |
| 若い世代の意見をきいて子育て世代の人々が住み続けたいと思える八頭町にしてください。 |
| 男性の意見優先的な議会運営の改善。町長の判断で決定する行政方針の改善。たらいまわしに担当し、部署の職員の無責任。 |
| 以前も別のアンケートに答えたことがあります。このアンケートが役に立っているのなら嬉しいですが、形式だけのものであればやめてほしいです。以前、意見した事が全く反映されていないように思います。 |
| いずれ変わっていくことと思われるが、固有の性のメリットや必要性。社会的に変えられない現状では無理をしないほうが良い。半世紀以上かけていくようなテーマであると思う。八頭町男女共同参画センターの活動内容、活動実績等が、よくわからない。（お世話になっていると思います） |
| 八頭町発展のためありがとうございます。今後とも、より一層八頭町のため宜しく申し上げます。老いた私には何もできませんが、子ども、孫の時代が良き時になりますように！！ |

| |
|--|
| 職場で男性の育児休業を取得している社員に対して、社長や総務などから陰であてにならない、信用できないなどの声が聞こえる。そんな中、本当に育児休業を取得していいの不安がある人がいる。職場の教育、経営者の教育がかなり必要。男性の育児休業はまだまだ大きな壁がある。 |
| 男女共同参画社会の推進で併せて考えられなければならないのは子ども達の問題です。将来を担う子ども達の心が満たされ、大切にされている事が実感できてこそその皆にとっての住みやすい社会だと考えています。そのためには大きな問題と矛盾も感じています。 |
| 様々な講座や研修を計画し取り組んでおられると感じます。男女共同参画に限ったことではありませんが、参加者に偏りがあり、いつも同じような方々で、広がりが無いと思います。役員（団体）も同様。誰が役を受けてもできるような、行政のサポートや各種団体の会員の支え合いが必要ではないかと思っています。1人の100歩より100人の1歩。せめて50人の1歩くらい進むとよいのかな・・・と感じています。 |
| 八頭郡の自然を活用した共同参画の取り組み。農地、山村を利用した産業をもっと増やし、老若男女を参加させるような企画ができないでしょうか。（介護サービスの車ばかり走っているのが目立ちます。） |
| 毎年の村の総会等、各戸から1人出ることになると（なっているらしい）、ほとんど男性が出られます。可能ならば（子どもがまだ小さい等は仕方ありませんが）、2人ずつ（できれば男性でも女性でも）出ることを推奨してはどうだろうかと思っています。書類は1戸1部で良い。わりあい、地域の事が出てないと分からないので。 |
| 「かがやき」が男女・年齢を問わず、誰でも自由に出入りでき、居場所となる施設になればと思います。敷居が高く、静か過ぎ気軽に立ち入ることが出来ない雰囲気を感じています。 |
| 身体的に妊娠・出産はできないため、休養が必要になる。この時期に仕事ができなくなりすべて女性が負担する。核家族で孤独に休む間もなく育児をし、夫は今の時代一馬力で生活できるほどの収入がない。これでどの部分で共同参画のことを考えられるのか。子どもを持つことでここまで生きていくことが苦しくなるとは思わなかった。 |
| 女性は弱い、地位が低いなんて時代ではない。男性でも女性でも本人しだいではないか。自身が働く会社でも管理職はすべて男性。それはただ単に管理職になりたい、もしくはその実力のある女性がいらないだけ。 |
| このアンケートもそうですが、「女性が」「女性の」「女性に」と、「女性」を強調することに違和感をもつようになった。 |
| この施策は町単位で取り組むより国レベルの啓発が大切だと思う。町単位では最小限の事業にしてほしい。当て職が参加するだけの講演会やイベントは結局、男女共同参画推進に関係しないことが多いのでしてほしい。 |
| 八頭町の中学生の制服のポスターに、男子のスカート姿がなかったのが残念でした。 |
| 八頭町の人口が増えないと、若者が何をしてもなかなか進まないのでは。 |
| 三世同居家庭の祖父母世代への意識啓発。 |
| 法律が変わっても、人の意識が変わらないと何の意味もない。自分は配偶者が「前例がない」「忙しいから休みづらい」と仕事を休めなかったことで、新婚旅行に行けず、育児休暇も取れなかったことで産後とても辛かった。子どもを育てる負担が大きすぎてきょうだいは作らないと決めた。 |
| 弱い立場の女性への手助けは重要です。色々な制度もあり、離婚しても生活可能な社会になりつつあると実感します。その反面、都合の良いようになっていることも多いかと。平等と言うからには、女だからと、男の人に仕事を押しつけているように見える時もあり。友達と集まれば夫や上司のことをボロカスに言ってストレス発散する姿もあり。女は、と言ってる男の人と同じでしょ。男女平等、真の意味で、うまくすすんだ社会になればと思います。一人ひとり思いやりのある行動が求められるでしょうね。 |
| 基本は男女の区別をしないで平等に扱う。 |
| 男女平等に仕事と簡単に言いますが、実際には男じゃないとできない力仕事があります。やはり力では負けます。そういうことも考えてほしいです。どうしても女が子育て、家事をするようになります。働いていてもです。女でも仕事がしたいです。でも、子どもの世話もしたいです。仕事を優先して夫に子育て、家事を任せたくても、やはり男の方のほうが給料が高いので、何も言えませんが。難しい事だと思います。男女平等は、できることもあります。大変ですががんばってください。若い人たちが平等で生活できるように・・・。 |
| 詳しく把握しておりません。申し訳ありません。 |
| ヨーロッパ、アメリカなど外国のやり方を取り入れ、時には教わることも大切だ。 |
| いつでも病院で診察できる環境を作ってほしい。お医者さんの人数も限られていますがお願いしたいです。 |
| 感染症の関係で急な発熱の場合も予約でないと診察してもらえない時が多々あったため。検診、福祉サービス等お世話になりました。市と比べても充実していると感じています。引き続きよろしく申し上げます。 |

| |
|---|
| <p>病児保育の環境が整うことを希望します。私自身はもう小さい子はいませんが、同僚は市内まで病児保育で預け出勤したりしています（この家庭は基本的に母親が子の病気の対応をしています）。妻・夫、どちらが仕事を休みやすいかは、各家庭ごとに異なるとは思いますが、子育ての負担が軽くなるような取り組みを行ってほしいです。</p> |
| <p>「旦那さんが協力的ですてきですね。」とよく聞くと、その反対はない。育児は女性がするものだという考えが軽くなればよいと思う。</p> |
| <p>子育て世帯への行政からの取り組み、支援が十分ではない。生活を圧迫している住居費などの支援を行ってほしい。</p> |
| <p>問9の選択肢に「女性の能力開発の機会を設ける」、「女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する」とあることがすでに女性は劣っている、女性を下に見ているという表れだと思う。能力開発しなくても能力のある人はたくさんいるし、活動への積極的な参画を求めるならまずその環境を整えるべきだと思います。女性だけが色々取り組んだ所で全く意味がないと思います。男女関係なくまずは意識改革が必要なのではないのでしょうか。</p> |
| <p>主に年寄りの差別が多いので、年寄りに教育の機会を設ける。</p> |
| <p>経験を豊かにすることが第一だと思います。</p> |
| <p>町として、様々なサポート・事業をしているかと思いますが、情報弱者には届いていない。例えば、スマホ・PCを持っていても困りごとを検索しない、仕方がわからない、そういう人を救済できることを考えてほしい。困っていると思っていない、言えない人に〇〇な支援を受ければ、もっと生きやすくなるよ等の周知の仕方を考えてほしい。</p> |
| <p>よくわかりませんが、何か、昭和の時代のアンケートのように感じました。（失礼）</p> |
| <p>70才以上の男女は、男女差別を感じて実感して生きてきました。その中で上手に自分をおさえて今まで暮らしてきました。体力ではかなわないけど、知識と忍耐力はついてきました。問12の家庭の仕事をほとんど女性がしている状況では、結婚・出産しない日本も仕方ないな、と思います。</p> |
| <p>介護はなかなか男の人が面倒を見るのが難しく、どうしても女の人に負担がかかってしまい、実際重度でなければ施設にも入れないという高いハードルがあります。高齢の女の人（介護する人）にも安心して介護サービスの提供を受けれる情報を提供して、安心して、今後の人生を送ってもらえるようなシステムをもっといろいろ教えてもらえると有り難いです。</p> |
| <p>男性にお茶くみ、女性に肉体労働 できない理由ではないが無理がある LGBTを含め平等を目指すならできる事とできない事を わきまえた上で</p> |
| <p>なんでも男女共同ということには少しギモンを感じる。</p> |
| <p>男、女をことさら言うことに違和感を覚えます。かつてあった家庭の安らぎはどこに求めたらよいのでしょうか。みんなが社会進出、活躍の場がある。大いに結構。子どもが学校から帰ったときに迎えてくれる人がいることの安堵感は、子どもの明日への大きな活力剤だと思うのですが……。学校→学童保育、大切です。でも子どもは一日中小さな社会の中で疲れを重ねています。将来を担う子どもの心をもっと考えませんか。</p> |
| <p>私は妻にいつも感謝しています。食事・洗濯その他諸々弁当なども。家内が明るく楽しく過ごせるように私は妻の申し出には反対しません。ずっと仲良く過ごしたいと願っています。</p> |
| <p>放送での伝達が主流のため、外出しにくいようなところがある。（仕事をしていると帰宅が遅かったり、放送のある時間帯にスピーカーの部屋に居ないといけないので、過ごしにくい所がある。）回覧板のみにする等の方法は難しいのか？！スピーカーで聞き取りにくいことも多いので、後でTEL確認することもあり二度手間なところもある。町内で女性部みたいな女性だけの集まりがあり誘われるが、入会しないといけない雰囲気になっていて嫌。やめてほしい。</p> |
| <p>男だから、女だからでなく、言いたい事は言う、でよいはずだ。</p> |
| <p>県や国の機関に勤務していると体制が整っているので、過剰な程の子の看護休暇や介護休暇が職員にはありますが、一般企業で同じように休むと居づらいのが現状です。時短勤務、子の看護休暇、臨時休校による休みが重なると半分以上出勤していない等あるので、配属を部署ごとに年齢層に分ける等人事にも気を配ってほしい。</p> |
| <p>都合のよいときだけ女性として扱うべきとの考えは改めてほしい。力の弱い男性もいれば外仕事が好きな女性もいるだろう。給与の格差というが、役職や地位に見合った働き方をしなければ誰からの理解もないだろう。女性の立場を改善するなら仕事もきちんとして。</p> |

| |
|---|
| <p>以前の問題があります。村がなくなりそうです。人口が少なくて高齢です。畑は荒れて他の人と会うこともこの夏少なくなりました。スーパーを早く再開店してほしいです。行政の方をお願いします。子どもの声が聞こえるようがんばる必要があります。また、山間地の住民への手当がいると思います。移住を促進しないと八頭町は税金を払う人がいなくなりそうです。</p> |
| <p>もっと子どもにいい暮らしができるようにしてほしいのと、子どもの支援金を増やしてほしいです。</p> |
| <p>がんばってください。</p> |
| <p>知らない言葉があり勉強になりました。私はひとり親で自分の親も少し離れた所（八頭町外）に住んでいるので、学校の役員や町内の役員・行事など免除してほしい。1人で働いて家事をして今は手いっぱいです。両親そろっている家庭が率先してやってほしい。全く協力したくないという意味ではありませんが、大人が1人の家と2人以上の家とは違うと思う。</p> |
| <p>不登校の子どもを抱えて一緒に過ごせる職場・環境が町内にあれば助かる人はいっぱいいると思います。</p> |
| <p>どこまでめんどくさくさらず踏み込めるかだと思う。男性女性問わず子育て・親の介護等の憂いを少なくする活動をしてほしい。</p> |
| <p>子育て世代の支援をし、安心して働ける環境整備に力を入れるべき。</p> |
| <p>ここ数年（5年以内）で3回目のアンケートです。協力はしますがちょっと多くないですか。抽出方法が毎回同じではないのでしょうか。</p> |
| <p>このアンケートのように、地域の方々の意見を聞いたり取り入れることは、とても良いことだと思います。</p> |
| <p>女性が活躍できるように家族・地域・行政のサポートや理解が促進できるといいと思います。</p> |
| <p>男女共同参画といっても男性でないと女性でないとわからないことも。</p> |
| <p>同じ環境にある人との接点、ふれあいなどの集まり。</p> |
| <p>ひとり親に対して厳しすぎる。実家に住んでいて手当がもらえず、家も出れず、生活しづらい。相手がいると母子手当がもらえないのもおかしいと思う。相手がいるから助けてもらえるわけではない。その人にも生活がある。男女共同ではないかもしれないが生活しにくい。</p> |
| <p>地域で集まって講座を開催したり意見を交わすのは大切だと思うが、なかなか出席できないのが現状である。近頃、小・中学生があいさつをしなくなったと思うのですが、地域での生活や子ども会の活動が行われているのでしょうか。地域の活動とは、そこから始まるのではないのでしょうか。</p> |
| <p>何かあれば受け入れる事のできる体制の整った施策にしてもらいたい。いろんな角度で見れば、大変問題が多いが、今回のアンケートで見られる問題から考えていってもらいたい。偏見が多く見られる事も聞きます。</p> |

- ・八頭町男女がともに輝くまちづくり条例
- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

参考資料

八頭町男女がともに輝くまちづくり条例

(平成 17 年 3 月 31 日条例第 24 号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など国際社会における取り組みとも連携しつつ、国内及び県内においても着実に進められてきたところである。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、多くの課題が残されている。

一方、私たちを取り巻く環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、経済活動の成熟化、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識のもと、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力あるまち八頭町の創造を目指し、八頭町男女がともに輝くまちづくり条例を制定する。

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 8 条)
- 第 2 章 基本的施策 (第 9 条－第 15 条)
- 第 3 章 八頭町男女共同参画審議会 (第 16 条－第 20 条)
- 第 4 章 雑則 (第 21 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの基本理念及び実現すべき姿を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、町民一人ひとりの個性が輝き、心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を分かち

合うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 生活のあらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (4) 事業者 町内において営利目的、公益目的に関わらず事業を行う法人（法人格のない者も含む。）及び個人をいい、他の個人を雇用している者をいう。

(基本理念)

第3条 町、町民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進しなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者は、前条の基本理念にのっとり次の各号に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりの実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
固定的役割分担意識にとらわれず、家事、育児、介護など家庭生活全般に家族全員が関わり、ともに責任を分かち合うこと。
- (2) 職場において実現すべき姿
募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がなく、長時間労働やストレスがたまらない職場環境の整備に努め、仕事と家庭の両立が図られること。
- (3) 農業分野において実現すべき姿
組織の方針決定の場に女性を積極的に登用し、女性の能力開発を推進するとともに、地域社会で適正な評価がなされるなど、安全で快適に就業できる環境がつけられること。
- (4) 地域において実現すべき姿

固定的役割分担意識にとらわれず、男女が連帯して地域の企画や実践に関わり、生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

- (5) 学校において実現すべき姿
それぞれの個性や人権を大切にする子どもが育ち、進学や就職などにおいて、性別にとらわれず、個人の能力や適性が尊重されること。
- (6) 暮らしの中で実現すべき姿
男女の特性を認め合いながら、個性と能力が十分に発揮でき、性別による差別や偏見、虐待などを許さず、全ての人権が尊重されること。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を策定し、実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び県の施策等と連携を図りながら、町民、事業所及び他の自治体の協力を得て推進しなければならない。
- 3 町は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、政策決定の場等への女性の参画において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町の附属機関の委員の数は、男女いずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。ただし、法令（他の条例を含む。）の規定により委員の構成が定められている場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の施策推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が行う男女共同参画の推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女共同参画の推進に自主的かつ積極的に取り組むとともに、男女が職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立して行うことができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場所においても性別を理由とする権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場所においてもセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、いかなる場所においても配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与え

る暴力的行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 町長は、男女共同参画のまちづくりを実現し、総合的かつ具体的な施策を計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

2 町長は、男女共同参画プランの策定に当たっては、広く町民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 町は、男女共同参画プランを策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(普及広報活動)

第10条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を得られるよう普及広報活動、研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報収集・公表)

第11条 町は、男女共同参画を効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

2 町は、必要があると認めるときには、町民等に対し男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(町民等への支援)

第12条 町は、町民や事業者が実施する男女共同参画のまちづくり活動を支援するため、情報の提供、活動機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

(相談窓口の設置)

第13条 町は、性別による差別的取り扱いなどの男女共同参画を阻害する問題を処理するために相談窓口を置き、関係機関等と連携をとりながら相談者に対し必要な支援を行い解決に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(実施状況の年次報告)

第15条 町長は、毎年、男女共同参画に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表する。

第3章 八頭町男女共同参画審議会

(設置)

第16条 八頭町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、八頭町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第17条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命

されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成二十七年法律第六十四号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附 則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるように

することを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進する

ために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、

第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必

要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公 表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十三条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第

十一條中国公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定（「、第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附 則（令和七年六月一一日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條に一項を加える改正規定及び同法第三十八條第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三條中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四條中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二條第一項の改正規定、同法第五條第二項第三号の改正規定及び同法附則第二條第一項の改正規定並びに次條並びに附則第三條、第七條、第八條の二及び第十六條の規定 公布の日

二 第一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四條の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二條の改正規定を除く。）並びに附則第六條の規定及び附則第十三條中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七條の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」）の下に「第二十七條

の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

（政令への委任）

第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検 討）

第八條の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二條第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二條第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同條第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成十三年法律第三十一号）

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏ら

してはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相

談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっ

ては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた

日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶

者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項に

おいて「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受

託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすること

ができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規

定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 第百十二条第一項 本文 | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百十二条第一項 ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた |
| 第百十三条 | 書類又は電磁的記録 | 書類 |
| | 記載又は記録 | 記載 |
| | 第百十一条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百三十三条の三 第一項 | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 | 記載された書面 |
| | 当該書面又は電磁的記録 | 当該書面 |
| | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 | その他これに類する書面 |
| 第百五十一条第二項 及び第百三十一条の二 第二項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 | 方法 |
| 第百六十条第一項 | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書 |
| 第百六十条第三項 | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に | 調書の記載について |
| 第百六十条第四項 | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 | 調書 |
| | 当該電子調書 | 当該調書 |
| 第百六十条の二 第一項 | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載 |
| 第百六十条の二 第二項 | その旨をファイルに記録して | 調書を作成して |
| 第二百五条第三項 | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百五条第四項 | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百三十一条の三 第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する | 又は送付する |
| 第二百六十一条 第四項 | 電子調書 | 調書 |
| | 記録しなければ | 記載しなければ |

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|----------------------|--|
| 第二条 | 配偶者 、被害者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 特定関係者又は特定関係者であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 | 配偶者 | 特定関係者 |
| 第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項

若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検 討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象と

なる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従

前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検 討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附 則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものと

する。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検 討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性施策に関する主な動き

| 年 代 | 世界の動き | 国の動き | 鳥取県の動き | 八頭町の動き |
|-----------------------|---|--|--|---|
| 1975年(昭和50年) 国際婦人年 | 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 | | |
| 1977年(昭和52年) | | 「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置 | 婦人青年室設置 婦人問題企画推進会議設置 | |
| 1979年(昭和54年) | 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | 「女子差別撤廃条約」署名 | | |
| 1980年(昭和55年) | 「国際婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) | | | |
| 1984年(昭和59年) | | 「国籍法」改正 | | |
| 1985年(昭和60年) | 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「男女雇用機会均等法」公布、「労働基準法」の一部改正 「女性差別撤廃条約」批准 | 「鳥取県婦人基本計画」策定 青少年婦人課設置 | |
| 1987年(昭和62年) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | | |
| 1991年(平成3年) | | 「育児休業等に関する法律」(以下、育児休業法)公布 | 「第2次鳥取県女性基本計画(とっとり女性プラン)」策定 | |
| 1992年(平成4年) | | | 婦人問題企画推進会議を鳥取県女性施策企画推進会議に改称 | |
| 1993年(平成5年) | 世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言 | 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)公布 | | |
| 1994年(平成6年) | 国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択 | 男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 | | |
| 1995年(平成7年) | 第4回世界女性会議―平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 | 「育児休業法」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」へ改正【介護休業制度の法制化】 | | |
| 1996年(平成8年) | | 「男女共同参画2000年プラン」策定 | 第3次女性基本計画「とっとり男女共同参画プラン」策定 | |
| 1997年(平成9年) | | 男女共同参画審議会設置(法律) 「介護保険法」公布 | | |
| 1998年(平成10年) | | | | 【旧八東町】「八東町女性プラン」策定 |
| 1999年(平成11年) | | 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」へ改正(以下、育児・介護休業法)【介護休業制度等の義務化】 | | 【旧八東町】女性交流室設置 |
| 2000年(平成12年) | 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択 | 「男女共同参画基本計画」閣議決定 | 「鳥取県男女共同参画推進条例」公布 | 【旧郡家町】「こおげ男女共同参画プラン」策定 【旧八東町】ファミリーサポートセンター開設 |
| 2001年(平成13年) | | 男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、DV防止法)施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 | 「鳥取県男女共同参画計画」策定 男女共同参画センター「よりん彩」開設 「鳥取県男女共同参画推進条例」改正 | |
| 2002年(平成14年) | | | | 【旧郡家町】「こおげ男女共同参画行動計画」策定 【旧八東町】「男女がともに輝くまちづくり条例」制定 |
| 2003年(平成15年) | | 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 | 「鳥取県男女共同参画推進条例」改正 | 【旧郡家町】男女共同参画室設置 【旧八東町】「第2次八東町女性プラン」策定 |
| 2004年(平成16年) | | 「DV防止法」改正 | 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定 | 【旧郡家町】「郡家町男女共同参画推進条例」制定 【旧船岡町】船岡町男女共同参画推進計画、男女共同参画室設置 |
| 2005年(平成17年) | 国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) | 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | 「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定 | 「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」制定 八頭町男女共同参画推進本部設置 第1回八頭町男女共同参画フォーラム開催 |
| 2006年(平成18年) | | 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | | 「八頭町男女共同参画プラン」策定 |
| 2007年(平成19年) | | 「DV防止法」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | 「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定 | 集落における男女共同参画アンケートの実施 |
| 2008年(平成20年) | | | 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂 「鳥取県男女共同参画推進条例」一部改正 | |
| 2009年(平成21年) | | 「育児・介護休業法」改正 | | 八頭町男女共同参画センター整備検討委員会設置 「八頭町男女共同参画センター整備についての意見書」提出 |
| 2010年(平成22年) | 国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUN IFEM(現UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成 | APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 | 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂 | 「八頭町男女共同参画センター条例」制定 八頭町男女共同参画センター事務局設置 八頭町男女共同参画センター開設、愛称を「かがやき」に決定 「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(平成22年10月)」実施 |
| 2011年(平成23年) | UN Women 正式発足 | | | 「第2次八頭町男女共同参画プラン」策定 |
| 2012年(平成24年) | 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 | | 「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定 | 八頭町男女共同参画かるた・子育てかるた作成 |
| 2013年(平成25年) | | 「DV防止法」改正 | | 八頭町男女共同参画センターを八東保健センターに移転 |
| 2014年(平成26年) | 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 | 「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催) | 県内の女性活躍を推進するため官民連携組織「輝く女性活躍加速化とっとり会議」発足 | |
| 2015年(平成27年) | 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う) | 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、女性活躍推進法)公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 | | 「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(平成27年7月)」実施 |
| 2016年(平成28年) | | 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 | 「第4次鳥取県男女共同参画計画」策定 「鳥取県女性活躍推進計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂 | 「第3次八頭町男女共同参画プラン」策定 |
| 2017年(平成29年) | | 「刑法」改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) | 「鳥取県女性活躍推進計画」改訂 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を「女星活躍とっとり会議」に改称 | |
| 2018年(平成30年) | | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 | | |
| 2019年(令和元年) | G20大阪首脳宣言 | 「女性活躍推進法」改正 「育児・介護休業法」改正 | | |
| 2020年(令和2年) | 国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) | 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 | 「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画(第5次鳥取県男女共同参画計画)」策定 ※「男女共同参画計画」の名称から「男女」の文言を削除したのは都道府県では全国初 | 「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年3月)」実施 |
| 2021年(令和3年) | ジェンダー平等を目指すすべての世代フォーラム開催 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定 | | 「第4次八頭町男女共同参画プラン」策定 |
| 2022年(令和4年) | | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月1日施行) 「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 「女性デジタル人材育成プラン」決定 | | 八頭町男女共同参画かるた作成 |
| 2023年(令和5年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正(令和6年4月1日施行) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行(令和5年6月23日) | | |
| 2024年(令和6年) | | | | 「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(令和6年9月)」実施 |
| 2025年(令和7年) | 国連「北京+30」(第69回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) | 「女性活躍推進法」改正 「独立行政法人男女共同参画機構法」公布(令和8年4月施行) 「男女共同参画社会基本法」改正 | 「鳥取県男女共同参画センターよりん彩」を「鳥取県男女協働未来創造センターよりん彩」に令和7年4月1日に名称変更し、よりん彩の中に知事直下の組織として、男女協働未来創造本部を設置 | |
| 2026年(令和8年) | | | | 「第5次八頭町男女共同参画プラン」策定 |



発行／八頭町

編集／八頭町男女共同参画センター「かがやき」

発行日／2026年3月

鳥取県八頭郡八頭町徳丸 578-1

TEL 0858-84-2361

FAX 0858-84-2362